

県文書館文書旧君塚村文書 5 = 八幡村絵図



天保3年勝間村番付地帳の表紙



太閤検地帳などを保管する勝間・沢田家



文禄3年勝間村御検地帳の表紙



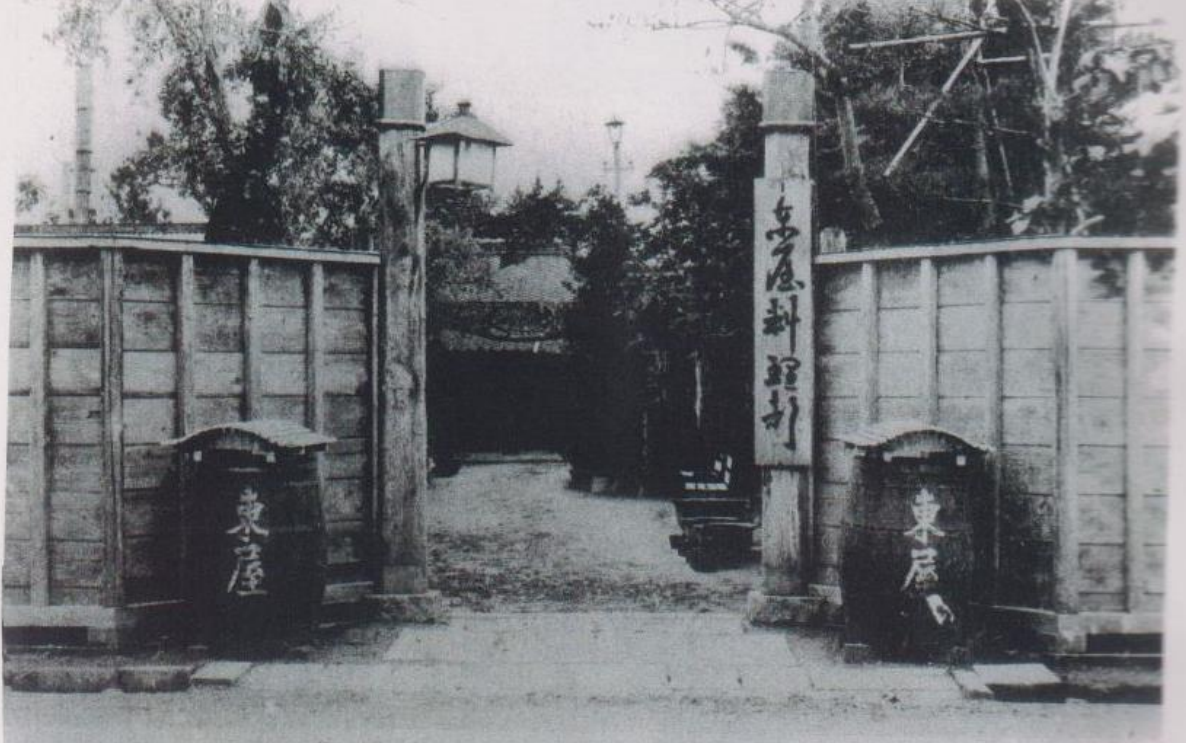
龍性院にある沢田家宝篋印塔



飯香岡八幡宮



国と県の文化財に指定されている飯香岡八幡宮社殿



上総八幡宿東屋旅館別荘

明治、大正時代の東屋別館



宮吉家系図と長五郎肖像画など



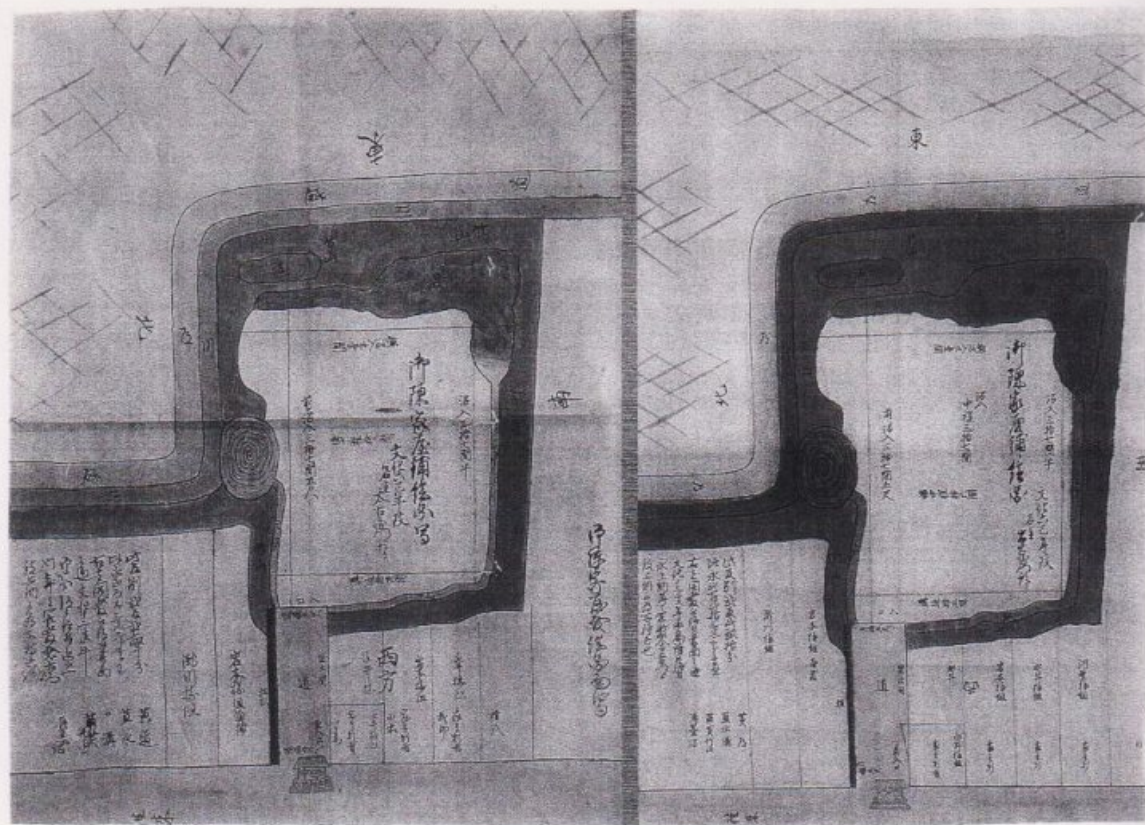
古文書学習会



現地を調査する研究会のメンバー



八幡公民館文化祭に出展



文化6年(一八〇九) 鈴木家絵図
八幡陣屋絵図

御陳家(陣屋)屋敷の絵図

文化六巳年改め

名主 太右衛門預かり

この反別二反二畝十歩
この永二百二十三文三分一厘
右は開発仰せ付けられ書面のとおり文化十二年御高請仰せ付
けられ、永上納年々開発人太右衛門より上納致し所持致すべき
ものなり。

東、西、南、北

道、竹山、沼、溝、入口、垣、往来

横沼入二十一間

沼入三十七間半

幅中ほど十六間

前の沼入三十七間五尺

溝まで十五間

道、道幅九尺、堅二十間、表入口

河野様組、家一軒(写しは権八)

永井様組、家一軒(永井様組、家一軒有り、武助)

岩本様組、家一軒(岩本様組、家一軒有り、小出)

永井(永井様)

岩本様組、家一軒有り(永井様組、家一軒有り、小多原)

岩本様組、屋敷(岩本様組屋敷)

瀧川様組

(掛け軸の右が正書で左が写し、正書を解説、写しは()内
としました)

神崎村御名主甚左衛門殿

於本松之助様御知行所御年貢米

此等御年貢米は御知行所御年貢

に依り別運送江御知行所

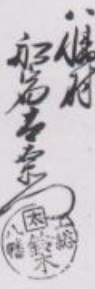
御知行所御年貢米御知行所

御知行所御年貢米御知行所

御知行所御年貢米御知行所

御知行所御年貢米御知行所

御知行所御年貢米御知行所



八幡村 船宿太右衛門印

寛政四年

八月

神崎村

御名主甚左衛門

久々津村

御名主甚左衛門

右両村御組頭衆中

寛政4年(一七九二) 神崎区有文書

八幡・鈴木家関係文書 年貢引き受け証文

御年貢引き請(受)け証文のこと

一 鈴木松之助様御知行所両村御年貢米このたび私方へ船宿仰せ
付けられ、すなわち運送仕り候ところ実正なり、しかる上は
御知行所より御津出しの節は多少に限らず早速船積み仕り御
屋敷様へ上納仕るべく候、もちろん升切れ等これ有り候わば
何ほどなりと拙者引き受け御村方へ少しもご苦勞かけ申すま
じく候、後日のため御年貢引き受け証文よってくだんのごと
し。

寛政四年子八月日

八幡村

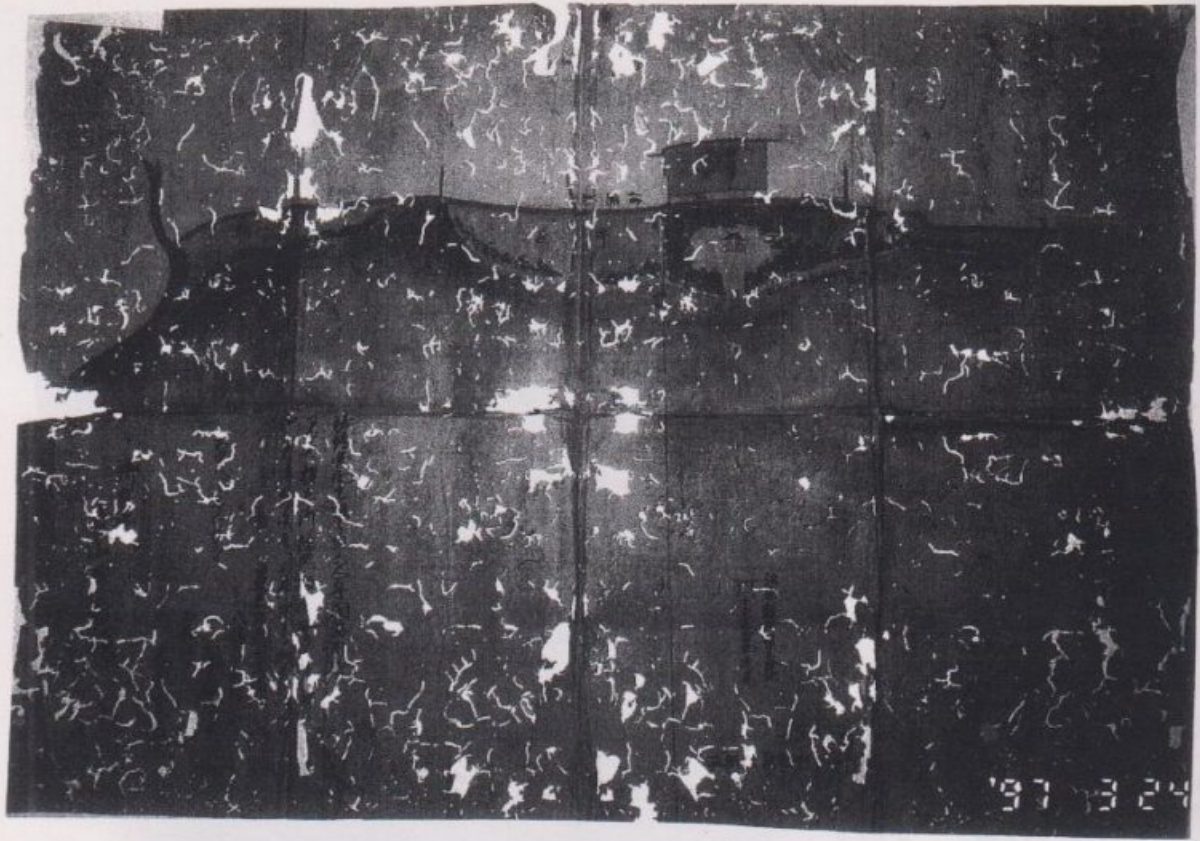
船宿太右衛門印

(上総八幡鈴木姓)

神崎村御名主甚左衛門殿

久々津村御名主太郎左衛門殿

右両村御組頭衆中



天正18年(一五九〇) 飯香岡八幡宮文書137
八幡村御書き上げ絵図面控え写し

(絵図中)

寺、八幡宮境内、社僧寺(境)内、往還筋、町家、田畑

(海)面沖の方田畑□取場「 一百六十六間
汐垢離(こり)場權(かい)立て除地
(鳥居マーク)千葉介富胤造建

この絵図面先(規)のとおり六尺五寸間、海内戌の方見通し
か立て御除地相違ござなく候。このたび御尋ねにつき、絵図面
をもって願ひ上げ奉り候ところくだんのごとし。

上総国市原庄八幡郷

天正十八寅年三月

八幡宮社僧

十二(三?)日

円蔵坊

同社神主

誉田齋宮

御用掛

青山藤蔵様

(市教育委員会写真提供)

田

三
●
●
●
田



北
村田川内、奈村、保連
十四八、保、吉、七、

石橋通

龍善、竹、能、是、方、吉、崎、村

王、奈、松、保、連、合、止

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

吉、田、保、連、吉、五、十

一、吉、田、保、連、吉、五、十
二、吉、田、保、連、吉、五、十
三、吉、田、保、連、吉、五、十
四、吉、田、保、連、吉、五、十
五、吉、田、保、連、吉、五、十
六、吉、田、保、連、吉、五、十
七、吉、田、保、連、吉、五、十
八、吉、田、保、連、吉、五、十
九、吉、田、保、連、吉、五、十
十、吉、田、保、連、吉、五、十
十一、吉、田、保、連、吉、五、十
十二、吉、田、保、連、吉、五、十
十三、吉、田、保、連、吉、五、十
十四、吉、田、保、連、吉、五、十
十五、吉、田、保、連、吉、五、十
十六、吉、田、保、連、吉、五、十
十七、吉、田、保、連、吉、五、十
十八、吉、田、保、連、吉、五、十
十九、吉、田、保、連、吉、五、十
二十、吉、田、保、連、吉、五、十

二百四十度の見盤をもってこれを量（はか）る

ただし一厘一間なり

村田川端より五所村堺（境）まで千八百八十三間五分七厘

石塚道

観音町往来より高島村一本橋の追分まで六百三十一間九分

菊間村若宮堤

観音町往来より境まで四百間四分五厘

市道

観音町往来より境まで四百八十七間三分五厘

市原堤

南町往来より五所地所境まで四百七十間四分一厘

山王様往来より六十五間

観音町横町通り川岸まで百三十六間四分

観音町周地称念寺門先まで六十八間

内二十九間七分前地

浜本町伊勢町通り

仲町の角より浜本町川岸まで百八間半

浜本町横町通り仲町往来より川岸まで九十一間二分

浜本町北倉町角より八幡様石橋まで百三間六分

称念寺門先より浜本町八軒町の角まで六十五間七分

右分見の外、古地図の写し 承仕 又右衛門

村田川端より北新田入口まで百七十八間六分

北新田南入口まで五十九間四分

右同所より観音町入口まで二百二十六間半

一観音町 百七十七間六分二厘

一中町 百五間五分

一片町 七十二間二分

一下道 六十四間六分

一南新田 百間八分五厘

五平の角

一五所堺まで五十六間一分五厘

（絵図中）

称念寺、道満塚、北新田、飛地、村田川、石塚堤、石塚屋敷、

庚申塚、飛地、山王、市道、若宮堤

御墓堂、万徳寺、若宮寺、円頓寺、妙長寺、八幡宮、市原堤、

無量寺、五平

嘉永2年(一八四九) 飯香岡八幡宮文書51A
八幡村御除地海面深さの絵図面

上総国市原郡八幡村

村高千四百三石四斗六升七合

内

御朱印八幡宮領 高百五十石

岩田鐵三郎様御支配所 高百八石五斗三升九合六勺

河野对馬守様 高九十五石九斗四升一合四勺

松本十郎兵衛様 高百六十六石五斗六升八合五勺

水野石見守様 高八十九石二斗七升六合五勺

岩本大隅守様 高二百四石八斗五升二合

村上八十郎様 高百七十八石五斗五升二合

佐野長十郎様 高二百二十六石九斗一升三合

永井鉄弥様 高百八十二石八斗二升四合

都合八給入会、海岸一円村方入会持ち

戊亥の方に中(あた)る

海岸中央より江戸築地辺りおよそ海上七里

三十間目、深さ一尺二寸、汐一杯満時

五町目、一尺五寸 十町目、二尺七寸

二十町目、六尺 三十町目、七尺

四十町目、七尺三寸 五十町目、一丈七尺三寸

白須甲斐守様

南条大次郎様御知行所

森信八郎様

同国同郡五所村

五所村界(境)、海岸差し渡し海上およそ千五十間余

川中央村田川界(境)

八幡村海岸町数二十四町五十四間。ただし六十間一丁余
森川紀伊守様御領分
下総国千葉郡村田村、浜野村

生実大蔵寺御末山

八幡村称念寺

同所無量寺

嘉永二酉の十月

右八幡村、海岸町数、田方町数相定め八給より御地頭所へ差し
上げ候村絵図面の写し、差し上げ奉り候。

(消去部分)

絵図面八給より御地頭所へ差し上げ候、海岸、田方数相違ござ
なく候、村絵図面の写し差し上げ奉り候。以上

慶応4年(一八六八) 飯香岡八幡宮文書62
境内および海面除地図面

(上段 靈応寺側)

町家

五十二間

東裏通り百二間

神領境内

表通り百一間、三十間、町家

往還筋

禁制高札場

(中段 八幡宮境内)

町並み六十五間四尺

五十間半

元神領葬祭地

の処(所)故ありて天文年中無量寺へ分け遣わす

海面通り六十五間四尺

定杭、五十五間半

東裏町並通り巾百二十二間

神領境内

八満宮、末社

海岸表通り巾二百間

七十六間、定杭

町家

(下段 海側)

海面見通し汐干權(かい) 立て御除地

御神輿(みこし) 御幸所 大鳥居
嘉慶年中、征夷大將軍源義満公の御建立
沖の方巾二百間

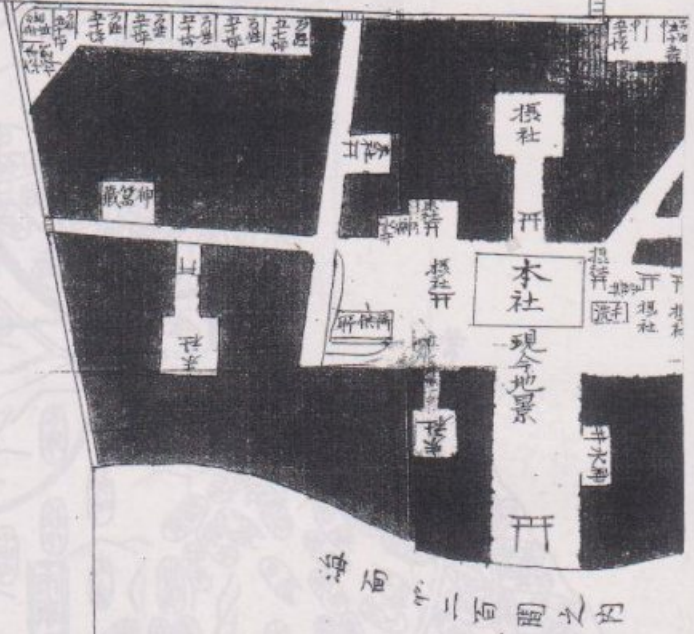
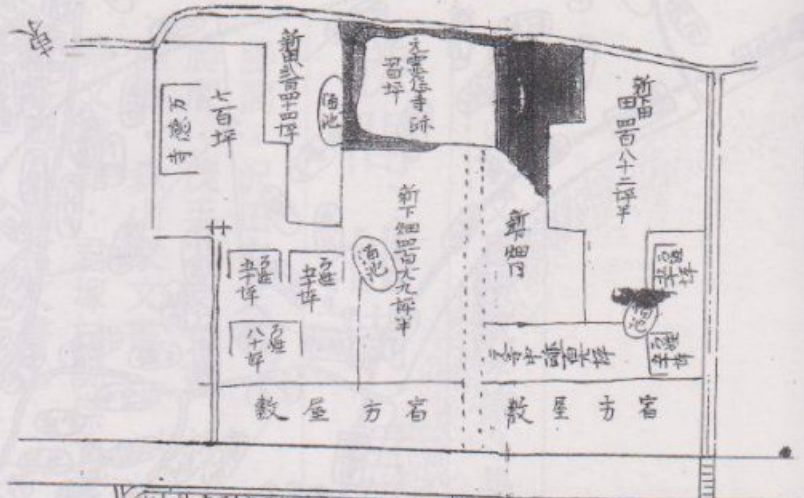
王政御復古仰せ出され候につき、天正度書き上げのとおりに往古より一間六尺五寸間にて、境内ならびに海面戌の方見通し權(かい) 立て御除地等相違ござなく候、今般御尋ねにつき略絵図別紙相添え差し上げ奉り候。以上

慶応四辰年七月

上総国市原郡八幡領
八幡宮神主
市川伊賀亮利

監察兼知県事

柴山文平様



藤繪圖寫

壬申九月

八幡大神上知
現今地景内外

上院園京初八幡宮

明治六年壬申二月十九日誌述
藤園子道及



養老川

江戸後期の市原郡周辺絵図

市原の古文書研究＊第3集

勝間、能満、君塚、八幡村文書

勝間・沢田家文書

勝間・茂手木家文書

能満・森山家文書

県文書館・君塚村関係文書

飯香岡八幡宮文書①

八幡・鈴木家文書

市原の古文書研究会

秋葉 平＊講師

板倉 満

上田 洋子

高澤 恒子

佐野 彪

山岸 弘明



市原市勝間（旧勝間村）小字図

市原の古文書研究*第3集

勝間、能満、君塚、八幡村文書

目次

* カラー絵図||飯香岡八幡宮絵図 | 1

* カラー写真||本文関係資料 | 7

* 「市原の古文書研究第3集」の刊行にあたって | 26

太閤検地帳から質地証文まで^考察^ | 29

関係村々の領主変遷 | 50

* 八幡陣屋絵図^解説^ | 13

飯香岡八幡宮文書^解説^ | 15

勝間・沢田家文書^解説^ | 60

勝間・茂手木家文書^解説^ | 219

能満・森山家文書^解説^ | 231

県文書館・君塚村関係文書^解説^ | 265

* メンバー紹介、奥付 | 302

市原の古文書研究

第1集||今関勘四郎『鶴舞井上落仮藩邸御用留』(既刊)

第2集||金杉浜塩田資料集成(既刊)

第3集||勝間、能満、君塚、八幡村文書

第4集||飯香岡八幡宮、勝間・深山家文書ほか

(平成18年刊行予定)

「市原の古文書研究第3集」の刊行にあたって

秋葉 平 講師



「市原の古文書研究第3集」をお届けいたします。

これは私たち「市原の古文書研究会」のメンバー6名の共同研究により解読した市原の古文書を、原文と解読文とを上下に对照させ、見やすい形にして印刷したものです。

内容としては、勝間・沢田家文書、勝間・茂手木家文書、県文書館君塚村関係文書、能満・森山家文書、飯香岡八幡宮文書、八幡・鈴木家文書などが収録されております。

今回は沢田家文書が全体の7割を占めておりますが、文禄3

年（一五九四）の太閤検地帳から農村に關係の深い年貢割付、年貢皆済目録、村の概要を表わす村明細帳、天保の飢饉關係文書、謎の多い八幡陣屋等から田畑の質地証文、売り渡し証文に至るまで内容的には非常に幅広くバラエティに富んでいるといえます。

解読にあたっては田畑の小字名が現在使われていない古い字名であったり、人名の書き方が非常に乱暴で判読しにくいものであったり、あて字や誤字などもあって大変苦労しました。なお、検地帳の解読にあたっては、激しい虫食いに加えて水濡れで多くのページが固着状態でしたが、それを一枚ごとに分離していただくなど、市原市教育委員会には大変お世話になりました。ありがとうございます。

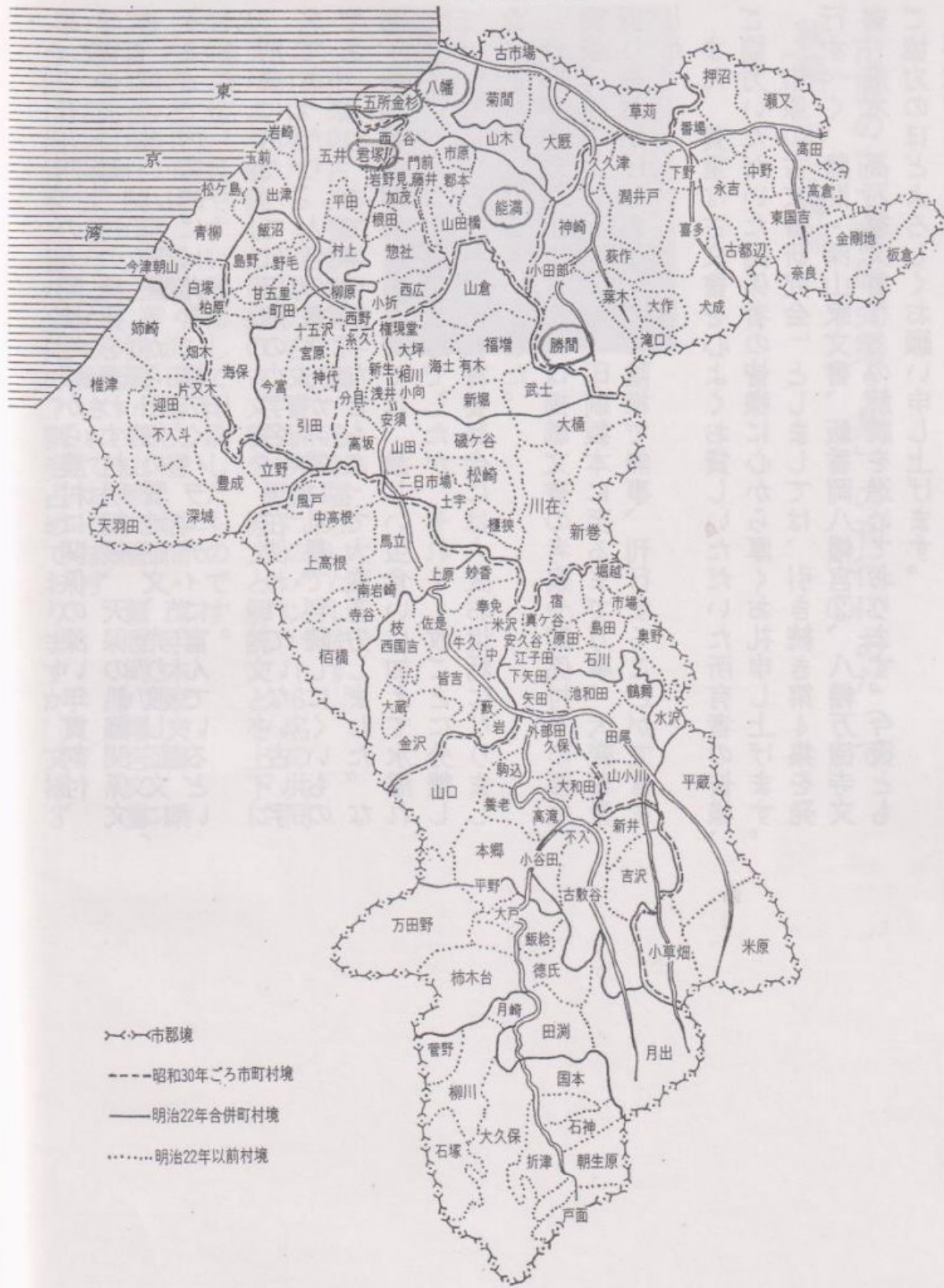
今回事務局の山岸さんには掲載文書の考察や關係村々の領主調査、ワープロ、コピー、印刷製本に至るまで万事、大変お骨折りをおかけしました。お陰様で無事、刊行することができました。

また、貴重な古文書を心よくお貸しいただいた所有者の皆様、ご協力いただいた関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

「市原の古文書研究会」としましては、引き続き第4集を発行すべく、勝間・深山家文書、飯香岡八幡宮②、八幡万徳寺文書、畑木・高石家文書などの解読を進めております。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成17年4月 日

市原市大字区画図



- 市郡境
- 昭和30年ごろ市町村境
- 明治22年合併町村境
- 明治22年以前村境

市原市史より

太閤検地帳から質地証文まで 本編掲載文書について △考察▽

本編に掲載の文書は、太閤検地帳から質地証文までの、徳川幕府の土地文書である。これらは、幕府の土地政策を窺うことができる重要な史料である。本編では、これらの文書を、その成立背景や内容、そしてその変遷について、詳しく解説している。また、本編に掲載の文書は、その形式や表現方法についても、詳しく解説している。これらは、幕府の土地政策を窺うことができる重要な史料である。本編では、これらの文書を、その成立背景や内容、そしてその変遷について、詳しく解説している。また、本編に掲載の文書は、その形式や表現方法についても、詳しく解説している。

市原市勝間（旧市原郡勝間村）は市津地区、市の北東部村田川上流域に位置し、面積およそ5百ヘクタール、南部は山、西部の台地と村田川沿いに田園の広がる純農村地帯で、戸数80戸、人口400余人を数えるが、大半は兼業農家である。

勝間村、江戸後期の所領構成は、御三卿徳川清水家から幕府直轄領に代わった202石余と旗本曾根家領81石余の相給で村高は283石1斗7升8合5勺であった。『市原市史』や『角川日本地名大辞典』は103石余としているが、これらは『旧高旧領取調帳、関東編』（日本史料選書3）が代官支配所202石余を22石余とした誤植を引用したためとみられる。また市史「市原郡の村々の推移」の文禄3年勝間村村高673石余も原本の間違いがわかる。これら新たに判明した事項は本編に紹介する。勝間は幕府崩壊後、慶応4年7月芝山 典支配、10月ころ水野菊間藩所領をへた明治4年7月菊間県、11月木更津県、6年6月千葉県に編入、はじめ市原郡湿津村、昭和30年市津村、36年市津町、38年から市原市で、明治22年から大字勝間になっている。

沢田家は勝間のほぼ中央、小字下田に居住する旧家で屋号「した」（下の家）、同家調べの主要系図を文末に示した。所蔵文書から江戸後期文化年間に名主を勤めたことは明らかだが、以降は解明できていない。いずれにしても、貴重な郷土史料が今日に引き継がれたことは極めて意義あることといえる。

『沢田家文書』と当会との関わりは、会員の板倉 満氏が、勝間龍性院の宝篋印塔調査で建立者子孫の沢田賢吉氏と知り合っている。同家に保管されていた多数の名主文書を拝見させていただいたことに始まる。会ではその全文を解読することとしたが一部文書の保存状態が悪く市教育委員会のご協力もいただいた。

「沢田家文書」には「太閤検地」といわれる、文禄3年の「上総国市西郡勝馬の村御検地帳」全3状のほか、延享3年「村差し出し明細帳」、「勝間村清水領、幕府直轄領年貢割付、皆済証文などを含む近世勝間村名主文書など34点、本編ではそれらを解読、紹介するとともに若干の考察をもって補足した。

また、紙数の都合で一括収載できなかったが、旧勝間村もう1流の名主子孫にあたる深山甚蔵家（屋号かみ上）名主文書45.1点の解読もほぼ完了しており次編の掲載を予定している。

①上総国市西郡勝馬の村御検地帳 文禄3年（縦帳）

② " " " "

③ A " " "

③ B " " "

「太閤検地」は豊臣秀吉がはじめて全国規模で実施した検地の総称だが、中世末期の複雑な土地支配から近世体制への変換という歴史的役割を果たしたことで知られる。これまでまちまちであった度量衡を6尺3寸11間に統一し、1間四方を1歩、30歩で1反とした。検地帳には1筆ごとの耕地に土地の等級と負担者が書き込まれる。公定收穫量である石盛に土地面積を掛けると石高になり、これに5公5民、4公6民といった領主の定めた税率を掛けて年貢になった。

市原の「太閤検地」は徳川家康が秀吉によって小田原北条氏の旧領が与えられ、江戸入りを果たした天正18年の翌19年と文禄3年の2度にわたって実施された。『市原市史』による現存状況は天正19年の原本が姉崎谷田村、日竹村の2か村、写本4か村、文禄3年は「皆吉の郷御繩打水帳」、「佐是郡金沢の村御検地水帳」の2点と浅井の郷検地水帳の写し1点、ほかに「上総町村誌」などを出典とした数点を紹介している。

「勝馬の村御検地帳」は検地日ごとの文禄3年9月5日、6日、9?日の3状からなる。激しい虫食いに加えた水濡れで多

くが固着していたが、教育委員会による調査で1枚ごとに分離された。また、とじ紐が切れてほかの状が混在するなど編成も大きく錯簡していたが、田畑合計37町5反歩のほぼすべてが解説できた。

検地帳、各状最終ページの検地面積を等級ごとに集計して江戸後期、文化8年代官所一差し出し明細帳一202石余と天保14年曾根内匠あて一高反別相改め書上帳一81石余をプラスした村の田畑面積を比較すると

田畑等級	文禄3年	(石盛推定高)	江戸後期
上田	47・9反	(12 57石)	47・6反*
中田	61・1	(9 55)	60・3*
下田	154・1	(5 77)	140・4*
小計	263・0		248・3*
上畑(畠)	14・3	(6 9)	14・1
中畑(畠)	25・2	(4 10)	23・8
下畑(畠)	72・6	(3 22)	71・1
小計	112・3		109・0*
屋敷	6・6	(10 7)	6・5
合計	376・7		363・8*

*江戸後期は地目変更(一)、新田畑(十)を省略となりほぼ変わっていない。また、参考までに(一)内に江戸後期石盛をあてた場合の村高を計算すると237石となった。江戸中期元禄15年は275石であり、文禄3年「上総国石高村々覚え帳」の673石は実態とかけ離れているといえる。

検地は第1日はおおむね村中心部を、第2日は南部、第3日は北部と屋敷を検地している。検地帳は1筆ごとに字名、田畑(畠)の等級と面積、分付主(所有者)、作人名。等級は田は上田、中田、下田、畑は上畑(畠)、中畑(畠)、下畑(畠)を記載、それぞれに確認の黒印が押されている。畑と畠の混在は「畠は乾田を意味し、畑は焼畑ないしその名残りを意味する

一という(『中世の畠と畑』、市史)。巻末にその日の合計、検地者名、野口与兵衛、近藤弥吉、新井仁右衛門、藤代平六を記し、野口が花押を記している。

別表1にメンバ―佐野 彪氏の解析データ「文禄検地における勝間村水田の土地所有関係」、表2に「畑地の土地所有関係」、表3に「屋敷の土地所有関係」をまとめた。これを土地所有ランキングに直すと

順	名前	水田反	畑地反	屋敷反	合計反	専有率
①	新右衛門	46	29	2	77	21%
②	新兵衛	48	20	1	69	19%
③	二郎右衛門	42	18	1	61	16%
④	与三右衛門	41	17	1	59	16%
⑤	助右衛門	38	15	0	54	15%
⑥	八郎右衛門	40	12	0	52	14%
不明		2	1	0	3	
合計		258	114	6	372	

となる。順位は拮抗しているが、勝間村のすべての土地が大地主6人によって独占されていることがわかる。検地帳に登場する作人は全部で55人で、

- ①大地主自らが耕作(主作) 6人
- ②大地主の所有地居者が耕作 10人
- ③居のない者が耕作 39人

となる。大多数は居のない者だが、この資料から住居についての詳細を窺うことはできない。

次いでランキング第1位の新右衛門を例に地主と作人との関係のみよう。田方4町6反の構成は上田35%、中田19%、下田45%、自らは上田の大部分など1町8反を主作、屋敷地に居を置く半右衛門に4町3反、神右衛門に9反、残りを彦四郎、二郎左衛門、八右衛門らに小作させている。一方神右衛門側から地主をみると、新右衛門から下田主体に9反、新兵衛から下田

氏名	上 種	中 種	下 種		
2 新兵へ (新兵衛)	0.6.28(主)	0.4.6(太郎右衛門) 0.2.20(平右衛門) 0.1.15(藤右衛門) 0.3.28(ひこ右衛門)	0.0.8(定使) 0.2.20(平右衛門) 0.2.12(主) 0.0.16(孫右衛門) 0.2.28(主) 0.2.4(新四郎) 0.1.6(孫三郎) 0.0.20(ひこ右衛門) 0.8.25(七郎右衛門) 0.1.10(主) 0.2.24(新四郎) 0.6.29(主) 0.5.26(基右衛門) 0.7.15(七郎右衛門) 0.8.22(三郎右衛門) 0.0.10(彌五郎) 0.6.12(主) 0.0.12(主) 0.1.10(三郎右衛門) 0.1.0(三郎右衛門) 0.0.24(善右衛門) 0.2.17(彌五郎) 0.4.20(彌五郎)		
		0.5.18(主) 0.6.10(主) 1.8.20(助二郎)	0.0.27(三郎右衛門) 0.2.0(七郎右衛門) 0.9.10(二郎兵衛へ) 0.8.0(主) 0.0.21(助右衛門) 0.2.17(ひこ右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.1.10(七郎右衛門) 0.3.0(七郎右衛門) 0.3.10(七郎右衛門) 0.4.24(ひこ右衛門) 0.4.24(新四郎) 0.5.18(三郎右衛門) 1.5.28(三郎左衛門) 0.6.19(太郎五郎) 0.9.22(三郎左衛門)		
		0.8.0(主) 0.0.25(三郎左衛門) 0.4.15(七郎右衛門) 0.4.0(三郎左衛門) 0.0.18(主)	0.2.17(ひこ右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.1.10(七郎右衛門) 0.3.0(七郎右衛門) 0.3.10(七郎右衛門) 0.4.24(ひこ右衛門) 0.4.24(新四郎) 0.5.18(三郎右衛門) 1.5.28(三郎左衛門) 0.6.19(太郎五郎) 0.9.22(三郎左衛門)		
		0.4.12(主)	0.9.22(三郎左衛門)		
	2町9反7畝15歩	各 計 5畝28歩	4反4畝19歩	1町5反5畝9歩	
	2町0反6畝26歩	各 計 6畝28歩	4反4畝19歩	1町5反5畝9歩	
	3 八郎左衛門	1.0.10(主) 0.6.12(彌五郎)	0.0.27(主) 0.6.11(与三左衛門)	0.0.13(二郎右衛門) 0.0.12(ひこ右衛門) 0.0.12(主) 0.3.24(主) 0.2.20(主) 0.8.26(主) 0.5.18(八郎左衛門) 0.2.3(新左衛門) 0.3.27(ひこ五郎) 0.1.15(少二郎) 0.3.18(新五郎) 0.0.10(新五郎) 0.0.24(与三左衛門) 0.2.0(彌五郎) 0.0.15(彌五郎) 0.0.5() 0.5.15(藤右衛門) 0.6.20(主)	
			0.5.4(主) 0.5.15(藤右衛門) 0.6.20(主)	0.0.15(彌五郎) 0.0.5() 0.2.22(与三左衛門) 0.0.28(彌五郎) 0.0.12(助右衛門) 0.2.12(与三右衛門) 0.0.15(与三右衛門) 0.0.19(主) 0.6.29(与三左衛門) 0.1.19(彌五郎) 0.5.20(主) 0.6.2(助左衛門) 0.3.18(彌五郎) 1.0.15(孫五左衛門)	
			0.5.4(主) 0.5.15(藤右衛門) 0.6.20(主)	0.0.15(彌五郎) 0.0.5() 0.2.22(与三左衛門) 0.0.28(彌五郎) 0.0.12(助右衛門) 0.2.12(与三右衛門) 0.0.15(与三右衛門) 0.0.19(主) 0.6.29(与三左衛門) 0.1.19(彌五郎) 0.5.20(主) 0.6.2(助左衛門) 0.3.18(彌五郎) 1.0.15(孫五左衛門)	
		1町7反8畝6歩	各 計 1反6畝22歩	2反4畝17歩	7反8畝28歩
1町2反0畝7歩		各 計 1反6畝22歩	2反4畝17歩	7反8畝28歩	
4 新右衛門		0.4.0(主) 0.6.20(主) 0.4.24(安壽) 0.7.28(主) 0.4.24(四郎右衛門) 0.5.3(ひこ右衛門)	0.2.12(与三左衛門) 0.5.10(主) 0.3.15(平右衛門) 0.3.10(助四郎) 0.3.16(助四郎) 0.1.14(ひこ四郎) 0.1.5(二郎左衛門) 0.4.24(新四郎) 0.0.26(道秀)	0.2.10(少三郎) 0.0.15(六郎右衛門) 0.0.10(少三郎) 0.2.4(少三郎) 0.0.24(主) 0.3.0(ひこ右衛門) 0.4.6(ひこ四郎) 0.4.16(二郎左衛門) 0.2.25(平右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.3.14(三郎右衛門) 0.7.15(新左衛門) 0.5.0(助右衛門) 0.4.6(神右衛門) 0.3.0(七郎右衛門) 0.0.20(神右衛門) 0.1.15(二郎左衛門) 0.1.26(二郎左衛門) 0.0.16(道秀) 0.8.1(ひこ四郎) 0.1.10(二郎左衛門) 0.1.12(神右衛門) 0.1.4(平右衛門) 0.3.20(八右衛門) 0.1.20(善右衛門) 0.1.18(善右衛門) 0.1.6(善右衛門) 0.0.18(新五郎) 0.3.14(藤右衛門) 0.2.10(新五郎) 0.1.15(与三右衛門) 0.2.0() 0.0.5(新五郎) 0.6.6(善右衛門) 0.4.6(与三右衛門) 0.5.19(彌五郎) 0.3.20(新五郎) 0.5.6(二郎左衛門) 0.0.8(四郎右衛門) 0.0.12(三郎左衛門) 0.0.20(八郎右衛門) 0.1.0(四郎右衛門) 1.0.22(二郎左衛門) 0.3.5(助右衛門) 0.8.0(平右衛門) 0.3.0(平右衛門) 0.3.6(基右衛門) 0.3.1(与三左衛門)	
			0.2.12(与三左衛門) 0.5.10(主) 0.3.15(平右衛門) 0.3.10(助四郎) 0.3.16(助四郎) 0.1.14(ひこ四郎) 0.1.5(二郎左衛門) 0.4.24(新四郎) 0.0.26(道秀)	0.2.10(少三郎) 0.0.15(六郎右衛門) 0.0.10(少三郎) 0.2.4(少三郎) 0.0.24(主) 0.3.0(ひこ右衛門) 0.4.6(ひこ四郎) 0.4.16(二郎左衛門) 0.2.25(平右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.3.14(三郎右衛門) 0.7.15(新左衛門) 0.5.0(助右衛門) 0.4.6(神右衛門) 0.3.0(七郎右衛門) 0.0.20(神右衛門) 0.1.15(二郎左衛門) 0.1.26(二郎左衛門) 0.0.16(道秀) 0.8.1(ひこ四郎) 0.1.10(二郎左衛門) 0.1.12(神右衛門) 0.1.4(平右衛門) 0.3.20(八右衛門) 0.1.20(善右衛門) 0.1.18(善右衛門) 0.1.6(善右衛門) 0.0.18(新五郎) 0.3.14(藤右衛門) 0.2.10(新五郎) 0.1.15(与三右衛門) 0.2.0() 0.0.5(新五郎) 0.6.6(善右衛門) 0.4.6(与三右衛門) 0.5.19(彌五郎) 0.3.20(新五郎) 0.5.6(二郎左衛門) 0.0.8(四郎右衛門) 0.0.12(三郎左衛門) 0.0.20(八郎右衛門) 0.1.0(四郎右衛門) 1.0.22(二郎左衛門) 0.3.5(助右衛門) 0.8.0(平右衛門) 0.3.0(平右衛門) 0.3.6(基右衛門) 0.3.1(与三左衛門)	
			0.2.12(与三左衛門) 0.5.10(主) 0.3.15(平右衛門) 0.3.10(助四郎) 0.3.16(助四郎) 0.1.14(ひこ四郎) 0.1.5(二郎左衛門) 0.4.24(新四郎) 0.0.26(道秀)	0.2.10(少三郎) 0.0.15(六郎右衛門) 0.0.10(少三郎) 0.2.4(少三郎) 0.0.24(主) 0.3.0(ひこ右衛門) 0.4.6(ひこ四郎) 0.4.16(二郎左衛門) 0.2.25(平右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.3.14(三郎右衛門) 0.7.15(新左衛門) 0.5.0(助右衛門) 0.4.6(神右衛門) 0.3.0(七郎右衛門) 0.0.20(神右衛門) 0.1.15(二郎左衛門) 0.1.26(二郎左衛門) 0.0.16(道秀) 0.8.1(ひこ四郎) 0.1.10(二郎左衛門) 0.1.12(神右衛門) 0.1.4(平右衛門) 0.3.20(八右衛門) 0.1.20(善右衛門) 0.1.18(善右衛門) 0.1.6(善右衛門) 0.0.18(新五郎) 0.3.14(藤右衛門) 0.2.10(新五郎) 0.1.15(与三右衛門) 0.2.0() 0.0.5(新五郎) 0.6.6(善右衛門) 0.4.6(与三右衛門) 0.5.19(彌五郎) 0.3.20(新五郎) 0.5.6(二郎左衛門) 0.0.8(四郎右衛門) 0.0.12(三郎左衛門) 0.0.20(八郎右衛門) 0.1.0(四郎右衛門) 1.0.22(二郎左衛門) 0.3.5(助右衛門) 0.8.0(平右衛門) 0.3.0(平右衛門) 0.3.6(基右衛門) 0.3.1(与三左衛門)	
		1町5反5畝19歩	各 計 3反5畝1歩	4反5畝3歩	7反1畝15歩
		1町4反7畝28歩	1町2反2畝22歩	2町5反2畝26歩	7町7反2畝10歩
	<p>※備考 この他下記のとおり、所有者不明の雑地在記載されている。 ・中畑 1畝 (平右衛門) ・中畑 25歩 (孫右衛門) ・下畑 5畝20歩 (ひこ右衛門) ・下畑 1畝24歩 (四郎右衛門) ・下畑 1畝14歩 ()</p>				
	<p>計 9畝 9歩</p>				
	<p>土地所有状況</p>				
	1. 二郎右衛門	水田面積 4.2.3.11	畑地面積 1.8.9.15	総面積 6町1反2畝26歩	
	2. 新兵衛	4.8.3.13	2.0.6.26	8町9反0畝 9歩	
3. 八郎左衛門	4.0.2.20	1.2.0.7	5町2反2畝27歩		
4. 新右衛門	4.6.2.1	2.9.7.15	7町5反9畝16歩		
5. 与三左衛門	4.1.0.6	1.7.8.6	5町8反8畝12歩		
6. 助右衛門	3.8.4.7	1.5.5.19	5町3反9畝26歩		
計		25.6.5.28	11.4.7.28		
			総計 37町1反3畝26歩		

			0.6.15(ひこ右衛門) 0.2.20(新五郎) 0.1.9(三郎右衛門) 0.2.12(四郎右衛門) 0.2.12(三郎右衛門) 0.2.8(ひこ右衛門) 0.2.0(神右衛門) 0.1.19(ひこ四郎) 0.0.4(道秀) 1.8.12(平右衛門) 0.2.17(孫右衛門) 2.0.0(太郎左衛門) 0.0.12(二郎左衛門) 0.6.12(安壽) 0.0.10(ひこ四郎) 0.10(道秀)
		1.4.22(主)	
		0.4.1(三郎右衛門) 0.6.4(主) 0.0.14(平右衛門) 0.0.24(八右衛門)	
2町9反7畝15歩	各 計 3反8畝9歩	4反0畝21歩	2町2反3畝15歩
	0.2.25(助右衛門) 0.4.23(主) 0.0.24(善右衛門) 0.2.17(彌五郎) 0.4.20(彌五郎)	0.0.6(助右衛門) 0.0.20(六郎右衛門) 0.4.22(主) 0.4.20(定使) 0.0.24(少三郎)	0.1.20(二郎兵衛) 0.0.10(助六郎) 0.0.16(三郎左衛門) 0.2.25(孫右衛門) 0.0.9(孫右衛門) 0.2.20(二郎兵衛) 0.1.5(主) 0.2.20(平右衛門) 0.1.2(藤右衛門) 0.5.10(主) 0.4.0(主) 0.0.20(主)
		0.1.25(助右衛門)	
5 与三左衛門		0.8.24(助五郎) 1.3.9(主) 0.9.29(主)	0.1.2(助六郎) 0.0.13(助右衛門) 0.0.16(六郎右衛門) 0.1.25(助六郎) 0.4.24(少三郎) 0.2.14(主) 0.2.24(少三郎) 0.2.6(助六郎) 1.5.15(主) 0.3.18(助右衛門) 0.3.8(助六郎) 0.1.18(主) 0.2.10(主) 0.4.8(助左衛門) 0.2.15(助六郎) 0.8.15(主) 0.1.24(新五郎) 0.0.28(八右衛門) 0.0.10(主) 0.1.2(太郎左衛門) 0.2.22(太郎左衛門) 0.3.22(孫右衛門) 0.7.11(六郎左衛門) 0.1.18(平右衛門) 0.2.20(平右衛門)
		0.5.2(助六郎) 0.8.24(助五郎)	0.1.24(新五郎) 0.0.28(八右衛門) 0.0.10(主) 0.1.2(太郎左衛門) 0.2.22(太郎左衛門) 0.3.22(孫右衛門) 0.7.11(六郎左衛門) 0.1.18(平右衛門) 0.2.20(平右衛門)
1町7反8畝6歩	各 計 1反6畝1歩	5反7畝6歩	1町0反5畝5歩
	0.6.0(主) 0.5.18(主) 0.1.26(善右衛門) 0.1.2(太郎左衛門) 0.0.5(ひこ五郎) 0.2.4(五郎三郎) 1.7.29(主) 1.8.6(主) 0.8.2(太郎左衛門)	0.3.29(少二郎) 0.2.3(五郎三郎) 0.2.6(少二郎) 0.1.10(主) 0.1.15(善右衛門) 0.1.28(ひこ五郎) 0.0.16(善右衛門) 0.2.20(主) 0.0.24(与三右衛門) 0.2.11(少二郎) 0.5.3(主) 0.1.10(ひこ五郎)	0.0.15(ひこ四郎) 0.2.25(主) 0.1.0(敏行院) 0.1.12(平右衛門) 0.0.10(少二郎) 0.0.10(少二郎) 0.0.13(善右衛門) 0.0.15(新五郎) 0.0.25(五郎三郎) 0.0.15(与三右衛門) 0.0.12(五郎三郎) 1.2.4(主) 0.8.12(少二郎) 0.5.4(主) 0.0.18(孫右衛門) 0.2.6(主) 0.1.0(主) 0.6.28(新四郎) 0.1.20(孫右衛門) 0.4.6(主) 0.0.24(五郎三郎) 0.0.12(神右衛門) 0.2.0(七郎右衛門) 0.3.22(六郎右衛門) 1.2.20(四郎左衛門)
1町5反5畝19歩	各 計 3反5畝1歩	4反5畝3歩	7反1畝15歩
1町4反7畝28歩	1町2反2畝22歩	2町5反2畝26歩	7町7反2畝10歩
<p>※備考 この他下記のとおり、所有者不明の雑地在記載されている。 ・中畑 1畝 (平右衛門) ・中畑 25歩 (孫右衛門) ・下畑 5畝20歩 (ひこ右衛門) ・下畑 1畝24歩 (四郎右衛門) ・下畑 1畝14歩 ()</p>			
<p>計 9畝 9歩</p>			
<p>土地所有状況</p>			
1. 二郎右衛門	水田面積 4.2.3.11	畑地面積 1.8.9.15	総面積 6町1反2畝26歩
2. 新兵衛	4.8.3.13	2.0.6.26	8町9反0畝 9歩
3. 八郎左衛門	4.0.2.20	1.2.0.7	5町2反2畝27歩
4. 新右衛門	4.6.2.1	2.9.7.15	7町5反9畝16歩
5. 与三左衛門	4.1.0.6	1.7.8.6	5町8反8畝12歩
6. 助右衛門	3.8.4.7	1.5.5.19	5町3反9畝26歩
計		25.6.5.28	11.4.7.28
			総計 37町1反3畝26歩

表-1 文祿検地における勝間村水田の土地所有関係

NO	氏名	上田	中田	下田
1	二郎右衛門	1.6.28(主) 1.2.7(助左衛門) 1.0.11(主) 1.1.6(玄蕃)	0.1.12(孫右衛門) 0.8.26(玄蕃) 1.2.20(五郎三郎) 0.9.16(主)	0.9.10(主) 0.8.12(主) 1.5.12(孫右衛門) 0.7.0(助右衛門) 1.1.20(孫三郎) 0.3.15(二郎兵衛) 1.2.7(主) 1.0.12(主) 0.7.24(二郎兵衛) 1.5.26(主) 1.5.15(孫右衛門) 2.0.0(主)
			1.8.2(主) 0.8.26() 0.7.4(孫三郎) 0.8.3(玄蕃) 1.8.20(主) 1.2.19(玄蕃) 1.0.20(孫三郎)	0.5.6(主) 0.4.10(主) 2.1.28(主) 0.9.0(玄蕃) 0.9.10(ひこ右衛門) 0.5.27(善三郎) 0.2.10(孫三郎) 1.3.25(孫右衛門) 0.3.29(孫三郎) 2.1.0(主) 1.2.0(孫三郎) 0.2.18(孫三郎)
2	新兵へ (新兵衛)	4町2反3畝11歩 1.1.9(新四郎) 1.2.27(七郎右衛門) 1.5.8(主) 1.2.3(主) 0.1.10(主) 1.4.20(主)	1町1反8畝18歩 0.1.03(七郎右衛門) 1.8.4(新四郎)	2町5反6畝13歩 0.1.26(ひこ右衛門)
			1.5.5(ひこ右衛門) 2.1.28(太郎右衛門)	0.0.15(ひこ右衛門) 0.2.12(七郎右衛門) 1.2.4(二郎兵衛) 0.6.27(三郎右衛門) 0.3.16(三郎左衛門) 1.0.24(太郎右衛門) 1.1.0(主) 1.2.28(三郎右衛門) 1.2.15(三郎右衛門) 0.9.5(ひこ右衛門) 1.4.28(主) 1.4.22(助左衛門)
3	八郎左衛門	4町8反8畝13歩 1.2.0(主) 1.4.28(主) 1.1.13(主) 0.1.2(藤右衛門) 0.6.18(廣五郎)	1町0反2畝0歩 0.0.27(廣五郎) 1.2.19(主)	3町1反4畝11歩 0.1.20(廣五郎) 0.0.17(二郎兵衛) 0.3.6(主) 0.1.2(主) 0.6.14(主) 0.6.7(主) 0.5.12(藤右衛門) 0.8.20(与三左衛門) 0.2.4(廣五郎) 0.9.3(廣五郎) 0.0.15(三郎左衛門) 1.1.20(与三左衛門) 1.6.0(主) 2.3.0(与三左衛門) 0.1.5(与三左衛門) 1.2.2(外記) 1.2.0(主) 1.2.18(主)
		1.2.12(新左衛門)	1.1.26(新左衛門)	0.0.15(三郎左衛門) 1.1.20(与三左衛門) 1.6.0(主) 2.3.0(与三左衛門) 0.1.5(与三左衛門) 1.2.2(外記) 1.2.0(主) 1.2.18(主)
4	新右衛門	4町0反2畝20歩 1.9.21(主) 1.0.15(主) 1.3.18(定使) 0.6.14(平右衛門) 1.2.24(主) 1.5.26(主) 1.3.24(主) 1.2.28(主) 1.3.6(主) 0.1.25(主) 1.1.16(彦四郎) 0.6.27(二郎左衛門) 1.1.22(主) 1.1.14(主)	6反4畝9歩 0.1.5(二郎左衛門) 0.0.16(八右衛門)	2町7反9畝23歩 0.8.2(彦四郎) 0.1.15(四郎右衛門) 0.1.8(藤右衛門) 0.1.24(善右衛門) 0.3.22(彦四郎) 0.2.20(善右衛門) 0.0.20(神右衛門)
			1.6.26(主) 0.1.10(八右衛門) 0.0.28(平右衛門) 0.1.18(与三左衛門) 0.1.10(道秀) 0.1.0(神右衛門) 0.9.5(平右衛門) 0.2.0(二郎左衛門) 0.1.0(八右衛門) 0.0.8(八右衛門) 0.0.20(道秀) 2.2.12(主) 2.1.20(二郎左衛門) 0.5.5(神右衛門) 0.7.22(助四郎) 0.0.24(助右衛門)	

4町6反2畝1歩	各計1町6反5畝10歩	8反7畝7歩	2町0反9畝14歩
	1.2.29(助右衛門)	0.1.14(主)	0.6.16(少三郎)
	1.4.22(主)	0.2.0(主)	1.6.0(助六郎)
	1.4.13(主)	1.8.0(新五郎)	1.1.0(助右衛門)
	0.0.27(主)	1.4.12(主)	0.0.15(二郎左衛門)
	0.1.5(主)		
	1.0.20(助六郎)		
		1.6.24(助六郎)	1.5.6(主)
			0.7.10(助六郎)
			0.2.24(助六郎)
			1.5.0(少三郎)
		0.4.14(新五郎)	1.4.5(七郎右衛門)
		0.6.12(新五郎)	2.1.2(主)
		1.3.1(助五郎)	1.4.0(助右衛門)
		2.2.6(主)	1.6.25(助右衛門)
		2.8.24(□左衛門)	1.1.6(ひこ六郎)
		0.9.0(新五郎)	1.1.6(二郎四郎)
			0.8.10(新五郎)
			1.8.15(外記)
			1.4.9(主)
			1.6.24(太郎左衛門)
4町1反0畝6歩	各計5反4畝26歩	1町3反4畝17歩	2町2反2畝23歩
	1.2.3(主)	0.1.0(主)	0.1.13(孫右衛門)
	1.4.20(主)	0.3.14(主)	0.0.6(藤右衛門)
	1.7.0(主)	1.7.0(主)	0.2.26(主)
	0.1.2(主)		0.6.20(主)
	0.0.12(主)		0.2.12(主)
	0.1.12(五郎三郎)		1.8.20(五郎三郎)
			0.0.24(主)
6	助右衛門		
	1.1.10(主)		1.2.0(少三郎)
	1.3.28(ひこ五郎)		1.5.12(少三郎)
			0.1.5(藤右衛門)
			1.7.3(主)
			1.6.14(助)
		1.1.28(太郎左衛門)	2.2.10(主)
		1.2.1(五郎三郎)	1.9.18(神右衛門)
		0.8.21(少三郎)	1.0.23(三右衛門)
		1.6.15(主)	0.3.7(太郎左衛門)
		0.5.7()	1.3.17(善右衛門)
			0.2.10(主)
			0.5.8(主)
			0.1.26(与三左衛門)
			2.2.6(ひこ五郎)
			1.0.25(五郎兵衛)
			1.1.18(太郎三郎)
			1.1.21(四郎左衛門)
			0.6.0(二郎左衛門)
2町8反4畝7歩	各計7反1畝27歩	7反5畝21歩	2町3反6畝19歩
25町6反5畝28歩	4町6反8畝10歩	5町8反0畝12歩	15町1反7畝6歩

※備考
 この他下記の通り、所有者不明の水田が記載されている。
 ・上田 1反3畝28歩 (五郎三郎)
 ・中田 8畝10歩 (与)
 ・下田 1畝2歩 (神右衛門)
 ・下田 24歩 (四郎右衛門)
 計 2反4畝4歩

表-2 畑地の土地所有関係

NO	氏名	上田	中田	下田
1	二郎右衛門	0.4.3(玄蕃) 0.1.28(新右衛門) 0.4.20(主)	0.3.14(新行役) 0.7.19(主) 0.2.5(三郎左衛門) 0.0.24(主) 0.4.16(玄蕃)	0.1.0(少三郎) 0.8.0(主) 0.0.29(五郎二郎) 0.2.8(助左衛門) 0.1.2(主) 0.2.0(主) 0.0.22(孫三郎) 0.0.16(新五郎) 0.1.0(主) 0.0.6(助左衛門) 0.0.9(二郎左衛門) 0.1.12(二郎左衛門) 0.0.15(定使) 0.3.3(主) 0.3.27(助右衛門) 0.0.10(六郎右衛門) 0.0.12(六郎右衛門) 0.2.25(孫□□) 0.8.20(玄蕃) 0.1.5(孫右衛門) 1.0.6(主) 0.3.14(孫右衛門) 0.1.0(孫右衛門) 0.9.6(主) 0.6.18(善三郎) 0.9.10(五郎三郎) 0.2.18(主) 1.4.0(主) 0.1.0(神左衛門) 1.6.13(孫右衛門) 0.6.23(神三郎) 1.0.20(神三郎) 0.3.8(神左衛門) 0.2.16(主)
				0.9.10(主) 0.7.10(主) 0.5.18(孫右衛門)
				0.1.10(二郎左衛門) 0.8.5(二郎兵へ)
3町8反0畝15歩	各計1反0畝21歩	4反0畝26歩	1町3反7畝28歩	

表-3 屋敷の土地所有関係

1. 与三左衛門所有	26歩	助右衛門居	屋敷帳に記載の人名
同 上	2畝10歩	助六居	1. 与三左衛門
同 上	3畝23歩	主居	2. 親兵衛
同 上	6畝0歩	溝五郎居	3. 助右衛門
2. 新兵衛所有	3畝5歩	三郎右衛門居	4. 八郎左衛門
同 上	2畝6歩	七郎右衛門居	5. 新右衛門
同 上	4畝0歩	主居	6. 二郎右衛門 (以上屋敷持ち)
3. 助右衛門所有	4畝27歩	主作	7. 助六
同 上	1畝20歩	藤右衛門居	8. 三郎右衛門
4. 八郎左衛門所有	2畝0歩	与三右衛門居	9. 七郎右衛門
同 上	2畝15歩	主居	10. 藤右衛門
5. 新〔右衛門〕所有	7畝14歩	藤右衛門作(あきやしき)	11. 溝五郎
同 上	2畝12歩	神勝寺(神照寺)作	12. 神右衛門
同 上	1畝10歩	不作(うらやしき)	13. 半右衛門
同 上	1畝22歩	新〔 〕作	14. 孫右衛門
同 上	4畝19歩	神右衛門居	15. 玄蕃
同 上	0畝25歩	半右衛門居	16. 与三右衛門
同 上	3畝28歩	主居	
6. 二郎右衛門所有	2畝10歩	孫右衛門居	
同 上	2畝0歩	主居	
同 上	6畝16歩	玄蕃居	
		計1段26歩	
		面積計 1段2畝29歩	
		計 9畝6歩	
		計 6畝17歩	
		計 4畝15歩	
		計2段2畝10歩	
		合計6段6畝18歩(屋敷帳. 6. 6. 21)	

表-4 勝間の屋号

1 番組 (21軒=ならび順)	氏名 (番地)	特記事項 屋号=推定原字	佐久間重美 1060	○じゅうえむ=重右衛門
	加藤英雄 (209)	○かんぜむ=勘左衛門	加藤貞夫 1065	○えむ=金右衛門
	深山正雄 (207)	せんしょ=三正	加藤武夫 1071	○やつやま=谷津山
	神崎道子 (210)	さくじり=作尻		
	深山邦男 (217)	でしんたく	4 番組 (15軒=ならび順)	
	深山美知男 (242)	やしきやま=屋敷山	茂手木茂 (833)	でみょうじんしんたく
	茂手木誠二 (360)	おおやつしんたく	茂手木義夫 (833)	こうじやしんたく
	佐野 広 (365)	さきえしんたく	茂手木敏夫 (926)	○ながや=長屋
	神崎英明 (374)	ひこべしんたく	近藤孝市 (928)	○はずれ=端
	佐野 彪 (380)	○さきえ=先家 (旧七右衛門)	茂手木昌治 (930)	○さぶろう=三郎左衛門
	深山 均 (384)	○みやむかい=宮向	茂手木幸吉 (934)	○こうじや=麴屋
	岡庭正義 (464)	* (戦後転入)	神崎達雄 (935)	○いっぽんばし=一本橋
	深山甚蔵 (531)	◎かみ=上 (旧名主)	弓削田茂之 (939)	○しもしんたく=下新宅
	深山正明 (532)	○すけえむ=助右衛門	茂手木守 (940)	○かわばた=川端
	切替繁夫 (533)	○いちごろう=市五郎	橋本 忠 (951)	○まがっつ=曲角
	神崎秀明 (535)	○ひこべえ=彦兵衛	加藤志津夫 (952)	○さくえむ=作右衛門
	深山晃弘 (536)	○ごぜむ=五郎左衛門	蔵本一利 (954)	○しょうぜむ=庄左衛門
	深山郁雄 (539)	○じゅうべい=重兵衛	茂手木一郎 1032	こうじやしんたく
	茂手木敏明 (541)	○おおやつ=大谷津	茂手木満 1292	さぶろうしんたく
	深山信之 (551)	○でえ=台	大久保均 1766	* (近年転入)
	深山たけ子 (552)	○げんばち=源八		
	仙波義昭 (514)	* (近年転入)	5 番組 (14軒=ならび順)	
2 番組 (14軒=ならび順)	茂手木一夫 (508)	○あらしき=新屋敷	茂手木治 (447)	○ちゅうはち=忠八
	茂手木恒 (792)	○ぼっしょ=番匠	吉野 昇 (502)	○おき=沖
	花沢年春 (793)	○ろくろ=六郎左衛門	茂手木一郎 (505)	○なか=中
	茂手木康一 (796)	○べんべん	茂手木昇 (507)	○ちゅうべえ=忠兵衛
	花沢さく (798)	ろくろしんたく	茂手木芳郎 (837)	○なみせ=中店
	近藤完治 (800)	○はしもと=橋元	花沢 登 (843)	○ろくぜむ=六左衛門
	近藤 隆 (801)	○みせ=店	弓削田晴夫 (844)	いんきょしんたく
	茂手木孝 (802)	○よへい=与兵衛	加藤きり (864)	○ごんべえ=権兵衛
	石井吉蔵 (804)	○いのち	茂手木洋 (884)	◎とうま=藤馬
	押尾塚郎 (824)	○なおえむ=直右衛門	弓削田政 (885)	○あらち=荒地
	沢田喜雄 (826)	したんしんたく	茂手木藤夫 (850)	○しんべえ=新兵衛
	沢田賢吉 (842)	◎した=下	弓削田琢郎 (887)	○いんきょ=隠居
	茂手木啓一 (857)	○てっぽう=鉄砲	弓削田善行 (890)	○にいや=新屋 (旧仁右衛門)
	花沢春夫 1050	○とうふや=豆腐屋	茂手木久 1289	げたや
3 番組 (13軒=ならび順)	石井勝吉 (815)	○じんしろう=甚四郎	消滅した家	
	関田庄次 (832)	○はちべえ=八兵衛	2 番組花沢家	とうふやしんたく
	蔵本久夫 (993)	○でえじん=大尽	茂手木家 (現在花沢きり)	ばくろう=馬喰
	蔵本 勉 (998)	○そうえむ=惣右衛門	吉野家 (茂手木康一隣)	ぶんしち=文七
	蔵本 勉 (999)	○あめや=飴屋	4 番組茂手木家	でみょうじん=大明神
	佐久間重治 1026	○こしまき	神崎家 (弓削田茂之隣)	たぜえむ=多左衛門
	木島あや子 1031	○ぼっしょ=番匠	茂手木家 (加藤志津夫隣)	しょうべい=庄兵衛
	加藤 悟 1032	○おつぎやつ=乙ヶ谷	5 番組近藤家	はしもとしんたく
	深山和夫 1033	○おおや=大家	加藤家 (茂手木芳郎隣)	じゅうろうぜむ=重郎左衛門
	蔵本 信 1050	あめやしんたく	深山家 (茂手木一夫前)	むかい=向
			神崎家 (茂手木洋隣)	ひこぜえむ=彦左衛門

○=江戸時代からの家、◎=資料提供

佐野彪氏調べ

1町9反、助右衛門から下田2町の合わせて4町を小作していることがわかる。少数の有力農民が分付百姓と呼ばれた隷属的農民を支配して名請地の経営にあたるという、中世の農村構成を現しているともいえる。やがて、江戸時代に向けて小百姓の自立がすすむことになる。

④村差し出し銘(明)細帳(延享3年(豎帳))

⑦差し出し明細帳(文化7年(〃))

⑨当村銘細帳控(文化13年(〃))

「差し出し明細帳(村鑑明細帳)」は幕府や領主の巡見、回村や領主の交代など領主側の必要に応じて提出させた(村勢要覧)である。内容は村全体であったり領内であったりとする目的によって様々だが、形式的でときに作爲的との指摘もある。

江戸中期、延享3年の「村差し出し明細帳」の差出人は勝間村名主重右衛門と組頭、百姓代連名であて先は「井戸助左衛門棟御役所」。井戸は御家人で評定所留役から上総、出羽代官などを歴任した。この年、12代将軍家重の首席老中、堀田正亮が佐倉11万石に栄進、勝間村、不入村、惣社村など市原の6か村もその飛び地領とされた。いったん高25石余を御料(直轄領)御代官所と下書き、堀田相模守様知行所分と書き直して所領交代を窺わせている。勝間村の当時の所領構成は酒井内膳正高172石余、曾根玄蕃頭高77石余との3給であった。内容は明細帳としては簡潔、形式的だが、家数の5軒、男12人、女9人は直轄領百姓であらうか。

⑥A上総国市原郡勝間村見取場新田検地帳(安永2年(豎帳))

⑥B(安永4年(豎帳))

検地帳は検地結果の公文書で一部を村名主が保管する。幕府直轄地や旗本領は幕府代官によって検地され、幕府の蔵前として高入れする。前出、文禄3年の「太閤検地」以降も本格的な検地が行われたはずだが、本編各種村文書は「検地帳」こそなく名寄帳をもってあてているなどとしている。

安永年間には13代将軍家治時代、勝間村3給のうち佐倉堀田藩と旗本酒井家が宝暦13年所領替えとなり、あわせて1999石が御三卿徳川清水重好所領に変わった。清水家は将軍家の万一に備えた予備血統として10万石で創設、徳川家の一員で家臣も幕臣が付属され、郡方役所が統括した。見取場は良くない土地で毎年見取りで税を決める田畑。安永2年は字西原の6筆と字柿の木台1筆、あわせて下々畑4反余、高8斗余、4年は字境谷、根田、かな窪など下田5反余、高2石余、清水家代官西村長右衛門のほか、取箇役、地方役、検地の案内をした名主、組頭などが連印している。

⑤上総国市原郡勝間村御林御改め帳(明和3年(豎帳))

「林改め」は百姓が所有する林の調査報告書。わずかばかりの百姓持ち林、地付山などが林改めで掌握され、山年貢、林銭などの貢租の対象とされた。本書の年代は前書⑥A、Bから10年ほど逆上る徳川清水領時代。差出人は勝間村名主重右衛門、組頭、百姓代で清水郡方御役所にあてている。

⑫前々取下田畑改め小前帳(部分)(文政11年(豎帳))

⑬荒地林畑成取下改め帳(文政12年(横帳))

⑭高辻取調帳(天保3年(豎帳))

⑮田畑反別永内割取調書上帳(天保3年(豎帳))

4点はいずれも11代将軍家斉時代、徳川清水家は無嗣のためいったん絶家となり、幕府直轄代官支配地となるが、文政6年後継した6代斉明領に戻される。差出人は勝間村直助ら組頭3名と百姓代であて先は清水御領知御役所。「取下田畑改め小前帳」は前半を欠落するが、文末に、前々取下田畑お糺しのため小前帳を差し出す、と趣旨が書かれている。前段に等級ごとにとまとめた総括表、後段は一筆ごとの明細をまとめ、小前それぞれが押印、承認している。この場合の小前は小作人であろうか。「高辻」は村高の報告、202石余には安永の検地分も含まれている。「内割取り調べ」ではさらに詳しい田畑の等級反別な

どを報告している。

②子御年貢納むべき割付のこと(部分) 年号不詳(中紙)

③午年納むべき割付のこと(部分) 年号不詳(中紙)

④未御年貢納むべき割付のこと(部分) 年号不詳(中紙)

⑤割付(部分) 年号不詳(中紙)

「年貢割付」は領主側から出される納税命令書。その年、納めるべき年貢が項目ごとに書き込まれている。「年貢割付」は領主や年代、地域性などでまちまち、その種類は数千種類にもおよぶという。4点とも一部を欠落、年号は干支で示され完品がないので年代の特定は難しい。高202石余とあり、安永から明治維新まで、幕府直轄領か清水領かについても即断できない。⑥は前半と後半を欠く断簡だが一般的な割付に近い。ランクごとに面積、石盛、領主の取り分を並べ、最後に合計を計算して期限厳守、皆済すべき旨を記して、年月、領主名、担当名黒印、あて先などがある。

⑦子年、⑧午年、⑨未年は定免と呼ばれる。当初こそ毎年坪刈りを行って年貢高を確定したが、煩雑で双方に負担が大きいことなど、のちに最近数年間の平均出来高で何年間分を前決めするという定免制度が取り入れられるようになった。⑩子年の割付を例にとると、酉年より丑年までの5年間の定免期間の4年目で、本途(後出)小物成(後出)などの詳細は昨年の通りだから省略するとしている。高202石余の取箇(領主取り分)は米73石余と永8貫文余(およそ8両)、書面の通り決める上は村中の大小百姓(本百姓、小作)、入作(所領に農地を持つ他村の者)の者まで残らず相談して取り決め、来る12月の10日までいきつと皆済するように、年月、領主名、担当名黒印、あて先などがある。年貢徴収の実務責任者は名主、村内の百姓に割り当て、皆済までの全責任を負った。

⑩卯御年貢皆済目録 文政3年(中紙)

⑪皆済証文(部分) 天保12年(中紙)

⑫巳御年貢皆済目録(部分) 年号不詳(中紙)

「皆済証文」は領主が発行する年貢の領収書。年貢はいろいろな名目で徴収されるので分納が多く、時に領主側が前借りするケースもある。領主側は領収のつど小手形を発行し、最後に小手形と引き換えに皆済証文を発行する。証文も多種多様だが、大きく領主側が発行する場合と、百姓側に書かせて承認する場合がある。前者は幕府代官所や旗本自身に、後者は下級旗本に多い。3点はいずれも前者ということになる。⑬天保12年と⑭は部分だが、⑮文政3年の「卯御年貢皆済目録」は完品。文政3年は11代将軍家斉の中期、勝間村では2度の清水卿はざま期の幕府直轄領時代であった。

書式や年貢形態は幕府代官所支配地の通常のものに近い。およそ1mほどの中紙巻頭に「卯御年貢皆済目録」と大書、最初に村高の202石1斗7升8合5勺、村名の上総国市原郡勝間村、次いで年貢項目ごとの領収量額が並ぶ。本途は田畑、屋敷の正税、通常、田は米で畑と屋敷は現金、米72石余と永6貫文余(およそ6両)、斗立ては増分を加えた合計、見取りは年々の作柄を見しることをいう。

小物成は正税以外の雑税で、口米と口永は欠損を見込んだ増し分、このときの江戸公定米相場、35石 金31両で永に換算している。御伝馬宿入用は伝馬経費の負担額、六尺給米は領主の雑役人給与負担額、御蔵前入用は年貢米保管経費、蔵屋敷経費の負担分、ほかにもち米、菜種などとなっている。

「皆済証文」は次いで小計、総合計とまとめ、この年の年貢は合わせて米76石5斗2合と永12貫416文ほかとなった。百姓たちの負担はこのほか、村経費、助郷、回村などの諸経費や労務、緊急時の軍役などにもおよぶが「皆済証文」は年貢だけという点にも注意しておきたい。

最後の文章は鷹揚に威圧する。「右は去る卯御年貢、小物成その外、取り立てべき分、書面の通り皆済せしむに付き、小手

形引き上げ一紙目録相渡す上は、重ねて何ようの小手形差し出し候とも反古たるべきものなり。年月、代官、中(村)八太夫印、自らの名前を大書き、あて先は最後の行の下隅に小さく右村、名主、組頭、惣百姓と記している。

⑩ 社倉穀拝借証文 天保8年(豎帳)

⑪ 木更津村社倉御困米俵入不足取調帳 天保8年(横帳)

⑫ 木更津村より引き取り米減石割合帳 天保8年(横帳)

⑬ 社倉穀留帳(案) 天保14年(豎帳)

「社倉」は11代将軍家斉時代はじめ、老中首座松平定信「寛政の改革」の一環として始まった備蓄米、困切制度であろうか。関係文書は天保年間の4点。木更津社倉は周准郡大月村組合、山辺郡松之郷村組合、市原郡山小川村組合、夷隅郡大沢村組合の4組合で構成、運用されていたことがわかる。木更津に社倉、それぞれの組合村に郷倉をおいた。市原の山小川村組合は山小村、朝山村、神代村、勝間村、下矢田村5か村。市史などは清水家後期の市原領を明確にしていけないが、この5か村が後期、文政6年10月から安政元年12月までの清水家領と考えて間違いないだろう。

⑭ 拝借証文は山小川村組合が天保8年の大凶作のとき81石を借り、5か年賦で返済計画を記している。⑮ 不足取調帳は、それぞれの社倉、郷倉の減石分を御回村役水野剛三郎に報告、⑯ 減石割合帳は不足分の各村への割り当て、⑰ は請書。

⑱ 御条目村議定帳 天保14年(豎帳)

「条目村議定」は文字どおり読むと、箇条書きにした村の決まり、一見民意が反映しているようにも見えるが、御は官製を現している。12代将軍家慶時代はじめ、大御所家斉の逝去を待った首席老中水野忠邦が天保12年「天保の改革」に着手、「節約令」が次々に出された。「御条目村議定書」もその1つ。第1項は公儀法度、地頭所条目の厳守で、以下具体的に博奕、盛り場への立ち入り、盗み取りの禁止などを上げている。村人一

同毛頭違背これなき旨、署名捺印、あて先は村両給役人。清水領、曾根領両給が協力して趣旨の徹底を図っている点も注目。これまでは知行所ごとの縦割り行政であったが、組合村の展開で横の連携が強まっていることを示している。

天保14年の「御条目村議定帳」は各地に現存して幕府の威光を窺わせるが、この年閏9月、改革に失敗した水野忠邦が失脚、政局は次第に幕末色を深めることになる。

⑲ 当亥御年貢米取立帳 嘉永4年(横帳)

⑳ 亥御年貢金取立帳 嘉永4年(横帳)

㉑ 年貢米割付帳 年号不詳(横帳)

㉒ 高掛り役金小前割帳 年号不詳(横帳)

「取立帳」は百姓からの年貢米、金の受け取り台帳。㉓ 当卯年、最初の七右衛門は虫食い、4人目の三右衛門をみると米7俵2斗余、同7升余小米、同9升余余米、8俵余皆済とある。小米は屑米。年貢米の徴収は名主の庭先で行われたものだろう。品質は村の共同責任となるので、その検査は厳格を究めたという。篩で屑米を除いて標準枡で秤量している。

「年貢金」の方はかなり複雑だ。まず負担すべき年貢金をすべて書き出し、それを個人別に割り当て、徴収したところで「請取」を記す。年貢の計算方法などの詳細は次編(勝間村深山家文書)で詳解することとしたい。

36 龍性院沢田家寄進宝篋印塔 寛政3年

「宝篋印塔」は「宝篋だらに経」を納めた供養塔をいうが、勝間龍性院の石塔は沢田家の初代五郎次のために建立されている。台石の3面に江戸本町4丁目(東京都中央区、東京駅八重洲口近く)の呉服商大和屋五郎兵衛の文で、五郎次の功績を誌す。碑文によると13才のとき大和屋に奉公し、忠節を尽くして独立したこと、その後故郷に戻って沢田家を興したが、寛政2年病をえて死去、行年40才であった。

沢田家によると、昭和31年境内移動のため解体したところ、

石塔内部から寛政3年の「宝篋だらに経」が出てきたという。現存例はほとんどなく貴重な郷土資料として収載した。その他、本編では質地証文、書簡などを収載した。

沢田家系図

花沢
五郎兵衛
——
① 五郎次
——
② 伝藏
——
仁右衛門家から養子

沢田を称する
宝暦元年生まれ
寛政2年没40才

③ 五郎治
——
志を

文化12年生まれ
明治8年没61才

④ 弁藏
——
天保13年生まれ
明治32年没58才

⑤ 伊之吉
——
文久3年生まれ
昭和20年没83才

⑥ 哲治
——
⑦ 賢吉
——
恒雄

明治38年生まれ
昭和61年没82才

勝間・茂手木 洋家文書
市原市勝間884

茂手木 洋家は沢田賢吉家から百mほど東に寄った勝間のほぼ中央、龍性院の右隣に位置する旧家で、屋号は「とうま(藤馬)」、現存する勝間村文書には出ないが、代々書記役のような仕事をされたものとみられる。同家では安政2年の勝間村「差し出し明細帳」と大正2年の「三山祭典積穀灯明料諸費控え」などを所蔵されている。明細帳は「市原市史」資料編の近世編に深山甚蔵家文書として紹介されているが、深山家に該当文書はなく当家文書の誤りであろうか。

④ 差し出し明細帳(安政2年(豎帳))

幕末安政2年の「勝間村明細帳」で差出人は組頭仁右衛門。勝間5番組の弓削田善行家の先祖とみられる。沢田家など各種の勝間村文書にもこの期間の名主名はなく、組頭が名主職務を代行していたようだ。あて先は無記だが幕府代官所。清水組は前年の安政元年12月に徳川清水領から幕府直轄領代官支配地に変わっており、領主替わりに伴う代官回村のための「明細帳」であろうか。

形式は通常スタイル。はじめに村高(田畑屋敷を米収に換算した総生産高)を記載、曾根領高81石余に続く3行目、ひとつ高202石余以降が旧清水領分。田畑の構成は田が144石余でおよそ71%、畑は57石7斗余29%、反別は合計36町2反2畝23歩半、内訳は田方20町5反余、畑方15町6反余になっている。反別のランク別内訳をまとめると

等級	面積	構成比	石盛
上田	34反	11%	12
中田	44	14	9
下田	103	35	5

新田	1	0	8	1	1	3	6	5
新下田	7					2		5
新下々田	1					0		4
合計	2	9	5	1	2	4	5	5
上畑	1	0				7		6
中畑	1	8				3		4
下畑	5	1				3		3
新畑	4	9				3		3
新下畑	1					1		3
新下の下畑	1					1		2
新林畑	1					1		2
新下々畑	4					3		2
合計	1	3	5			2		2
屋敷	5					1		0
上田林畑成	0					1		2
中田畑成	0					9		9
下田畑成	1	0				5		5
新田林畑成	4					5		5

(注) 曾根領分を除く

上田(畑)、中田(畑)、下田(畑)の3等級は寛永20年「田畑永代売買禁止令」以前の検地分で、新田(畑)は以後の検地高入れ、林畑成は地目変更を表している。年貢増収のため等級が細分されている点に注目したい。田方の等級構成は上田11%、中田14%に対してランクの下がる下田35%、新田36%が圧倒的で、山や谷津の多い立地条件を反映している。

石盛は標準の反あたり収穫量(斗)をいう。上田の12は反あたり1石2斗、中田の9は9斗、下田の5は5斗、米の取れない上畑も6斗、中畑と斗、下畑3斗、屋敷1石の課税対象となっている。一般に上田1石5斗、中田1石3斗、下田1石1斗、上畑、屋敷1石1斗であり、低めともいえる。

当時の勝間村旧清水領人口は44戸218人、うち男性は107人、女性111人。1戸平均4・9人と現在にくらべて多人数家族であったことがわかる。馬が9頭、1戸あたり0・2頭、所有は富裕な百姓に限られ、農耕や荷役に使われた。

1軒あたりのGNP(国民総生産高)は高2石1斗余、人口1人あたり高0石9斗余となる。普通人1人が食べる主食は年間米1石といわれるが、およそ5割ともいう年貢を差し引いた百姓手取りを計算すると、米を作った農民が米を食べられなかった貧しい暮らしが窺える。

作物は米、麦、粟、大豆など、これといった産物はなく、冬は薪を取り、夏は草刈りといった生活をしている。年貢米は八幡村の丸長兵衛河岸へ津出しして海路江戸に運ばれ、陸路の人馬継ぎ立ては八幡から蘇我、千葉寒川、検見川、幕張、船橋、行徳の順で、八幡(市川)、新宿(葛飾)、千住コース、江戸まで14里とある。

そのほか明細帳には村の概要が報告されている。高札場にはキリシタン、鉄砲、強訴、放火禁制の御札4枚、寺は龍性院、神照寺の2か寺、社地は山王大権現など6か所、庚申塚はなく石祠は馬頭観音、地藏尊の2か所、溜井は桑山、五反目、越代の3か所、秣(まぐさ)場は寒風など5か所などなど。

興味深いのは売買が禁止されたはずの田畑質入れ値段が明細帳に記載されていること、生活に困った百姓たちは田畑を担保に現金を借りる。文書は田畑売買が質流れの名目で公然と行われたことを示している。土地も金も富裕百姓に集中し、一方で貧農が生まれるという農業政策の矛盾もかいま見れる。

千葉県文書館では、寄贈、寄託を受けた古文書を目録化して閲覧しているが、市原市の旧中野村中村家文書、旧高滝村小幡家文書、旧葉木村国吉家文書、旧吉沢村斎藤家文書、旧岡田家文書、旧村上村伊藤家文書などが収蔵されている。

「仮君塚村関係文書」は延享4年から幕末までの名主文書

「反別総高盛付き申高入り覚え」「新田検地帳」「田畑盛石帳」、八幡村絵図、塩場絵図(部分)などの6点。文書館によれば、かなり古いころからの所蔵だが入手の経緯などはわからないという。第2集「金杉浜塩田資料集成」の続編として収載した。

前集に「市原市史」などを底本にした君塚村の所領変遷を紹介したが、最新資料を加え改めて別表にまとめた。君塚村は前橋酒井藩領、川越松平藩領、旗本川口領などと変遷、江戸後期は鶴牧水野領388石、旗本川口領46石、幕府直轄領21石で明治維新を迎えている。

①反別総高盛(盛)付き申高入り覚えⅡ延享4年(豎帳)

江戸中期9代將軍家重代、延享4年の反別総高報告書。盛は反あたりの標準収穫量を斗で表している。君塚村では上田15(1反あたり1石5斗)中田12(1石2斗)下田8(8斗)、以下上畑9、中畑6、下畑4で屋敷は11(1石1斗)と計算されている。全国の標準値にくらべるとやや低く、前出の勝間村よりやや高く設定されている。懸米は面積に盛を掛け算した理論上の収穫高、この懸米に五公五民などといわれる税率を掛けると年貢になる。また、申高入れはその7年前元文5年の検地、高入れを指している。差出人は表紙が君塚村名主重郎兵衛、巻末は重郎兵衛と組頭3人が押印、もう1人の名主市左衛門は無

印、別組で、当時、君塚村は2給だったことを示している。

あて先は前橋酒井雅楽頭久留里分領の向郷御役所(陣屋)。延宝8年、内紛のあった久留里土屋2万石が改易、大老・酒井忠清の加増地となる。延享3年一部所領替えて君塚村の一部が組み込まれ、翌4年本書が提出された。久留里分領は前橋から派遣された小神野家が統括、はじめ小櫃川に臨む向郷古陣屋9百坪に役所を構えた。現在は一面の田畑でとくに遺構はない。天和2年交通便利な安住陣屋に移す。跡地は住宅地で地形や土塁などが往時を偲ばせている。

前橋酒井藩領は君塚村およそ4百石の4分の1ほどを所領とした。内訳は上田、中田、下田合わせた田方が6町4反余で61石余、畑方、屋敷は5町3反余で28石余、新田畑を合わせた合計が112石1斗8升2合あったことがわかる。

③上総国市原郡君塚村新田検地帳Ⅱ天明7年(豎帳)
⑥文化3年(豎帳)

幕府代官による新田検地帳の文政3年写しで、江戸中期天明7年と後期文化3年の2点。③天明7年は字浜本の見付畑5筆、1町4反余、高2石余、⑥文化3年は字浜本統の見付田44筆、5反余、3石余。西浜本と浜本統の字名は旧海岸沿いに残っている。見付田畑は石盛できない土地の中から比較的良いものを見付けて検地した田畑をいう。金杉浜塩田の開発直後であり、隣接地も課税の対象とされた。

書式は検地帳の一般的なもの。一筆ごとに字名、田畑の等級、面積、長さ、横、隣接地と高、年貢を負担すべき耕作作者名を記している。次いで合計、石盛。この石盛は税率をいう、天明7年の見付畑は反あたり2斗、文化3年の見付田は反あたり6斗となる。最後はほぼ決まり文句「右は新田検地仰せ付けられるにより、6尺1分の間竿をもって1反3百歩のつもり、相決めるものなり」。代官、検地人(手代)、案内(村役人)。写しのため押印はない。

② 田畑森(盛) 石帳 文化12年(竖帳)

表紙は江戸後期11代將軍家齊代、文化12年の「田畑盛石帳」を記すが年号は写した年をあてている。原文を明記していないが、前半は前出①延享4年「反別総高盛付き申高入り覚え」、後半は「当寅年貢米永割付帳」写し。「田畑盛石帳」は延享4年の懸米(年貢米)を分米に読み替え、4枚目3行に「申(元文5年)の高入り」の1行を加えたほかは全文同一、総高合わせ112石1斗2升8合、本新田高が一致する。

後半の「割付帳」は112石余(重郎兵衛組)と312石余(市左衛門組)を併記し、差出人は山田重郎兵衛と戸張伴右衛門で裏書きに久助とある。旗本両番格2千5百石川口久助恒久といひ、豊臣時代沓掛川口1万3千石の後胤。関が原の合戦は西軍に与したが辛くも家名を保った。あて先は君塚村で年号は当寅年だけ。川口家の君塚村領は天明2年から慶応4年までの86年間、この間文化12年の写し年まで、天明2年、寛政6年、文化3年と3回あるが文面から寛政、文化のいずれとみられる。ともに亥年から卯年まで定免、年貢形式も同一であり、この時点で両組は同じ旗本川口領であったことがわかる。

重郎兵衛組は田方7町1反余、71石余、畑方7町1反余、40石余、一方の市左衛門組は田方が17町4反余、179石余で、畑方は21町6反余、133石余となっている。「割付帳」にはランク別の耕地面積と筆数、高が細々と並び合計、重郎兵衛組の正税は23石余と永5貫文余、市左衛門組は53石余と永17貫文余、ほかに網役永、酒造冥加永、御伝馬宿入用などを課している。網役は漁業、酒造は酒造りの税金で、御伝馬宿入用は宿駅の継ぎ立て経費、なぜか当寅年より免除されている。

巻末の「永付書」は永の基準を記している。組で微妙な違いがあるが屋敷は1反永131文、上畑は永93文、中畑永81文、下畑永69文、下の下畑永30文、見付畑永20文程度となっている。

④ 金杉浜塩場絵図(部分) 慶応年間(中判)

⑤ 八幡村絵図(部分) 慶応年間(中判)

金杉浜新田から八幡村にいたる塩場、海岸絵図。本来、両図は1枚だが、切断されていたので2枚とされたものだろう。⑤八幡村の左下「御料所名主喜右衛門」は原作者とみられる。八幡村の名主で御料所は幕府直轄領を指す。年号はないが安政年間の高入れ地と慶応元年から4年間、上総国代官を勤めた小川達太郎名があり最末期とみられる。県文書館のタイトルは「八幡村絵図」だが、村はなく海岸をたどる「細見形式」になっている。詳細は第2集を参照されたい。

残念ながら絵図に八幡港の明記はないが、「飯香岡八幡宮文書」などと整合すると中央右側の「百六十間」、「五十八間」と記された2本が当時のみおで、「ポイント10」から「ポイント14」、さらに左折した2本線が八幡港と船溜まりとみられる。維新後の地形図でその後の変遷を辿ると明治時代は上のみおを、大正10年、昭和2年、27年図は下のみおを使用していることがわかる。八幡港は昭和はじめ、自動車の普及でその使命を終え、昭和30年代、八幡工業地帯造成埋め立てのため消滅することになる。図には後の竖みおと横みおはなく、当時の八幡港はその北側、ベイサイドゴルフ練習場、大三商行材木工場周辺の雁田川河口一帯にあったのではないだろうか。

市原市能満（旧市原郡能満村）はJR内房線と館山自動車道からやや市役所側に位置し、地名は経文に由来するという。江戸末期の村高は539石余で、そのほとんど525石余を旗本朝岡家が知行所とした。明治元年柴山文平支配、同年菊間藩所領をへた明治4年廃藩置県となった。

森山家は能満村のほぼ中心部、中世能満城山麓の旧家で庭先にゆかりの宝篋印塔を置いている。

所蔵文書は享保18年の「世せがれ久離一件」関連の3点、天保9年の「夫食米拝借嘆願書」、明治3年「原地入用差しもつれ一件」「質地証文」「年貢切手」など26点、うち明治4年廃藩置県前の19点を紹介する。森山家は享保18年文書に「年寄」とある。年寄は通常、組頭の別称だが特別に年寄という役職が置かれた可能性もある。天保9年文書は「小前総代」として領主に夫食米の拝借を嘆願している。小前は上層百姓大前に対する一般百姓を指している。

大名や旗本の知行権は、年貢の収納のほか、身分格式の与奪など領民の生殺すべての権限を握ったといってもよいだろう。村政は年貢徴収を共同責任とした「村請け制」で、その実務は名主、組頭、百姓代の村方三役にゆだねられたが、名主と組頭は地頭旗本が任命、百姓代は一般領民から互選されるケースが多かった。「世せがれ久離一件」では領主と村役人との関係が「夫食米」は天保大飢饉の小前たちの貧窮ぶりを伝えている。ともに旗本朝岡領を知る貴重な文書といえよう。

①領主あて世せがれ久離の願書（享保17年＝中紙）

②御屋敷様御門出入りについて訴状（享保17年＝中紙）

享保17年の「世せがれ久離」関係資料3点、③は②とほぼ同

文、下書きと考え省略した。①「世せがれ久離」は発端を記し、年寄所左衛門が領主の「朝岡外記様家老加藤唯右衛門」にあてた願書。②は相談を受けた親戚の大黒屋権兵衛からの訴状。ともにくどくどしく難解だが、①を要約すると

(1) せがれ兵助の後妻にまちを迎えたが本人が気に入らず、いったん離縁を決意するがまとまらない。

(2) 領主からのアドバイスを受け、一転、兵助を諭したが一向に聞き入れず、逆に不行跡を起こすようになった。

(3) このようなことでは世上に一分が立たないので、兵助を勘当してまちに婿を取り、子孫の断絶を防ぎたい。

(4) 願いの通り承認していただければありがたく存じます。直後に大黒屋から出された②の訴状は事態がこじれて緊迫した様相を伝えている。

(1) 私は殿様の近所に居住し、数年来お目下しを受けありがたく存じます。

(2) 従弟の所左衛門がとがめを受けて御門出入りを禁止された、と私宅にきています。本来取り持ってくれるべき名主や同役の組頭からも捨ておかれ、頼みにならないと言っています。

(4) 所左衛門はこれまで殿様から任命された年寄役を大切に勤めており、今回の成り行きに驚いています。

(5) なにとぞ慈悲をもって所左衛門の御門出入りをお許し下さい。といった内容になる。

所左衛門は御門出入り禁止となったが関わり合いを恐れたほかの村役人たちは助けてくれない。やむなく親戚に取りなしを依頼している。結果の記載はないが、相手は領主で一步誤ればさらなる処分もありうる。慎重ないい回しが苦境をにじませている。

③夫食（ふじき）米拝借嘆願書（天保8年＝中紙）

この年の前年、天保7年は「天保の大飢饉」といわれた凶作であった。「千葉県気象災害」は「夏より秋に至るまで陰寒に

して雨多く、禾穀登らず。天下大いに飢う。称して天保の飢饉という」（千葉県史、君津郡史）、「5月（新暦6月後半）より雨降り続き、かつ冷気にて、6月土用中にもかかわらず裕（あわせ）を着用す。早稲はやや収穫ありしも晩稲は冷気のため実らず、米価高騰して村民の窮状ことにはげし」（古城村誌）と記している。

夫食は百姓の食料をいう。凶作の時に貸与を願ひ出ると難波の度合いで許可され、返済は無利子5年が通例だった。文書は翌8年5月、小前所左衛門、伊兵衛以下22名から地頭所（領主）にあてて差し出されている。要旨は「昨年来まれなる大飢饉で小前の者どもが貧窮し食べ物も尽きはてています。先般夫食米70俵の拝借をお願いしたところ30俵をお貸し下されありがとうございます。ございました。しかし、大勢のことでもあり行き届きません。このままでは死ぬしかないと悲嘆しています。つきましてはごく貧窮の私たち小前22人に夫食米22俵を拝借させていただきたく、れんびん願ひ上げます」となる。小前の窮状が手に取るように分かる。

この文書の特長は、百姓代、組頭、名主を経由する訴訟ルートによらず、小前が直接領主に嘆願している点にある。越訴に近いこの文書は小前たちの貧窮を放置する村役人ごしに、自らの生命を守ろうとする小前たちの悲痛な叫びともいえる。かわりを恐れたのだろうか、正規の百姓代が病氣と称して押印を拒んでいるのも興味深いといえる。

⑮ 原地入用差しもつれ一件議定書（明治3年〓 縦帳）

書付（訴状）（明治3年〓 中紙）

⑯ 一札（明治3年〓 中紙）

明治維新後、能満村は柴山文平支配をへて、菊間藩水野所領と代わる。領内の司法権も地頭、勘定奉行から菊間藩に移っている。⑮から⑯の3点は明治3年の村入用（経費）をめぐる差しもつれ和融訴訟一件、⑰の議定書は訴訟する9人の確認書で、

諸入用（出訴経費）はすべて9人で負担する。⑱は菊間藩御役所にあてた訴状、「村方平和に相治り、一同無難に永続相成り候よう」と訴えている。⑲は菊間郷宿徳太郎から9人にあてた一札（請書）、これにはすでに関係者が菊間割元（名主の統括者）衆中から呼び出しを受け、取り調べが始まっていること、内済をめざしているのであろうか、郷宿が取り扱い担当であることなどがわかる。郷宿は近郷村々の公用定宿だが、公事宿の役割もはたしている。菊間藩の訴訟システムを知る上でも貴重な史料といえる。

⑳ 旗本永井主税先祖書（部分）（宝暦〓 天明か〓 縦帳）

市原の新堀村5百石を知行した旗本永井主税家の先祖書。今ならさしめ戸籍謄本といったところだろうか。任官や知行替え、婚姻などで作成されたものと考えられる。寛政譜より詳しいが残念ながら断簡。永井家は能満村とは関係なさそうであり、伝存の経緯も不詳。

㉑ 未年貢米切手（安政6年〓 中紙）

㉒ 酉年貢米切手（文久元年〓 中紙）

㉓ 亥年貢米切手（文久3年〓 中紙）

切手は受け取りの証券をいう。年貢の受領証として村役所が発行したものが、現存例がほとんどなく大変珍しい。安政6年をみると、所左衛門の年貢米は5俵2斗2升1合9勺4才ともち米2升、うち2俵が伝十郎分となっている。およそ5石、中堅クラスの高持ち百姓といえよう。「右のとおり皆済申し候ところ相違ござなく候」、月日、村役所、大きな村印が押されている。

㉔ 三山房号補任認許状（天保13年〓 中紙）

市原地方は出羽（山形県）の月山、羽黒山、湯殿山を詣でる三山信仰が盛んで、村人たちの生活に密着していた。この文書は行人の石松が本山から法林坊の房号が送られたという認許状であろうか。

④ 売り渡す田地証文 (安永5年 中紙)

⑤ " (宝曆13年 中紙)

⑦ 借用仕る金子証文 (天明元年 中紙)

⑧ 売り渡す田地証文 (天明5年 中紙)

⑪ 譲り売り渡し申す田地証文 (安政5年 中紙)

⑮ 拝借金証文 (文久3年 中紙)

⑯ 売り渡し申す山証文 (元治2年 中紙)

⑰ 山代金請 (受) 取証 (元治2年 中紙)

表題は売り渡す、受け取り、借用、拝借とまちまちだが、8点はいずれも「土地(質地)証文」である。幕府は寛永20年「田畑永代売買禁止令」を出して、本百姓が土地を自由に処分することを禁じた。「身上よき百姓は田地を買い取り、いよいよ宜しきなり。身体(代)成らざる者は田畑沽却(こきやく)売却(せしめ、いよいよ身上成るべからざるの間、向後田畑売買停止(ちようじ)すべきこと」(徳川禁令考)。しかし、年貢の支払いや生活に困った百姓たちは質入れの名目で土地の売買を公然と続けた。

文書の差出人とあて先をみると自ら差し出したもの、受け取ったものとさまざま、印鑑を消去したり戻された証文は返済が済み反古(ほご)となったことを現している。文書ははじめに質入れ対象の田畑の明細と代金、本文は年貢の支払いのため売却(質入れ)すること、質地について異議などのご迷惑をかけるないことを記し、最後に年月日、本人と村役人などの証人印、あて先。文書に期日などの返済条件が書き込まれていないものは無期限なのだろうか。多量の「土地証文」は重税にあえぐ小前百姓の苦しい生活ぶりをうかがわせている。

同家にはこのほか、

⑱ 千葉県令あて願い (明治6年 中紙)

⑳ 石代金皆済切手 (明治7年 中紙)

㉓ 明治7年公租 (明治8年 中紙)

㉔ 石代金受取証 (明治8年 中紙)

㉕ 炭焼き営業鑑札 (明治10年 中紙)

㉖ 炭焼き新規営業願い (明治12年 中紙)

などが所蔵されている。

飯香岡八幡宮は八幡村の鎮守で「八幡」の語源とされる。社伝は白鳳年間の創建、1国1社の国府総社と呼ばれる由緒ある古社で、本殿は国の指定重要文化財、拜殿も県の文化財に指定されている。八幡のふるさとともいえる八幡社には「市原市近世文書目録」に登録された182点が保管されており、順次お借りして解説させていただくことになった。

本編に収載した「八幡村絵図」は、徳川氏の江戸打ち入り当時天正18年、江戸後期嘉永2年、年代未詳の八幡村絵図3点と慶応4年官軍監察兼知事柴山文平あて、明治4年廃藩置県直後木更津県あて境内図あわせて6点など、いずれも八幡村の近世史を物語る第一線級資料であり、一部を先行して収載した。「飯香岡八幡宮文書」は、順次「編」を改めて紹介することにした。

137 八幡村書き上げ絵図Ⅱ天正18年（大図）

天正18年、八幡宮が徳川家康に提出した書き上げ絵図。作成者は八幡宮社僧、神主で、あて先が御用役人・青山藤藏忠成。社僧、神主は当時神仏混交で八幡宮が別当寺・若宮寺（のちに靈応寺）の管理下に置かれていたことを表している。忠成は家康側近の一人。この年2月7日、徳川家康は豊臣秀吉の小田原攻略先鋒として駿府城を出発、4月3日には小田原城を包囲、石垣山に築城中の向城に秀吉を迎えた。小田原城では主戦か和睦かの評定が続き、この間、八王子城、松井田城、岩槻城、鉢形城などが相次いで落城した。

豊臣軍の両総進撃は当時の文書が少なく明確ではないが、4月に野田、5月馬橋（松戸）と八日市場、6月上総に入って序南と一宮を攻略、両総すべてを平定したとされる。秀吉は小田

原城に立てこもる北条氏政、氏直らを3か月にわたって包囲、7月5日降伏、開城となった。

本図の作成日は3月12日を記す。当時徳川家の勢力が上総におよんだとは考えられず今後の検討課題としたい。あて先青山忠成はのち篠山青山家5万石の初代になる。「寛政重修諸家譜第12巻」を開くと「この年、小田原陣の時は2男藤藏忠興（忠俊）を俱して台徳院（秀忠）に従い奉り、東照宮（家康）関東御入国の御催しあるにより忠成御先に参り、あらかじめ諸事を沙汰すべき旨仰せをこうぶり江戸に赴く」とある。また、「飯香岡八幡宮縁起」には「徳川様、当社御信仰厚くおぼしめされ、御用所青山藤藏殿命を被り当社由緒、神領除地など子細お尋ねなされ」と趣旨を記している。絵図の解説は「市原市歴史と文化財シリーズ」第9集の「市原市八幡地区の遺跡と文化財」に田所 真氏が詳しくまとめられたので参照されたい。海中、鳥居マークの「千葉介富胤造建」を「飯香岡八幡宮縁起」で補足すると、永禄2年3月、天下泰平、武運長久、子孫繁栄祈願のため建立としている。富胤（胤富）は戦国時代の千葉氏を代表する名将で、同9年越後上杉謙信と里見氏の連合軍に臼井城を囲まれ落城寸前となるがよくこれを撃退している。しかし、佐倉からは遠く疑念もある。鳥居一帯の海中は「かい立て除地」と呼ばれるみこし幸行、汐ごり場で、干潮は砂浜だが満潮時は海中となった。往古から満潮時、6尺5寸（およそ2m）のかが立つ所までが神領とされ、「飯香岡八幡宮縁起」の天正4年には海面除地「当社前面巾2百間、戌の方沖見通しかい立て」としている。

51A 八幡村御除地海面深さの絵図面Ⅱ嘉永2年（大図）

「飯香岡八幡宮社文書」に多数登録された「海面除地絵図面」の1枚。江戸後期嘉永2年、末尾に「八幡村8給より地頭所へ差し上げ候村絵図の写し、差し上げ奉り候」と趣旨を記している。しかし、文言では最初に差し上げた地頭名も本図のあて先

もわからぬ。絵図中央に八幡宮を中心とした八幡村の海岸線と除地の海面深さ、右下に上総国市原郡八幡村の村高1403石余、ついで8給の領主名と高、右上と左上は隣接する五所村と千葉の村田村、浜野村の領主、寺名などを上げている。

海面深さは海岸中央から江戸築地方向に向かって5町(およそ500m)の満潮時が1尺5寸(およそ40cm)、10町(およそ1km)2尺7寸(およそ80cm)、20町(およそ2km)6尺(およそ1・8m)とあり、遠浅だった当時の八幡海岸を伝えている。

53 八幡村古図の写し(年号不詳(大図))

題名に「古図」とあり年代の記載はないが江戸後期とみられる。構成は中央に大きく村絵図。道や家並みを詳しく記すが八幡港は明確でない。絵図は上が西で、右は北、村田川側。江戸湾に沿って房総往還がほぼ一直線、南北に走る。下総との国境村田川から五所村境までの村域が南北1180余間(およそ2km)、うち半分ほどに町場が形成されている。宿場町兼港町として発展した八幡村の成り立ちが絵図からもうかがえる。

「細見」は八幡村から高島村、菊間村、市原村、五所村など隣接村々との距離、八幡の主要通りと角などを量る。古い旧街区や横町名である観音町横町、観音町周地、浜本町伊勢町、浜本町川岸、浜本町横町、浜本町北倉町、仲(中)町、片町、下道、南、北新田などが読める。これら八幡町旧町名の区割りとして現存する屋号の詳細は「集」を改めて纏めたい。また、絵図の所々にみえる小さな柱状のマークは道標などの石塔を示しているようである。確認の調査を進めたい。「細見」の最後は五平の角、図を詳しく見ると左上端、村境に五平がありこえると五所村になった。

62 境内および海面除地絵図(慶応4年(中図))

慶応4年、明治戊辰の戦いが始まる。幕府軍は緒戦の敗戦を引きずりながら後退。この年4月11日、江戸城は無血開城され

て徳川幕府は崩壊した。絵図はその直後、新政府の監察、知県事として八幡宿に入った柴山文平あて、八幡宮社の「境内および海面除地絵図」。

柴山は久留米出身の勤皇志士で鳥羽伏見の戦いが始まると藩命によって江戸に下って新政府軍の軍監となり、前橋周辺の鎮撫隊に進軍したが、7月はじめ鎮台府から監察兼房総知県事の命令を受けて八幡宿に着任する。8月には庁舎を長南に移し、同年柴山が支配した旧旗本領に沼津5万石の水野忠敬、浜松6万石の井上正直が相次いで転封という慌ただしさだったが、八幡宿にはおよそ1か月、八幡宮社の地所内にあった東屋本陣(後出)に仮役所を置いている。柴山の任務は上総、安房両国の監察と旧幕府直轄領、旗本領の統括であったが、7月17日に出した周辺諸大名への通達、組合村総代らへの知県事役所への出頭命令などが知られている。島野村名主宇右衛門の「日記諸用留」慶応4年7月29日には役所からの呼び出しを受け、「(名主)一同東屋本陣にまかり出候」などと書き留めている。

「境内絵図」の左下に、「仰せ出され候につき、境内とかい立て除地の略絵図を差し上げる」との趣旨書き、提出日は慶応4年7月、作成者は神官市川亮利であって先監察兼知県事芝山文平となっている。ここには江戸期最後の八幡宮境内と周辺町並みが描かれている。陸側「神領境内」は房総往還の表通り101間(およそ180m)奥行き52間(およそ100m)。中央往還の右下降形(クランク)、無量寺は「元神領葬祭地。この所ゆえありて天文年中無量寺に分け遣わす」と記す。今回収録できなかったほかの絵図面に、無量寺の旧地を記載したのもあり号を改めて紹介したい。神領(八幡宮)境内は往還側が222間(およそ400m)で奥行き76間(およそ140m)、拝殿と鳥居、摂社、末社などが描かれている。また、海中みこし御幸所の鳥居は「嘉慶年中、(室町幕府3代)征夷大將軍源(足利)義満公の建立」としている。

59 木更津県あて上知ならびに現今地景内外絵図 明治5年 (中図)

61 八幡大神上知ならびに現今地景内外絵図 明治5年、6年 (中図3枚)

いずれも同図で明治維新後の八幡宮社の上知 (没収) 状況などを描いている。59 図は木更津県あて彩色絵図1枚、61 は黒、グレーなどモノトーンでまったく同じ A B 2 枚と未完の C の合わせて3枚、こちらは個人名、敷地面積などの細かい内容が記されて興味深い。

ともに左下に題名の「八幡太神上知ならびに現今地景内外」
「あら絵図写し」、年号は壬申 (明治5年) 9月、「上申、木更津県権令 (知事)、担当掛岩間知道」あてになっている。図は明治維新直後の神社の混乱ぶりや八幡宿の当時の町並みを現している。とくに廃仏毀釈の嵐の吹き荒れた別当寺・靈応寺と八幡宮社境内の上知 (土地の収用)、南町川岸 (みお) と八幡本陣などこれまで顧みられることのなかった八幡宿近世史のエポックを埋める貴重な第一線級資料といえよう。

巻頭カラーページ59 図の薄い朱色が上地、白が現今景地 (宮地)、グレーが立木、藪地で、別当寺靈応寺側 (現在 J R 八幡宿周辺) は万徳寺を残して田畑、寺跡などと記されている。明治元年の「神仏分離令」は1千年以上にわたった神仏混交を打破するものであったが、一部で暴力的に寺院や仏像を破壊する行き過ぎた廃仏毀釈を引き起こしている。八幡宮社の別当寺であった靈応寺もこうした時代の波の中に、はかなくその歴史を閉じたのである。

次いで南町みおに目を移そう。カラーページの59 図は川岸物揚げ場とみおを、白黒ページの61 図はみお筋、納屋貸地、百姓542 坪としている。みおは砂浜に掘られた航路で港を意味している。いまの看護専門学校などの一画で、のちのり取り船の寄港地として八幡浦の埋め立て工事が始まる昭和30年代まで利

用された。図は江戸時代に八幡宮港として存在したことを示しており、前出「鈴木家文書」で紹介した八幡宮地頭貸地の旗本蔵地、堀家陣屋との関係も考えられる。

房総往還に面して海側に1か所、陸側に2か所、宿方屋敷、宿方屋敷地と書かれた一画がある。詳細図の宿方屋敷地と宮好 (吉) 中 (あたる)、宮吉歌治周辺 (現在の県商工信用組合、宮吉齒科一帯) が八幡東屋 (宮吉) 本陣、靈応寺門前 (現在の織田輪店、毎日新聞販売店周辺) が問屋場であろうか。また屋敷地は焼失を意味しているのであろうか。本図の謎は引き続き文書解説に期待したい。本陣は参勤交代で房総往還を通行する諸大名や公用出張する旗本、公卿たちの宿泊、休息所で、問屋場は人馬継ぎ立ての宿場役所をいう。近郷名主文書に問屋・清五郎なども登場するが詳細は不詳、定めに従った人馬 (25人25頭か) を常備して公務に備えた。その経費は地元・八幡村のほか菊間村、大厩村、市原村、上古市場村、五所村5か村の定助郷で賄われたことが勝間村名主「深山家文書」などに記されている。

房総往還を利用した江戸後期の諸藩は、久留里黒田藩3万石、飯野保科藩2万石、佐貫阿部藩1万6千石、勝山酒井藩1万2千石、館山稲葉藩1万石の5藩 (請西、鶴牧は定府) で、毎年旧暦2月と8月の半年交代で江戸に向かった。

東屋宮吉本陣家子孫の市内辰巳台東・宮吉五郎家に現存する宮吉家系図は

- ① 宮吉七右衛門藤原為宣 (元禄3年没)
- ② " 七右衛門藤原保宣 (宝暦4年没)
- ③ " 長太夫藤原光宣 (明和3年没)
- ④ " 長太夫藤原義宣 (安永3年没)
- ⑤ " 長門正藤原正宣 (寛政6年没)
- ⑥ " 長門正藤原峯宣 (天保3年没)
- ⑦ " 長右衛門藤原宗宣 (嘉永3年没)

⑧ 宮吉伊豆正藤原定宣（文久元年没）

⑨ 〃 いし（定宣の妻女 元治元年没）

⑩ 〃 長五郎（大正13年没）（⑩は八幡町長・宮吉長門）

となつてゐる。宮吉氏によると、①飯香岡八幡宮の社家で昭和はじめに1千年祭を行ったこと、②八幡宮の膳部を担当し、初代為宣から旅館業を営んだこと、③明治維新当時長五郎が幼少で伯父中が後見、後に土地を分けたこと、④歌治（雅楽正）家は宝暦期からの分家であること、⑤菊間藩主水野忠敬公の食事を宮吉家がお届けしたこと、⑥維新後忠敬公が多数回宿泊されたこと、⑦明治元年鎮将府有栖川宮から神葬祭許状をいただいたこと、⑧明治41年、菊間での陸軍大演習に列席された北白川宮殿下が宿泊されたことなどを伝え聞かれています。

当家は幕末から明治、大正期にかけての当主長五郎が本業の傍ら八幡の水産業に尽力され、後継した長門も八幡町町長を勤めた名家として知られ、当時、千葉県商工信用組合一面に旅館東屋、ダイアパレス八幡宿の地に東屋別館を経営されていた。書類はすでに散逸したが、沼津（菊間）藩士内藤孝四郎署名の『和国宝蔵』（和本）、北白川宮宿泊時の拝領品目録、東屋当時の床柱や欄間彫刻、庭石、掛け軸、食器類、長五郎名入り刺子半纏、由緒不詳の三つ葉葵紋衣装箱などを保管されている。当家は明治維新期の柴山文平本陣のほか、江戸通期での宿場本陣とも考えられ、引き続き検討を続けることにしたい。

八幡・鈴木康夫家文書
市原市八幡 1266

市原市八幡（旧八幡村）は江戸時代、宿場町の人馬継ぎ立て場、年貢の積み出し港として発展した。八幡浦から江戸まで海上9里（およそ36km）、海運の中心となつたのは五大力船であつた。寛政6年の飯香岡八幡宮奉納絵馬「上総国八幡村五大力船勢揃い図」には13艘の五大力船が描かれ、天保9年の同じ八幡宮所蔵「農間（のうま）商い渡世取り調べの儀につき八幡村外14か村組合書上帳」には穀商16戸のほか荒物、薪、炭商など五大力船に係わつたとみられる家々の記述もある。その中心的存在であつたのが、鈴木家といわれている。

同家資料によれば、「鈴木家の先祖は元禄のころから始まっている。代々回漕業を経営していたとのことである。幕府に納めるお米を積んだりしていたので、文化6年名主太右衛門に陣屋の跡を殿様が譲つて下さつた。そして文化12年決済したようにその当時の図面に書いてある。陣屋の屋号はそれから出たことである。先祖はそれ以前は浜本町の方に住んでいたとのことである。親戚の松田家が観音町のみおの所に住んでいたことで譲つてあげたとのことである」。また、家業について「慶応元年より醤油醸造業をはじめた」と記している。

代々太右衛門を名乗つたとされ、6代目が名主を勤めたことは明らかだが近隣各村の名主文書などで確認できていない。前出の「農間商い書上帳」には「文政10（12）丑より穀商売、百姓・太右衛門」とあり、神崎区有文書の寛政4年「（旗本鈴木松之助領、神崎、久々津村）御年貢御引き請け証文のこと」、中野・中村家の文政5年「（旗本）桜井鎌五郎様御年貢米受け取り通い」などから手広く年貢回米を手掛けたことがわかる。

同家家譜による江戸時代の系図は

①心誉院常映信士（正徳3年）、光誉院映心信女（享保18年）

②的了院知端信士(享保19年)、妙寿院信女(元文2年)

③自覚院良致信士(宝暦8年)、□得院妙翁信女(明和4年)

④松栄院安善浄室受楽信士(寛政2年)

不二院法誉示教貞然信女(文化7年)

⑤浄誉(院)欣西晴月信士(寛政10年)

一空院洗誉真水信女(文化10年)

⑥洗心院来誉浄迎信士(天保2年)名主太右衛門

明心院光誉撰取蓮台信女(安政5年)

⑦成誓院満誉正覚信士(文久2年)太右衛門

安静院浄誉迎雲信女(明治7年)

⑧太一郎、⑨卓弥

となる。江戸後期から明治時代にかけての生糸、呉服富豪として知られる八幡、鈴木市兵衛家とは⑥代太右衛門の長女が嫁入り、⑦代に世継ぎなく、慶応2年その子太一郎を養子に迎えたという重縁に、八幡浜本で旗本諸領の回米などをなりわいとしたり松田家とも親戚関係にあった。

①御陣屋屋敷の絵図、同写図(文化6年)大型軸装)

作成者やあて先はないが、文面から文化6年、当家⑥代太右衛門が領主から陣屋地を払い下げ(拝領)られた請書の一部または付図、控えであろうか。残念ながら本文、あて先部分を欠落、本図から拝領元(旧領主)を特定することはできない。

表題の「御陣(陣)屋敷の絵図」は絵図の屋敷、すなわち現在の鈴木康夫家が文化6年、当時八幡村を所領(知行)した8給いづれかの陣屋地であったことを示している。また当地は、それより百余年前、元禄時代の大久保八幡1万石、堀八幡1万石陣屋跡として伝承され、千葉県と市原市の「埋蔵文化財分布地図」にも陣屋地として登録されている。

本図の解説は、市原市歴史と文化財シリーズ第9集「平成16年度歴史散歩資料『市原市八幡地区の遺跡と文化財』」の「八幡

陣屋/謎に包まれた幻の江戸大名居館」に詳解したので参照されたい。要約すると

①文政6年、名主太右衛門が陣屋地2反2畝余の払い下げを受けたこと

②文化12年から高入り、その永を反に百文とされたこと

③陣屋地は竹山(土塁)、川、溝(水濠)を巡らせるが大名陣屋としては小さいことなどを考察し、

④堀、大久保両八幡藩について記している。

その後、現在解説中の「飯香岡八幡宮縁起」に堀八幡陣屋に関する資料が見つかったので補足しておきたい。

①寛永19年

八幡宮境内の内、地頭方御蔵地に貸し地の分

堀三左衛門尉、蔵地、南より北へ22間、東より西へ19間(ほか3名を省略)

右のとおり貸地致し、これにより年々米1俵2斗と蔵守善左衛門御年貢としてこれを納む。(後略)

②寛文元年(改め)

(前略)八幡宮御領地の中改め
南北20間、東西13間、堀三左衛門尉(ほか3名を省略)

このごとく借地申すところ実正なり。右冥加年々米1俵2斗宛御神納仕るべくこと。(中略)

寛文元年十二月 右蔵守善右衛門、立合人長助

御神領御代官所

堀家の八幡村領は寛永10年から元禄11年まで、この間の寛文8年、荻谷から居所を八幡へ移したとされるが、本書は少なくとも旗本時代、八幡社の一角に蔵地を置いたことを示している。後出「飯香岡八幡宮絵図」には専用みお(港)も描かれており、堀八幡陣屋もこの蔵地周辺に作られた可能性が高いともいえる。引き続き今後の研究課題としたい。

(文責)山岸弘明

関係村々の領主変遷

①勝間村

天正18	元禄11	宝暦13	〃	寛政7	文政6	安政元年	慶応4	明治元	4年
不詳	旗本酒井領 172	幕領	三卿清水領 202	幕領 202	三卿清水領 202	幕領 202	芝山	菊間 水野領	廃藩 置県
		延享3 佐倉堀田領 25						283石	
元和5	享保10	享保18							
	旗本杉浦領 102	幕領	旗本曾根領 81石						

村高推移=天保5年283石、慶応4年283石

②君塚村

天正18	慶安元	延享3	寛延2	明和7	天明2	文政10	慶応4	明治元	明治4年
	関宿久世領	前橋酒井領 112	川越松平領 425	旗本川口領 434		46石	柴山	菊間 水野領	廃藩置県
不詳					直轄領 424 21石				
					文政10	鶴牧水野領 388石			

村高推移=文禄3年400石、天保5年456石、慶応4年456石

③能満村

天正18	元和ころ	慶安3				慶応4	明治元	明治4年
	旗本朝岡領	旗本朝岡領(分知) 524石				柴山支配	菊間 水野領	廃藩置県
	慶安ころ	积蔵院領 8石						
不詳		神王院領 6石						

村高推移=文禄3年419石、天保5年539石、慶応4年539石

④八幡村

天正18	寛永3	10	元禄11	宝永4	慶応4	明治元	明治4年	
古河永井領	八幡堀領	幕領	旗本佐野領 226石			柴山	水野領	廃藩置県
旗本永井式部領		旗本村上領 178石						
天和2		旗本河野領 95石						
		旗本水野領 89石						
旗本永井豊前守領 182								
天正18	?	寛永10	元禄11	貞享1	元禄10	延享3	寛延2年	
八幡本多領か	旗本酒井領か	八幡大久保領			幕領	前橋酒井領		
明和7		文化8	天保3	5	12	慶応4年		
川越松平領	幕領	佐貫阿部領	幕領	貝淵林領	幕府直轄領 108石			
天明7		旗本岩本領 205石						
旗本松本領 166石								
天正以前								
八幡宮領 150石								

村高推移=文禄3年1, 404石、天保5年1, 403石、慶応4年1, 403石

『市原市史』を底本に作図、高の端数は切り捨てました
 村高引用資料
 文禄3年は「上総国石高村々覚え帳」(市原市史)
 天保5年は「上総国村高帳」(房総叢書)
 慶応4年は「旧高旧領取調帳」(日本史料選書)

関係村領主要覧

『市原の大名旗本家資料事典』(山岸弘明)から関係分を要約、再編成しました。
 第2集に掲載分は省略しました。

朝岡

旗本朝岡久兵衛家(寛政譜12-57、断家譜3-12)
 元和ころ寛永7-4 ②朝岡泰勝 旗本千7百余石。朝岡泰国
 長男。久兵衛。金銀奉行。57才
 寛永7年 慶安3-6 ③国孝 2千石。勝国(部屋住死) 長男
 從五位下、権三郎、出羽守。小姓。34才
 慶安3-8 天和3-11 ④直国 千5百石。從五位下、権三郎、
 伊予守、縫殿頭。小姓、小姓番、書院番。廃絶、再興、元禄2-
 1 被殺廢絶
 朝岡久兵衛家知行(市原郡)
 元和ころ慶安3-6 能満村(市原地区) 5百石
 ほかに荻作村、松崎村

旗本朝岡八左衛門家(寛政譜12-58)
 慶安3-8 天和3年 ①朝岡某 旗本5百石。朝岡国孝2男。
 宇左衛門、八左衛門。小姓組
 天和3-12 宝永6-12 ②重教 弥四郎、宇右衛門。小姓組
 宝永7-12 元文5-閏7 ③朝番 国雄長男。万之助、外記。書院
 番。37才
 元文5-10 宝暦9-6 ④知明 国雄2男。新藏、主膳、新兵衛
 書院番。52才
 宝暦9-18 安永4-8 ⑤都安 弁次郎、宇兵衛。小姓組。35才
 安永4-11 文化12年 ⑥定増 新之助、大和守。書院番、小納
 戸、小姓 ⑦弘道 新之丞、定次郎。⑧太三郎、⑨新兵衛
 天保11ころ 不詳 ⑩興禎 太三郎。小納戸
 不詳 安政4-5 ⑪某 栄太郎。小普請
 安政4ころ 慶応4-7 ⑫信守 虎之丞。明治5-10、19才
 朝岡八左衛門家知行(市原郡)
 慶安3-8 慶応4-7 能満村5百25石、荻作村10石

藤原氏道兼流。下野の地頭・宇都宮家の支流で三河の朝岡に居住し
 て姓とした。宗家は関が原の合戦で没落したが、泰国が徳川家康に
 仕え、泰勝も金銀奉行で能満村などを所領した。5代直国の相続で
 5百石を分知、直国は後、將軍綱吉の勘氣にふれて廢絶となるが、
 分家八左衛門家の采地が明治維新におよんだ。最後の信守は明治は
 じめ知行所の縁故を頼って能満村に帰農するが、明治5年、19才で

逝去。変革の波を乗切ることができなかつた青年旗本の痛々しい最
 後ではあった。

知行変遷

- ①泰国、泰勝 千7百20石か
- ②国孝 寛永7年祖父遺領千2百石相続、叔父泰直に5百20石分知。
11年2百俵加増ほか、2千石
- ③直国 慶安3年千5百石相続、八左衛門に5百石分知。天和3年
廢絶、元禄元年再興5百俵、2年被殺、廢絶
- ④八左衛門 慶安3年分知5百石
- ⑤朝岡久兵衛家/徳川実記
- ⑥直国 天和3年11月。先に外様に出され後おぼめしむねありて近
侍に復職せしめしが、なお心得よからず奉職も無状なりとて采邑
収公せられ、阿部对馬守正邦に預けられる。子弟などは親戚のも
とにつかわさる。元禄2年1月。(日記)世に伝うる処は(中略)
直国御預けの身となりし時その妻を重治のもとに預けおきしに重
治その義妹と密通しけり。こたび直国召返されて重治がもとにあ
りしかば重治ことの露頭をおそれひそかに家人に命じ直国を殺害
せしめ狂氣して自殺せしよし聞こえあげぬ。
- ⑦朝岡八左衛門家 ①旗本人名事典、②主要文献
- ⑧朝岡新之助定増。5百石、上総、三河、両番、三頭左巴、市ヶ谷
長龍寺、本所二ツ目御竹蔵後。
- ⑨旗本家百科事典、三島正精日記
- ⑩久兵衛家江戸屋敷
- ⑪千代田区九段北1-13の一部、日本債券信用銀行の一部
- ⑫文京区関口2-15の一部、目白台コーポの一部
- ⑬八左衛門家江戸屋敷
- ⑭元禄6-12 宝暦13-11 北本所、3ツ目屋敷、5百坪
この間、本所2ツ目5百34坪、本所竹蔵うしろ屋敷5百50坪
- ⑮天保11-17 明治維新 本所林町5丁目(現菊川)
- ⑯墨田区菊川2-19、10の一部。平井屋製糊所、松本ビル
菩提寺/①寺、②現状、③文献
- ⑰市ヶ谷長龍寺 曹洞宗、小机雲松寺末。杉並区高円寺南2-31
高座郡永明寺(寛政譜による康勝墓所)
- ⑱市原積蔵院 真言宗。市原市能満582
- ⑲長龍寺 朝岡家の墓(角柱およそ1.5m 八左衛門家子孫か)
積蔵院
- ⑳新兵衛 清寿院浄光道円居士靈位(角柱1.5m 天保11年)
- ㉑信守 栄宣院朝岡有賢居士之靈位(〃 明治5年)
- ㉒市原にある大名旗本の墓、上総市原第12号(同タイトル 要旨)

酒井

旗本酒井紀伊守家（寛政譜2-36）
 寛永10年、寛文2-11 ①酒井忠吉 旗本7千石。酒井忠利2男。
 小鍋、和泉守、紀伊守、従五位下。書院番、裏門番、留守居、関
 所および諸家人質奉行、大奥のこと。寛文3年、75才
 寛文2-11、元禄11年 ②忠経 忠信、牛之助、兵部。小姓、御
 徒頭、小普請。元禄12年、75才
 酒井紀伊守家知行（市原郡）
 寛永10年？、元禄11年？ 八幡村（高不詳）

清和源氏義家流松平別流。徳川譜代最大の名門、雅楽助正親の3男
 忠利の2男忠吉からはじまる。忠吉は13才から將軍秀忠に仕え、寛
 永4年父逝去で3千石を分知され、10年の加増で合わせて7千石を
 知行した。その采地は武蔵、上総、下総のうちだが、「飯香岡八幡
 宮縁起」の寛永19年と寛文元年「地頭方御蔵屋敷に貸地」に酒井兵
 部少輔、酒井兵部正名があり、八幡村が采地の一つであったことが
 わかった。忠吉は秀忠、家光、家綱の3代、次の忠経も家綱、綱吉
 の2代にわたって側近旗本として仕えた。元禄11年采地を近江国に
 移されて市原領は消滅したが、子孫は代々小姓番頭、書院番頭など
 をつとめた。

知行変遷（寛政譜）
 ①忠吉 慶長3年5百石（下総）、その後5百石加増（武蔵）、寛
 永4年父遺領うち3千石分知（川越）、10年3千石加増（上総）
 ②忠経 元禄11年采地を近江国に移す
 以後の変遷 ①寛政譜、②旗本家百科事典
 ①②忠経、③忠助（紀伊守、和泉守 大番頭）、④忠實（紀伊守 大番頭）、⑤忠陸（紀伊守 小姓組番頭）、⑥忠とく（紀伊守 小姓組番頭、書院番頭）、⑦忠よし
 ②忠よし（和泉守、山城守 小姓組番頭、書院番頭）7千石。飯田
 町もちの木。文政6年、松平外記去る4月22日殿中において乱心
 刃傷致し候節、取り計らいよろしからず候につき御役御免差し控
 え（松平外記事件連座）
 忠礼（肥前守 書院番頭、小姓組番頭、留守居、御側）7千石。
 神田橋外。慶応2年、家事不取締りの趣御聴に達し（中略）御役

御免寄合。総領元中奥小姓近江守いかかの所業もこれあり趣相聞
 け、不埒の至り候（中略）部屋住切米召し上げきつと慎みまかり
 あり旨（後略）
 勝之助（近江守 御側）5百俵、部屋住。慶応2年、御役御免。
 （藤岡屋日記）父子旗本各家への金子タカリ発覚、御役御免

参考資料（徳川実記）
 ①忠吉 2-1-3-3-4 大留守居役、6-1-3 大姫婚姻、6-2-5 女手形、
 6-2-8 伊豆海辺凶、3-1-1-5-3 千代姫入興、1-8-1 日光社参、
 2 国用査検、3-0-5 髪置式、3-5-1 ほか家光面命など多数
 ②忠経 3-1-3-3-5 家綱小姓、5-8-7 守役、5-1-50、84、5-5-3、
 5-8-8 駿府城加番など多数

飯香岡八幡宮地頭蔵屋敷（飯香岡八幡宮縁起）
 ①八幡宮境内の内、地頭方御蔵屋敷に貸地の分
 永井豊前守 蔵地分南より北へ22間、東より西へ19間
 永井式部少輔 同 南より北へ22間、東より西へ19間
 酒井式部少輔 同 南より北へ23間、東より西へ18間
 堀三左衛門尉 同 南より北へ23間、東より西へ19間
 右のとおり貸地致す。これより年々米一俵二斗ずつ蔵守善左衛門、
 御年貢としてこれ納む。寛永19年壬午年4月

②八幡宮境内の内、御蔵地に貸地の分、今般相改め左のとおり4家
 地頭方へ蔵屋敷に貸す。（中略）
 南北21間、東西14間 酒井式部正蔵地（中略）寛文元丑年12月
 江戸屋敷 ①江戸区、②東京市史稿、③復元江戸情報地図
 ①寛永9年 千代田区大手町1-4 気象庁前交差点、緑地周辺
 正保元年、承応2年、明暦3年 千代田区北の丸公園3 国立公文
 書館周辺

②万治2-1-7 忠吉 本屋敷召し上げ久貝頼母屋敷拝領
 元禄7-1-2 忠経 水戸屋敷前と竹本権右衛門屋敷相對替え
 " 11-1-9 " 南本所2千坪拝領
 " 11-1-11 " 下谷屋敷類焼召し上げ、本所狼江町替え地
 内2か所2千5百72坪拝領
 " 11-1-11 " 南本所3、4の橋間通り伊奈半左衛門支配所の
 居屋敷（上屋敷） 千代田区神田錦町1-1 神田橋安田ビル
 下屋敷 千七百坪。文京区本駒込2-28 ビュータワーの一部
 " 江東区毛利1-1-1-9 ツインタワーすみよし、住宅地
 菩提寺 ①寺、②現況

①浅草曹源寺（寛政譜による菩提寺）
 ②曹源寺 曹洞宗、巨獄山、駒込吉祥寺末。台東区松ヶ谷3-1-7
 墓碑不詳

酒井

旗本酒井老岐守家(寛政譜2-38)
 元禄11-6、元禄16-12 ③酒井忠与、旗本5千石。酒井忠真3男。
 從五位下、内記、老岐守。小姓組番頭、書院番頭。42才
 宝永元-2、享保8-7 ④忠位、酒井忠稠3男、内膳。34才
 享保8-10、元文2-9 ⑤忠候、田中定矩男。從五位下、内記、
 中務、豊後守。小姓。34才

元文2-閏10、元文5-8 ⑥忠厚、忠位2男。万次郎、左京。18才
 " 5-11、安永元-11 ⑦忠順、酒井忠音7男養子。從五位下、
 内膳、主殿、伊予守、備中守。定火消、小姓組番頭、書院番頭、
 大番頭。43才

安永元-12、天明2-6 ⑧忠幸、秀之丞。25才
 天明2-9、文化3以降 ⑨忠貞、酒井忠香6男。内記、老岐守。
 定火消、百人組頭、甲府勤番支配
 文化年間、天保5-7 ⑩主殿頭、百人組頭
 天保5-7、慶応4-7 ⑪忠とう、内蔵助、老岐守、備中守。
 火消役、小普請組支配、小姓組番頭、講武所奉行、駿府城代

酒井老岐守家知行(市原郡)
 元禄11-6、宝暦13-4 勝間村172石
 ほかに大戸村、新井村、野毛村(元禄11-6、慶応4-7)、古敷
 谷村(天保14年、慶応4-7)

清和源氏新田氏、同じ酒井一族で酒井紀伊守家初代忠吉の弟3男忠
 重からはじまる。寛永4年2千石の分知を受け、10年に5千石に。
 忠与は書院番頭で、元禄11年川越の采地を勝間村、新井村、野毛村
 などに移した。子孫は中奥小姓、大番頭をつとめ、9代忠真は定火
 消、百人組頭、最後の忠とうも火付盜賊改、田安家家老などを歴任
 した。墓所は和光市の老鑑寺。初代忠重開基の名刹だが維新後荒廃
 していたのを、昭和52年に寺と有志の手で復興した。初期3基の五
 輪塔は庄巻で市の文化財に指定されている。

知行変遷(寛政譜)

- ①忠重、年号不詳5百石(武蔵国)、寛永4年分知2千石(〃)、
 10年3千石(周准郡、安房国)
- ②忠綱、慶安元年2千5百石相統、弟忠正に5百石分知
- ③忠与、元禄11年川越領を市原郡、安房国に移す

⑦忠順、宝暦13年市原、周准郡の一部を武蔵国に移す
 ⑧忠貞、天明2年安房国を埴生郡に移す

酒井老岐守家、旗本人名事典、①万石以下国字分名集、②幕士録、
 ③旗本姓名高寄、旗本家百科事典(柳補)、⑤幕臣人名事典、⑥
 日本史総覧、⑦大武鑑

①酒井内記忠貞、5千石。武蔵、安房、上総。三河。源松平支流。
 寄合。丸の内剣酸。新座郡老鑑寺。麻布広尾坂上、下屋敷白銀
 元御殿近所

②酒井内記。5千石。麻布広尾南部坂、当時飯田橋

③酒井内蔵助。5千石。

④酒井松之助忠貞。内記、老岐守。父秀之丞。5千石。麻布広尾南
 部坂。天明2-9家督、6-11定火消、同一2布衣、寛政11-5
 百人組頭、享和3-8甲府勤番支配、文化3-3寄合?

⑤酒井老岐守。亥54才。祖父老岐守、父主計頭、実父雅楽頭。天保
 5-7家督寄合、5-11虎之口門番、10-12火消役、嘉永3-1
 小普請組支配、7-11小姓組番頭、安政元-12諸大夫、3-2書
 院番頭、万延元-9講武所奉行、文久2-12駿府城代

⑥酒井老岐守忠とう、万延元-9、文久2-12講武所奉行(前職書
 院番頭、後職駿府城代)

⑦酒井老岐守、慶応2年御側衆(元治元-2)

江戸屋敷、①諸向地面取調書、②復元情報地図、③変遷絵図集

①備中守居屋敷、飯田町もちの木坂下、拝領屋敷、麻布広尾、拝領
 下屋敷、麻布白金御殿跡

②居屋敷、酒井備中守忠とう。5千石。小姓組番頭。飯田橋2(後
 出)

③浅草橋御門内、延宝年中、天和年中酒井老岐守、千代田区神田1、
 東神田1丁目交差点あたり

竹橋、清水、田安、半蔵御門内、宝永年中酒井内記。千代田区北
 の丸公園1の一部、北の丸公園千鳥が淵側

小石川御門内、安政2年、6年酒井内蔵助、文久元年老岐守、千
 代田区飯田橋2、増田ビル、雄峯ビル、第5NSビル

菩提寺、①寺、②現況

①新座郡下新倉村老鑑寺、曹洞宗、和光市下新倉796

②忠重、松殿院殿宝月一鑑大居士(五輪塔およそ3m、慶安元年)

①、室後藤光次の娘、江月院殿鑑室宋清大禅定尼(〃)

②、忠綱室松平忠国の娘、江岸院殿法安祐心大禅定尼(〃)

(以上3基史跡指定)

③忠与、頭徳院殿、酒井老岐守源忠与(宝塔変形およそ2m、元
 禄7年)、④忠位、⑤忠候ほか20数基整然と並ぶ。

杉浦

旗本杉浦忠左衛門家（寛政譜9-85）

元和5年、万治3-7 ①杉浦親俊 旗本5百石3百俵。杉浦親

次4男。忠太郎、忠左衛門。金銀出納奉行、腰物茶器預、伏見城

番、勘定改、先鉄砲頭。寛文元-3没、80才

万治3-7 延宝7-14 ②近成 忠太郎。小姓組、大番。73才

延宝7-9 元禄元-9 ③親茂 源太左衛門、忠太郎。大番。26

元禄元-9 享保5-12 ④親相 8百石。近成2男。忠五郎、忠

左衛門。大番組頭。69才

享保5-12 ⑤親愛 岡部久岡8男養子。五右衛門。

大番。元文元-10没、43才

杉浦忠左衛門家知行（市原郡）

元和5年 享保10-12 勝間村122石

元禄10-7 不入村

平氏良文流。和田義盛の後胤で、代々松平（徳川）家に仕えた。宗

家はのち発狂して没落するが、庶流10家ほどが「寛政譜」に残って

いる。長篠の戦いなどにしたがった親次の子4人が旗本として独立

するが、4男親俊も大番から金銀奉行にすすんで5百石とりん米3

百俵を獲得、元和5年市原郡のうちに2百石の知行をえたとされる

が勝間村以外は未詳。代々大番を勤め、4代親相が元禄の地方直し

で不入村を加えた。享保10年采地をりん米、御家人に戻されて消滅。

降格の理由は不詳。

- 九曜。浅草本願寺長敬寺
- ②杉浦吉左衛門。8百俵。表二番町
 - ③杉浦忠左衛門。8百俵。二番町伝法坂
 - ④杉浦忠左衛門。未53才。祖父忠左衛門、父兵庫、実父仙石監物。
 - 8百俵。天保7年家督小普請、嘉永2年大番
 - 杉浦竜次郎。寅36才。祖父兵庫、父忠左衛門、実父窪田源大夫。
 - 4百俵。赤坂築地三軒家、本郷菊坂上、□屋敷上地のうち、右2
 - か所地守付けおく、当分本所石原火消杉浦左衛門尉下屋敷のうち
 - 養父一所住宅。天保13年養子、安政6年大番、文久3年講武所取
 - 締役、慶応元年講武所頭取並
- 江戸屋敷 ①復元情報地図、②変遷絵図集
- ①杉浦 港区赤坂6-14の一部、赤坂ブリンセスピア柿右衛門
 - ②番町のうち。延宝年中、元禄9年、10年、11年、15年、16年、宝
 - 永2年、3年、5年、6年、7年杉浦忠太郎、享保9年忠右衛門、
 - 寛政4年長門守、文化5年□次郎 千代田区三番町7、9の一部、
 - 三番町パークマンション、得丸の一部
 - 寛政4年、6年杉浦五左衛門、文化5年彦兵衛 千代田区一番町
 - 10の一部、一番町野田ビル
 - 赤坂、麻布のうち。文久2年杉浦忠左衛門 赤坂6（前出）
 - 菩提寺 ①寺
 - ①浅草長敬寺 浅草本願寺寺中。台東区西浅草1-2（寛政譜によ
 - る菩提寺）

- 知行変遷（寛政譜）
- ①親俊 慶長9年3百石（武蔵国）、元和5年2百石加増（市原郡）
 - 慶安4年3百俵加増
 - ④親相 元禄10年8百石（すべて市原郡）
 - ⑤親愛 享保10年采地をりん米に改められる
 - 以降の変遷 ①寛政譜、②旗本家百科事典
 - ①親愛 満偶 義遍
 - ②義遍 兵庫某 忠左衛門某 竜次郎某（明治維新？）
 - 杉浦忠左衛門家 旗本人名事典 ①万石以下国字分名集、②幕士録
 - ③旗本姓名高寄、④幕臣人名事典
 - ①杉浦吉左衛門義遍。8百俵。三河。平氏良文流。大番。

曾根

旗本曾根源左衛門家(寛政譜31270)

享保1811宝曆1012 ⑥長友||旗本2千5百石。曾根長之長男。從五位下、熊之助、源左衛門、玄蕃頭。小姓、新番頭、小姓組番頭。51才

宝曆101211 ⑦長員||杉浦正奉5男養子。主殿、源左衛門。小普請か。33才

1111文化13以降 ⑧次武(長解)||鉄之助、内匠、日向守。書院番、使番、先鉄砲頭

文政4以前天保618 ⑨次孝||内記、内匠、日向守、大隅守。小姓組、使番、目付、京都町奉行、留守居

天保6年元治元年 ⑩次徳||内記、内匠。書院番、使番、大坂目付代

元治元11慶応417 ⑪某||鋭之助、講武所奉行

曾根源左衛門家知行(市原郡) 享保1811慶応417 勝間村82石

ほかに山木村、白塚村、中村、村上村がある。

清和源氏武田氏の一族。吉次が2代將軍秀忠の側近で、直轄領の租税や幕府の一般会計事務を統括する関東勘定奉行、勘定総奉行、評定衆に進んで3千石をえた。3代吉勝と4代吉次の相続にあたって5百石ずつを分知、しかし6代長友が小姓組番頭で2千5百石に戻した。この時、勝間村82石を知行、8代次武は日向守に叙任して使番、先手鉄砲頭を、次の次孝も大隅守で目付、京都町奉行、最後11代鋭之助が講武所奉行をつとめた。曾根家の知行所は夷隅郡が大平で、小糸川流域の君津市市宿、清和市場に陣屋を構えて根岸又左衛門家が代官を勤めた。菩提寺は三田大松寺だが寺が現存しない。君津市の妙喜寺は無住だが、2代吉次と3代吉勝の墓がひっそりと佇んでいる。

知行変遷(寛政譜)

①家次||6百石か

②吉次||寛永10年新知2百石、18年2千4百石加増、合計3千石

③吉勝||寛文2年2千5百石相続、弟吉正に5百石分知

④吉次||寛文4年2千石相続、弟頼久に5百石分知

⑥長友||享保18年5百石加増、合計2千5百石

⑦知行所||市原、周准郡、武蔵国

曾根源左衛門家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典、⑤幕臣人名事典

①曾根内匠次武。2千5百石。上総、武蔵。甲斐。源義光武田支流。兩番。丸の内左三巴。三田大松寺。小川町稻荷小路

②曾根日向守。2千5百石。小川町稻荷小路

③曾根大隅守。2千5百石。水道橋小川町

④曾根鉄之助長解(次武)。内匠、日向守。父源左衛門。2千5百石。小川町。宝曆1111家督小普請?、天明元14書院番、711使番、寛政913先手鉄砲頭、文化214西の丸留守居、1318小普請?

曾根内記次孝。内匠、日向守、大隅守。2千5百石。水道橋内。小姓組、文政411使番、612西の丸目付、817本丸目付、1311京都町奉行、天保316西の丸留守居、419小普請組支配、618卒

曾根内記次徳。父日向守。2千5百石。小川町一ツ橋通り。西の丸書院番、弘化511使番、安政316大坂目付、319小普請

⑤曾根鋭之助。丑32才。祖父日向守、父内匠。2千5百石。小川町。元治元10家督小普請、同年12講武所奉行支配

江戸屋敷①諸向地面取調書、②復元情報地図、③変遷絵図集

①居屋敷||小川町稻荷小路千11坪。竹垣三右衛門代官所抱屋敷8百67坪余。ただし賃銀付き。道のり日本橋まで1里10丁ほど

②居屋敷||小川町千11坪(後出)

抱屋敷||8百67坪。江東区住吉1、あそか病院の一部

③小川町||延宝以前曾根源蔵、文化5年日向守、文政6年7年、文久元年内匠||千代田区三崎町2、日本大学法学部2号館

市場陣屋(根岸氏代官陣屋)①現況、②文献

①清和市場・秋元城址山麓北側の小高い丘地、およそ百m四方。区画整理された畑地でわずかに地形が偲ばれる。根岸家は維新後、百mほど離れた平地に移り代官屋敷と呼ばれたが後に没落。

②市教育委員会「秋元城調査報告書」

菩提寺/①寺、②現況、③文献

①三田大松寺||浄土宗、芝増上寺末。現況不詳(廃寺か)

市場村妙喜寺||君津市清和市場

②妙喜寺

③吉勝||満宗院殿豊蓮社行誓覚齊大居士(自然石およそ1.5m)

④吉次||しよく勝院殿傑孝元英大居士神儀(位牌型)〃

代官根岸家①重定、②重高、③忠重ほか歴代の墓

③君津市史通史編、金石文編、清和村誌

徳川清水

三卿徳川清水宮内卿家（徳川家譜4-29）
 宝暦13年、寛政7-7 ①徳川重好、三卿10万石。徳川家重2男
 万治郎。従三位左近衛権中将、宮内卿、参議、権中納言。寛政7

7、51才
 文政6年、文政10-6 ④齊明、徳川家齊13男。保之丞。従三位

左近衛権中将、式部卿、参議。19才
 文政10-10、弘化3、閏5 ⑤齊かつ、徳川家齊21男。恒之丞。従三

位左近衛権中将、宮内卿、参議、権中納言。紀伊家相統、従二位、
 大納言。嘉永2-3、30才

徳川宮内卿家所領（市原郡）
 宝暦13年、寛政7-7 勝間村 202石

文政6-10、安政元-12 〃（再）
 ほかに宮原村、惣社村、神代村、馬立村、今津朝山村、不入村、池

和田村、下矢田村、山小川村、朝山村

清和源氏。徳川宗家分家御三卿。初代重好は延享2年9代將軍家重

の2男として誕生、生母は浪人三浦義周の娘で側室お遊喜の方。宝

暦3年賄料3万俵で独立、12年武蔵、上総、下総、甲斐など7か国

10万石をえて、市原の勝間村、宮原村、惣社村などを所領とした。

將軍家に万一血統が途絶えたときに備えた親族で、分家とはいえず將

軍家の一員。江戸城北の丸の清水御門内に御殿を拝領、家臣も幕臣

が付属された。寛政7年逝去、いったん明屋敷とされたが、10年11

代將軍家齊の5男敦之助をもつて復活、しかし清水屋敷に入居する

こともない翌11年4才で早世した。

この後子福者だった家齊の子が相次いで送込まれてくる。7男齊順、

13男齊明、21男齊かつで、のち齊順と齊かつは紀伊家に再養子とさ

れた。市原の清水領は宝暦12年5月から寛政7月7月までの重好時

代と文政6年10月から安政元年12月まで、齊明、齊かつの2回、采

地は明確でないが、後期は山小川村、朝山村、神代村、勝間村、下

川將軍家第2墓地に、紀伊家に再養子となった齊順と齊かつの墓は
 和歌山県の長保寺、紀伊家歴代墓所に置かれている。

所領変遷

①重好、宝暦3年3万俵、9年1万5千俵、12年10万石（武蔵、上

総、下総ほか）、寛政7年10万石領知を召返す

③齊順、文化7年3万俵

④齊明、文政6年10万石

⑤齊かつの後、安政元年再び10万石を召返す

三卿清水家、①国史大事典、②徳川將軍家人物総覧

③三卿の一つ。9代將軍徳川家重の次男重好を祖とし、江戸城清水

門内の屋形に居住したので清水の俗称がある。代々宮内卿あるい

は式部卿を称し、賄料領知10万石を賜り諸士が付属した。

②お遊喜の方（徳川家重側室、重好生母）父は松平親春。実は浪

人三浦義周の女。別にお遊、お千瀬の方という。元文元年に奥勤、

延享2年万次郎を生む。宝暦11年家重の死去のち安祥院と称す。

寛政元年に没す。69才。上野寛永寺普門院に葬る。

②重好、世嗣がなかったため領知は収公される。法名は俊徳院。上

野凌雲院に葬る。

以降の変遷

齊かつ、昭武、篤守、好敏、豪英（タチカラ取締役）、真（郷商

事）。明治17年伯爵、32年爵位返上、昭和3年男爵。

江戸屋敷、関保時代の變遷

宝暦8-12、明治維新 上屋敷、千代田区北の丸公園、清水門側

武道館の一部ほか

堀田

佐倉堀田相模守家(寛政譜11-1)

延享3-11(宝暦11-2) ⑤堀田正亮(佐倉11万石。堀田正武2男)

從四位下、侍從、相模守。奏者番、寺社奉行、大阪城代、老中。

50才

宝暦11-3(宝暦13-4) ⑥正順(從四位下、侍從、大藏大輔、相

模守。奏者番、寺社奉行、大阪城代、京都所司代。文化8-14、

57才

堀田相模守家所領(市原郡)

延享3-11(宝暦13-4) 勝間村 25石

ほかに不入村、下矢田村、総社村、今津朝山村、馬立村、池和田村、

神代村

紀氏。春日局の血縁。正俊が4代將軍家継の繼嗣騒動で綱吉をかつ

ぎ出し大老となるが、私怨のため江戸城内で刺殺された。正俊は綱

吉の後期疎んじられたので以後、3代にわたって辛酸の時代を経験

し、正亮に至ってようやく中央幕閣への復帰がかなう。寛延2年老

中首座にすんで、側用人の大岡忠光とともに病弱の9代將軍家重

を支えた。松平乗邑、田沼意次のはざま期で、佐倉10万石に封ぜら

れた延享3年に勝間村、不入村、総社村、今津朝山村など6か村、

宝暦10年に池和田村と神代村を加えた。宝暦11年逝去、家督は3男

正順に引継がれたが、市原の采地は武蔵国、出羽国に移されて消滅

した。正亮の老中役屋敷は西の丸下と丸の内、墓所ははじめ台東区

浅草の日輪寺に置かれたが、現在は佐倉市の甚大寺(堀田家累代之

墓)に合祀されている。

所領変遷

正俊(寛永20年春日局相統3千石(相模国)、慶安4年父正盛分

知1万石(下総、常陸国)、寛文7年安中2万石、延宝6年5千

石(武蔵、上野国)、7年1万5千石(上野国)老中、天和元年

古河5万石、2年4万石(大和、下野国)、合計13万石

正仲(貞享元年相統分知△3万石、2年山形城、3年福島城

正虎(元禄13年山形城、享保13年大阪城代)

正亮(延享3年佐倉城(下総国、市原、山辺、長柄郡ほか)、4

年、寛延2年一部移動、10年加増、合計11万石(下総、武蔵、常

陸、上野、下野、相模国、市原、山辺、武射、長柄郡)
正順(宝暦13年市原、山辺郡、武蔵、下総、常陸、上野国などを
武蔵、出羽国に移す。大坂城代時代一部所領変動があるが旧に復
す。

堀田家(①国史大事典)

①堀田正亮(要旨) 大老堀田正俊の4男正武の長男。享保16年末

期養子として山形10万石を相続。藩財政再建のため藩政改革を実

施。借入金に頼っていた藩財政を年貢収納を基礎とする財政に再

建して一応の成果を上げ、かつ土風の高揚に努めた。寛保元年奏

者番、同2年寺社奉行を兼帯、延享元年大坂城代に進み、翌2年

老中。3年下総佐倉に転封され、10万石を領した。以後堀田家は

幕末まで佐倉を領有。寛延2年には老中首座に昇り、翌年より勝

手掛となって幕府財政を総括。享保以後において幕領の年貢収入

が最高額に達した宝暦期の幕政を主導した。正亮が温厚な性格と

いうこともあり、勝手掛老中に権力が集中することはなかった。

また、実際には大岡忠光、田沼意次など將軍家重の側近が政権の

中枢を掌握したが表立った政権抗争はみられなかった。

以降の変遷

正順、正時、正愛、正睦、正倫(陸藩置県)、正倫、正恒、正久

(佐倉市長)、正典(日本航空)。明治17-17伯爵。

江戸屋敷(関係時代の変遷)

延享2-11(宝暦12-1)上屋敷(千代田区皇居外苑、二重橋前

宝暦12-1(1)12(2) 千代田区丸の内1、東京中央郵

便局、東京駅丸の内南口周辺、駅前ロータリーの一部

宝暦12-12(3)明和9-3上屋敷(千代田区丸の内霞が関3、大蔵

省の一部)

享保17-5(明和8-11)中屋敷(墨田区千歳3、ランオンズマン

ション、泰地マンション、ヴェルデ森下)

延享3-10(文政12-6)中屋敷(中央区築地5、築地市場の一部

寛文8-3(明治4-11)下屋敷(渋谷区広尾4、日本赤十字社、

聖心女子大学、広尾ガーデンヒルズ)

不詳

寛延2-2(寛政10-8)下屋敷(江東区横網2、蔵前橋東詰周辺

産ビル、東京中コクヨと浜町運動場の一部)

菩提寺(①寺、②現況)

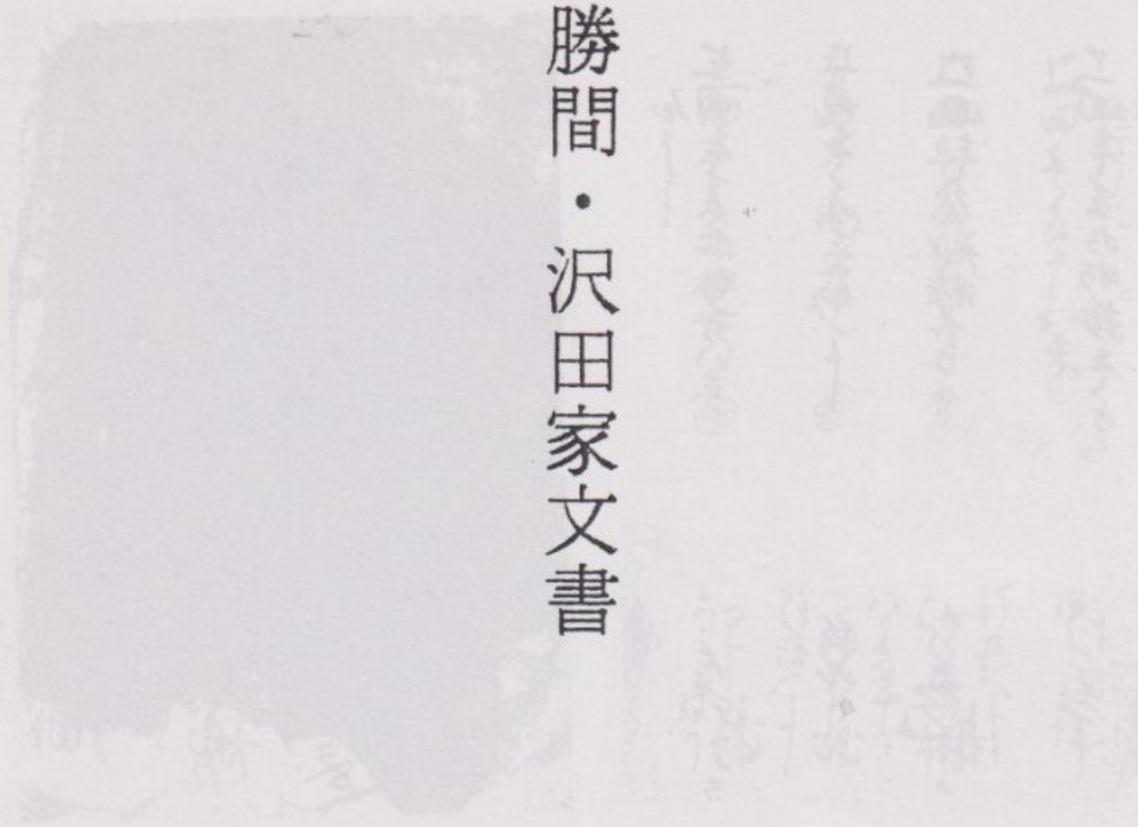
①日輪寺(時宗、神国山、相模清浄光寺末。台東区西浅草3-15

佐倉甚大寺(天台宗、安城山。佐倉市新町78

藤沢遊行寺(正仲) 時宗、藤沢山。藤沢市西富1-8

②正亮、③正順(合祀)堀田家累代之墓(箱型およそ2m)

勝間・沢田家文書



（一）勝間 十六日（日）
（二）勝間 二十一日（金）
（三）勝間 二十八日（木）
（四）勝間 二十九日（金）
（五）勝間 三十日（土）
（六）勝間 三十一日（日）
（七）勝間 一月一日（月）
（八）勝間 一月二日（火）
（九）勝間 一月三日（水）
（十）勝間 一月四日（木）
（十一）勝間 一月五日（金）
（十二）勝間 一月六日（土）
（十三）勝間 一月七日（日）
（十四）勝間 一月八日（月）
（十五）勝間 一月九日（火）
（十六）勝間 一月十日（水）
（十七）勝間 一月十一日（木）
（十八）勝間 一月十二日（金）
（十九）勝間 一月十三日（土）
（二十）勝間 一月十四日（日）
（二十一）勝間 一月十五日（月）
（二十二）勝間 一月十六日（火）
（二十三）勝間 一月十七日（水）
（二十四）勝間 一月十八日（木）
（二十五）勝間 一月十九日（金）
（二十六）勝間 一月二十日（土）
（二十七）勝間 一月二十一日（日）
（二十八）勝間 一月二十二日（月）
（二十九）勝間 一月二十三日（火）
（三十）勝間 一月二十四日（水）
（三十一）勝間 一月二十五日（木）
（三十二）勝間 一月二十六日（金）
（三十三）勝間 一月二十七日（土）
（三十四）勝間 一月二十八日（日）
（三十五）勝間 一月二十九日（月）
（三十六）勝間 一月三十日（火）
（三十七）勝間 一月三十一日（水）
（三十八）勝間 二月一日（木）
（三十九）勝間 二月二日（金）
（四十）勝間 二月三日（土）
（四十一）勝間 二月四日（日）
（四十二）勝間 二月五日（月）
（四十三）勝間 二月六日（火）
（四十四）勝間 二月七日（水）
（四十五）勝間 二月八日（木）
（四十六）勝間 二月九日（金）
（四十七）勝間 二月十日（土）
（四十八）勝間 二月十一日（日）
（四十九）勝間 二月十二日（月）
（五十）勝間 二月十三日（火）
（五十一）勝間 二月十四日（水）
（五十二）勝間 二月十五日（木）
（五十三）勝間 二月十六日（金）
（五十四）勝間 二月十七日（土）
（五十五）勝間 二月十八日（日）
（五十六）勝間 二月十九日（月）
（五十七）勝間 二月二十日（火）
（五十八）勝間 二月二十一日（水）
（五十九）勝間 二月二十二日（木）
（六十）勝間 二月二十三日（金）
（六十一）勝間 二月二十四日（土）
（六十二）勝間 二月二十五日（日）
（六十三）勝間 二月二十六日（月）
（六十四）勝間 二月二十七日（火）
（六十五）勝間 二月二十八日（水）
（六十六）勝間 二月二十九日（木）
（六十七）勝間 二月三十日（金）
（六十八）勝間 二月三十一日（土）
（六十九）勝間 三月一日（日）
（七十）勝間 三月二日（月）
（七十一）勝間 三月三日（火）
（七十二）勝間 三月四日（水）
（七十三）勝間 三月五日（木）
（七十四）勝間 三月六日（金）
（七十五）勝間 三月七日（土）
（七十六）勝間 三月八日（日）
（七十七）勝間 三月九日（月）
（七十八）勝間 三月十日（火）
（七十九）勝間 三月十一日（水）
（八十）勝間 三月十二日（木）
（八十一）勝間 三月十三日（金）
（八十二）勝間 三月十四日（土）
（八十三）勝間 三月十五日（日）
（八十四）勝間 三月十六日（月）
（八十五）勝間 三月十七日（火）
（八十六）勝間 三月十八日（水）
（八十七）勝間 三月十九日（木）
（八十八）勝間 三月二十日（金）
（八十九）勝間 三月二十一日（土）
（九十）勝間 三月二十二日（日）
（九十一）勝間 三月二十三日（月）
（九十二）勝間 三月二十四日（火）
（九十三）勝間 三月二十五日（水）
（九十四）勝間 三月二十六日（木）
（九十五）勝間 三月二十七日（金）
（九十六）勝間 三月二十八日（土）
（九十七）勝間 三月二十九日（日）
（九十八）勝間 三月三十日（月）
（九十九）勝間 三月三十一日（火）
（一百）勝間 四月一日（水）

包一

上田を反三畝十八歩

上田を反五畝六歩

下田を反四歩

上田を反四畝二十七歩

包二

上田を反三畝十八歩

上田を反五畝六歩

上田を反三畝十八歩

上田を反三畝十八歩

甲之化

釘長下
七畝化

乙之化
二畝化

甲之化

乙之化

丙之化

釘長下

釘長下
定使化

やまノ下(山下)

上田一反十五歩印

上田一反二畝二十七歩印

下田一畝二十歩印

上田一反四畝二十八歩印

やまの下の下(山下)

上田一反三畝二十八歩印

上田一反二畝七歩印

上田一反五畝六歩印

こつつミ

上田一反三畝十八歩印
(1裏、2表)

同分

新兵へ分

八郎左衛門分

同分

「一」分

二郎右衛門分

新兵へ分

新右衛門作

主作

七郎右衛門作

満五郎作

主作

五郎三郎作

助左衛門作

主作

定使作

上田六反二畝三十九步

新右衛門分

上田六反二畝三十三步

新右衛門分

上田六反二畝三十五步

新右衛門分

上田六反二畝三十四步

新右衛門分

上田六反二畝三十五步

新右衛門分

上田六反二畝三十六步

新右衛門分

上田六反二畝三十七步

新右衛門分

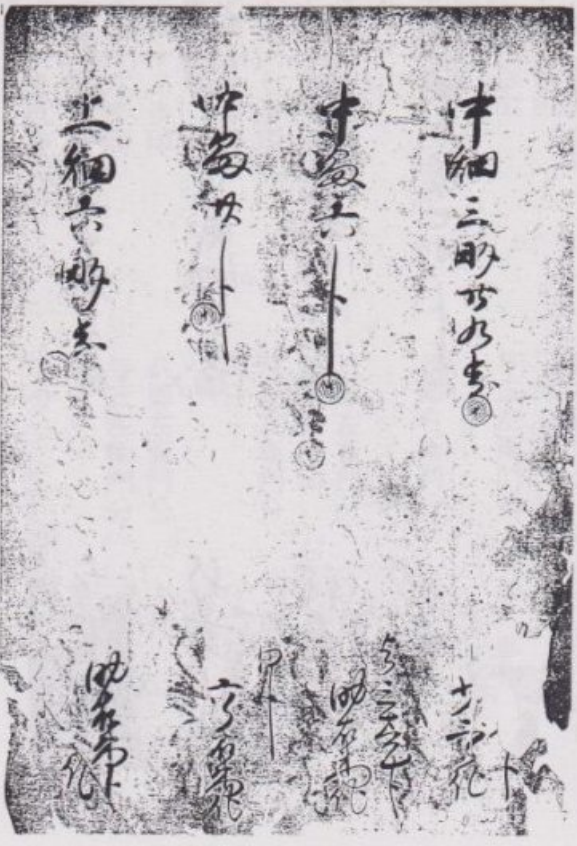
上田六反二畝三十八步

新右衛門分

こつみ
上田一反二畝二十九步印
上田一反一畝十三步印
上田一反二畝三步印
上田六畝十四步印
上田一反二畝二十四步印
上田一反五畝二十六步印
上田一反四畝二十二步印
上田一反三畝二十四步印

与三左衛門分
八郎左衛門分
助右衛門分
新右衛門分
新右衛門分
同分
与三左衛門分
新右衛門分

助右衛門作
主作
主作
半右衛門作
主作
主作
主作
主作



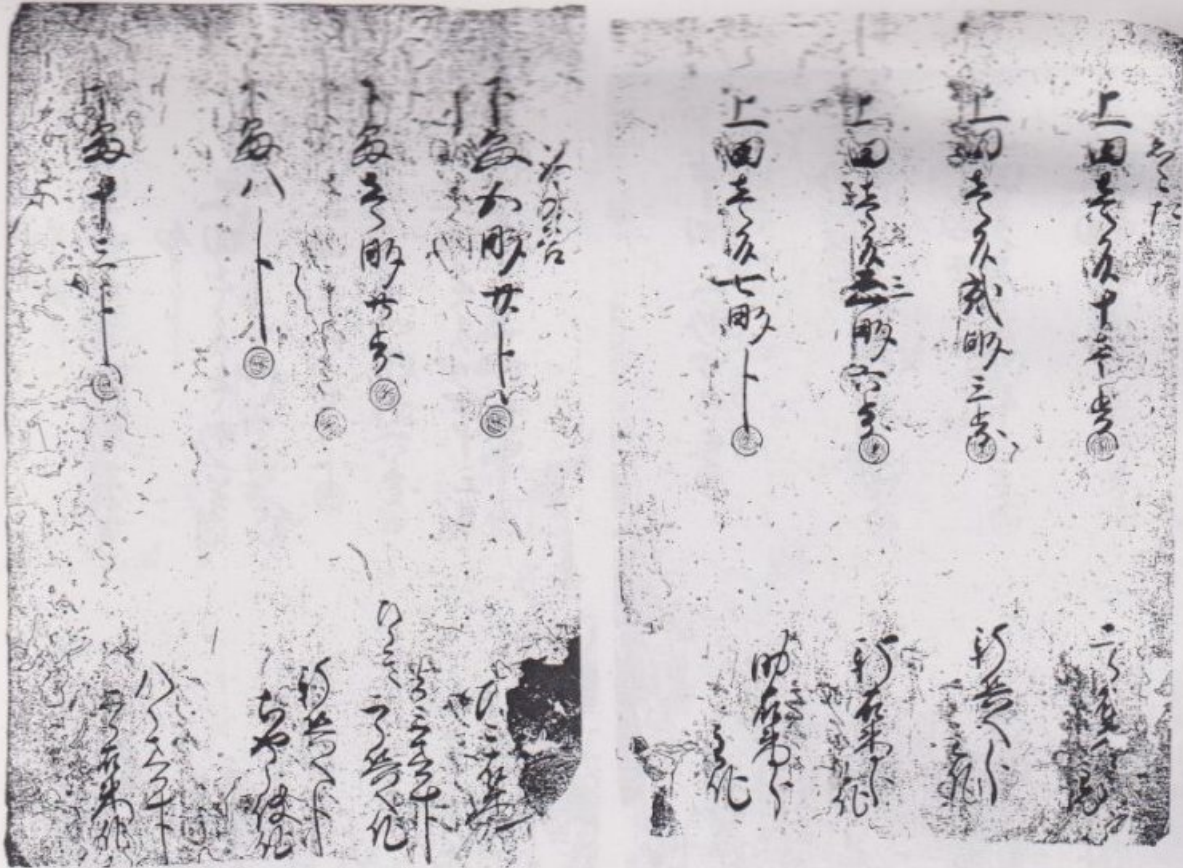
せきのうへ
上田一反二敵二十八歩印
やまノ下(山下)
上田一反一敵六歩印
上田一反四七二十歩印
上田一反四七十三歩印
中畑三敵二十九歩印
中島六歩印
中島二十歩印
上畑六敵歩印
(3裏、4表)

玄蕃作
主作
少二郎作
助右衛門作
六郎右衛門作
主作

せきのうへ
上田一反二敵二十八歩印
やまノ下(山下)
上田一反一敵六歩印
上田一反四七二十歩印
上田一反四七十三歩印
中畑三敵二十九歩印
中島六歩印
中島二十歩印
上畑六敵歩印
(3裏、4表)

同分
二郎右衛門分
助右衛門分
与三左衛門分
与三左衛門分
助右衛門分
与三左衛門分
同分
助右衛門分

主作
玄蕃作
主作
主作
少二郎作
助右衛門作
六郎右衛門作
主作



したた (下田)

上田一反十一歩印

上田一反二敵三歩印

上田一反三敵六歩印

上田一反七敵歩印

いやの谷

下畠五敵二十歩印

下畠一敵二十歩印

下畠八歩印

下畠十三歩印

(4裏、5表)

二郎右衛門分

新兵へ分

新右衛門分

助右衛門分

新右衛門分

与三左衛門分

新兵へ分

八郎左衛門分

主作

主作

主作

主作

ひこ右衛門作

ひらき二郎兵衛作

ちやう使作

二郎右衛門作

(以下原文を省略しました)

(5 続き、裏)

あつち谷

下田八畝二歩印

下田九畝十歩印

下田一畝十五歩印

下畑一畝歩印

(6、前の4筆が表、後半4筆が裏)

同所

下畑二畝十歩印

下畠二畝二十歩印

下畠十五歩印

下畠十歩印

あつち谷

下畠二畝四歩印

下畠八歩印

下畠十歩印

神の前

中畠三畝十四歩印

(7)

中畠二十七歩印

下田一畝十八歩印

下田十七歩印

下畑十二歩印

神の前

下畠十二歩印

下畠十六歩印

下畠二十五歩印

下畠一せ九歩印

同所

下畑三畝二十四歩印

下畠二畝十二歩印

下畑十六歩印

下畑二畝二十八歩印

かきの木谷(柿木谷)

下畠二十九歩印

下畠二畝二十歩印

下田三畝六歩印

下田一畝二歩印

(9)

かきの木谷(柿木谷)

下畠二畝二十歩印

下畠二畝四歩印

下田六畝十四歩印

下畑二畝八歩印

下畑一畝六歩印

下畑二十歩印

下畑八畝二十五歩印

下畑一畝十歩印

(10)

同所

下田六畝十六歩印

下畠一畝二歩印

ひかし(東谷?)

下田六畝七歩印

下畑八畝二十六歩印

ひかし(東谷?)

八郎左衛門分

新兵へ分

同分

同分

二郎右衛門分

八郎左衛門分

同分

同分

同分

同分

与三左衛門分

新兵へ分

八郎左衛門分

二郎右衛門分

新兵へ分

同分

同分

同分

同分

同分

与三左衛門分

二郎右衛門分

同分

八郎左衛門分

同分

主作

主作

孫右衛門作

主作

五郎二郎作

主作

主作

主作

主作

主作

二郎兵へ作

新四郎作

主作

助左衛門作

孫三郎作

ひこ右衛門作

七郎右衛門作

主作

主作

主作

少三郎作

主作

主作

主作

主作

主作

中畑六畝十一歩印
下畑二畝二十四歩印
下畑一畝五歩印
中畑二畝十二歩印
八郎左衛門分? 与三左衛門作
新兵へ分 新四郎作
与三左衛門分 主作
新右衛門分 与三左衛門作

(11)

ひかし(東谷?)
中畑五畝十歩印
下畑二十四歩印
新右衛門分 主作
同分 主作

下畑六畝二十九歩印
下畑五畝十八歩印
新兵へ分 主作
八郎左衛門分 主作

ひかし(東谷?)

下田一畝二十六歩印
下畑五畝二十六歩印
新兵へ分 甚右衛門作
同分 同作

下畑二畝二十歩印
下畑七畝十五歩印
与三左衛門分 半右衛門作
新兵へ分 七郎右衛門作

(12)

中畑三畝十五歩印
下畑二畝歩印
新右衛門分 半右衛門作
二郎右衛門分 主作

ひかしたい(東台)

下畑三畝歩印
下畑四畝六歩印
新右衛門分 ひらき ひと右衛門作
同分 ひらき ひと四郎作

ひかしたい(東台)

下畑四畝十六歩印
下畑二畝二十五歩印
新右衛門分 ひらき 二郎左衛門作
同分 ひらき 半右衛門作

下畑二畝十三歩印
下畑三畝十四歩印
同分 ひらき ひと右衛門作
同分 ひらき 三郎右衛門作

(13)

下畑七畝十五歩印
下畑五畝歩印
同分 ひらき 新左衛門作
同分 ひらき 助右衛門作

下畑四畝六歩印
下畑三畝歩印
同分 ひらき 神右衛門作
同分 ひらき 七郎右衛門作

ひかし(東谷?)

下田十二歩印
中畑二十四歩印
二郎右衛門分 主作
同分 主作

中畑四畝六歩印
中畑二畝三歩印
新兵へ分 太郎右衛門作
助右衛門分 五郎三郎作

(14)

下畑二十歩印
下田二十歩印
新右衛門分 神右衛門作
同分 同作

中畑四畝二十二歩印
下畑二畝三歩印
与三左衛門作 主作
八郎左衛門分 新左衛門作

ひかし(東谷?)

下畑一畝十五歩印
下畑二畝二十五歩印
新右衛門分 二郎左衛門作
与三左衛門分 助右衛門作

さくたい

上畑二畝十八歩印
上畑五畝十八歩印
助右衛門分 主作
新兵へ分 主作

(15)

上畑六畝八歩印
したはたけ
新右衛門分 主作
上畑四畝歩印 主作

したはたけ

上畑六畝二十歩印
上畑四畝二十四歩印
同分 主作
同分 玄蕃作、主作

上畑七畝二十八歩印
下はたけ
同分 主作
上畑一反十歩印 主作

上畑一反十歩印

上畑六畝十二歩印
上畑四畝二十四歩印
八郎左衛門印 満五郎作
同分 四郎右衛門作
上畑五畝三歩印 ひと右衛門作 主作

(16)

ひろみち (広道)

上畑四畝二十三歩印

上畑四畝三歩印

上畑一畝二十八歩印

上畑一畝二十六歩印

ひろみち (広道)

下畑十六歩印

中畑七畝十九歩印

下畑一畝歩印

下畑六歩印

下畑十五歩印

下畑二畝二十五歩印

下畑一畝六歩印

下畑一畝十二歩印

ひろみち (広道)

下畑九歩印

下畑一畝十二歩印

下畑十五歩印

下畑五畝十二歩印

下畑六歩印

中畑四畝二十歩印

中畑一畝十五歩印

下畑二畝二十六歩印

□□□谷

下畑六世二十歩印

下畑一畝二十六歩印

与三左衛門分

二郎右衛門分

同分

助右衛門分

二郎右衛門分

同分

同分

同分 ひらき

助右衛門分

同分

同分

同分

二郎右衛門分

同分

二郎右衛門分

八郎左衛門分

助右衛門分

与三左衛門分

新兵へ分

助右衛門分

助右衛門分

助右衛門分

新右衛門分

主作

玄蕃作

新右衛門作

善右衛門作

新五郎作

主作

主作

助左衛門作

ひらき ひこ四郎作

主作

歎行院

半右衛門作

二郎左衛門作

同作

定使作

藤右衛門作

藤右衛門作

定使作

藤右衛門作

主作

主作

主作

二郎左衛門作

(17)

中畑二畝六歩印

下畑十六歩印

中畑三畝十歩印

中畑三畝十六歩印

下畑八畝一歩印

下畑一畝十歩印

□□□谷

下畑一畝十二歩印

下畑一畝四歩印

たきのいり (滝ノ入)

中畑二十六歩印

中畑一畝五歩印

(20)

中畑一畝四歩印

中畑一畝三歩印

中畑二十七歩印

たきのいり (滝ノ入)

上畑一畝二歩印

中畑一畝十二歩印

中畑三畝十四歩印

中畑十六歩印

(21)

上畑一畝二歩印

上畑五歩印

上畑一畝二歩印

中畑一畝十歩印

助右衛門分

新右衛門分

同分

同分

同分

同分

新右衛門分

同分

同分

同分

同分

助右衛門分

与三左衛門分

新兵へ分

八郎左衛門分

助右衛門分

二郎右衛門分

助右衛門分

新右衛門分

助右衛門分

同分

助右衛門分

八郎左衛門分

助右衛門分

少二郎作

道秀作

助四郎作 主作

同作 主作

ひこ四郎作 主作

二郎左衛門作

神右衛門作

半右衛門作

道秀作

二郎左衛門作

主作

主作

七郎右衛門作

満五郎作

太郎左衛門作

孫右衛門作

主作

八右衛門作

主作

ひこ五郎作

藤右衛門作

主作

主作

主作

たきのいり(滝ノ入)

上田一畝二十五歩印

上田十二歩印

中畑一畝十五歩印

上田二十七歩印

(22)

同所

上田一畝十歩印

下畑十歩印

上田一畝五歩印

上田一畝十二歩印

たきのいり(滝ノ入)

中畑二畝歩印

中畑一畝十歩印

下畑二畝十二歩印

下畑一畝八歩印

(23)

同所

下畑一畝二十四歩印

下畑一畝二十歩印

下畑一畝十八歩印

中畑三畝二十八歩印

たきのいり(滝ノ入)

上畑二十四歩印

下畑一畝二歩印

上畑二畝十七歩印

(24)

北畑

上畑二畝四歩印

新右衛門分

助右衛門分

同分

与三左衛門分

新兵へ分

助右衛門分

与三左衛門分

助右衛門分

与三左衛門分

助右衛門分

同分

新右衛門分

主作

主作

善右衛門作

主作

主作

少二郎作

主作

五郎三郎作

主作

主作

ひこ五郎作

主作

藤右衛門作

中畑一畝二十六歩印

中畑十六歩印

中畑二畝二十歩印

上畑四畝二十歩印

北はたけ(北畑)

上畑一反七セ二十三歩印

上畑四セ二十歩印

上畑一反八畝六歩印

上畑八セ二歩印

下畑十三歩印

中畑二十四歩印

下畑十五歩印

下畑二十五歩印

たきのいり

下畑二十五歩印

下畑十二歩印

こんけん大(権現台)

下畑一反二畝四歩印

下畑八セ二十二歩印

下畑一畝六歩印

下畑十八歩印

下畑三セ十四歩印

下畑二畝十歩印

かきの木大(柿木台)

下畑十歩印

下畑一畝十五歩

下畑二畝歩

同分

同分

二郎右衛門分

助右衛門分

与三左衛門分

助右衛門分

同分

同分

同分

同分

同分

助右衛門分

同分

同分

同分

新兵へ分

新右衛門分

同分

同分

同分

同分

新兵衛分

新右衛門分

不作

ひこ五郎作

善右衛門作

主作

主作

満五郎作

太郎左衛門作

主作

善右衛門作

与三右衛門作

新五郎作

五郎三郎作

与三右衛門作

五郎三郎作

主作

三郎右衛門作

善右衛門作

新五郎作

藤右衛門作

新五郎作

満五郎作

与三右衛門作

下畑六畝十二歩印

新兵へ分 ひらき 主作

(27)

下畑五歩印

新右衛門分 ひらき 新五郎作

下畑十二歩印

新兵へ分 ひらき 主作

下畑三三歩印

二郎右衛門分 ひらき 主作

下畑一畝十歩印

新兵へ分 ひらき 三郎右衛門作

かきの木大(柿木台)

下畑五畝十歩印

与三左衛門分 ひらき 主作

下畑四七歩印

同分 ひらき 主作

下畑二十歩印

同分 ひらき 同作

下畑八畝十二歩印

助右衛門分 ひらき 少二郎作

(28)

下畑六畝六歩印

新右衛門分 ひらき 善右衛門作

下畑四六歩印

同分 ひらき 与三右衛門作

下畑五畝十九歩

同分 満五郎作

下畑五畝四歩印

助右衛門分 主作

かきの木大(柿木台)

八郎左衛門分 ひこ五郎作

下畑一せ十五歩印

同分 少二郎作

めぐり山(廻り山)

下畑十八歩印

助右衛門分 孫右衛門作

下畑一反八せ二十歩印

同分 五郎三郎作

(29)

下畑二十四歩印

同分 主作

下畑二せ六歩印

同分 主作

下畑一反五せ十二歩印

二郎右衛門分 孫右衛門作

下畑一せ歩印

助右衛門分 主作

下畑八せ二十歩印

八郎左衛門分 与三左衛門作

下畑一反六せ歩印

与三左衛門分

助六郎作

下畑三畝二十歩印

新右衛門分

新五郎作

下畑一反二せ歩印

助右衛門分

少二郎作

下畑十歩印

不作

同分

下畑七畝歩印

二郎右衛門分

助右衛門作

下畑二せ四歩印

八郎左衛門分

五郎三郎作

下畑三三歩印

同分

新五郎作

めぐり山(廻り山)

下畑十歩印

八郎左衛門分

新五郎作

下畑一反一せ歩印

与三左衛門分

助右衛門作

下畑九せ三歩印

八郎左衛門分

満五郎作

下畑二十二歩印

二郎右衛門分

孫三郎作

(31)

下畑一反一せ二十歩印

同分

孫三郎作

中畑一反八せ歩印

与三左衛門分

新五郎作

中畑八せ二十六歩印

二郎右衛門分

玄蕃作

中畑一反八畝四歩印

新兵へ分

新四郎作

中畑一反二せ十九歩印

八郎左衛門分

主作

下畑一反五畝十二歩印

助右衛門分

少二郎作

下畑一せ五歩印

同分

藤右衛門作

下畑三三二二歩印

新右衛門分

ひこ四郎作

(32)

下畑一せ二十歩印

同分

与三左衛門作

中畑二せ歩印

二郎右衛門分

三郎左衛門作

中畑二畝十一歩印

助右衛門分

少二郎作

中畑一畝十四歩印

新右衛門分

ひこ四郎作

下畑一せ歩印

新兵へ分 ひらき 三郎左衛門作

上田四所中八畝七步

中田五所中七畝七步

下田四所中七畝七步

比内下七畝七步

田敷拾所中七畝七步

上田三所中八畝七步

中田四所中七畝七步

下田五所中八畝七步

田敷三所中七畝七步

上田五所中七畝七步

中畑一せ五步印

下畑二十四步印

上田一反一せ十六步印

(33)

上田一反二十步印

中田一反二畝二十步印

中田一反四七十二步印

下畑二七步印

こつつみ?

下畑五畝六步印

下畑一せ二十五步印

下田十五步印

下田二七二十步印

(34)

同所

上田六畝二十七步印

上田六畝十八步印

中田九畝十六步印

中田一反七步印

(37 || 脱落分を最終ページに添付か)

かきの木谷 (柿木台)

中畑二十四步印

中畑四畝二十四步印

中畑四畝十六步印

中畑五畝三步印

(裏面欠落)

新右衛門分 二郎左衛門作

八郎左衛門分 ひらき 与三左衛門作

新右衛門分 ひこ四郎作

与三左衛門分

助六郎作

二郎右衛門分 五郎二郎作

与三左衛門分 主作

八郎左衛門分 満五郎作

新右衛門分 ひらき 二郎左衛門作

与三左衛門分 助右衛門作

同分 二郎左衛門作

新右衛門分 善右衛門作

新右衛門分 二郎左衛門作

八郎左衛門分 満五郎作

二郎右衛門分 主作

助右衛門分 主作

与三左衛門分 少三郎作

新右衛門分 新四郎作

二郎右衛門分 玄蕃作

助右衛門分 主作

与三左衛門分

新右衛門分

二郎右衛門分

助右衛門分

助右衛門分

助右衛門分

中畑八反八畝七步

下畑八反七畝八步

畑数八町七反八畝七步

田畑合八町七反八畝七步

上田四町四反八畝七步

中田一町二反七畝七步

下田四町三反一畝一步

この内十五步不作

田数十町六畝十二步

上田三反二十八步

中田九反七畝二十步

下田一町八反四畝十一步

田数三町一反二畝二十九步

上畑一町三反七畝十五步

中畑八反九畝十步

下畑二町七反二畝八步

畑数四町九反九畝三步

田畑合わせ八町一反二畝二步

野口与兵衛花押

近藤弥吉

新井仁右衛門

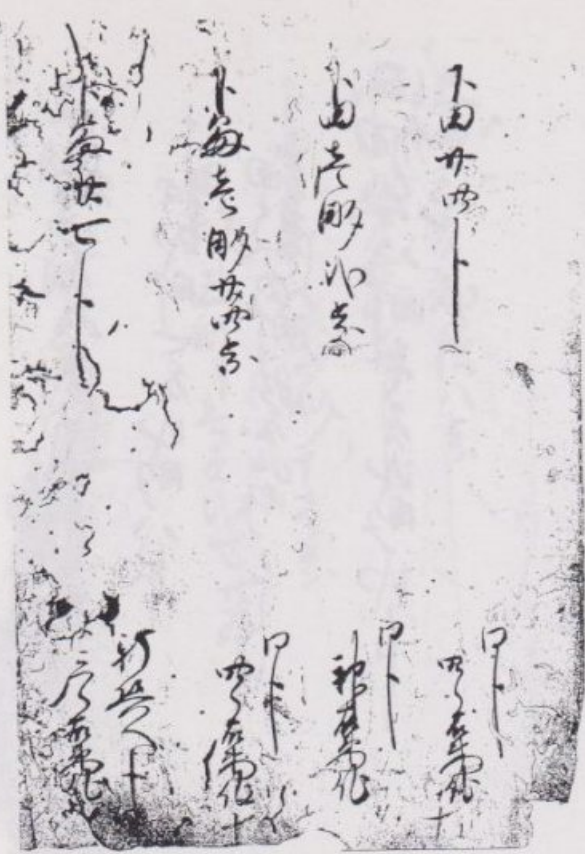
藤城平六

野口与兵衛花押
近藤弥吉
新井仁右衛門
藤城平六

(原文の一部を省略しました。また梓外の後筆記号は省略、耕作者に2名あるものは後記者が後筆です)

(翻刻の字名、所有者名、耕作者名、畠畑の別などは極力原文のままとしました)

(原文はとじが壊れ、ページ錯乱しています。調査時点での並び順で仮ナンバールをつけました)



文禄3年(一五九四) 沢田家文書2
 勝間村太閤檢地帳

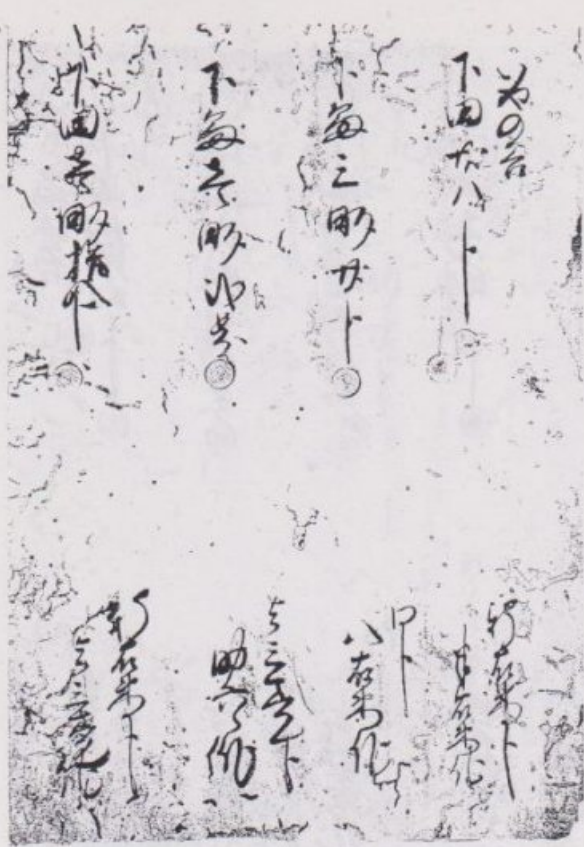
文禄三年甲午九月六日
 上総国市西郡勝馬の村
 御檢地帳

三状の内

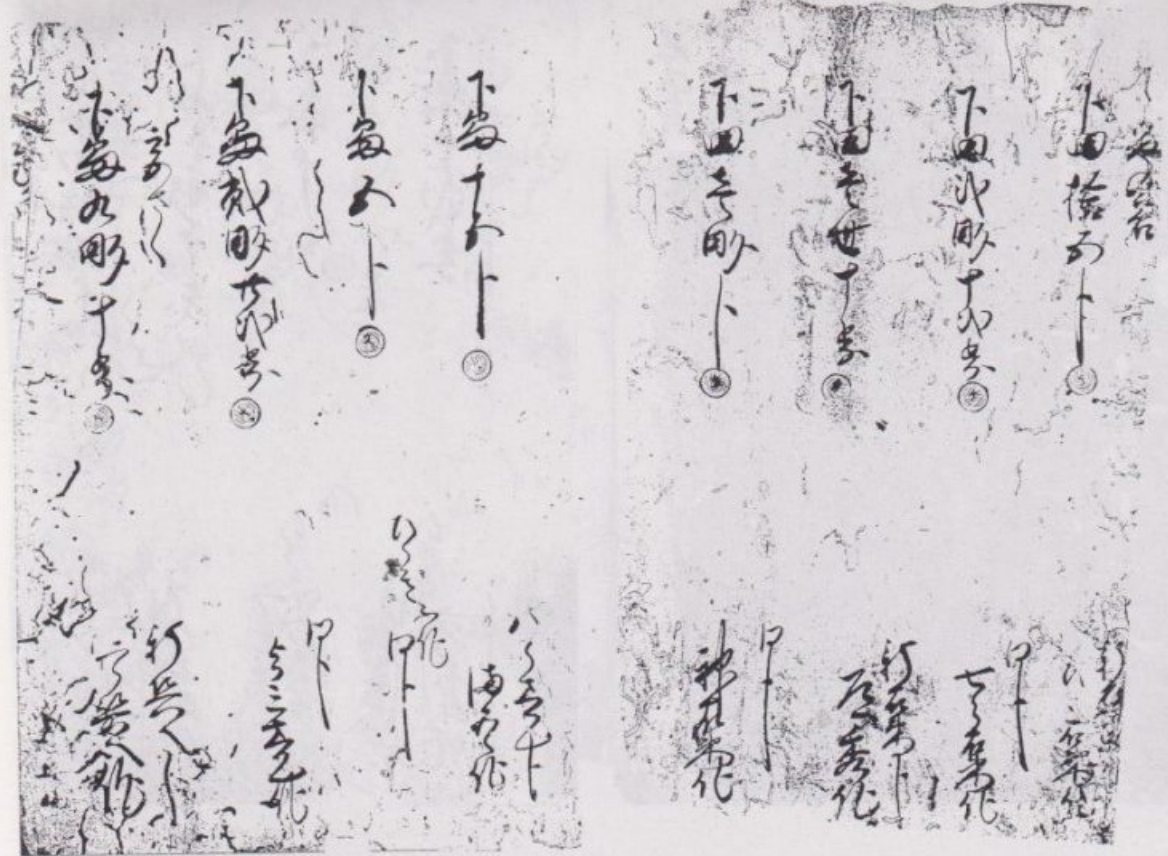
下田二十四步印
 下田一畝二步印
 下畠一畝二十四步印
 下畠二十七步印
 (表紙、本文1枚目表)

同分
 同分
 同分
 新兵八分

四郎右衛門作
 神右衛門作
 四郎右衛門作
 三郎右衛門作



いなの谷	下田二十八歩印	新兵へ分	七郎右衛門作
下田二十八歩印	下田一畝十八歩印	新右衛門分	八右衛門作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	二郎右衛門分	ひらき
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	二分	六郎へもん作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	同分	六郎右衛門作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	新右衛門分	半右衛門作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	同分	八右衛門作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	与三左衛門分	助六郎作
下田一畝十八歩印	下田一畝十八歩印	新右衛門分	与三左衛門作



いやの谷
 下田十五歩印
 下田二畝十二歩印
 下田一せ十歩印
 下田一畝歩印
 下田十五歩印
 下田五歩印
 下田二畝二十二歩印
 宮さく(小字||宮ノ谷?)
 下田九畝十歩印
 (2裏、3表)
 新兵へ分
 新兵へ分
 同分
 新右衛門分
 同分
 八郎左衛門分
 不作 ひらき
 同分
 新兵へ分
 二郎兵へ作
 ひこ右衛門作
 七郎右衛門作
 道秀作
 神右衛門作
 満五郎作
 同分
 与三左衛門作

下田三反五畝六步印

下田一反二畝四步印

下田九畝六步印

下田六畝二十七步印

下田八步印

下田二十八步印

下田三反五畝六步印

宮之谷

下田三反五畝六步印

下田一反二畝四步印

下田九畝六步印

下田六畝二十七步印

下田八步印

下田二十八步印

下田三反五畝六步印

宮之谷 (宮ノ谷)

下田一反五畝六步印

下田一反二畝四步印

下田九畝六步印

下田六畝二十七步印

下田八步印

下田二十八步印

(3裏、4表)

与三左衛門分

新兵へ分

新右衛門分

新兵へ分

同分 ひらき

新右衛門分

同分

八郎左衛門分

主作

二郎兵へ作

半右衛門作

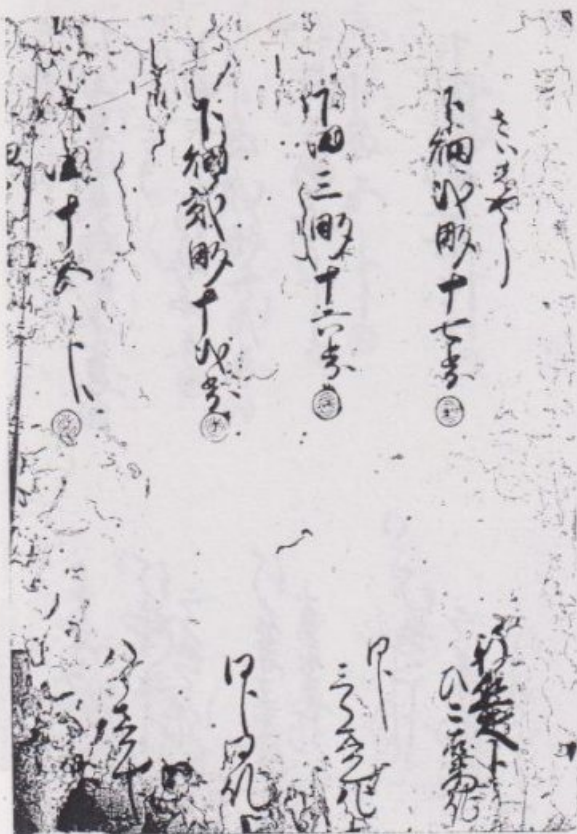
三郎右衛門作

助右衛門作

四郎右衛門作

三郎左衛門作

満五郎作



宮むかい
 下畠十二歩印
 下畠二畝十二歩印
 下畠十五歩印
 下畠十三歩印
 さいしやう(三正)
 下畑二畝十七歩印
 下田三畝十六歩印
 下畑二畝十二歩印
 下田十五歩印
 (4裏、5表)

八郎左衛門分
 同分
 同分
 与三左衛門分
 新兵へ分
 同分
 同分
 八郎左衛門分

助右衛門作
 与三右衛門作
 同作
 助右衛門作
 ひこ右衛門作
 三郎左衛門作
 同作
 同作

(以下原文を省略しました)

(5 続き、裏)

さいしやう (三正)

下鳥一敵十歩印

宮むかい

下鳥二十歩印

下鳥十六歩印

下鳥一敵二十五歩印

(6)

下畑一敵歩印

下畑一反二十二歩印

下畑三敵歩印

下畑二敵二十五歩印

さいしやう (三正)

下畑四敵二十四歩印

下畑三敵六歩印

下鳥二敵二十四歩印

下鳥八敵二十歩印

(7)

水くみは (水汲場)

上田一反一敵十歩印

上田一反一敵二十二歩印

上田一反四敵二十歩印

上田一反二敵十二歩印

水くみは (水汲場)

上田一反三敵二十八歩印

新「」ひらき 七郎右衛門

新右衛門分 ひらき 八右衛門作
与三左衛門分 ひらき

同分 ひらき 六郎右衛門作
助六郎作

新右衛門分 四郎右衛門作
同分 二郎左衛門作
主作

新兵へ分 七郎右衛門作
二郎「」 孫「」

与三「」 少三郎作

新右衛門分 助右衛門作

与三左衛門分 主作
二郎右衛門分 玄蕃作

助 (右衛門分) 主作

新右衛門 (門分) 主作

新兵へ分 主作

八郎左衛門分 新左衛門作

助右衛門分 ひこ五郎作

上田一反一敵十四歩印

中田一反五敵五歩印

中田一反一敵二十六歩印

(8)

宮之下 (宮ノ下)

中田二反一敵二十八歩印

中田一反六敵二十六歩印

中田一反六敵二十四歩印

中田一反八敵二歩印

宮之下 (宮ノ下)

下田三敵十五歩印

下田一反一せ二十歩印

下畑十九歩印

下畑一敵五歩印

(9)

いりうた

下畑二敵二十四歩印

下畑二敵六歩印

うりさく (瓜作)

下田一反二十四歩印

下田一反二敵七歩印

うりさく (瓜作)

下畑十八歩印

下田一反一敵歩印

下田一反七敵三歩印

下田一反六敵歩印

(10)

五たんめ (五反目)

新右衛門分 主作

新兵へ分 ひこ「」

八郎左 (衛門分) 新左 (衛門作)

新兵 (へ分) 太郎 (右衛門作)

新右衛門分 主作

与三左衛門分 助六郎作

二郎右衛門分 主作

二郎右衛門分 二郎兵へ作

八郎左衛門分 与三左衛門作

同分 主作

二郎右衛門分 孫右衛門作

与三左衛門分 少三郎作

同分 助六郎作

新兵へ分 太郎右衛門作

二郎右衛門分 主作

不才 新兵へ分 主作

同分 主作

助右衛門分 主作

八郎左衛門分 主作

下田一反二せ二十八歩印

新兵へ分 三郎右衛門作

下田一反十二歩印

二郎右衛門分 主作

下田七畝十歩印

与三左衛門分 助六郎作

下田二反三畝歩印

八郎左衛門分 与三左衛門作

五たんめ(五反目)

下田一反二畝十五歩印

新兵へ分 三郎右衛門作

下田一畝五歩印

八郎左衛門分 与三左衛門作

下田二畝歩印

新右衛門分 二郎左衛門作

さわべざわ(沢辺沢)

下畑一反五畝十五歩印

与三左衛門分 主作

(11)

下田二せ二十四歩印

与三左衛門分 助六郎作

中畑七畝十歩印

二郎右衛門分 主作

中畑五畝四歩印

八郎左衛門分 主作

下畑八畝歩印

新右衛門分 半右衛門作

こせ(古瀬)

下畑六畝二十九歩印

八郎左衛門分 与三左衛門作

下畑一畝二十歩印

助右衛門分 孫右衛門作

さいしやう(三正)

下畑一畝十九歩印

八郎左衛門分 満五郎作

下畑三せ十八歩印

与三左衛門分 助右衛門作

(12)

下畠三畝歩印

新右衛門分 半右衛門作

下畠五畝二十歩印

八郎左衛門分 主作

下畠一反六歩印

二郎右衛門分 主作

下畠三畝十四歩印

同分 ひらき 孫右衛門作

こせ(古瀬)

下畑一畝歩印

二郎右衛門分 ひらき孫右衛門作

下畠九畝六歩印 同分 主作

下畠三せ 八歩印 この内二せ歩不作

下畠三畝六歩印 与三左衛門分 助六郎作

新右衛門分 甚右衛門作

(13)

中畑八畝六歩印 助右衛門分 五郎三郎作

中畑五畝十八歩印 二郎右衛門分 孫右衛門作

下畑三畝一歩印 新右衛門分 与三左衛門作

中畑八畝二十四歩印 与三左衛門分 助五郎作

こせ(古瀬)

中畑五畝十五歩印 八郎左衛門分 藤右衛門作

中畑二畝歩印 新右衛門分 三郎右衛門作

中畑五畝十八歩印 新兵衛門分 主作

下畑三畝十歩印 同分 七郎右衛門作

(14)

下畑六畝二歩印 八郎左衛門分 助左衛門作

下畠六畝十八歩印 二郎右衛門分 甚三郎作

下畠四せ二十四歩印 新兵へ分 ひこ右衛門作

下畠四せ六歩印 助右衛門分 主作

こせ(古瀬)

下畑九畝十歩印 二郎右衛門分 五郎三郎作

下畑一畝十八歩印 与三左衛門分 主作

下畑二畝十歩印 同分 ひらき 主作

中畑六畝十歩印 新兵へ分 主作

(15)

下畑四畝八歩印 与三左衛門分 助左衛門作

下畑二畝十八歩印 二郎右衛門分 主作

中畑九畝十歩印 同分 主作

中畑五畝十歩印 助右衛門分 太郎三郎作

こせ(古瀬)

中畑六畝二十步印
中畑一反三九步印
中畑一反八畝二十步印
中畑九畝二十九步印

八郎左衛門分
与三左衛門分
新兵へ分
与三左衛門分
主作
主作
助二郎作
主作

(16)

下畑四畝二十四步印
下畑三畝十八步印
下畑二畝二十步印
下畑二畝十五步印

新兵へ分
八郎左衛門分
新右衛門分
与三左衛門分

新四郎作
満五郎作
新五郎作
助六郎作

こせ(古瀬)

下田七畝二十四步印
下畑一畝步印
下畑二畝十二步印
下畑二畝十二步印

二郎右衛門分
新右衛門分
同分
同分

二郎兵へ作
三郎右衛門作
四郎右衛門作
三郎右衛門作

(17)

下畑六畝十五步印
下畠一反四せ二十二步印
うりさく(瓜作)

同分
同分

ひこ右衛門作
主作

下畑六畝二十九步印
下畑五畝十八步印
うりさく(瓜作)

助右衛門分
新兵へ分

新四郎作
三郎右衛門作

下畑二畝八步印
下畑一反四せ步印
下畑八畝十五步印
下畑三畝二十七步印

新右衛門分
二郎右衛門分
与三左衛門分
二郎右衛門分

ひこ右衛門作
主作
主作
助右衛門作

(18)

下田一反五せ二十八步印

新兵へ分

三郎左衛門作

下田九畝五步印

同分

ひこ右衛門作

下田一反二畝二步印

八郎左衛門分

外記作

下田一反二せ步印

同分

主作

さわべさわ(沢辺沢)

下畑八畝步印

新兵衛分

主作

下畑二十五步印

同分

三郎左衛門作

下畑四畝十五步印

同分

七郎右衛門作

下畠四せ步印

同分

三郎左衛門作

(19)

下田一反五畝二十六步印

二郎右衛門分

主作

下田一反六畝十四步印

助右(衛門分)

助一

下田一反二畝十八步印

八郎左(衛門分)

主作

下田一反五せ步印

与左衛門分

少三郎作

さわべさわ(沢辺沢)

下田一反五畝十五步印

二郎右衛門分

孫右衛門作

下田二反步印

同分

主作

下田一反四畝二十八步印

新兵へ分

主作

下田一反四畝二十二步印

同分

助左衛門作

上畑六畝一

中畑三町八畝五歩

下畑三町八畝五歩

細敷畑三町三畝五歩

公領畑三町三畝五歩

同二反四七十六歩ひらき
同二反四七十六歩ひらき

(この間欠落)

(上田欠落)

(中田欠落)

(下田欠落)

(田数十町七畝五歩)

上畑六畝歩

中畑一町二反六畝二歩

下畑三町八畝五歩

この内三七十二歩不作

同二反四七十六歩ひらき

畑数四町三反九畝二十四歩

合わせ十四町四反六畝二十九歩

(以下欠落)

(原文の一部を省略しました。また枠外の後筆記号は省略、耕作者に2名あるものは後記者は後筆です)

(翻刻の字名、所有者名、耕作者名、畠畑の別などは極力原文のままとしました)

(原文はとじが壊れ、ページ錯乱しています。調査時点での並び順で仮ナンバールをつけました)

中田五七二枚目下
①

中細六段目下
①

下細七段目下
①

下細五七二枚目下
①

中細四七二枚目下
①

下細五七二枚目下
①

中細八段目下
①

下細八段目下
①

新右衛門分
助六郎作

新右衛門分
神五郎作

新右衛門分
助五郎作

新右衛門分
神五郎作

新右衛門分
助六郎作
新右衛門分
神五郎作
新右衛門分
助五郎作
新右衛門分
神五郎作

新右衛門分
助五郎作

文祿3年(一五九四) 沢田家文書3A
勝間村太閤檢地帳

(表紙欠落)

しみつ谷(小字 清水谷)

中田一七二四步印

中細五畝二步印

下細二七步印

下細一七二四步印

しみつ谷(清水谷)

中細四七一步印

下畠一七十九步印

中細八畝二四步印

下細二八步印
(本文一枚目表、裏)

新右衛門分

与三左衛門分

新右衛門分

与三左衛門分

新右衛門分

同分

与三左衛門分

与三左衛門分

玄蕃作

助六郎作

神右衛門作

新五郎作

二郎右衛門作

ひこ四郎作

助五郎作

ひらき 八右衛門作

中国書下
中田書下

下田書下

下田書下

中田書下

中田書下

下田書下

下田書下

中田書下

新田書下

新田書下

新田書下

新田書下

新田書下

新田書下

新田書下

新田書下

中畑一畝十五歩印
中田四七二十五歩印
中畑十四歩印
下畑二十四歩印
たいこ□□□ん
中畑一セ歩印
下畑二十五歩印
下畑一セ十四歩印
下田五セ六歩印

(3)

助右衛門分	太郎左衛門作
新右衛門分	半右衛門作
同分	同作
同分	八右衛門作
「	半右衛門作
同分	孫右衛門作
不作	
同分	
二郎右衛門分	主作

中畑五郎十九步

中畑四七廿六步

中畑十九步

下畑廿四步

中畑五郎十九步

下畑廿四步

下畑五郎十九步

下畑五郎十九步

中畑五郎十九步

中畑四七廿六步

中畑十九步

下畑廿四步

中畑五郎十九步

下畑廿四步

下畑五郎十九步

下畑五郎十九步

しみつ谷 (清水谷)

中田一七十九步印

下畑十步印

下畑四步印

中畑四七廿二步印

とうく?の前

中畑六七四步印

下畑十二步印

下畑二十四步印

中畑五郎十九步印

(2)

新右衛門分

与三左衛門分

新右衛門分

新兵へ分

新右衛門分

助右衛門分

同分

同分

神右衛門作

主作

道秀作

主作

主作

ひらき 神右衛門作

五郎三郎作

主作

中田四七五歩印
中田四七五歩印

中田六七五歩印
中田六七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田四七五歩印
中田四七五歩印

中田六七五歩印
中田六七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

中田八七五歩印
中田八七五歩印

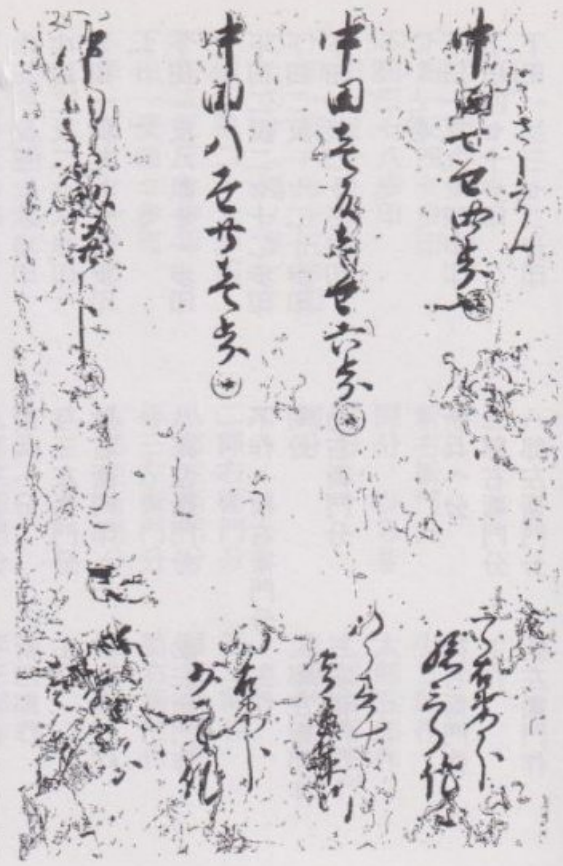
中田八七五歩印
中田八七五歩印

うは谷(姥谷)
 中田四七五歩印
 こ□□てん
 中田六七五歩印
 中田八七五歩印
 中田八七五歩印
 「」
 中田八七五歩印
 中田一反三七一歩印
 中田一反一七二三歩印
 中田一反二七一歩印
 (4)

与三左衛門分
 新五郎作

同分
 新兵へ分
 二郎右衛門分
 「」作
 同作
 ひこ右衛門作
 「」作

「」
 与三左衛門分
 助右衛門分
 同分
 与「」作
 助五郎作
 太郎左衛門作
 五郎三郎作



□きしてん？
 中田七セ四步印
 中田一反一セ六步印
 中田八セ二十一歩印
 中田五畝四步印
 下田「」歩印
 下田一セ步印
 中田八セ三步印
 中田九畝九步印
 (5)

二郎右衛門分
 八郎左衛門分
 助右衛門分
 新右衛門分
 「」
 同分 ひらき
 二郎右衛門分
 八郎左衛門分
 孫三郎作
 与三右衛門作
 少二郎作
 「」
 八右衛門作
 玄蕃作
 主作

(以下原文を省略しました)

(6)

かなくそ (金糞)

中田二反四畝歩印

中田一反九七十五歩印

中田一反六七十五歩印

中田五畝七歩印

かなくそ (金糞)

下田三セ二十八歩印

下田八歩印

下田二十歩印

中田一反八セ二十歩印

(7)

かなくそ (金糞)

下田二反二セ十歩印

中田一反三セ六歩印

中田二反二セ六歩印

下田一反九セ十八歩印

「一」

下田一反八畝十一歩印

こいと

下田二反二セ十二歩印

下田二反一セ二十歩印

下田一反二三歩印

(8)

こいと谷

下田一反九セ四歩印

下田四セ十歩印

下田一反三セ二歩印

下田五セ五歩印

こいと谷

下田三セ七歩印

下田六セ二十八歩印

下田一反三セ十七歩印

下田二反二セ十六歩印

(9)

こいと

下田一反四セ五歩印

下田二反一セ二十八歩印

下田二畝十歩印

下田五畝八歩印

こいと

下田一セ二十六歩印

下田七セ二十二歩印

下田九畝歩印

下田二十四歩印

(10)

こいと

下田一セ七歩印

下田九畝二歩印

下田二反一セ二歩印

下田一反八セ十八歩印

こいと

下田二反三セ三歩印

こうのす (鴻ノ巣)

下田九畝十歩印

下田一反八セ六歩印

新右衛門分

神右衛門作

助右衛門分

太郎左衛門作

八郎左衛門分

定使作

助右衛門分

善右衛門作

助新兵へ分

三郎左衛門作

与三左衛門分

七郎右衛門作

二郎右衛門分

主作

不作 助右衛門分

主作

同分

主作

助右衛門分

与三右衛門作

新右衛門分

助四郎作

二郎右衛門分

玄蕃作

新右衛門分

助右衛門作

新兵へ分

三郎右衛門作

新右衛門分

四郎右衛門作

与三左衛門分

主作

新兵へ分

ひこ右衛門作

新兵へ分

主作

二郎右衛門分

ひこ右衛門作

新兵へ分

七郎右衛門作

新右衛門分

右衛門太郎作

(11)

こうのす(鴻ノ巢)

下田一反四七歩印

下田三七八歩印

下田一反十九歩印

下田一反六七十五歩印

こうのす(鴻ノ巢)

下田五畝二十七歩印

下田二反三七歩印

下田一反四七歩印

下田一反六七十歩印

(12)

西の谷(西ノ谷)

下田九七五歩印

下田一反六七二十五歩印

下田二反二七二十一歩印

下田一反二七歩印

西の谷(西ノ谷)

下田一反九七二十二歩印

下田二反二七六歩印

なかた(中田)

中田一反二七十九歩印

下田一反六七歩印

なかた(中田)

中田一反二十歩印

下田一反六七八歩印

下田一せ十八歩印

新右衛門分

同分 ひらき

同分

同分

二郎右衛門分

八郎左衛門分

与三左衛門分

八郎左衛門分

八郎左衛門分

八郎左衛門分

与三左衛門分

新兵へ分

同分

新右衛門分

助右衛門分

新右衛門分

新右衛門分

二郎右衛門分

八郎左衛門分

八郎左衛門分

二郎右衛門分

新兵へ分

新右衛門分

新右衛門分

少三郎作

太郎五郎作

七郎右衛門作

右衛門太郎作

甚三郎作

藤右衛門作

助右衛門作

主作

平三郎作

助右衛門作

平三郎作

平三郎作

新四郎作

半右衛門作

ひこ五郎作

玄蕃作

与三左衛門分

与三左衛門分

与三左衛門分

与三左衛門分

孫三郎作

七郎右衛門作

半右衛門作

下田一反七歩印

なかた(中田)

中田一反八七十二歩印

下田三七歩印

中田九七二十八歩印

中田二反八七二十四歩印

(14)

すみた

中田一反十五歩印

中田一反二十五歩印

中田四七二十四歩印

中田九七歩印

なかた(中田)

下田一反三十五歩印

下田一反四歩印

下田一反一七六歩印

下田一反一せ六歩印

ねた(根田)

下田一反三十五歩印

下田一反一七歩印

下田七七二十五歩印

下田三七五歩印

なかた(中田)

下田八八十歩印

下田一反八七二十四歩印

下田一反一七十八歩印

下田一反二十五歩印

八郎左衛門分

八郎左衛門分

二郎右衛門分

新右衛門分

与三左衛門分

与三左衛門分

新右衛門印

同分

新兵へ分

与三左衛門分

与三左衛門分

新兵へ分

新右衛門分

与三左衛門分

与三左衛門分

同分

藤右衛門作

満五郎作

孫三郎作

甚右衛門作

□左衛門作

二郎左衛門作

八右衛門作

三郎左衛門作

新五郎作

助三郎作

ひこ六郎作

二郎四郎作

孫右衛門作

藤四郎作

玄蕃作

七郎右衛門作

新五郎作

六郎左衛門作

太郎三郎作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

五郎兵衛?作

ねた(根田)

下田三セ二十九步印

二郎右衛門分

孫三郎作

下田一反一セ二十一歩印

助右衛門分

四郎左衛門作

下田一反八セ七十五歩印

与三左衛門分

外記作

下田二反一畝歩印

二郎右衛門分

主作

くわむかい

下田一反二セ歩印

治郎右衛門分

孫三郎作

下田六セ歩印

助右衛門分

三郎左衛門作

下田一反四セ二十八歩印

八郎左衛門分

満五郎作

下田一反一セ二十七歩印

新兵へ分

七郎右衛門作

(17)

すみた

下田二セ十八歩印

二郎右衛門分

孫三郎作

下畑二セ歩印

助右衛門分

七郎右衛門作

下田一反四セ九歩印

与三左衛門分

主作

さかいの谷(境谷)

下田一反五畝十四歩印

八郎左衛門分

与三右衛門作

さかいの谷(境谷)

下田一反六セ二十四歩印

与三左衛門分

太郎左衛門作

下畑三畝二十二歩印

助右衛門分

六郎右衛門作

下畑一セ二歩印

与三左衛門分 ひらき 太郎左衛門作

下田一反八畝十二歩印

新右衛門分

半右衛門作

(18)

さかいの谷(境谷)

下畑二セ二十二歩印

与三左衛門分

太郎左衛門作

下畑三セ二十二歩印

同分

孫右衛門作

下畑六畝十九歩印

新兵へ分

太郎五郎作

下畑七セ十一歩印

与三左衛門分

六郎左衛門作

さかいの谷(境谷)

下畑一反六セ十三歩印

二郎右衛門分

孫右衛門作

下畑一セ歩印

同分 ひらき

神左衛門作

下畑二セ十七歩印

新右衛門分

孫右衛門作

下畑二セ二十三歩印

二郎右衛門分

神三郎作

(19)

さかいの谷(境谷)

下畑一反二十歩印

二郎右衛門分

神三郎作

下畑三セ八歩印

同分

神左衛門作

下畑二反歩印

新右衛門分

太郎左衛門作

下畑一反二セ二十歩印

助右衛門分

四郎左衛門作

さかいの谷(境谷)

下畑一反十五歩印

八郎左衛門分

源五左衛門作

うりさく(瓜作)

下畑二畝十六歩印

二郎右衛門分

主作

下畑三セ五歩印

同分

二郎兵へ作

下畑一畝十八歩印

与三左衛門分

半右衛門作

(20)

うりさく谷

下畑二セ二十歩印

与三左衛門分

半右衛門作

下畑十二歩印

新右衛門分

二郎左衛門作

下畑六セ十二歩印

同分

玄蕃作

下畑十歩印

同分

ひこ四郎作

みそむかい(溝向)

下畑十歩印

新右衛門分

道秀作

なかさく(長作)

下畑九セ二十二歩印

新兵衛分

三郎左衛門作

ひろみちのうへ

下畑一畝十歩印

二郎右衛門分

二郎左衛門作

中田三町八反五畝二十五歩

中田三町八反五畝二十五歩

下田九町二反六畝十二歩

この内八七十歩ひらき
下田九町二反六畝十二歩

田数十三町一反二七七歩

この内二反五七二二歩不作
田数十三町一反二七七歩

田数十三町一反二七七歩

中畑三反七七一歩

この内一反四七二三歩ひらき
中畑三反七七一歩

津畑三反七七一歩

下畑一町四反六セ二十三歩

この内一セ十四歩不作
下畑一町四反六セ二十三歩

下畑一町四反六セ二十三歩

畑数一町八反三畝二十四歩
田畑合わせ十四町九反六七一歩

田数一町八反三畝二十四歩

細末三町八反三畝二十五歩

畑数一町八反三畝二十四歩

田畑合拾五町八反六畝七歩

(原本の一部を省略しました。また枠外の後筆記号は省略、耕作者に2名あるものは後記者が後筆です)
(翻刻の字名、所有者名、耕作者名、畠畑の別などは極力原文のままとしました)
(原文はとじが壊れ、ページ錯乱しています。調査時点での並び順で仮ナンバーをつけました)

文禄三年甲午九月九日

上総國市西郡勝間之村

以指地帳

屋敷

二十六步印

二畝十步印

三畝二十三步印

三畝五步印

助右衛門居

助六居

主居

三郎右衛門居

文禄3年(一五九四) 沢田家文書3B
勝間村太閤検地帳

文禄三年甲午九月九日

上総國市西郡勝間の村

御検地帳

屋敷

二十六步印

二畝十步印

三畝二十三步印

三畝五步印

(表紙、本文1枚目表)

与「」

同分

同分

新兵へ分

助右衛門居

助六居

主居

三郎右衛門居

四郎廿七歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

四郎廿七歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

六郎廿一歩

四畝二十七歩印

一七二十歩印

二畝歩印

六畝歩印

七七十四歩印

二畝十二歩印

一七十歩印

一畝二十二歩印

二畝十歩印

(1裏、2表)

助右衛門分

同分

八郎左衛門分

与三左衛門分

あきやしき

同分

うらやしき

あきやしき

二郎右衛門分

主作(居)

藤右衛門居

与三右衛門居

満五郎居

新「」

藤右衛門作

神勝寺

同分 同所 不作

同分 主作

孫右衛門居

水取六歩

水取一歩

水取一歩

六反六歩

四世十九歩

女取一歩

水取一歩

三反八歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

水取一歩

二畝六歩印

四七歩印

二七歩印

六畝十六歩印

四世十九歩印

二十五歩印

二七十五歩印

三畝二十八歩印

屋敷合わせ 六反六畝二十一歩

新兵へ分

同分

二郎右衛門分

二郎右衛門分

新「」

同分

八郎左衛門分

新右衛門分

七郎右衛門居

主居

主居

玄蕃「」

神右衛門口

半右衛門居

主居

(2裏、3)

(所有者名、居者名などは極力原文のままとしました)

野口与兵衛花押

近藤弥吉

新井仁右衛門

藤城平六

野口与兵衛

近藤弥吉

新井仁右衛門

藤城平六

延享三年寅四月

村々金銀細帳

上総国市原郡

勝間村

覚

一高二百七十五石三斗五合

上総国市原郡

勝間村

外内

酒井内膳様分

酒井内膳様御知行所分
酒井伊予守
高百七十二石五斗四升一合五勺

外

五反二畝六歩
新田見取り
十七反二畝一步
新畑見取り

延享3年(一七四六) 沢田家文書4
勝間村村差し出し明細帳

延享三年寅四月
村差し出し銘(明) 細帳
上総国市原郡 勝間村

覚

一高二百七十五石三斗五合

上総国市原郡

この内

勝間村

酒井内膳様御知行所分 酒井伊予守

酒井内膳様分

高百七十二石五斗四升一合五勺

外

五反二畝六歩 新田見取り

十七反二畝一步 新畑見取り

五根玄蕃頭様御知行所分
高七十七石一斗三合

外

高石八斗二升六合

是八十九年御高申の年御高入り

高石二斗二升六合

是八十五年御高申の年御高入り

堀田相模守様御知行所分

高石六斗六升六合

外

高石二斗八升五合 申年御高入り

高石一斗一升四合 子年御高入り

高石一斗八升六合

是八十一年御高申の年御高入り

本高新高

惣(総)高合わせ二百八十一石四斗五升一合なり

二か所(抹消)

一当村用水堰

これは往古よりの用水にて反歩ござなく候

三か所

二か所(抹消)

惣(総)高合わせ二百八十一石四斗五升一合なり

本高新高

これは十一年以前辰年御高入り

高一斗八升六合

高二斗一升四合

高一石二斗八升五合

ほか

堀田相模守様御知行所分

高二十五石六斗六升六合五勺

御料(領)御代官所分

これは十五年以前子の年御高入り

高六斗三升五合

高三石八斗二升六合

外

高七十七石一斗三合

曾根玄蕃頭様御知行所分

曾根玄蕃頭様分

二か所

是八十九年御高申の用水に反歩ござなく候

二か所

二か所

當村用水堰

四ヶ所

是ハ二十八年以前に土平用ありて之を中田下田
新田の内五反二十九步堰地にして右三給領
河地御様所より割り付けに御年貢御引き下され候

一家数

男 九人

女 九人

御料百姓

小物成運上物

農業の間

男は薪を取り、五井村、君塚村へ付け歩き
女はのりてを取り申し候

松御林

当村南原五町歩、向坂二町余、三給入会秣場にござ候

竹御林

竹御林一か所

百姓林

百姓林少々

入野五か所、新堀村、小田部村へ入れ置き三給高割をもつて
野錢上納仕り候

米津出し 八幡浦にて船積み、道のり陸路二里半
海路江戸まで八里ほど

当村用水堰

四か所

これは三十八年以前丑年用水に御見立てなされ、中田、下田、
新田の内五反二十九步堰地に潰し、右三給領御地頭様より御
高割りをもつて御割り付けにて御年貢御引き下され候

一家数

五軒

男 十二人

女 九人

御料百姓

小物成運上物

一切ござなく候

農業の間

男は薪を取り、五井村、君塚村へ付け歩き
女はのりてを取り申し候

一畝 (まぐさ)

場の儀は長柄山村野へ、八か村入会刈り上げ来
たり申し候

当村南原五町歩、向坂二町余、三給入会秣場にござ候

松御林二か所

ござ候

竹御林一か所

ござ候

百姓林少々

ござ候

入野五か所、新堀村、小田部村へ入れ置き三給高割をもつて

野錢上納仕り候

米津出し

八幡浦にて船積み、道のり陸路二里半
海路江戸まで八里ほど

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
 一 堰扶持米八升御割り当てにはござなく候えども年々下し置か
 れ候

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
 一 堰扶持米八升御割り当てにはござなく候えども年々下し置か
 れ候

一 漁獵場

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 用水込笈井堰御普請場

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 一村中大きな御普請場

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 当村野方

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 寺社御朱印除地

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 古き城跡

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 御牧場野続きにては

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 鉄砲所持の者

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 御拳(こぶし)場にては

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 御鷹餌飼場にて

一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

- 一 郷藏屋敷中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 堰扶持米八升御割り当てにはござなく候えども年々下し置かれ候
- 一 漁獵場 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 用水込(いり)笈井堰御普請場 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 一村中大きな御普請場 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 当村野方にて 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 寺社御朱印除地 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 古き城跡 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 御牧場野続きにては 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 鉄砲所持の者 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 御拳(こぶし)場にては 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候
- 一 御鷹餌飼場にて 一 今般尼中畑にて一畝歩御年貢御引き下され候

一 金銀銅鉄山

一 市場町場

一 川舟高瀬

一 寺百姓地

一 同百姓地

一 同百姓地

一 山王権現の宮

一 日宮権現宮

一 中六天宮

一 金銀銅鉄山

一 市場町場にては

一 川舟高瀬

一 寺百姓地

一 同百姓地

一 同百姓地

一 山王権現の宮

一 日宮権現宮

一 中六天宮

是は下田一反五畝六歩免田ござ候ところ、御料私領とも前々より御割り付けの表に御高割りをもって御年貢御引き下し置かれ候

- 一 金銀銅鉄山 ござなく候
- 一 市場町場にては ござなく候
- 一 川舟高瀬 ござなく候
- 一 越石、酒屋一軒 ござ候
- 一 寺百姓地 真言宗滅罪地 龍性院
- 一 同百姓地 同宗祈禱(きとう)処(所) 神照寺
- 一 同百姓地 同宗観音堂 正覚院
- 一 山王権現の宮 神照寺持ち
- 一 日宮権現宮 同寺持ち
- 一 第(大)六天宮 同寺持ち

一 熊野權現宮

一 妙見菩薩宮

一 春日明神宮

以上 寺三か所
宮六か所

一 追放者

一 神主、禰宣（ねぎ）

一 山伏、行人等

一 虚無僧ならびに

一 牢人

一 鳥商売の者

同寺持

同寺持

龍性院持

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

熊野權現宮

妙見菩薩宮

春日明神宮

以上 寺三か所
宮六か所

追放者

神主、禰宣（ねぎ）ならびに太夫舞の類（たぐい）

山伏、行人等

虚無僧ならびに

牢人

鳥商売の者

同寺持ち

同寺持ち

龍性院持ち

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

ござなく候

一 原

二 谷

一 穢多

二 谷

一 田

二 谷

一 打

田畑之事

一 田方

田畑之事

一 畑冬作

大麥

一 同夏作

粟

一 越石

田

一 持添

田

一 武士屋敷

田

(抹消)

穢多(元た)ならびに

おんぼう

村内、百姓の外に諸掛人、諸商売人一切ござなく候

田畑のこと

田方

畑冬作

同夏作

越石

持添

武士屋敷

ござなく候

ござなく候

ござなく候

晩稻(おくて)場にてござ候

大麥ばかりにてござ候

粟、黍(きび)ばかりにてござ候

ござ候

ござ候

ござなく候

一橋七ヶ所 内 各ヶ所は往来
六ヶ所は村往来 ござ候
以上

一當村山南へ八町程 西東北計町程

西は山倉村 道法寺里

東は滝口村 乃法寺町

北は小田邊村 乃法寺町余

南は大桶村 乃法寺十八町余

右は通村中立ち会い吟味仕書上

少し少許相違は書上

上総国市原郡勝間村

延享三年寅四月

名主 重右衛門

組頭 金兵衛

百姓代 庄左衛門

井戸助左衛門様

沖後所

一橋七ヶ所 内一ヶ所は往来

六ヶ所は村往来 ござ候

一當村北南へ八町ほど、西東へ二町ほど

西は山倉村 道のり一里

東は滝口村 道のり六町

北は小田邊村 道のり十二町余

南は大桶村 道のり十八町余

右のとおり村中立ち会い吟味仕り書き上げ申すところ、少しも相違ござなく候。以上

上総国市原郡勝間村

名主 重右衛門印

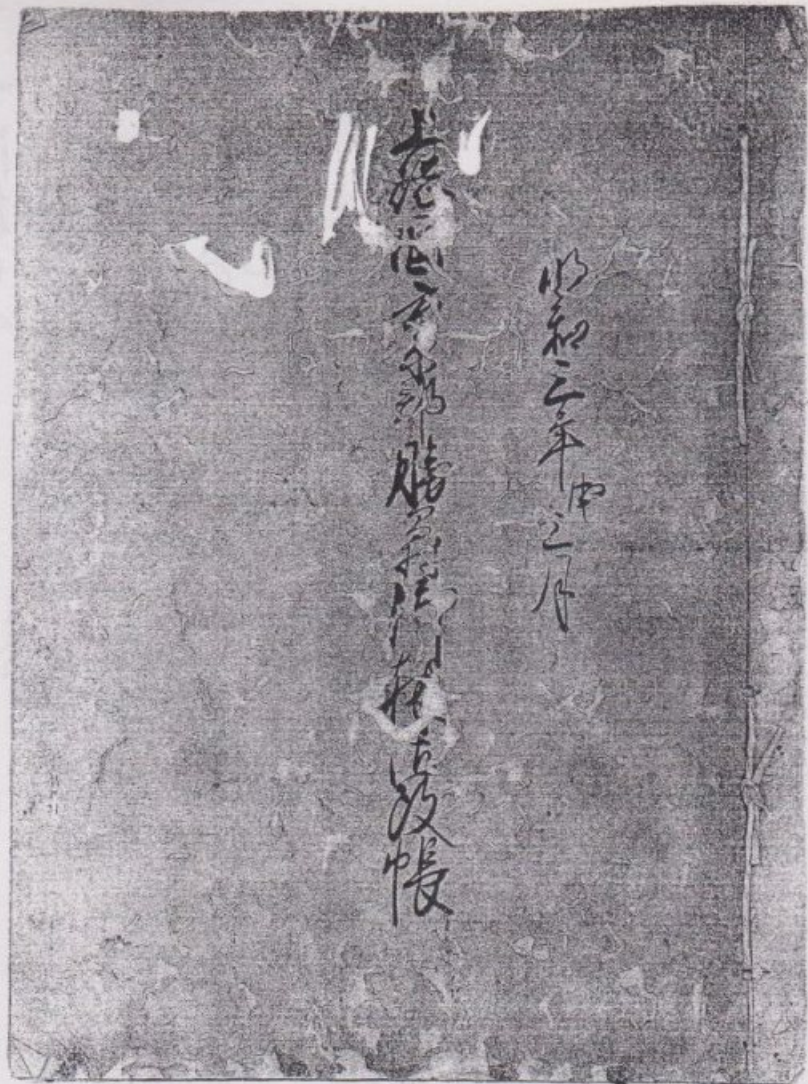
組頭 金兵衛印

百姓代 庄左衛門印

延享三年寅四月

井戸助左衛門様

御役所



明和3年（一七六六） 沢田家文書5
勝間村御林改め帳

明和三年戊三月
上総国市原郡勝間村御林改め帳

如系

一 御林三か所

市原郡勝間村

此別三反八畝

此別三反八畝

同

新長百本

同長百本

新長百本

同長百本

同長百本

一 御林三か所

此別三反八畝

此別三反八畝

此 杉木一本

此 杉木一本

此 杉木一本

此 杉木一本

此 杉木一本

西原

一 御林一か所

この反別三反八畝二十八歩

この木数四百五十二本

この内訳

松木百八十本

同 九十八本

雑木百五本

同 六十八本

杉木一本

一 御林三か所

この反別五畝三歩

この木数九十六本

市原郡勝間村

ただし長二間より三間半まで

ただし長一丈より二間まで

ただし長一丈より二間半まで

ただし長一間より二間まで

ただし長二間

付内訳

松木三十五本

同 三十本

同 七本

雑木二十三本

杉木一本

他 計五本

他 計五本

他 計五本

他 計五本

他 計五本

御林相改書面通知書

清水郡方

明和三年三月

御役所

御役所

御役所

この内訳

- 松木三十五本 ただし二間より五間まで
- 同 三十本 ただし長一間半より三間まで
- 同 七本 ただし長八尺より二間半まで
- 雑木二十三本 ただし長一間より三間まで
- 杉木一本 ただし長九尺

右のとおり御林相改め、書面のとおり相違ござなく候。以上

上総国市原郡勝間村

名主 重右衛門印
 与頭 重郎左衛門
 百姓代 庄左衛門印

清水郡方 御役所

上総国市原郡勝間村見取場新田検地帳

安永2年(一七七三) 沢田家文書6A
勝間村見取場新田検地帳

上総国市原郡勝間村見取場新田検地帳

西原

一下々畑六畝十八步

長二十七間

六左衛門

高一斗三升二合

横七間一尺八寸

東南西作場道

同所

一下々畑六畝十八步

長二十六間三尺

庄兵衛

高一斗三升二合

横□間三尺

東西作場道

同所

一下々畑四畝六步

長十八間

十右衛門

高八升四合

横七間

東方古畑、西方作場道

西原
一下々畑六畝十八步

長二十七間
横七間一尺八寸

六左衛門

東南西作場道

同所
一下々畑四畝六步

長十八間
横七間

十右衛門

東西作場道

同所
一下々畑四畝六步

長十八間
横七間

十左衛門

東西作場道

西

一 下 加 又 以 七 合

長 二 十 五 間 一 尺 八 寸
五 郎 兵 衛
長 七 間

五 郎 兵 衛

一 下 加 又 以 七 合

東 西 作 場 道

一 下 加 又 以 七 合

長 二 十 四 間 二 尺 四 寸
權 兵 衛
長 九 間

權 兵 衛

一 下 加 又 以 七 合

東 西 作 場 道

西原
一 下 々 畑 五 畝 二 十 七 步 長 二 十 五 間 一 尺 八 寸 五 郎 兵 衛
高 一 斗 一 升 八 合 橫 七 間
東 西 作 場 道
同 所
一 下 々 畑 七 畝 九 步 長 二 十 四 間 二 尺 四 寸 權 兵 衛
高 一 斗 四 升 六 合 橫 九 間
東 西 作 場 道

同 所

一 下 加 又 以 七 合

長 二 十 三 間 三 尺 三 寸
庄 左 衛 門
長 八 間 二 尺 〇 寸

庄 左 衛 門

一 下 加 又 以 七 合

東 西 作 場 道

同 所
一 下 々 畑 六 畝 十 八 步 長 二 十 三 間 三 尺 三 寸 庄 左 衛 門
高 一 斗 三 升 二 合 橫 八 間 二 尺 〇 寸
東 西 作 場 道、北 方 他 領 境
柿 の 木 台
一 下 々 畑 六 畝 二 十 七 步 長 十 六 間
高 一 斗 三 升 八 合 橫 十 三 間
東 方 〇 〇 畑、南 西 作 場 道、北 方 他 領 境
彦 兵 衛

一 下 加 又 以 七 合

長 十 六 間
彦 兵 衛

彦 兵 衛

一 下 加 又 以 七 合

東 西 作 場 道

右の寄

高合八斗八升二合

二斗代

この下々畑反別四反四畝三步

古昔上総國市原郡勝間村十右衛門組、見取場新田檢地仰せ付けられるにより、六尺一分間竿をもって一反三百歩の積（つもり）相極（決）めるものなり。

安永二癸巳年十月

御代官

西村長右衛門印

地方役 桜井水右衛門

同

田中新右衛門印

案内

名主 十右衛門印

組頭 十郎左衛門

百姓代 五郎兵衛

田中新室

(原文の一部を2段組にしました)

右の寄せ
高合わせて八斗八升二合 二斗代
この下々畑反別四反四畝三步

御代官 西村長右衛門印

地方役 桜井水右衛門
同 田中新右衛門印

案内

名主 十右衛門印
組頭 十郎左衛門
百姓代 五郎兵衛

同所

一 下田拾六步

長六間
横四間
之八合

左衛門

字境谷

一 下田之步

長二間
横三間
之八合

右衛門

字根田

一 下田之取拾八步

長拾三間
横四間
之八合

右衛門

字根田

一 下田之取拾八步

長拾三間
横四間
之八合

傳

字如分倉陸

一 下田之取拾八步

長拾三間
横三間
之八合

八郎左衛門

同所

一 下田之取九步

長拾間
横四間
之八合

傳

安永4年(一七七五) 沢田家文書6B
勝間村見取場新田檢地帳

(前文欠落)

同所

一下田十五步

高二升五合

東南西古田、北方山

長六間
横二間三尺六寸

太右衛門

字境谷

一下田三步

高五合

東南山、西北古田

長三間
横一間

作右衛門

字根田

一下田一畝十八步

高八升

東西北古田、南方山

長十間三尺
横四間三尺

五郎左衛門

字根田

一下田一畝十八步

高八升

東西古田、南北山

長十六間
横三間

伝六

字かな窪

一下田一畝步

高五升

東方往還道、南西北古田

長十間
横三間

八郎左衛門

同所

一下田一畝九步

高六升五合

東方往還道、南西北古田

長十間
横四間

伝六

字菅沢

一 下田貳畝三歩

長拾四間
横四間三尺

仁右衛門

字小井戸

一 下田壹畝歩

長拾間
横三間

二郎左衛門

字つ戸くぼ

一 下田九歩

長四間
横二間

甚之丞

字つ戸くぼ

一 下田四畝九歩

長拾六間
横八間

甚之丞

同所

一 下田拾八歩

長九間
横二間

甚右衛門

字井戸くぼ

一 下田三歩

長二間
横二間

又右衛門

東西山
南小古田

長拾間
横三間

東方山
南西北古田

長拾間
横二間

東南西古田
南西北古田

長拾間
横八間

東方山
南西北古田

長九間
横二間

東方山
南西北古田

長拾間
横二間

東西北古田
南方

字菅沢

一下田二畝三歩

高一斗五合

東西山、南北古田

長十四間
横四間三尺

仁右衛門

字小井戸

一下田一畝歩

高五升

東方山、南西北古田

長十間
横三間

三郎左衛門

字つ戸くぼ

一下田九歩

高一升五合

東南西古田、北方山

長四間
横二間

甚之丞

字つ戸くぼ

一下田四畝九歩

高二斗一升五合

東方山、南西北古田

長十六間
横八間

甚之丞

同所

一下田十八歩

高三升

東方山、南西北古田

長九間
横二間

甚右衛門

字井戸くぼ

一下田三歩

高五合

東西北古田、南方

長二間
横二間

又右衛門

同所
一 下田九步

長二間

東南中山

長二間
横三間二尺八寸

又蔵

同所
一 下田七步

長拾五間二尺

東南中山
西方他領境

長拾五間二尺
横四間四尺八寸

又蔵

同所
一 下田五步

長二間

東南中山
西方他領境

長二間
横三間二尺

又蔵

同所
一 下田六步

長四間

東方山
南西小古田

長四間
横三間二尺八寸

又蔵

同所
一 下田拾貳步

長二間

南西古田
西方他領境

長二間
横三間

半蔵

同所
一 下田拾貳步

長二間

東方山
西方古田

長四間
横四間四尺八寸

同人

同所

一下田九步

長五間

五郎左衛門

高一升五合

横一間三尺六寸

同所

一下田一畝三步

長十一間三尺

喜兵衛

高五升五合

横二間四尺八寸

同所

一下田三步

長二間四尺八寸

清右衛門

高五合

横一間三尺

字上せき

一下田六步

長四間一尺八寸

清右衛門

高一升

横一間一尺八寸

東方山、南西北古田

一下田十二步

長四間

半蔵

高二升

横三間

東西古田、北方作場道

同所

一下田十二步

長四間四尺八寸

同人

高二升

横二間四尺八寸

東方作場道、西方古田

字うば谷

一 下田五畝廿五歩

高八升五合

長拾間
横又間
東南西古田
小方山

仁右衛門

字やの谷

一 下田九歩

高五升五合

長又間
横又間廿五歩
南方他領境
西方他領道
中方他領

伝右衛門

同所

一 下田六歩

高五升

長又間
横又間廿五歩
南方他領境
西方他領道
中方他領

半蔵

字やの谷

一 下田九歩

高五升五合

長三間五尺
横又間廿五歩
西南方山
西方他領道

半蔵

同所

一 下田拾貳歩

高貳升

長七間五尺
横又間廿五歩
東南南山
西方他領道

長左衛門

同所

一 下田九歩

高五升五合

長四間
横又間廿五歩
東小
西方他領道

兵右衛門

字うば谷

一下田一畝二十一歩

高八升五合

長十間
横五間
東南西古田、北方山

仁右衛門

字いやの谷

一下田九歩

高一升五合

長五間
横一間四尺二寸
南方他領境、西方作場道、北方他領

伝右衛門

同所

一下田六歩

高一升

長四間
横一間二尺四寸
南方山、北方作場道

兵右衛門

字いやの谷

一下田九歩

高一升五合

長三間三尺
横二間一尺八寸
東方山、北方作場道

半蔵

同所

一下田十二歩

高二升

長七間三尺
横一間三尺六寸
東南北山、西方作場道

長左衛門

同所

一下田九歩

高一升五合

長四間
横二間三尺
東北山、西方作場道

兵右衛門

同所

下田六步

高五升

長三間五尺二寸
横一間三寸六分

吉右衛門

東方古田
北方作場道

字五反目

下田六步

高五升

長三間
横一間三寸

宇平次

東方古田
南西北古田

字五反目

下田拾貳步

高貳升

長三間四尺二寸
横三間三尺

源右衛門

南西北古田
四方山

字五反目

下田拾貳步

高貳升

長三間四尺二寸
横三間三尺

源右衛門

東方山
南西北古田

同所
下田九步

高五升又合

長三間
横一間三寸

伝六

東南西北他領境
北方作場道

同所
下田三歩

高五合

長三間
横一間三寸

三郎兵衛

東方山
南西北他領境

同所

一下田六歩

高一升

長三間一尺二寸

吉右衛門

東方古田、北方作場道

字とうな代

一下田六歩

高一升

長四間

宇平次

東方堤、南西北古田

字五反目

一下田十二歩

高二升

長三間四尺二寸

源右衛門

南北古田、四方山

字五反目

一下田十二歩

高二升

長三間四尺二寸

源右衛門

東方山、南北古田

同所

一下田九歩

高一升五合

長四間

伝六

東南西北他領境、北方作場道

同所

一下田三歩

高五合

長二間一尺二寸

三郎兵衛

東方山、南西北他領境

同所

下田之歩

高又合

長四間
横五間

七右衛門

同所

下田六歩

高五升

長三間三丈
横五間三尺

同人

同所

下田五反拾又歩

高七升又合

長九間六寸
横六間

又右衛門

東小山
南西北他

南小山
西方他領

東方百姓持山
日方他領

右之寄

高合式石九斗七升五合

又斗代

以下田反別五反九畝拾又歩

同所

一下田三歩

高五合

長四間

横一間

七右衛門

同所

一下田六歩

高一升

長三間三尺

横一間三尺

同人

同所

一下田一畝十五歩

高七升五合

長九間六寸

横五間

又右衛門

東方百姓持山、南方他領

右の寄せ

高合わせて二石九斗七升五合

この下田反別五反九畝十五歩

紙数表紙とも六枚

削字三か所

五斗代

紙数表紙とも六枚
削字三か所

右者上総國市原郡勝間村見取場
 新田檢地依文 俵六尺を介
 間竿七尺五反三百歩之積相極す

安永四乙未年十二月

御代官
 西村長右衛門

同
 田村文次

御取箇役
 中川幸次郎

案内
 仁兵衛

同 重安
 同 伝六
 同 忠次郎
 同 重盛
 同 百姓代 半蔵
 同 才茂
 同 五郎兵衛

右は上総國市原郡勝間村見取場新田檢地仰せ付けらるにより、
 六尺一分間竿をもって一反三百歩の積（つもり）相極（決）め
 るものなり。

安永四乙未年十二月

御代官 西村長右衛門印
 同 田村文次印
 御取箇役 中川幸次郎印
 案内

名主 仁右衛門
 同 重右衛門
 組頭 伝六
 同 忠次郎
 同 重郎左衛門
 同 百姓代 半蔵
 同 五郎兵衛

（原文の一部を2段組にしました）

文化七年

高田明細帳

年十二月

上総国市原郡
勝間村

文化7年(一八一〇) 沢田家文書7
勝間村差し出し明細帳

文化七年
差し出し明細帳
年十二月 上総国市原郡勝間村

上総国市原郡

一高二百二石一斗七升八合五勺 勝間村

この反別三十六町二反二畝二十三歩半

高百四十四石四斗一升八合四勺

二十町六反一畝三歩 田方

高二石三斗一合七勺

この反別四反四畝十三歩 年々引き

一高田明細帳高田明細帳

上総国市原郡

勝間村

此反別之務上高田明細帳亦不半

高田明細帳高田明細帳

高田明細帳高田明細帳 田方

高田明細帳高田明細帳

高田明細帳高田明細帳 年々

高百四十二石一斗一升六合七勺

高五十七石七斗六升一勺

高四斗七升六合

高五十七石七斗六升一勺
高四斗七升六合
高五十七石二斗八升四合一勺
高五十七石七斗六升一勺

高四斗七升六合

高五十七石七斗六升一勺

高五十七石七斗六升一勺

高五十七石七斗六升一勺

年々引き

石盛十二

上田三町三反九畝六步

内六步

前々堰代引き

上田林畑成二畝十一歩

上田林畑成二畝十一歩

中田四町四反二畝歩

内一畝二十歩

前々堰代引き

石盛十二

上田三町三反九畝六歩
内六歩
残三町三反九畝歩
上田林畑成二畝十一歩
中田四町四反二畝歩
内一畝二十歩

石盛十二
前々堰代引き
永取り 反永八文
石盛九
前々堰代引き

永取

反永八文

法江町反抄步

内 反九反亦抄步

内 抄六下半

中田畑成反抄下

内 二反抄下

内 三反抄下

下田畑反抄及六反抄下

内 反七反抄步

法江町反抄亦抄下

内 反九反抄步

内 抄六下

中田畑成反抄亦抄下

内 反九反抄步

内 反七反抄步

内 抄六下

反九反抄步

中免

畑成

永取

林畑成

永永八文

中畑成

反永四十三文

前々壠代山王免引

永取

畑成

永取

林畑成

反永三十二文

残四町四反十步

十六步半

中田畑成四畝三步

一畝二步

下田十町二反六畝四步

内三反七畝十步

四畝一步

下田畑成九反五畝二十二步

内六反六畝二十九步

三畝三步

本免

畑成

永取

林畑成

中畑成

反永四十三文

反米一斗四升

反永八文

反永四十三文

前々壠代山王免引

本免

反米二斗三升

畑成反

永取

林畑成

上畑成

中畑成

下畑成

米一斗五升

反永八文

反永五十三文

反永四十三文

反永三十二文

新田五町七反八畝

内五畝七步

石盛五

前々堰代引き

新田五町七反八畝

内五畝七步

石盛五

前々堰代引き

新田五町七反八畝

内五畝七步

石盛五

上畑五町七反八畝

中畑五町七反八畝

内五畝七步

石盛六

新田五町七反八畝

下畑五町七反八畝

内五畝七步

石盛六

新田一町七反五畝十五步

内五畝七步

石盛五

前々堰代引き

残一町七反八步

内一町六反八畝十五步半

一畝十八步

四步半

本免

反米二斗三升

畑成

反米一升

新下田七反一畝十七步

新下々田六畝二十一步

上畑一町四畝七步半

石盛五

石盛四

石盛六

本免

反永五十三文

中畑一町七反九畝二十五步

内二畝十七步

残一町七反七畝八步

下畑五町一反八畝十三步

内四町五反七畝三步

六反一畝十步

石盛四

本免

反永四十三文

石盛三

本免

反永三十二文

木立成

反永二十文

新細江町反四畝五步

反町三反八畝三歩
七反二畝五歩

新中細江町反四畝五歩

新中細江町反三畝五歩

新林細江町反四畝五歩

新中細江町反四畝五歩

反四畝五歩

新細江町反四畝五歩

新細江町反四畝五歩

新細江町反四畝五歩

新細江町反四畝五歩

石盛三

反永三十二文
反永三十二文
反永三十二文

石盛三
反永三十二文

石盛三
反永三十二文

石盛三
反永三十二文

石盛十

石盛三
反永百文

石盛三
反永百文

石盛三
反永百文

石盛三
反永百文

新中細江町反四畝五歩

新畑四町九反四畝十五歩

内四町一反八畝一歩

七反六畝十四歩

新下畑五畝二十三歩

新下々畑一反三畝十六歩

新林畑七畝二十四歩

新下々畑四反四畝三歩

屋敷四反九畝一歩

内三畝二十二歩

残四反五畝九歩

畑四町八反二畝十五歩

畑一町二反二畝十一歩

永一貫二百七十二文二分

石盛三

反永二十二文

本免 反永十六文

林畑成 反永三十二文

石盛三 二十三文六分

石盛二 反永十八文

石盛二 反永二十六文

石盛十

前々寺寄付地引き

本免 反永百文

見取 反永二十七文

見取 反永四文

野銭、山銭、小物成

右本田畑新田畑御検地年号不詳

一當村田方之儀水損場所不詳

一田方用水は村上に字桑山、五反目二か所、溜井ござ候て上中

上中田と云は、水引中下由と分有字越代

中受溜井由各所候、ありあり

一当村合利と云は道法

江戸日本橋まで十五里

高田役所と在り

當国御城下

黒田

九里

松平元吉様御城下大田(多)喜町まで六里

阿部

十一里

當村境

右本田畑、新田畑、御検地年号ござなく候

一当村田方の儀は水損場所にござ候

一田方用水は村上に字桑山、五反目二か所、溜井ござ候て上中

田の分、潤いの水引き申し候。下田の分は字越代と申す処
(所) 溜井ござ候て、潤いの水引き申し候

一当村より所々へ道のり

江戸日本橋まで十五里

当御役所まで右同断

當国御城下

黒田(久留里藩)

九里

松平元吉様御城下大田(多)喜町まで六里

阿部(佐貫藩)

十一里

當村境

御私領五ヶ所村と移置町、但東方

同澁戸村と移置町 右同方

同荻作村と移置町 但北方

同小田倉村と移置町 右同方

同山倉村と移置町 但西方

同福村と移置町 右同方

同武土村と移置町 但南方

同大桶村と移置町 右同方

同長柄山村と移置町 但辰巳方

同御林二か所と移置町 反別三町二畝歩

同竹御林と移置町 反別七反二畝二九歩

同百姓持林と移置町 面々少々

同一村中入会山と移置町 薪取り候山、中原と申す所に

同株場山と移置町 儀は長柄山村へ野銭出し草刈り申し候

同

同

同

御私領棄地(木)村まで十一町 ただし東方

同滝口村まで十二町 右同方

同荻作村まで十八町 ただし北方

同小田辺村まで十八町 右同方

同山倉村まで二十五町 ただし西方

同福(増)村まで二十五町 右同方

同武土村まで二十三町 ただし南方

同大桶村まで三十町 右同方

同長柄山村まで三十町 ただし辰巳方

同御林二か所と移置町、反別三町二畝歩

同竹御林一か所と移置町、反別七反二畝二十九歩

同百姓持ち林、面々少々つと候えども高ござなく候

同一村中入会山、株(まぐさ)場、薪取り候山、中原と申す所に

同株場山の儀は長柄山村へ野銭出し草刈り申し候

一 庵敷江在但初不終言得

人数

男
女

一 本寺^龍刹書真言宗 新性院及別所末

前(由河津下)

一 同是刹書真言宗 神照寺百姓地

一 社地六ヶ所 但

日宮大権現

山王大権現

山神大六天

熊野権現

明現大

春日大明神

一 竈敷(かまどかず) 四十四軒残らず高持ち

この人数 男 女

一 寺一か所、真言宗龍性院、反別三畝二十二歩

前々御引き下され候

一 同一か所、真言宗神照寺百姓地

一 社地六か所 ただし

日宮大権現

山王大権現

山神大六天

熊野権現

明現大(妙見尊)

春日大明神

一 煮六所神照寺持ち百姓持ち山の内にござ候

一 煮六所人堂をござ候、百姓持地

一 南村市場町場をござ候

一 南村往來筋をござ候

一 南村助合にござ候、大田吾道、長柄山村、六地藏村

一 右二か村まで人馬助郷仕候

一 六地藏田畑

煮六所
野土三分
屋敷土一分

一 南村何川と申す、ござなく候

一 沼をござなく候

一 庄屋山をござなく候

一 溜井をござなく候

煮六所
横十五間
長三十間

一 煮六所同をござ候

一 煮六所代をござ候

右六か所神照寺持ち、百姓持ち山の内にござ候

一 かんのも(観音)堂一か所、御見捨て地

一 当村、市場、町場にござなく候

一 当村、往來筋にござなく候

一 当村、助合(郷)の儀は大多喜道、長柄山村、六地藏村

右二か村まで人馬助郷仕候

一 土地田畑 真土三分 野土六分

屋敷土一分

一 当村、何川と申す、ござなく候

一 沼をござなく候

一 庄屋山をござなく候

一 溜井三か所

一 ただし字桑山谷一か所 長五十間くらい、横二十五間くらい

一 煮六所同をござ候 長二十間くらい、横十二間くらい

一 煮六所代をござ候 長三十間くらい、横十五間くらい

古之例、溜井普請、儀、同村中各給

為根日向守様、御知沙汰、普請儀、普請仕り、諸入用、儀、高掛り割

一 郷藏屋敷、計世ト一、御出立

一 御高札、口牧、建、奉、中、心

三枚、御出立、御知沙汰、儀

三枚、御出立、御知沙汰、儀

一 御國州、口、尚、王、普、請、儀、奉、中、心

一 御年貢米、儀、八幡村、舟、持、長、兵、衛、方、へ、津、出、し、仕、り、候、道、の、り、二、里

一 津、出、し、儀、御、知、沙、汰、儀

一 高掛り上納物

六尺給米、高百石につき二斗ずつ

御伝馬宿入用、米高百石につき六升

御藏前入用、高百石につき永二百五十文

餅米永納仕り、もちろん代米下され候

右三か所溜井普請の儀は同村御合(相)給、曾根日向守様御

知行所両給とも立ち合い、普請仕り、諸入用の儀は高掛り割

り合い仕り候

一 郷藏屋敷二畝歩、お引き下され候

一 御高札四枚建(立)て来たり申し候

一枚切支丹(キリシタン)御札

一枚

一枚鉄砲の御札

一枚強訴(ごうそ)御札

一 御関所口留、その番所、ござなく候

一 御年貢米の儀は八幡村舟持ち長兵衛方へ津出し仕り候、道のり二里

一 高掛り上納物

六尺給米、高百石につき二斗ずつ

御伝馬宿入用、米高百石につき六升

御藏前入用、高百石につき永二百五十文

餅米永納仕り、もちろん代米下され候

一川漢 吾田在

一海漢 吾田在

一鳥獵 吾田在

一獵師鉄砲 吾田在

一御拝借鉄砲 吾田在

一高村持株 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一小田持株 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一越代野 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一右取市各務 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一和吉川 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一緑木耕作 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一春と三月 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一糸江 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一田畑質池 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一上田 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一上田 吾田在 此は名主預かりに証文年々差し上げ申し候

一川漁 ござなく候

一海漁 ござなく候

一鳥獵 ござなく候

一獵師鉄砲 ござなく候

一御拝借鉄砲 一丁 ただし玉込三匁五分

一当村持株 (まぐさ) 場 さむ風西原と申す所二か所、先年より小田辺村へ入れ置き、馬草刈り取り、野代、粃 (もみ)

一三石請 (受) 取り申し候。越代野と申す所、新堀村へ入れ置き右同断受け取り申し候。右もみ御合 (相) 給百姓御支配、

一百姓かまど数六十軒にてもみ一斗ずつ割り取り申し候

一稼ぎ等耕作第一にてその間は山地上り、薪取り申し候。春は正月より三月まで猪鹿 (いのしか) 狩り仕り候、女は木綿糸

つむぎ申し候

一田畑質池 おおむね直 (値) 段付

上田一反につき金五兩くらい

中田一反につき金四兩二分くらい

中田一反につき金三兩一分くらい

上田一反につき金五兩一分くらい

中田一反につき金四兩二分くらい

下田一反につき金三兩一分くらい

右田畑質入れ値段書き上げ仕り候えども定まり候儀もござ

なく候

一上田一反につき

中田一反につき

下田一反につき

米三俵くらい、ただし四斗入り

米二俵半くらい、四斗入り

米二俵くらい、四斗入り

金一分二朱くらい

金一分くらい

錢一貫文くらい

種もみ、春彼岸より二十五日くらいすぎ

苗下し

中稲(なかくて)それより四十日くらいになり段々植え

仕付(しつけ)け

晩稲(おくて)それより百日くらいすぎ早稲刈り取り、

それよりなかくて、おくてだんだん刈り取り申し候

上田一反歩につき 種もみ二斗くらいいまき来たり申し候

中田一反歩につき 種もみ二斗二升くらいいまき来たり申し候

下田一反歩につき 同 二斗五升くらいいまき来たり申し候

上田一反につき

中田一反につき

下田一反につき

金三兩一分

金二兩一分

金一兩一分

甲稲種親表有皮層今も白自任迄苗下

中稲種親表有皮層今も白自任迄種刈

晩稲種親表有皮層今も白自任迄種刈

上田一反歩につき

中田一反歩につき

下田一反歩につき

一畑方

麦は九月下旬より十月、十一月上旬まで、まき仕付け
これあり、翌年四月下旬より五月上旬まで取り入れ申
し候
粟(あわ)は夏至より十日くらいまき、それより百日
くらいすぎ、取り入れ申し候
蕎麦(そば)は夏土用八日くらいすぎまき、それより
九十日取り入れ申し候
大豆は春土用明け、十日くらいすぎまき、それより百
日取り入れ申し候

一畑方

大豆は春土用明け、十日くらいすぎまき、それより百
日取り入れ申し候
蕎麦(そば)は夏土用八日くらいすぎまき、それより
九十日取り入れ申し候
粟(あわ)は夏至より十日くらいまき、それより百日
くらいすぎ、取り入れ申し候

一畑方

田舎の土は、厩(うまや)まき、草入れ作り
畑方は土(こえ)肥、厩(うまや)こえ、草入れ作り
申し候

一畑方

口村

一入作高七石四斗七升九合九勺八才

一畑方

名主一人につき米一俵

与(組)頭一人につき米一俵

一畑方

麦は九月下旬より十月、十一月上旬まで、まき仕付け
これあり、翌年四月下旬より五月上旬まで取り入れ申
し候

粟(あわ)は夏至より十日くらいまき、それより百日
くらいすぎ、取り入れ申し候

蕎麦(そば)は夏土用八日くらいすぎまき、それより
九十日取り入れ申し候

大豆は春土用明け、十日くらいすぎまき、それより百
日取り入れ申し候

日取り入れ申し候

一畑一反につき種 大麦一斗二升くらい
大豆二升五合くらい
あわ一升くらい
そば六升くらい

一畑方

一畑一反につき種

大麦一斗二升くらい

大豆二升五合くらい

あわ一升くらい

そば六升くらい

一畑方

田舎の土は、厩(うまや)まき、草入れ作り
畑方(こえ)肥、厩(うまや)こえ、草入れ作り
申し候

畑方(こえ)肥、うまやこえ入れ作り申し候

一畑方

一当村出作高二十七石余

同村

一入作高七石四斗七升九合九勺八才

一村方役人給 米二俵

名主一人につき米一俵

与(組)頭一人につき米一俵

是ハ凡ソ池頭様ノ御方ニテモ御座ル事
 以テ不取ル事カ知ラセテ高御料所
 御座ル事

定使候
 但正是公人等カ御座ル事

- 一 古切支丹 御座ル事
- 一 出家一人 御座ル事
- 一 社人 御座ル事
- 一 山伏 御座ル事
- 一 虚無僧 御座ル事
- 一 浪人 御座ル事
- 一 醫師 御座ル事
- 一 大工 御座ル事
- 一 木挽 御座ル事
- 一 屋根葺 御座ル事
- 一 馬医師 御座ル事

- これは先の御地頭様より下し置かれ候ところ、近年御料所
 相出候て下し置かず、当時百姓高割り合い候
 定使給高 ただしこれは先年よりい候
 古切支丹（キリシタン）類族 い候
 出家一人 い候
 社人 い候
 山伏 い候
 虚無僧（こむそう） い候
 浪人 い候
 醫師 い候
 大工 い候
 木挽（いびき） い候
 屋根葺 い候
 馬医師 い候

一 馬喰 無事候
 一 紺屋 無事候
 一 狛師 無事候
 一 座頭 無事候
 一 座頭 無事候
 一 狛師 無事候
 一 猿回し 無事候
 一 鉢たたき 無事候
 一 えた 無事候
 一 非人小屋一軒 無事候
 一 右は このたび 当村御支配仰せこうむられ、郷村御改めに明細書、かくのごとくござ候
 一 もし相連の儀、書き上げ候わば何分の曲事にも仰せ付けらるべし、そのため連判帳

一 馬喰 (ばくろう) ござなく候
 一 紺屋 ござなく候
 一 狛師 ござなく候
 一 座頭 ござなく候
 一 座頭 ござなく候
 一 えびすおろし ござなく候
 一 猿回し ござなく候
 一 鉢たたき ござなく候
 一 えた ござなく候
 一 非人小屋一軒 ござ候

鈴木伝市郎様

文化七年

午十二月

鈴木伝市郎様

御役所

上総国市原郡

勝間村

名主

五郎治

組頭

次郎右衛門

百姓代

鈴木伝市郎様

御役所

文化七年

午十二月

差し上げ申すところよってくだんのごとし。

上総国市原郡

勝間村

名主

五郎治

組頭

次郎右衛門

百姓代



文化十三年（一八一六） 沢田家文書 8
質地証文（部分）

（前文欠落）
 「付書面田地書き入れ致し、貴殿方
 実正なり。利足（息）の儀は石金高へ
 年々米五俵ずつ」
 「かつまた、右金この
 切まで毎年米五俵ずつ相渡し申すべく候間、元金の
 内へお請（受け）取りくだされ、もつともその時の
 相場にて代金受け取りを」
 「しかる上は右田地につき外より故障等申すものござ
 なく候。もし横合いより六ヶ敷（むつかしき）儀、
 申し候者ござ候わば加印の者一同罷（まかり）出、
 埒（らち）明け、貴殿へ少しもご苦勞かけ申すまじ
 く候、後日のため質地書き入れ証文、よってくだん
 のことし。」

上総国市原郡勝間村
 地主 五郎次印
 親類受人 市兵衛印
 組頭 仁右衛門印
 五郎兵衛殿 八郎左衛門印

文化十三年四月

文化拾三年

青村源細帳拵

子、七月

上総市原郡

勝間村

文化十三年(一八一六) 沢田家文書9
勝間村当村明細帳

文化十三年
当村銘(明) 細帳控
子の七月 上総国市原郡勝間村

御検地(帳) 年号ござなく候。ただし、検地(帳) これなく名
寄帳を用う。

高八十一石五斗六升四合 御合(相) 給曾根日向守知行所

上総国市原郡

一高二百二石一斗七升八合五勺

勝間村

ただし江戸へ道のり十四里、ただし行徳通り

最寄町場ござなく候

太田(大多) 喜御城下へ七里

この訳

御検地の書留名

この帳を以て上総市原郡御合給曾根日向守知行所

此帳控を以て寄帳と用

上総市原郡

勝間村

此

白紙の紙片を里田村
宝町馬場
左田北川下へ七里

此訳

石田三町三反九畝六步

石田三町三反九畝六步

内

上田三町三反九畝六步

上田林畑成二畝十一歩

中田四町四反二畝歩

内一畝二十歩
十六歩半
三畝一歩
一畝二歩

下田十町二反六畝四歩

内三反七畝十歩
二畝七歩
四畝一歩

下田畑成九反五畝二十二歩

内

内六反六畝二十九歩
九畝二十歩
三畝三歩
一反六畝歩

高百四十四石四斗一升八合四勺
この反別二十町六反一畝三歩
田方

内
上田三町三反九畝六歩
石盛十二

内六歩 前々堰代引き

上田林畑成二畝十一歩
石盛九

中田四町四反二畝歩
前々堰代引き

十六歩半 畑成

三畝一歩 林畑成

一畝二歩 中畑成

下田十町二反六畝四歩
石盛五

内三反七畝十歩 前々堰代、山王免引き

二畝七歩 畑成

四畝一歩 畑成

下田畑成九反五畝二十二歩 永取り

内六反六畝二十九歩 林畑成

九畝二十歩 上畑成

三畝三歩 下畑成

一反六畝歩 中畑成

新田一町七反五畝十五歩

内五畝七歩

前々堰代引き

石盛五

新下田七反一畝十七歩

新下々田六畝二十一歩

石盛五

新下々田六畝二十一歩

新下々田六畝二十一歩

六畝十八歩

畑成

石盛五

新下田七反一畝十七歩

新下々田六畝二十一歩

畑高五十七石六升一勺

この反別十五町六畝二十歩半

上畑一町四畝七歩半

中畑一町七反九畝二十五歩

内二畝十七歩

下畑五町一反八畝十三歩

内六反一畝十歩

新畑四町九反四畝十五歩

内七反六畝十四歩

新田一町七反五畝十五歩

石盛六

新下田七反一畝十七歩

新下々田六畝二十一歩

新下々田六畝二十一歩

新下々田六畝二十一歩

新下々田六畝二十一歩

新下々田六畝二十一歩

新下畑五畝二十三歩

石盛三

新下畑一反三畝十六歩

石盛二

新林畑七畝二十四歩

石盛二

新下々畑四反四畝三歩

石盛二

内三畝二十一歩

石盛二

前々寺寄付地引き

畑四町八反二畝十五歩

見取

畑一町二反二畝十一歩

見取

永一貫二百七十二文二分

野錢、山錢、小物成

右本田、新田ともに御検地帳ござなく候

(江戸)表より御用往来人馬繼

千住、新宿、八幡(本八幡)

ただし行徳通り 行徳、舟(船)橋、馬加(幕張)、
検見川、寒川、曾我野(蘇我)、八幡、当村
一御朱印地、御除地ござなく候

小畑新着上橋

行徳通り 行徳 舟橋 馬加

検見川 寒川 曾我野 八幡 當村

御朱印地 御除地 ござなく候

新着上橋

御朱印地

一 寺六所

市ノ内ノ寺

山門新 徳興寺 法光院末
真言宗 勝当(動) 山龍性院

一 寺八ヶ所

山門新 法光院末
真言宗 神照寺

地六所

別當 神照寺
作 百姓地

目官
少王権現
明多夫
春日大明神
山神大六天

一 石一か所 菅原寺

祠三ヶ所
与 法光院之材料
寺下
此寺也

一 庚申塚 寺下
庚申塚

一 往還 寺下

一 村道

一 長徳寺 寺下
川ノ内ノ位

一寺一か所 同国同郡荻作村満光院末

真言宗 勝当(動) 山龍性院

一寺一か所 同国同郡荻作村満光院末

前々御引き下され候
真言宗 神照寺

(一社) 地六か所 別當 神照寺

日宮

山王大権現

熊野権現

明(妙)見大

春日大明神

山神大六天

一くわんをん(観音)堂一か所 御見捨て地

(二石) 祠三か所ただし一か所馬頭観音 村持ち
一か所地藏尊

庚申塚

一 庚申塚 ござなく候

一 往還 ござなく候

一 村道 およそ長十町余、巾九尺くらい

一 青河川 濁川 濁川

一 用水路

長 五百間余、巾三尺くらい
中三人位
普請仕

悪水路

一 用水路 長 五百間余、巾三尺くらい
中三人位 普請仕

一 悪水路

ただし悪水の節は右用水通り、小田辺村落とし申し候
ただし堤高とも東の方四尺、馬踏八尺くらい
西の方六尺、馬踏七尺くらい 自(普請所)

一 溜井

字 桑山 一か所 長五十五間、横二十五間
字 五反目 一か所 長二十間、横十二間
字 越代 一か所 長三十間、横十六間

右三か所溜井用、悪水路とも(障り)は両給立ち会い普請仕
り候

字 桑山 一か所 長五十五間、横二十五間

字 五反目 一か所 長二十間、横十二間

字 越代 一か所 長三十間、横十六間

一 園様植新 二 田九

一 神傳

作 一 村新 二 田九 三 西原 四 申す 五 所 六 二 七 所 八 先

一 園様植新 二 田九 三 西原 四 申す 五 所 六 二 七 所 八 先

一 田畑質入れ直 二 段およそ

上田一反につき

金三両くらい

中田一反につき

二両三分くらい

下田一反につき

二両一分くらい

下々田一反につき

二両くらい

上畑一反につき

二両二分くらい

中畑一反につき

同二両一分くらい

下畑一反につき

同一両二分くらい

右田畑質地値段書き上げ候えども、次第不同、時々値段替り候て、きつと定まり申し候儀ござなく候

一 関(堰) 枠、種類ござなく候

一 株(まぐさ) 場

ただし村持ち、字さむ風、西原と申す処(所)二か所、先年より小田辺村、新堀村、両村入れ置き、野代、糶(もみ)三石ずつ受け取り申し候

一 当村まぐさ場の儀は長柄山村野錢差し出し、草刈り申し候

一 田畑質入れ直(値) 段およそ

金三両くらい

上田一反につき

二両三分くらい

中田一反につき

二両一分くらい

下田一反につき

二両くらい

下々田一反につき

二両二分くらい

上畑一反につき

同二両一分くらい

中畑一反につき

同一両二分くらい

下畑一反につき

同一両二分くらい

右田畑質地値段書き上げ候えども、次第不同、時々値段替り候て、きつと定まり申し候儀ござなく候

一 農業のほかに 男は三十町余、野銭出し、長柄山野銭出し罷（まかり）越
女は木綿糸つむぎ申し候

一 作物 田方は稲作のほか何にても作り申さず候
畑方は麦、粟、大豆、稗の類作り申し候

一 所産物 畑方なし

一 海邊 川筋、魚、鳥獵ござなく候

一 御拳（こぶし）場、御掟飼（とらえかい）場にはござなく候

一 御林二か所 反別三町二畝歩
内字座当橋御林、松木ござ候

一 竹御林一か所 この反別七反二畝二十九歩

一 百姓持ち山面々少しつござ候えども反別なくござ候
ただし木の品、松、杉、雑木少々つござ候

一 渡船場ござなく候

一 物産 畑方なし

一 物産 畑方なし

一 物産 畑方なし

一 物産 畑方なし

橋 築所 但 利川用水の水路

円 橋 築所 本郷よりなる老人住也

馬捨場 三ヶ所 字 喜見代所

土橋七か所 長二間より九尺くらいまで

御見捨て地、馬捨て場三か所 ただし字五反目代(台)一か所

一橋十二か所 ただし村内用水、悪水路ならびに作場(道) 自普請ござ候
一御見捨て地、馬捨て場三か所 ただし字五反目代(台)一か所 字むかい坂一か所 東台一か所
一火葬場ござなく候
御見捨て地、ただし墓所二か所、字むかい坂一か所 たらくぼ一か所

右 右村明細帳書面のとおり相違ござなく候。以上

上総国市原郡 勝間村 名主

文化十三年 子七月

中村八太夫様 御役所

百姓代

卯御年貢皆濟目録

上総市原郡 勝間村

一 永七貫六斗四升八合 同 本 途

一 永六貫六百四十九文三分 同 本 途
 内永一貫三百〇〇一文八分
 一 永一貫二百七十二文二分
 一 米二石六斗四合

一 永一貫九百三十二文六分
 一 永一貫二百七十二文二分
 一 米二石六斗四合

文政3年(一八二〇) 沢田家文書10
 勝間村卯御年貢皆濟目録
 卯御年貢皆濟目録

上総国市原郡 勝間村

高二百二石一斗七升八合五勺 本途
 一米七十二石二斗四升八合 同断
 この斗立て七十六石三斗六升六合 見取り
 一永六貫六百四十九文三分 小物成
 内永一貫三百〇〇一文八分 口米
 一永一貫二百七十二文二分
 一米二石六斗四合
 この斗立て二石一斗八升二合
 代永一貫九百三十二文六分
 ただし卯冬御張紙値段三兩増し
 米三十五石につき、金三十一兩につき

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永代百石積立文公ト一口 永

一 永二百三十七文六分

一米一斗二升一合

この斗立て一斗二升三合

代永百十三文四分

一米四斗四合

この斗立て四斗二升七合

代永百七十四文二分

一 永五百五文四分

一 細餅（もち）米二斗五升口合

代永五百二十四文六分

一 太もち米三斗五升三合

代永五百三十二文六分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

代永二百七十一文一分

一 同粗（もみ）三斗二升一合

一菜種或は小麦
六斗之或は小麦を米皮合

込
但し右同断
納

米七種或は米六升六斗合

白米種或は米七升合

米種或は米七升合

右拂

米七升合

米七升合

米七升合

米七升合

納
米七種或は米七升合

米七種或は米七升合

米七種或は米七升合

米七種或は米七升合

隣代米渡

菜種代米渡

運賃米渡

一菜種二斗二合

この斗立て二斗一升四合

ただし右同断、菜種六斗替え

合わせ米七十六石三斗六升六合

菜種二斗一升四合

永十二貫四百十六文八分

右払い

米一石三勺

米一斗七合

米六斗五升六合七勺

納合わせ米七十四石六斗二合

菜種二斗一升四合

代永三百五十六文七分

ただし金一兩につき菜種六斗替え

永十二貫四百十六文八分

外永十文三分

正納

もち代米渡し

菜種代米渡し

八厘八毛、運賃米渡し

包分銀

右は去る卯御年貢、小物成その外、取り立てべき分、書面のと
 おり皆済せしむにつき、小手形引き上げ一紙目録相渡す上は、
 重ねて何様（よう）の小手形差し出し候とも反古（ほこ）たる
 べきものなり。

文政三辰年正月 中（村）八太夫印

右は去る卯御年貢、小物成その外、取り立てべき分、書面のと
 おり皆済せしむにつき、小手形引き上げ一紙目録相渡す上は、
 重ねて何様（よう）の小手形差し出し候とも反古（ほこ）たる
 べきものなり。

右村

名主

組頭

惣百姓

右村
 谷尾
 徳川
 西郷

御鷹匠水夫人足ならびに

御鷹匠

六地蔵、長柄山へ出御人足賃銭割付帳

文政五年四月日

八幡かすみ役取り替せ証文

文政5年（一八二二） 沢田家文書11
勝間村鷹匠水夫人足など割付帳（表紙）

勝間村

御鷹匠水夫人足ならびに

六地蔵、長柄山へ出御人足賃銭割付帳

文政五年午の四月日

（本文欠落）

年号不詳 沢田家文書30
霞（かすみ）役取り交し証文（包み紙）

八幡かすみ役取り替せ証文

（本文欠落）

高三斗九升三合二勺
 下田六畝七步
 反永十八文

高八升三合六勺五才
 新田七畝九步半
 反永十八文

高二石二斗九升三合九勺八才
 新畑七畝十四步
 反永二十三文

高八斗八升二合
 新下々畑四反四畝三步
 反永二十二文

高二斗七升二合九勺七才
 中田林畑成三畝一步
 反永十八文

高三斗三升四合八勺三才
 下田林成六反六畝二十九步
 反永十八文

五 九 三 六 五

文政11年(一八二八) 沢田家文書12
 勝間村前々取り下げ田畑一筆限り小前帳

(表紙、前文欠落)

高三斗九升三合二勺

一下田六畝十七步

反米二斗六升

高八升三合六勺五才

一新田一畝二十二步半

反米二斗五升

高二石二斗九升三合九勺八才

一新畑七反六畝十四步

反永二十三文

高八斗八升二合

一新下々畑四反四畝三步

反永二十二文

高二斗七升二合九勺七才

一中田林畑成三畝一步

反永十八文

高三斗三升四合八勺三才

一下田林成六反六畝二十九步

反永十八文

五 三 二 九 五

小前

庄石目木

一 中田十六歩半

一 下田二畝十六歩

一 下田四畝一步

一 新田一畝十八歩

一 新田四歩半

一 新田七畝歩

一 新畑五畝歩

吉右衛門印

七右衛門印

桑山

新田七畝歩

新田四歩半

新田一畝十八歩

下田四畝一步

この小前

字百目木

中田十六歩半

三正

下田二畝十六歩

三正

下田四畝一步

三正

新田一畝十八歩

三正

新田四歩半

桑山

新田七畝歩

桑山

新畑五畝歩

五郎治印

仁右衛門印

同人印

仁右衛門印

同人印

七右衛門印

吉右衛門印

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

新烟五反一畝下

仁右衛門印

久兵衛印

久兵衛印

次郎右衛門印

重兵衛印

龍性院印

宇平次印

宇平次印

桑山

一新烟一反一畝步

同所

一新烟五畝步

うさぎ谷

一新烟五畝七步

同所

一新烟五畝步

うさぎ谷

一新烟七畝十六步

同所

一新烟五畝二十九步

同所

一新烟一反二十步

同所

一新烟四畝步

仁右衛門印

久兵衛印

同人印

次郎右衛門印

重兵衛印

次郎右衛門印

龍性院印

宇平次印

新細殿下

源右衛門印

新細殿下

清右衛門印

新細殿下

宇平次印

新細殿下

吉右衛門印

新細殿下

次助印

新細殿下

同所 四郎左衛門印

新細殿下

宇平次印

同所 龍性院印

新細殿下

龍性院印

同所

一同五畝十步

同所

一同七畝二十八步

同所

一新下々畑六畝步

同所

一同六畝步

同所

一新下々畑八畝十二步

同所

一新畑三畝十四步

同所

一新畑六畝十八步

同所

日下
川九畝打三下

金ヶ
中田畑成三畝七下

桑山
下田畑成七畝七下

日新
日三畝打三下

桑山
中田畑成三畝七下

日新
日九畝打九下

日新
日九畝打三下

日新
日九畝打三下

仁右衛門印

忠治郎印

仁右衛門印

太郎右衛門印

七郎右衛門印

久兵衛印

六郎左衛門印

五郎治印

同所

一同二畝十三步

金くそ

一中田畑成三畝一步

桑山

一下田畑成七畝七步

同所

一同三畝十步

桑山

一下田畑成四畝二十步

同所

一同九畝二十九步

同所

一同二十二步

同所

一同五畝八步

仁右衛門印

忠治郎印

仁右衛門印

太郎右衛門印

七郎右衛門印

久兵衛印

六郎左衛門印

五郎治印

一 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

一 新 彦兵衛 下

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

彦兵衛

五反目

一同二敵八步

同所

一同二敵五步

同所

一同一敵五步

同所

一同五敵步

五反目

一同十四步

同所

一同二十一歩

同所

一同二敵一步

同所

一同十歩

彦兵衛印

同人印

宇平次印

庄右衛門印

庄右衛門印

三郎兵衛印

四郎兵衛印

同人印

二二六
一 口 武殿左下

二二七
一 口 武殿左下

二二八
一 口 武殿下

二二九
一 口 武殿下

二三〇
一 口 武殿下

二三一
一 口 武殿下

二三二
一 口 武殿下

二三三
一 口 武殿下

武殿

武殿

武殿

武殿

武殿

武殿

武殿

武殿

こいたい

一同二敵二十六歩

同所

一同一敵二十九歩

同所

一同一敵歩

同所

一同一敵歩

こいたい

一同一敵一歩

同所

一同二敵歩

同所

一同五敵二十歩

同所

一同四敵八歩

次助印

甚右衛門印

三郎兵衛印

兵右衛門印

次助印

神照寺印

四郎兵衛印

庄兵衛印

二
四
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

赤土病


右赤土病村前々田畑御札一筆限り
相改め申前帳差し上げ申すところ少しも相違ござなく候
以上

文政十一年

二月

上総国市原郡勝間村

百姓代 清右衛門
組頭 六左衛門
組頭 喜兵衛
組頭 仁右衛門
御領知方
御役所

御領知方
御役所

同所
一同二畝歩

三郎兵衛印

右は当村前々取り下げ田畑御札（ただし）につき、一筆限り相改め、小前帳差し上げ申すところ少しも相違ござなく候。以上
文政十一年二月

上総国市原郡勝間村

百姓代 清右衛門印
組頭 六左衛門印
組頭 喜兵衛印
組頭 仁右衛門印

御領知方
御役所

田原
 上総国市原郡
 勝間村
 文政十二年
 林畑成改帳

中田畑成 二反六畝
 上田畑成 二畝十一歩
 中田畑成 三畝一歩

文政12年(一八二九) 沢田家文書13
 勝間村荒地林畑成改め帳

文政十二年 清水様御領知組
 荒地林畑成取り下げ改め帳
 四月 上総国市原郡勝間村

十六歩半 年号知らず

七反六畝十四歩 先年より畑に成る
 寛政六(寅)年

上田林畑成二畝十一歩 寛政六寅年
 林畑「 寅免上

中田畑成 林畑に成る
 三畝一歩 寅年林畑に成る

上田様下 治郎右衛門印
 上田様下 仁右衛門印
 上田様下 喜兵衛印
 上田様下 定使印
 上田様下 三右衛門印
 中田様下 治郎右衛門印
 中田様下 仁右衛門印
 中田様下 喜兵衛印
 中田様下 定使印
 中田様下 三右衛門印
 中田様下 又右衛門印
 清水谷 御領知定使

下田 一上田二十歩 治郎右衛門印
 小堤 一上田十五歩 仁右衛門印
 下田 一上田四歩 喜兵衛印
 小堤 一上田十五歩 定使印
 山下 一上田二十三歩 三右衛門印
 大明神 一中田四歩 「」右衛門印
 同所 一中田十歩 「」印
 柿木谷 一中田三畝七歩 (仁右衛門)印 中畑に成る
 日宮下 一中田二十六歩 市兵衛印
 みぞ向 一中田一畝歩 同人印
 糞谷 一中田一畝十歩 市郎兵衛印
 橋戸 一中田十歩 同人印
 宮の下 一中田三歩 又右衛門印
 清水谷 一中田一畝三歩 御領知定使 中畑に成る

合六畝九歩半

柿木谷
一畝九歩半 下田

ワ所
一畝九歩半 下田

名の谷
一畝九歩半 下田

くわ山
一畝九歩半 下田

名の谷
一畝九歩半 下田

ワ所
一畝九歩半 下田

名の谷
一畝九歩半 下田

柿木谷
一畝九歩半 下田

柿木谷
一畝九歩半 下田

合わせ六畝九歩半

くわ山 一畝九歩半

五反目 一畝九歩半

いやの谷 一畝九歩半

同所 一畝九歩半

こいど 一畝九歩半

いやの谷 一畝九歩半

柿木谷 一畝九歩半

七右衛門印

重兵衛印

吉右衛門印

同人印

清右衛門印

同人印

与左衛門印

畑に成る

下畑に成る

柿木谷

同所 一畝九歩半

いやの谷 一畝九歩半

上せき 一畝九歩半

柿木谷 一畝九歩半

同所 一畝九歩半

いやの谷 一畝九歩半

柿木谷 一畝九歩半

根田 一畝九歩半

甚右衛門印

七郎右衛門印

同人印

清兵衛印

太郎右衛門印

同人印

利兵衛印

同人印

治郎右衛門印

細田 一 高橋下 五郎治印
 西谷 一 高橋下 八郎右衛門印
 滝の入 一 高橋下 重郎左衛門印
 廻り山 一 高橋下 同人印
 根田 一 高橋下 同人印
 七上り 一 高橋下 小左衛門印
 橋戸 一 高橋下 同人印
 廻り山 一 高橋下 庄右衛門印
 滝の入 一 高橋下 重右衛門印
 廻り山 一 高橋下 久左衛門印
 七上り 一 高橋下 三郎左衛門印
 くわ山 一 高橋下 同人
 すげの沢 一 高橋下 仁右衛門印
 七上り 一 高橋下 市兵衛印
 細田 一 高橋下 同人印
 穴田 一 高橋下 同人印

細田 一 下田十五歩 五郎治印
 西の谷 一 下田一畝十八歩 同人印
 滝の入 一 下田二十七歩 八郎右衛門印
 廻り山 一 下田十歩 同人印
 根田 一 下田二十二歩 重郎左衛門印
 七上り 一 下田三歩 同人印
 橋戸 一 下田十歩 小左衛門印
 廻り山 一 下田四歩 同人印
 廻り山 一 下田十二歩 庄右衛門印
 滝の入 一 下田二十七歩 重右衛門印
 廻り山 一 下田二歩 久左衛門印
 七上り 一 下田三歩 三郎左衛門印
 くわ山 一 下田一反四畝十三歩 同人
 すげの沢 一 下田二畝歩 仁右衛門印
 七上り 一 下田十一歩 市兵衛印
 細田 一 下田二十八歩 同人印
 穴田 一 下田四歩 同人印

堰に成る
 丑より堰に成る

新田高橋下七反目

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 七反目

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

あま目

新田橋下 一人

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

新田カト 一人

あま目

新田カト 一人

新田七下 兵衛印

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

あま目

新田カト 一人

あま目

新田橋下 一人

くわ山	一新田一畝十四歩	七郎右衛門印
五反目	一新田五歩	同人印
いやの谷	一新田十歩	太郎右衛門印
くわ山	一新田二歩	同人印
同所	一新田十八歩	同人印
同所	堰に成る	
同所	一新田八歩	利兵衛印
あま目	一新田十歩	与兵衛印
あま目	一新田二歩	兵右衛門印
いやの谷	一新田七歩	兵右衛門印
同所	一新田四歩	同人印
同所	一新田七歩	三郎兵衛印
五反目	一新田七歩	同人印
同所	一新田二十歩	同人印
同所	一新田十歩	同人印
あま目	一新田五歩	同人印
あま目	一新田三歩	長右衛門印

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

一 新田 仁右
一 新田 仁右

くわ山	一新田十五歩	仁右衛門印
同所南谷	一新田四畝二十八歩	同人印
同所	一新田十歩	同人印
同所	一新田二十歩	同人印
くわ山	一新田十歩	又右衛門印
五反目	一新田五歩	同人印
井くぼ	一新田四歩	同人印
くわ山	一新田十六歩	治兵衛印
くわ山	一新田一畝六歩	治兵衛印
同所	一新田二十八歩	同人印
こ江戸	一新田四歩	同人印
くわ山	一新田四歩	同人印
みそはぎ	一新田三畝二十七歩	龍性院印
同所	一新田六畝二十一歩	同寺印
こうのす	一新田四畝十二歩	同寺印
根田	一新田三畝歩	御領知定使印
いやの谷	一新田二歩	治兵衛印
かなくそ	一新田一畝歩	同人印
ノ(締め)	四反七畝十四歩	

天保三辰年

高辻取調書上帳

四月日

上総市原郡

勝間村

是

上総市原郡

勝間村

高辻取調書上帳

内高五石五斗四升二合

南村新田検地帳の義(儀)、前々より紛失仕り候や相見え

外

御屋敷小川町

御役大坂町御奉行

曾根日向守知行所

高八十一石五斗六升四合

天保3年(一八三二) 沢田家文書14
勝間村高辻取り調べ書上帳

天保三辰年

高辻取り調べ書上帳

正月日

上総市原郡

勝間村

覚

上総市原郡

勝間村

一高二百二石一斗七升八合五勺

内高五石五斗四升二合 新田

当村新田検地帳の義(儀)、前々より紛失仕り候や相見え申さず、なおまた、年号相わかり申さず候。以上

外に

高八十一石五斗六升四合

御屋敷小川町

御役大坂町御奉行

曾根日向守知行所

但 江戸へ道法拾五里行徳通り

右村高御調 月内お給 申すに合

當時より各名取用 申すに合

お度お違 申すに合

天保三辰年

正月

勝間村

組頭

市兵衛

伊左衛門

喜右衛門

御領知方

御役所

ただし御朱印除地ござなく候

江戸へ道のり十四里行徳通り

右は村高御調べにつき、御相給へそれぞれ懸（掛）け合い當時の高、名前など取り調べ候ところ、書面のとおり少しも相違ござなく候。以上

天保三辰年

正月

勝間村

組頭

同

同

百姓代

直助印

市兵衛印

伊左衛門印

喜右衛門印

御領知方

御役所

天保三辰年

田畑反取米永内割取調書上帳

二月

上総市原郡

勝間村

天保3年(一八三二) 沢田家文書15
勝間村田畑反取米永内割書上帳

天保三辰年

田畑反取米永内割取り調べ書上帳

二月

上総市原郡

勝間村

一高二百二石一斗七升八合五勺

内高五石五斗四升二合

新田

この反別三十六町二反二畝二十三歩半

内

田高百四十四石四斗一升八合四勺

この反別二十町六反一畝三步

内高二石三斗一合七勺

この反別四反四畝十三歩 前々堰代山王免引き

上総市原郡

勝間村

一高二百二石一斗七升八合五勺

内高五石五斗四升二合

この反別三十六町二反二畝二十三歩半

内

田高百四十四石四斗一升八合四勺

この反別二十町六反一畝三步

内高二石三斗一合七勺

この反別四反四畝十三歩 前々堰代山王免引き

残高百四十二石一斗一升六合七勺

付反別取指所取米の取付

知高五拾七石七斗六升一勺

付反別取指所取米の取付

付反別取指所取米の取付

残高五拾七石七斗六升一勺

付反別取指所取米の取付

取付

上田三反九畝六歩

十二

内六歩 前々堰代引

残三町三反九畝六歩

取米六斗二升二勺

この取米二十一石二升四合七勺八才

中田四町四反二畝六歩

九

内一畝二十歩 右同断引き

残高百四十二石一斗一升六合七勺

この反別二十町一反六畝二十歩

畑高五十七石七斗六升一勺

この反別十五町六反一畝二十歩半

内高四斗一升六合

この反別四畝二十四歩 前々堰代道代引き

残高五十七石三斗四升四合一勺

この反別十五町五反六畝二十六歩半

この訳

上田三反九畝六歩

十二

内六歩 前々堰代引き

残三町三反九畝六歩 取米六斗二升二勺

この取米二十一石二升四合七勺八才

中田四町四反二畝六歩

九

内一畝二十歩 右同断引き

残九町七反七歩

口内南之反九町七歩 五反五斗七升七合二才

付取米斗七升八合七勺二才

取り下

五反五斗七升七合二才

中田接所斗七升七合二才

又

口内之反七歩

市價付山王免引き

残九町七反七歩

口内之反七歩

五反五斗七升七合二才

世取米斗七升七合二才

口内之反七歩

五反五斗七升七合二才

付取米斗七升七合二才

新田南河七反七歩

又

口内之反七歩

市價付山王免引き

残九町七反七歩

残四町四反十歩

内四町三反九畝二十三歩半 反米四斗六升五合二勺

この取米二十石四斗五升八合七勺二才

十六歩半

取り下げ

この取米一升四合三勺 反米二斗六升

下田十町二反六畝四歩

五

内三反七畝十歩 前々堰代山王免引き

残九町八反八畝二十四歩

内九町八反二畝七歩 反米二斗五升八合三勺三才

この取米二十五石三斗七升四合二才

六畝十七歩

反米二斗六升

この取米一斗七升七勺三才

新田一町七反五畝十五歩

五

内五畝七歩

前々堰代引き

残一町七反八歩

10 吉野の反八畝十五歩半 反米二斗五升八合三勺三才

付反米四石三斗五升三合二勺八才

一畝二十二歩半 反米二斗五升

付反米四升三合七勺五才

新下田七反一畝十七歩 反米二斗五升八合三勺三才

付反米一石八斗四升八合七勺六才

四 新下々田六畝二十一歩

この取米一斗三升八合五勺 反米二斗六合七勺

上畑一町四畝七歩半 六 反に永五十七文八分五厘

この取永六百三文 四

中畑一町七反九畝二十五歩

内一畝二歩 前々堰代道代引き 反四十三文

残一町七反八畝二十三歩

この取永七百六十八文七分

付反米七百六十八文七分

付反米七百六十八文七分

下知五町一反八畝十三歩 反永二十八文九分三厘
 付永永七畝九厘九分八厘二毛

新知四町一反八畝十三歩 反永二十八文九分三厘

付永永七畝九厘九分八厘二毛 反永二十八文九分三厘

付永永七畝九厘九分八厘二毛 反永二十八文九分三厘

新下知五畝七厘二毛 反永二十八文九分三厘

新下知五畝七厘二毛 反永二十八文九分三厘

新下知五畝七厘二毛 反永二十八文九分三厘

下畑五町一反八畝十三歩 反永二十八文九分三厘

この取永一貫四百九十九文八分三厘

新畑四町九反四畝十五歩 反右同断

内四町一反八畝一歩 反右同断

この取永一貫二百九十九文三分七厘

七反六畝十四分 取下、反永二十六文

この取永百九十八文八分一厘二毛

新下畑五畝二十三歩 反永二十八文九分三厘

この取永十六文六分八厘二毛 反永二十八文九分三厘

新下の下畑一反三畝十六歩 反に永十九文二分八厘六毛

この取永二十六文一分 反に永十九文二分八厘六毛

新林畑成七畝二十四歩 反永十九文二分八厘六毛

この取永十五文四厘三毛 反永十九文二分八厘六毛

新下知成反敵下

世永百反五文下之毛 反永五反五文

屋敷四反五敵八步 反永九十六文四分三厘

上田林畑成二敵十一歩 反永百十五文七分〇厘六毛

中田畑成四敵三歩 反十八文

内三敵一歩 反四十八文

一敵二歩 反四十〇文

下田畑成九反敵二十二歩 五

新下々畑四反四敵三歩 二

この取永百十四文六分六厘 反永二十六文

屋敷四反五敵八歩 十 反永九十六文四分三厘

この取永四百三十〇文八分二厘〇毛 十二

上田林畑成二敵十一歩 反永百十五文七分〇厘六毛

この取永二十七文三分八厘五毛 九

中田畑成四敵三歩 反十八文

内三敵一歩 反四十八文

この取永五文四分六厘 反四十〇文

一敵二歩 反四十〇文

この取永四文五分八厘六毛

下田畑成九反敵二十二歩 五

口 定二反廿九下 反永指八文
付永永百廿五下作在

九畝抄指一 反五指二文

付永永五指五文廿下二文

五反五畝一 反永指三文

付永永二指三文下

二畝二下一 反永指三文

付永永九文下二畝反

新田林畑成四反二畝七步 反永指三文
付永永廿五下二文下二畝反七

取合 永五貫三石四斗二升五合
永五貫三石四斗二升五合

相所 反五畝指五文 反永指三文
付永永五指三石四斗二升五合

相所 反五畝指三文 反永指三文
付永永五指三石四斗二升五合

付永永五指三石四斗二升五合 反永指三文

内六反六畝二十九步 反永十八文

この取永百二十文五分四分

九畝二十步 反五十三文

この取永五十一文二分三厘

一反六畝步 反永四十三文

この取永六十口文八分

三畝三步 反永三十二文

この取永九文九分二厘

新田林畑成四反二畝七步 五

この取永二百三文六分二厘八毛 反永四十文二分一厘

取り合わせ米七十三石四斗二升五合

永五貫三百八十五分

畑四町八反二畝十五步 見取り

この取永一貫三百二文八分 反永二十七文

畑一町二反二畝十一歩 見取り

この取永四十九文 反永四文

永一貫二百七十二文二分 三分割、山野銭

右は度村方田畑割

反取米永位限り御札(ただし)につき取り調べ書き上げ候と

お慶、今所迄以上

天保三辰年 二月

上総国市原郡 勝間村

御領知方

御役所



御領知方

御役所

永一貫二百七十二文二分

三分割、山野銭

右はこのたび私ども村方田畑内割り

反取米永位限り御札(ただし)につき取り調べ書き上げ候と
おり相違ござなく候。以上

天保三辰年 二月

上総国市原郡

勝間村

組頭 市兵衛印

同 直助印

同 伊左衛門印

同 喜右衛門印

御領知方

御役所

社会穀秣借証文

上巻目

上総国山小川村外五か村

天保8年(一八三七) 沢田家文書16
山小川村ほか5か村社会穀秣借証文

社会穀秣借証文

上総国市原郡

山小川村外五か村

社会穀秣借証文之事

上総国市原郡山小川村外五か村

社会穀秣借証文

一石八匁石五斗

租部拾八石

但西より丑まで五か年賦、一か年もみ五石六斗ずつ
毎年十一月晦日(みそか)限り詰め戻しの積(つもり)
米二十六石五升 木更津村社会詰より御貸し渡し
このもみ五十二石一斗

米部拾石五斗

但右日奉納は、手組様石五斗並井元常山内限を

信度へ換

内

差し上げ申す借証文のこと

一石(もみ)八十石一斗 上総国市原郡山小川村外五か村

夫食(ふじき) 借証文

もみ二十八石

山小川村組合郷倉詰より御貸し渡し

ただし当西より丑まで五か年賦、一か年もみ五石六斗ずつ

毎年十一月晦日(みそか)限り詰め戻しの積(つもり)

米二十六石五升 木更津村社会詰より御貸し渡し

このもみ五十二石一斗

ただし右同年賦一か年もみ十石四斗二升ずつ、前御日限

のとおり詰め戻しのつもり

粗積八石五斗

粗積八石

粗積七石

粗積七石

粗積七石

粗積七石

山小川村

朝山村

神代村

勝間村

下矢田村

池和田村

右を申年、儀稀積出作に困窮人九来合

儀借候儀を承りて、再為御渡し味方かゝる儀

五續出せりとの儀、粗積全飢人々五割以上

五割以上、上書向し、御借候儀、作年親有

仕合、申年、右粗積出作、儀、御渡し、上

内

もみ十八石九斗

もみ十石八斗

もみ三石九斗

もみ二十七石六斗

もみ三石

もみ十五石九斗

山小川村

朝山村

神代村

勝間村

下矢田村

池和田村

右は去る申年の儀、稀れなる凶作にて困窮人ども夫食拝借の儀、願ひ奉り候ところ、再庇御吟味につき少々にも取り続き出来候者ども相除き、全飢人の分取り調べ申し上げ候ところ、御取り調べ御伺いの上、書面のとおり拝借仰せ付けられありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候、右もみ御渡し方の儀は御出役御廻村の上

再之借付社会倉在組合村ノ郷藏詰カシ御貸後
 下折ノ旨更ニ割後一村限り小前連印帳差上げ奉
 上折以作後承知手長上至治成候書面
 割合ノ通由白浪迄生滞ノ滞候事也 作後
 是又承知手長仍村ノ取合取連下流借

此又流下中折印

天保八百年三月

上総国市原郡
 山小川村
 百姓代 百代
 組頭 三郎左衛門
 名主 半右衛門

木更津村社会ならびに組合村の郷藏詰より御貸し渡しこれある
 べき間、それぞれ割り渡し一村限り、小前連印帳差上げ奉る
 べき旨仰せ渡され、承知畏（かしこみ）奉り候。もつとも詰め
 戻しの儀は、書面割り合いのとおりに御日限遅滞なく詰め戻すべ
 き旨仰せ渡され、これまた承知かしこみ奉り候。よって村々役
 人ども連印、拝借証文差し上げ申すところくだんのごとし。

天保八四年三月

上総国市原郡

山小川村
 百姓代 太郎右衛門
 組頭 三郎左衛門
 名主 半右衛門

池和田村

百姓代

利平

組頭

名主

新平

下和田村

百姓代

久三

組頭

善兵衛

名主

久三

掛戸村

百姓代

土佐

組頭

市三

前書江 御返候後候も長公承知

年長下候 奥書印紙等取上候上

社会通旨

山小川村

名主 半右衛門

口

五平

神代村

百姓代

源平次

名主

伝平

新山

組頭

五郎

名主

九三

池和田村

百姓代

組頭

名主

下和田村

百姓代

組頭

名主

勝間村

百姓代

組頭

名主

利左衛門

瀬兵衛

新兵衛

久兵衛

善兵衛

久右衛門

喜右衛門印

市兵衛印

同

神代村

百姓代

名主

朝山村

組頭

名主

直右衛門印

弥平次印

伝右衛門印

五郎助印

九兵衛印

前書仰せ渡され候趣、私儀も罷(まかり)出、承知かしこみ奉り候、これにより奥書き、印形差し上げ奉り候。以上

社倉見廻役

山小川村 名主 半右衛門

右書

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

御出候上

水野剛三郎様

天保八酉年四月三日御出役御泊まりの上、取り調べ写し控え

もつとも組合村々控えこれあり候

前書

もみ二十八石

この俵五十六俵

米二十六石五升

この俵六十五俵

ただし五斗入り
ただし四斗入り

右はこのたび御出役御改めの上、御渡し下され請（受け）取り候。以上

西四月

上総国市原郡山小川村

組頭 三郎左衛門

百姓代 太郎右衛門

池和田村

名主 新兵衛

与頭 瀬兵衛

百姓代 利左衛門

勝間村

与頭 市兵衛

百姓代 直右衛門

社倉見廻役 喜右衛門

山小川村

名主 半右衛門印

水野剛三郎様

天保八酉年四月三日御出役御泊まりの上、取り調べ写し控え

もつとも組合村々控えこれあり候

（原文の一部を2段組にしました）

社倉御困米俵入不足取り調べ帳

天保八年三月

覚

天保八年三月

一 原庄米俵...

二 原庄米俵...

三 原庄米俵...

四 原庄米俵...

り山辺郡

松之郷村組合

一 原庄米俵...

二 原庄米俵...

三 原庄米俵...

天保8年(一八三七) 沢田家文書 17
木更津社倉困米不足取り調べ帳

天保八酉年三月
木更津村
社倉御困米俵入不足取り調べ帳

覚

上総国周准郡

大月村組合

一米十八石一斗五升

この俵四十五俵一斗五升

米一石三斗四升六合二勺七才

ただし平均一俵につき二升九合六勺七才減石分

内

米四斗五升三合六勺五才

ただし一俵につき一升ずつ村損仕るべき分

米八斗九升二合六勺二才 御減石願い立ての分

同国山辺郡

松之郷村組合

一米十九石一斗

この俵四十七俵三斗

米一石四斗一升六合七勺四才

ただし右同断減石分

内

米四斗七升七合五勺

ただし一俵につき一升ずつ村損仕るべき分

米九斗三升九合二勺四才 御減石願い立て分

山小川村組合

山小川村組合

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

一俵五石五斗

同国市原郡

山小川村組合

一米二十六石五升

この俵六十五俵五升 米一石九斗三升二合二勺五才 ただし右同断減石分

内

米六斗五升一合二勺五才

ただし一俵につき一升ずつ村損仕るべき分

米一石二斗八升一合 御減石願い立ての分

同国夷隅郡

一米五十七石九斗一升二合

この俵百四十四俵三斗一升二合 米四石二斗九升五合六勺二才 ただし右同断減石分

内

米一石四斗四升七合五勺五才

ただし一俵につき一升ずつ村損仕るべき分

米二石八斗四升八合七勺 御減石願い立ての分

俵数高

三百三俵一升二合

米八石九斗九升八勺八才 減石

ただし一俵につき平均米二升九合六勺七才

内

米三石二升九合九勺五才

ただし一俵につき一升ずつ 村損仕るべき分

米五石九升六斗六勺三才 御減石願い立ての分

右は木更津村社倉御困米俵入不足の分取り調べ候ところ、書面

のとおりにごさ候。以上

右

天保八酉年

三月

大月村

鎌滝村

社倉見廻役

組頭

喜左衛門

勘左衛門

七

長谷堂村

源左衛門

正作

松之郷村

源左衛門

永田村

清右衛門

台方村

与茂助

山小川村

半右衛門

大沢村

新藏

行川村

新左衛門

守谷村

太左衛門

水野剛三郎様

御廻村先
水野剛三郎様

同	組頭	源左衛門
長谷堂村	名主	一郎左衛門
松之郷村	組頭	正作
永田村	社倉見廻役	源左衛門
台方村	年番名主	清右衛門
山小川村	組頭	与茂助
大沢村	社倉見廻役	半右衛門
行川村	社倉見廻役	新藏
守谷村	組頭	新左衛門
	組頭	太左衛門

木更津村引き取り米減石割り合帳

天保八年

三月

天保8年(一八三七) 沢田家文書18
勝間村引き取り米減石割り合帳

天保八年
木更津村より引き取り米減石割り合帳
酉三月

一 米七石八斗 勝乃村

内米七石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して十石四斗八升九合

内何石

一 米九石八斗 山小川村

内米九石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して七斗三升二合三勺

内何石

一 米七石八斗 下矢田村

内米七石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して五石一斗二升五合

内何石

一 米七石八斗 山小川村

内米七石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して五石一斗二升五合

内何石

一 米七石八斗 比和岡村

内米七石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して三石二升一合一勺五才

内何石

一 米七石八斗 神代村

内米七石八斗 郡中社倉拝借穀の内引く

引き残して一石一斗九升三合三勺五才

内何石

一 米十三石八斗

内米十三石三斗一升一合

引き残して十石四斗八升九合

内何石

勝間村
郡中社倉拝借穀の内引く

去る申年定免相保ち候につき
拝借仰せ付けられ候分

下矢田村
郡中社倉拝借穀の内引く

一 米七石九斗五升

内米七石八斗二升五合

引き残して五石一斗二升五合

内何石

池和田村
郡中社倉拝借穀の内引く

山小川村
村社倉拝借穀の内引く

郡中拝借残り半分、預かり
分

一 米九石四斗五升

内米四石三升七合八勺五才

引き残して五石四斗八升九合二勺

内何石

朝山村
郡中社倉拝借穀の内引く

去る申年定免相保ち候につき
拝借仰せ付けられ候分

一 米一石九斗七升

内米七斗五升六合六勺五才

引き残して一石一斗九升三合三勺五才

神代村
郡中社倉拝借穀の内引く

一石長石存分

米石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

石長石存分

(締め) 二十六石口升

内

米六斗三升一合八勺五才

〃五十七俵二斗

この石二十三石

縮め二十三石六斗三升一合八勺五才

差し引き二石四斗一升八合一勺五才

内六斗五升

この割り

二十六石五升の割り

一石につき米九升六合四勺七才

代金に成る

木更津村より引き取り米
五井にて改金有米

合わせ減石に相成り候分
御出役改めの節減石分

山小川村減石分

朝山村減石分

神代村減石分

勝間村減石分

下矢田村減石分

池和田村減石分

一 米四斗四分 六尺給米

代永五百文二分

代永五百文二分 俣右同車版

一 永五百文二分 石代

一 細餅米二斗五分 石代

代永七百四文二分 俣右同車版

一 太餅米三斗一升九合五勺 同断

代永六百五十四文七分 同断

一 同粗三斗五合八勺 同断

代永三百五十七文七分 同断

一 菜種二斗二合 同断

代永四百六十五文二分 同断

天保12年(一八四一) 沢田家文書19
勝間村皆濟目録(部分)

(前文欠落)

一米四斗四分

六尺給米

この斗立て四斗二升七合

代永五百文二分

ただし右同値段
御藏米入用

一永五百五文四分

一細餅米二斗五升二合八勺

石代

代永七百四文二分

ただし両に三斗五升九合替え

一太餅米三斗一升九合五勺

同断

代永六百五十四文七分

ただし両に四斗八升八合替え

一同粗三斗五合八勺

同断

代永三百五十七文七分

ただし両に八斗七升二合替え

一菜種二斗二合

同断

この斗立て二斗一升四合

代永四百六十五文二分

ただし両に四斗六升替え



合
 米七拾七石六斗五升三合
 永拾四貫百七拾四文三分

篩

米九斗四升二合七勺 餅(もち)米、粳(もみ)代米渡し

米一斗七合 菜種代米渡し

米八斗三升三合五勺 一分一厘、運賃米渡し

差米一石八斗八升三合二勺

納金
 米七拾七石六斗五升三合
 永拾四貫百七拾四文三分

外永拾壹文八分 包ト銀

右は去る子御年貢米金高掛物、その外とも書面のとおり皆済せしむにつき小形

外永拾壹文八分

合わせて米七十七石六斗五升三合
 永十四貫百七十四文三分

この払い

米九斗四升二合七勺 餅(もち)米、粳(もみ)代米渡し

米一斗七合 菜種代米渡し

米八斗三升三合五勺 一分一厘、運賃米渡し

差米一石八斗八升三合二勺

納合せて米七十五石七斗六升九合八勺
 永十四貫百七十四文三分

外永十一文八分 包分銀

右は去る子御年貢米金高掛物、その外とも書面のとおり皆済せしむにつき小形

引上紙目録書及条重印心
若玉朱可為互古也

天保十二年三月
倉勇太郎印

右村
名主
組頭
百姓代

引き上げ一紙目録相渡す条、重ねて小手形差し出し候とも反古
(ほご)たるべきものなり。

天保十二年三月 倉(本)勇太郎印

右村
名主
組頭
百姓代

天保十四卯年

勝間村御条目村議定帳

正月 勝間村

覚

一 御公儀様御法度之儀は申し上げるに及ばず御地頭所様より御
条目いよいよもって堅く相守り申すべく候こと。
一 博突(ばくえき)御制禁の儀、先年より度々(たびたび)仰
せ渡され候ところ、なおまた御取り締まり御改革嚴重の御触
れこれあるにつき、村中大小の
相守り申すべく候こと。

一 博突(ばくえき)御制禁の儀、先年より度々(たびたび)仰
せ渡され候ところ、なおまた御取り締まり御改革嚴重の御触
れこれあるにつき、村中大小の
相守り申すべく候こと。

天保十四年(一八四三) 沢田家文書 20
勝間村御条目村議定帳

天保十四卯年
御条目村議定帳

正月日

勝間村

覚

一 御公儀様御法度の儀は申し上げるに及ばず御地頭所様より御
条目いよいよもって堅く相守り申すべく候こと。
一 博突(ばくえき)御制禁の儀、先年より度々(たびたび)仰
せ渡され候ところ、なおまた御取り締まり御改革嚴重の御触
れこれあるにつき、村中大小の

百姓一人別、一統残らず承り候ところ畏（かしこみ）奉り候、
 しかる上は右の宿致し候ものこれあり候わば、その当人はも
 ちろん親類、五人組まで何ようの御咎（とがめ）仰せ渡され
 候ともその節一言の違乱申すまじく候こと。

村議定事

博突（ばくえき）賭の勝負の宿致し候ものこれあり候えは、
 その当人は笹引き、その上過料錢五貫文、両隣五人組の者ど
 も過料錢一貫文ずつ差し出し、なおまた、出訴にも相成り候
 節は路雑用何ほど相掛り候とも当人または組合にて差し支え
 なくきつと差し出し申すべく候こと。

村議定のこと

百姓一人別、一統残らず承り候ところ畏（かしこみ）奉り候、
 しかる上は右の宿致し候ものこれあり候わば、その当人はも
 ちろん親類、五人組まで何ようの御咎（とがめ）仰せ渡され
 候ともその節一言の違乱申すまじく候こと。

一 惣目見物人寄せなど場所へ立ち入り、喧嘩(けんか)口論しだし、公事、訴訟等に相なり候節は、路雜用等、何程相かかり候とも当人またはその五人組にて差し支えなくきつと差し出し、その上村議定のとおりに当人笹引き、過料錢五貫文差し出し申すべく候こと。
 一 田畑作物は申すに及ばず、山林の下草等に至るまで、諸色盗み取り申すまじく候、もし左様(さよう)の者これあり候わば、当人は申すに及ばず見つけ候ものこれあり、見逃し候て後日に相知れ候ても当人同様の取り計らい、村議定のとおりに過料錢五貫文差し出し申すべく候、その節一言の申し訳仕(つかまつり)まじく候、なおまた村役人衆中より仰せ渡され候村議定の趣、少しも相背き申しまじく候、万一心得違

此の御着当(到)請(受)け候か
 乾又ハ腹合ハ未ナ有シモ其ハ御着
 何程御着候モ其ハ又ハ其候合
 是等御着候ハ何程御着候モ其ハ
 是モ七頭遠方候モ其ハ其候合
 御着候モ其ハ其候合

天保十四卯年

七右衛門印
 熊藏印
 新藏印
 三右衛門印
 五郎左衛門印
 彦兵衛印
 吉右衛門印
 清右衛門印
 三藏印
 源五郎印
 半藏印
 八郎左衛門印
 六郎左衛門印
 甚右衛門印
 七郎右衛門印
 太郎右衛門印
 甚助印
 利吉印

七右衛門印
 熊藏印
 新藏印
 三右衛門印
 五郎左衛門印
 彦兵衛印
 吉右衛門印
 清右衛門印
 三藏印
 源五郎印
 半藏印
 八郎左衛門印
 六郎左衛門印
 甚右衛門印
 七郎右衛門印
 太郎右衛門印
 甚助印
 利吉印

七右衛門印
 熊藏印
 新藏印
 三右衛門印
 五郎左衛門印
 彦兵衛印
 吉右衛門印
 清右衛門印
 三藏印
 源五郎印
 半藏印
 八郎左衛門印
 六郎左衛門印
 甚右衛門印
 七郎右衛門印
 太郎右衛門印
 甚助印
 利吉印

の者これあり候て、御上様より御着当(到)請(受)け候か
 または脇合いより手入れ等これあり候節は路雜用何程相掛り
 候ても、当人またはその組合にて差出し候儀はもちろん、何
 ようのおとがめ仰せ付けられ候とも毛頭違背仕るまじく候、
 これにより銘々印形仕り差し出し申すところ、よってくだん
 のごとし。

天保十四卯年

- 七右衛門印
- 熊藏印
- 新藏印
- 三右衛門印
- 五郎左衛門印
- 彦兵衛印
- 吉右衛門印
- 清右衛門印
- 三藏印
- 源五郎印
- 半藏印
- 八郎左衛門印
- 六郎左衛門印
- 甚右衛門印
- 七郎右衛門印
- 太郎右衛門印
- 甚助印
- 利吉印



天保十四年
卯正月十七日

村岡給
御役人衆中

与兵衛印	惣左衛門印	庄兵衛印
甚四郎印	十右衛門印	勘左衛門印
平吉印	惣右衛門印	彦左衛門印
長右衛門印	庄助印	新左衛門印
伊之助印	新右衛門印	次左衛門印
六左衛門印	三郎左衛門印	新兵衛印
吉太郎印	喜右衛門印	市之丞印
八郎兵衛印	仁兵衛印	忠兵衛印
又兵衛印	彦右衛門印	伝藏印
十郎左衛門印	仁左衛門印	久兵衛印
伊左衛門印	小兵衛印	万次印
金右衛門印	庄左衛門印	留七印
		次兵衛印
		長左衛門印

天保十四年
卯正月十七日

(原文の一部を3段組にしました)

天保十四卯年改

社会穀留帳

清水御領知組

二月 日

天保十四卯年(一八四三) 沢田家文書21
清水御領知組社会穀留帳

天保十四卯年改め

社会穀留帳

二月日

清水御領知組

差し上げ申す御請書のこと

山小川村組合の内勝間村圍

一 粍(もみ) 十五石二斗四升 朝山、神代、勝間、午酉兩年

拝借、子返納の分

外もみ一斗八升 三か村分山小川村に入れこれあり

一 もみ一石八斗四升 朝山、神代、勝間、下矢田、池和田、

子人別出穀の分

一 もみ一石五升 勝間村、丑人別右同断の分

一 もみ十五石四斗二升 朝山、神代、勝間、午酉拝借、寅返納

の分

外務吉見井 亥月 亥酉納、入有

朝山、神代、勝間、午酉

神代、勝間、下矢田、池和田

勝間村、丑人別右同断

朝山、神代、勝間、午酉

朝山、神代、勝間、午酉

朝山、神代、勝間、午酉

朝山、神代、勝間、午酉

朝山、神代、勝間、午酉

朝山、神代、勝間、午酉

一 板倉石六斗七升

備前縣津代宮
合石三石

合石三石六斗七升 宮田有石

外石三斗八升 山小川村 入石

右者山小川村組合 白旗乃付

合石三石

一もみ一石六斗七升 勝間、朝山、神代、寅人別出穀の分

合わせてもみ三十五石二斗二升 寅御有高

外もみ一斗八升、山小川村に入れこれあり

右は山小川村組合の内、勝間村郷蔵詰め分け

嘉永四年 御領知組

七右衛門

一 米八俵

二 同六升九合八勺一才

一 同六升九合八勺一才

一 同六升九合八勺一才

九俵
 三斗四升九合三勺六才
 同六升九合八勺一才
 同六升九合八勺一才
 同六升九合八勺一才

嘉永四年 (一八五二) 沢田家文書 22
 勝間村年貢米取立帳

嘉永四年

当亥御年貢米取立帳

一月 御領知組

七右衛門

一米八俵

三斗四升九合三勺六才

一同六升九合八勺一才

一同六升九合八勺一才

同 (締め)

九俵一斗三升三合三勺五才

皆済

熊藏

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

皆濟

新藏

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

熊藏

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

一 米七俵
二 升五合七勺九才

皆濟

一米一俵

二升五合七勺九才

一同一升二合三勺五才

一同二升七合四勺

縮め

一俵と六升五合五勺四才

熊藏

皆濟

新藏

一米七升五合六勺

一同二合二勺五才

一同二合二勺七才

(以下省略)

小米

余米

三右衛門

一米七俵二斗二升三合五勺六才

一同七升三合九勺六才

一同九升四合三勺一才

縮め

八俵一合八勺三才

皆濟

吉左衛門

彦左衛門

一斗六升七合三勺

一斗四合八勺

一斗七合三勺

一斗九合七勺

一斗七合三勺

一斗四合八勺

一斗七合三勺

一斗九合七勺

皆濟

吉左衛門

一斗六升一合六勺四才

一斗二升三合七勺五才

五郎左衛門

一米二斗五升七合三勺

一同四合八勺 小米

一同七合五勺七才 余米

縮め

二斗六升三合一勺

皆濟

彦左衛門

一米一俵

二斗九升二合一勺六才

一同九合七勺 小米

一同一升七合三勺 余米

縮め一俵

三斗一升九合一才

皆濟

吉左衛門

一米二俵

一斗六升一合六勺四才

一同二升三合七勺五才

(以下省略)

大正

大正

金拾兩

永六貫七文七下

一永六貫七文七下

一永六貫九百七十八文七分

一永六貫七百七十八文七分

一永六貫九百七十七文五分一厘

同取

四十二貫五百二十文

高一石につき二百七十文四厘

一永一貫二百七十二文二分

山役永、野銭、三分割

野銭

嘉永4年(一八五二) 沢田家文書 23
勝間村年貢金取立帳

嘉永四年
亥御年貢金取立帳
十二月 御領知組

金十兩一分と永百七十八文七分
一永六貫七百七十八文七分
一永六貫九百七十七文五分一厘 三役金
この銭四十四貫二百七十文
同取
四十二貫五百二十文
高一石につき二百七十文四厘
一永一貫二百七十二文二分
山役永、野銭、三分割

一 段式存書文
 由年貢米永取り立て
 勘定入用
 惣ノ(締め)四十八貫七百二十三文
 同取り
 銭四十六貫七百七十文
 高一石につき二百三十一文五分五厘
 外に銭一貫六十六文 直右衛門
 仁右衛門
 一 銭二貫八十四文
 御年貢米永取り立て 勘定入用
 惣ノ(締め)四十八貫七百二十三文
 同取り
 銭四十六貫七百七十文
 高一石につき二百三十一文五分五厘
 外に銭一貫六十六文 直右衛門
 仁右衛門
 一 銭二貫八十四文
 御年貢米永取り立て 勘定入用
 惣ノ(締め)四十八貫七百二十三文
 同取り
 銭四十六貫七百七十文
 高一石につき二百三十一文五分五厘
 外に銭一貫六十六文 直右衛門
 仁右衛門

- 一 銭二貫八十四文
- 御年貢米永取り立て 勘定入用
- 惣ノ(締め)四十八貫七百二十三文
- 同取り
- 銭四十六貫七百七十文
- 高一石につき二百三十一文五分五厘
- 外に銭一貫六十六文 直右衛門
- 仁右衛門
- 役人立ち会い
- 銭二十□文
- 一石につき六文掛かり
- 山小川村
- 七右衛門
- 一 三百二十文 田方
- 一 一貫四百六十七文 三役金
- 一 三貫□百一十一文 国役
- 一 二百七十四文 山役
- 一 一貫六百三十文 役銭
- 一 六百六文 駄ちん
- 一 十六文 俵捲え
- ノ(締め)四貫六百七十文
- 内五百文引き
- 残四百七十文請(受け)取り
- (以下省略)

子御年貢納付割附

一 西より丑まで五か年定免
上総國平家郡 勝間村

無取 米七拾二石八合五勺

永八貫五百九文九分

米七拾二石九斗三升五合

總

永八貫五百九文九分

右者南々連六年一免は西より丑まで

言也 通本極東村 亦之百姓

極月十日限りきつと皆

極月十日限りきつと皆

年号不詳 沢田家文書 24
勝間村子御年貢割付 (部分)

子御年貢納むべき割付のこと

西より丑まで五か年定免

一高二百二石一斗七升八合五勺

この取り米七十三石四斗一升

永五貫三百八十五文五分

ただし本途見取り小物成、去る亥年のとおりに増減これなき

につきこれ略

納合わせ 米七十三石九斗三升五合

永八貫五百九文九分

右は西より丑まで五か年定免の内、当子御取箇(とりか)、書面のとおりに相極(決)める条、村中大小の百姓、入作の者まで残らず立ち会い、これを割り合い、来る極月十日限りきつと皆済せしむべきものなり。

(以下欠落)

上総市原郡

勝間村

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

去る亥と同じ

江戸末上首皆済目録

三斗百石石原中米各

一斗七十三石四斗二升五合

此斗立七十七石六斗二升一合

一永口貫百十二文三分

上総国市原郡
勝間村

上総国市原郡
勝間村

本途
同断

同断

年号不詳 沢田家文書 25
勝間村巳年皆済目録

巳御年貢皆済目録

高二百二石一斗七升八合五勺

一米七十三石四斗二升五合

この斗立て七十七石六斗二升一合

一永口貫百十二文三分

(以下欠落)

上総国市原郡

勝間村

本途

同断

午年納割附事

勝間村

年号不詳 沢田家文書 26
勝間村割付(部分)

午年納むべき割付のこと

上総国市原郡
勝間村

当年より戌まで五か年定免
一高二百二石一斗七升八合五勺

この反別三十六町二反二畝二十三歩半

高百四十四石四斗一升八合四勺

二十町六反一畝三歩

内四反四畝十三歩 年々引

内 残二十町一反六畝二十歩

高五十七石七斗六升一勺

十五町六反一畝二十歩半

(以下欠落)

一斗部百石七升八合五勺 勝間村

反別之割付高百四十四石四斗一升八合四勺

田方

田方

畑方

尚年納むべき割付

上総国市原郡

未御年貢納割附

尚未全通今年定免

一 高野部石高五石七升八合五勺 上総國市原郡 勝間村

田高五石五斗四升二合

此反別之納五町二反二畝二十三歩半

内

田高百四十四石四斗一升八合四勺

此反別之納二十町六反一畝三歩

田高百四十二石一斗一升六合七勺
此反別之納四反四畝十三歩

田高五十七石七斗六升一勺
この反別二十町一反六畝二十歩

此反別之納十五町六反一畝二十歩半

田高五十七石三斗四升四合一勺

此反別之納十五町五反六畝二十六歩半

田高五十七石三斗四升四合一勺
この反別十五町五反六畝二十六歩半

田高五十七石三斗四升四合一勺
この反別十五町五反六畝二十六歩半

田高五十七石三斗四升四合一勺
この反別十五町五反六畝二十六歩半

年号不詳 沢田家文書 27
勝間村未御年貢割付 (部分)
未御年貢納むべき割付のこと

当未より亥まで五か年定免

一 高二百三石一斗七升八合五勺

内高五石五斗四升二合

この反別三十六町二反二畝二十三歩半

内

田高百四十四石四斗一升八合四勺

この反別二十町六反一畝三歩

内高二石三斗一合七勺

この反別四反四畝十三歩

残高百四十二石一斗一升六合七勺

この反別二十町一反六畝二十歩

畑高五十七石七斗六升一勺

この反別十五町六反一畝二十歩半

内高四斗一升六合

この反別四畝二十四歩

残高五十七石三斗四升四合一勺

この反別十五町五反六畝二十六歩半

(以下欠落)

上総國市原郡

勝間村

三斗

一斗

一斗

一斗

七斗

三斗

一斗

二斗

一斗

三斗

一斗

三斗

一斗

三斗

一斗

三斗

一斗

一斗

年号不詳 沢田家文書 28
勝間村年貢取立帳

(表紙欠落)

庄右衛門

一米三斗二升八勺四才
一同一升三合二勺六才
一同一升一合七勺二才
一米三斗四升五合八勺二才
(縮め)
皆済

小米
余米

久左衛門

一米十一俵一斗一升三合八勺
一同一斗一升四合一勺六才
一同一斗二升七合
縮め十一俵と三斗五升四合九勺六才
皆済
一米三升五合四才
過米

惣重

一俵三合

八升六合六勺

一斗八合六勺

小

一斗七升八合六勺

小

一俵

五升七合六勺

小

惣重

一俵三合

五升七合六勺

一斗二升七合六勺

小

一斗四升六勺

小

一俵

五升七合六勺

小

惣右衛門

一米一俵八升六合九勺二才

一同八合五勺四才

一同一升八合六勺

縮め一俵と一斗一升四合六才

皆濟

小米

余米

重郎左衛門

一米三俵二斗一合二勺

一同三升三合七勺

一同四升四勺

縮め三俵と二斗七升五合三勺

皆濟

小米

余米

(以下省略)

勝間村割付 年号不詳 沢田家文書 31

新田一町七反五畝十五步

新下田七反一畝十七步
新下田六畝二十一步
上畑一町四畝七步半
中畑一町七反九畝二十五步

内一畝二步
前々堰代、道代引き

残一町七反八畝二十三步
反永四十三文

新畑四町九反四畝十五步
内四町一反八畝一步
本免
取り分、反永二十六文

新下畑五畝二十三步
新下の下畑一反三畝十六步

新田一町七反五畝十五步
内五畝七步
前堰代引き

年号不詳 沢田家文書 31
勝間村割付 (部分)

(前文欠落)

新田一町七反五畝十五步 五

内五畝七步 前堰代引き

残一町七反八步 本免

内一町六反八畝十五步半 取り分、反米二斗五升

一畝二十二步半 五

新下田七反一畝十七步 四

新下田六畝二十一步 四

上畑一町四畝七步半 六

中畑一町七反九畝二十五步 四

内一畝二步 前々堰代、道代引き

残一町七反八畝二十三步 反永四十三文

下畑五町一反八畝十三步 三

新畑四町九反四畝十五步 三

内四町一反八畝一步 本免

七反六畝十四步 取り分、反永二十六文

新下畑五畝二十三步 三

新下の下畑一反三畝十六步 二

残高百四十二石一斗一升六合七勺
この反別二十町一反六畝二十步

細高五十七石七斗六升一勺
この反別十五町六反一畝二十步半

内高四斗一升六合

この反別四畝二十四步 前々堰代、道代引き

残高五十七石三斗四升四合一勺
この反別十五町五反六畝二十六步半

この訳

上田三町三反九畝六步

十二

上田三町三反九畝六步
内六步

前々堰代引き

十二

残三町三反九畝步

右同断引き

九

中田四町四反二畝步

中田四町四反二畝步
内一畝二十步

右同断引き

九

内四町三反九畝二十三步半

内四町三反九畝二十三步半
十六步半

取り分、反米二斗六升

下田十町二反六畝四步

下田十町二反六畝四步
内三反七畝十步

前々堰代、山王免引き

五

残九町八反八畝二十四步

残九町八反八畝二十四步
内九町八反二畝七步

本免

反米二斗六升

内九町八反二畝七步

十六步半

(後半欠落)

残九町八反八畝二十四步

内九町八反二畝七步

十六步半

下田

七右衛門

高野友之助

下田

高野友之助

下田

高野友之助

高野友之助

高野友之助

下田

高野友之助

下田

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

高野友之助

年号不詳 沢田家文書 32
勝間村田畑小前反別帳 (部分)

(表紙、前文欠落)

下田分

七右衛門

下田二反六畝三步

内一畝十五步引き

残して二反四畝十八步

合わせ 七畝十一歩

二反六畝六歩

(締め)

九斗二升九合八勺八才

締め九斗九升三勺六才

一下田三反八畝二十五歩

治郎左衛門

締め一石四斗六升七合八勺九才

下田三畝一歩

内十六歩引き

重兵衛

残して二畝十五歩

締め九升四合五勺

下田五反一畝二十九歩

合わせ締め六反四畝二十六歩

三右衛門

締め一石九斗六升四合〇才

締め二石四斗五升一合九勺四才

下田二畝二十七歩

合わせ四畝四歩

五郎左衛門

締め一斗九合六勺二才

締め一斗五升六合二勺三才

下田一反一畝十九歩

締め四斗三升九合七勺三才

彦兵衛

締め一反五畝二十歩

締め五斗九升二合一勺八才

下田一反二畝二十七歩

内一畝十歩不作

一畝歩畑成

吉右衛門

残して一反十七歩

合わせ二反三畝二十二歩

締め三斗九升九合四勺

締め八斗九升七合一勺一才

高差反三取格下
清右衛門

清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

残
高差反三取格下
清右衛門

下田一反三敵十一歩
内一敵二十二歩不作
清右衛門

清右衛門

残して一反一敵十九歩
締め四斗三升九合七勺三才
合わせ一反七敵十九歩
締め六斗六升二合七勺五才

下田七敵九歩

甚之丞

締め二斗七升五合九勺四才

下田八敵二十六歩
内一敵十八歩畑成

与左衛門

残して七敵八歩
締め二斗七升四合六勺四才

下田二十四歩 内十二歩不作
甚右衛門

甚右衛門

残して十二歩

合わせ八敵十六歩
締め一升五合一勺二才
締め三斗二升二合二勺五才

下田二敵十八歩

内四歩不作引き

六郎左衛門

残して二敵十四歩

合わせ三敵十歩
締め九升三合二勺二才
締め一斗二升五合八勺八才

下田八町十五歩

締め六斗二升一合三勺

八郎左衛門

合わせ一反四敵六歩
締め五斗三升七合七勺六才

下田四敵十四歩 内十七歩引き

残して締め一斗四升

七合四勺二才

七郎右衛門

三敵二十七歩

合わせ七敵八歩
締め二斗七升四合六勺六才

(以下省略)

権兵衛

吉兵衛

一七九

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一九百

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

一三三

畑方

吉兵衛

吉兵衛

年号不詳 沢田家文書 33
勝間村高掛り役金小前割り帳 (部分)

(表紙欠落)

一七十九文

畑方

権兵衛

一二十一文

三役合わせ

一三文

国役

一六十四文

野銭

一二十四文

役銭

百九十五文

請(受け)取り

吉兵衛

一三百十九文

畑方

一九百五十四文

三役合わせ

一十四文

国役

一十八文

山役

一貫七十五文

役銭

二百七十二文

駄ちん

締め二貫七百九十二文

内七百四十八文引き

二貫四十四文

受け取り

八郎兵衛

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

八郎兵衛

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

一 白紙拾一

八郎兵衛

一百二十三文

二百九十一文

四十三文

三百三十一文

九十一文

締め八百八十七文

受け取り

畑方

三役合わせ

国役

役銭

駄ちん

又兵衛

六十文

六十一文

十文

六十九文

七文

締め二百十五文

受け取り

畑方

三役合わせ

国役

役銭

駄ちん

(以下省略)

一 金五兩也 村亦五郎より下拙受け入れ
 一 金四兩一分と五百七十三文受け入れ
 一 金五十錢也 月牌料利足(息)
 一 金六十錢也 畑年貢
 一 金十一兩一分二朱と錢三百二十六文

一 錢二十錢也 多左衛門
 一 四割の内一割一分 龍性院 受け取り
 一 字柿木台
 一 二十四錢也 宗八受け取り
 一 字つう苗代 半分 同人受け取り
 一 十錢也 龍性院
 一 半割
 一 字瓜作 五郎吉
 一 六錢也
 一 字向坂
 一 三錢也 三蔵
 向坂伝七分四割にて三十「」

年号不詳(明治初期?) || 沢田家文書 34
 年貢取立帳、ふすま受け取り(部分)

(表紙欠落)

一 金六兩也 村亦五郎より下拙受け入れ

米二錢八「」

一 金四兩一分と五百七十三文受け入れ

一 金五十錢也 月牌料利足(息)

一 金六十錢也 畑年貢

一 金十一兩一分二朱と錢三百二十六文

一 錢二十錢也

多左衛門

一 四割の内一割一分

龍性院 受け取り

一 字柿木台

一 二十四錢也

宗八受け取り

一 字つう苗代 半分

一 十錢也

同人受け取り

同

龍性院

一 半割

一 字瓜作

一 六錢也

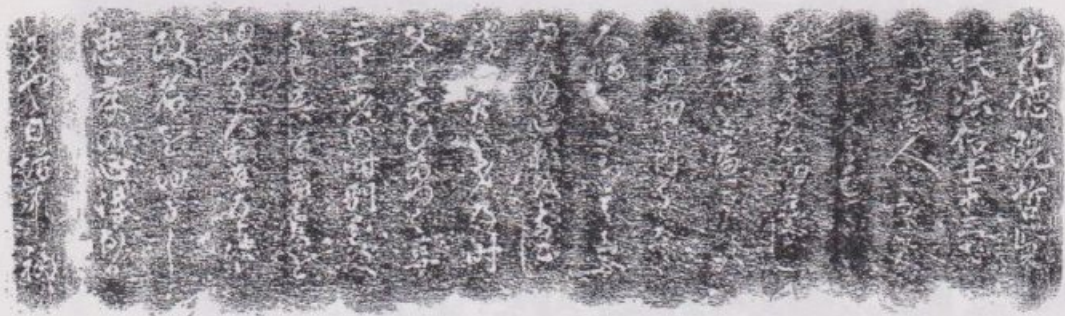
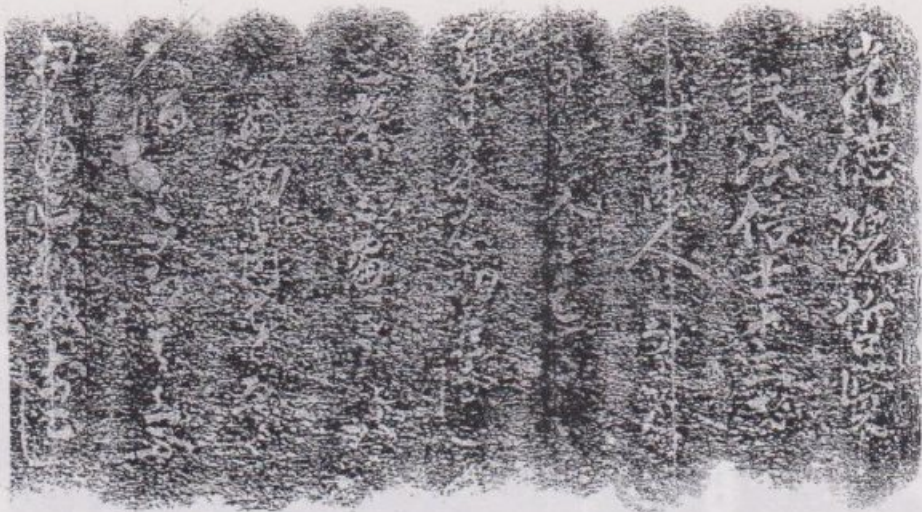
五郎吉

一 字向坂

一 三錢也

三蔵

向坂伝七分四割にて三十「」



寛政3年(一七九一) Ⅱ 沢田家関係石造物
龍性院宝篋(きょう) 印塔

第1面(左側面)

光徳院哲賢義法信士、十三才の時、商人とならん事を父に乞うて予(余)が家に來、忠切(節)怠りなし、忠孝を尽さんがため、勤めの内は悪き大酒をたち、その上ふいん(封印)の心願をおこし、然共(しかれども)二十八才の時、父を亡(うしな)いあつく葬り、三十二才の時、別家致させ、呉服商買(売)をゆづ(譲)り、大和屋五郎次と改名をゆるし、忠孝の心、誠なる

第2面(裏面)

にや、日増しに福を得たり、然れども生まれ付き病身にして、永く江戸の住居もはかりがたと察し、古(故)郷へ帰り、先祖の跡を賑わし、また新たに家を取建て、身内より養子を定め、伯父掘善藏へ名字を乞い、沢田氏と号す、程なく病重なり、寛政二戌十一月二十一日、四十才にて絶える、ああお(惜)しいかな、長命あるもの

第3面(右側面)

「4行判読不能」
ここにしるし、沢田の子孫たるものおろそかにせざらしめん事をおもう。

寛政三年辛亥三月

江戸本町四丁目

大和屋五郎兵衛誌之

Handwritten text in vertical columns at the top of the page, likely bleed-through from the reverse side.

Handwritten text in vertical columns in the middle section, including a date stamp: 寛政三年 (Kansei 3rd year).

一如本心密念全身利益陀羅尼

Main body of handwritten text in vertical columns, starting with the title above.

南無遍照金剛

自寛政三年三月

手抄利益

宝篋印陀羅尼 (だらに) 經

Main body of handwritten text in vertical columns in the lower section, starting with the title above.

一切如來心秘密全身舍利寶篋印陀羅尼

奉持者為功德無量... 南無大師... 一切如來心秘密全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

北相邊方

了不得... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

舍利寶篋印陀羅尼

一心頂禮... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

我輩凡夫... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

一切如來心秘密全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

南無無量壽佛... 南無無量壽佛全身舍利寶篋印陀羅尼

勝間・茂手木家文書



大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十一日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十二日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十三日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十四日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十五日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十六日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十七日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十八日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
三十九日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十一日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十二日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十三日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十四日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十五日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十六日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十七日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十八日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
四十九日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記
五十日 大田(大寺) 喜藏(不) 日記

高百四十四石四斗一升八合四勺

田方

此別山折所之反六畝三歩

内高四斗一升六合

前々堰代、山王免引き

此別山折所之反四畝三歩

高百四十二石一斗一升六合七勺

此別山折所之反四畝十三歩

高五十七石七斗六升一勺

畑方

此別山折所之反六畝二十歩半

内高四斗一升六合

前々堰代、道代、寺寄付地引き

此別山折所之反四畝二十四歩

高五十七石三斗四升四合一勺

此別山折所之反六畝二十六歩半

内訳

高百四十四石四斗一升八合四勺

田方

この反別二十町六反一畝三歩

内高二石三斗一合七勺

前々堰代、山王免引き

この反別四反四畝十三歩

残高百四十二石一斗一升六合七勺

この反別二十町一反六畝二十歩

高五十七石七斗六升一勺

畑方

この反別十五町六反一畝二十歩半

内高四斗一升六合

前々堰代、道代、寺寄付地引き

この反別四畝二十四歩

残高五十七石三斗四升四合一勺

この反別十五町五反六畝二十六歩半

内訳

上田三町三反九畝六步

石盛

十二

内六步 前々堰代引き

中田四町四反二畝步

石盛

九

内一畝二十步 右同断引き

下田十町二反六畝四步

石盛

五

内三反七畝十步 前々堰代、山王免引き

新田一町七反五畝十五步

石盛

五

内五畝七步 前々堰代引き

新下田七反一畝十七步

石盛

五

新下田六畝二十一步

石盛

六

上畑一町四畝七步半

石盛

六

中畑一町七反九畝二十五步

石盛

三

内一畝二步 前々堰代、道代引き

下畑五町一反八畝十三步

石盛

三

上田三町三反九畝六步

石盛十二

内六步

前々堰代引き

中田四町四反二畝步

石盛九

内一畝二十步

右同断引き

下田十町二反六畝四步

石盛五

内三反七畝十步

前々堰代、山王免引き

新田一町七反五畝十五步

石盛五

内五畝七步

前々堰代引き

新下田七反一畝十七步

石盛五

新下田六畝二十一步

石盛四

上畑一町四畝七步半

石盛六

中畑一町七反九畝二十五步

石盛四

内一畝二步

前々堰代、道代引き

下畑五町一反八畝十三步

石盛三

新細田町寄付地反下

石盛三

三

新下細田町寄付地反下

石盛三

三

新下細田町寄付地反下

石盛三

三

新林細田町寄付地反下

石盛二

二

新下細田町寄付地反下

石盛二

二

屋敷反九畝一步

石盛一

一

内三畝二十二步 前々寺寄付地引き

上田林畑成二畝十一歩

石盛十二

十二

中田畑成四畝三歩

石盛九

九

下田畑成九反五畝二十二歩

石盛五

五

新田林畑成四反二畝七歩

石盛五

五

新田町八反二畝十五歩

見取

見取

新田町二反二畝十一歩

見取

見取

永一貫二百七十二文二歩

野錢、山錢、小物成

新細田町九反四畝十五歩

新下畑五畝二十三歩

新下の下畑一反三畝十六歩

新林畑七畝二十四歩

新下々畑四反四畝三歩

屋敷四反九畝一步

上田林畑成二畝十一歩

中田畑成四畝三歩

下田畑成九反五畝二十二歩

新田林畑成四反二畝七歩

新田町八反二畝十五歩

新田町二反二畝十一歩

永一貫二百七十二文二歩

石盛三

石盛二

石盛二

石盛二

石盛十

石盛十二

石盛九

石盛五

石盛五

見取

見取

野錢、山錢、小物成

河林三ヶ所

字座頭橋

松御林 三ヶ所

但嘉永二年正月枯竹に相なり候に
跡地未だ植木
元付けに相なり申さず候

字伊勢崎

雜木御林 一か所

但嘉永二年正月枯竹に相なり候
跡地未だ植木
元付けに相なり申さず候

字北畑

竹御林 一か所

但嘉永二年正月枯竹に相なり候
跡地未だ植木
元付けに相なり申さず候

反別七反二畝二十九步

嘉永二年正月枯竹に相なり候
跡地未だ植木
元付けに相なり申さず候

家数御振込新 人村百七人

馬九疋

御年貢米の儀は八幡村丸長兵衛河岸へ津出し仕り候

江戸より御用往來人馬継ぎ

千住、新宿、八幡 (本八幡)

ただし行徳通り、行徳、船橋、馬加 (幕張)、検見川、寒

川、曾我野 (蘇我)、八幡

御朱印地、御除地 ござなく候

一 御林三か所

字座頭橋

松御林一か所、この反別一町八反三畝步

ただし御林の内九分五厘どおり嘉永二酉十二月中焼木
に相なり、御見分の上伐木仰せ付けられ、跡地未だ植

元付けに相なり申さず候

字伊勢崎

雜木御林一か所、この反別一町一反九畝步

ただし文政十二酉年正月植え付け申し候

字北畑

竹御林一か所、この反別七反二畝二十九步

ただし嘉永二酉二月枯竹に相なり候につき御見分の上
切り払い仰せ付けられ候ところ未だ出生竹ござなく候

一家数四十四軒、人数二百十八人

内男百七人、女百十一人、馬九疋 (匹)

一 御年貢米の儀は八幡村丸長兵衛河岸へ津出し仕り候

ただし道のり二里半

一 江戸より御用往來人馬継ぎ

千住、新宿、八幡 (本八幡)

ただし行徳通り、行徳、船橋、馬加 (幕張)、検見川、寒

川、曾我野 (蘇我)、八幡
一 御朱印地、御除地 ござなく候

寺五ヶ所
日永山神照寺
真言宗 勝動山龍性院
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

寺五ヶ所
真言宗 日永山神照寺
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

社地六ヶ所
山王大権現
日宮
熊野大権現
妙見尊
春日大明神
山神大六天
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

山王大権現
日宮
熊野大権現
妙見尊
春日大明神
山神大六天
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

熊野大権現
妙見尊
春日大明神
山神大六天
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

観音堂
石六ヶ所 右六ヶ所
地蔵尊一か所

石六ヶ所
地蔵尊一か所

一寺一か所 同国同郡荻作村満光院末

真言宗 勝動山龍性院

屋敷三畝二十二歩 前々より御引き下され候

一寺一か所 真言宗 右満光院末 日永山神照寺

屋敷三畝六歩

ただし百姓地

一社地六か所 別当神照寺

山王大権現

日宮

熊野大権現

妙見尊

春日大明神

山神大六天

右六か所社地反別ござなく候

一観音堂一か所 御見捨て地 反別ござなく候

一石祠二か所 ただし馬頭観音一か所 村持ち

地蔵尊一か所 反別ござなく候

庚申塚 音彦下

往還 音彦下

村道

凡

長十

中 九尺位

高村門前、音彦下

溜井 二箇所

字桑山 三ヶ所

字五反目 三ヶ所

字越代 三ヶ所

自普請所

長五間くらゐ

長二十間くらゐ

長三十間くらゐ

用水路

字桑山 長五百間余
中 四尺位

字五反目 石目新

字越代 長四百間余
中 三尺位

自普請所

悪水路

但

悪水路は長十間くらゐ用あり
右溜井三ヶ所

右溜井三ヶ所 用あり悪水路あり
音彦下

一 庚申塚 ござなく候
一 往還 ござなく候
一 村道 およそ長さ十町余、幅九尺くらゐ
一 当村川付きにござなく候

一 溜井三か所 自普請所
字桑山一か所 長五十間くらゐ、横二十間くらゐ

字五反目一か所 長二十間くらゐ、横十間くらゐ
字越代一か所 長三十間くらゐ、横十五間くらゐ

一 用水路
字桑山 長五百間余、幅四尺くらゐ 自普請所
字五反目 右同断

字越代 長四百間余、幅三尺くらゐ
一 悪水路 ただし悪水の節は用水通り小田部村へ落とし申し候
右溜井三か所、用水、悪水路とも両給立ち会い普請仕り候

一 右五カ所
一 野代
一 田畑質入れ直

御札四枚
御札四枚
御札四枚
御札四枚

一 株場

字 西原
かむらげ石
うなぎやつ
こうたい

右五カ所
野代
田畑質入れ直

一 高村株場
一 野代
一 田畑質入れ直

一 田畑質入れ直

上田 一反につき金五兩くらい
中田 一反につき金四兩くらい
下田 一反につき金二兩三分くらい
上畑 一反につき金二兩くらい
中畑 一反につき金一兩二分くらい
下畑 一反につき金一兩くらい

右田畑質価値段書き上げ候えども次第不同、時々替わり候に
つき急度(きつと)定まり候儀ござなく候

一 御高札建(立)て来たり申し候 御札四枚

内一枚切支丹(キリシタン) 御札

一枚鉄炮(砲)の御札

一枚強訴(ごうそ)の御札

一枚火事の御札

一株(まぐさ)場 字寒風

西原

かわらけ石

うなぎやつ

こうたい

右五カ所の儀は小田部村、新堀村両村より野代、米、これを
請(受け)取り入れ来たり申し候

一 当村株場の儀は長柄山村へ野銭出し、草刈り来たり申し候

一 田畑質入れ直(値)段

上田 一反につき金五兩くらい

中田 一反につき金四兩くらい

下田 一反につき金二兩三分くらい

上畑 一反につき金二兩くらい

中畑 一反につき金一兩二分くらい

下畑 一反につき金一兩くらい

右田畑質価値段書き上げ候えども次第不同、時々替わり候に
つき急度(きつと)定まり候儀ござなく候

作物

田方は稲作のほか、字向坂
畑方は、麦粟大豆不作候

農業

冬は薪等これを取り
夏は草刈り申し候

所産物

御拳(こぶし)場、御掬飼(とらえかい)場にはござなく候

海邊川筋、魚鳥獵師ござなく候

百姓持山面々少々ござ候えども高反別ござなく候
ただし松、杉、雑木等にござ候

橋板五ヶ所 長二間半より九尺くらいまで

四季打御拝借鉄砲一丁ござ候

火葬場ござなく候
ただし墓場二か所 字向坂一か所、字だら久保一か所
御見捨て地

火葬場

御見捨て地
字だら久保一か所

一作物

田方は稲作のほかござなく候

畑方は麦、粟(あわ)、大豆等作り申し候

一農業のほか

冬は薪等これを取り

夏は草刈り申し候

一所産物ござなく候

御拳(こぶし)場、御掬飼(とらえかい)場にはござなく候

一海辺川筋、魚鳥獵師

ござなく候

一百姓持山面々少々

ござ候えども高反別ござなく候

ただし松、杉、雑木等にござ候

一橋十二か所

ただし自普請所

内板橋五か所 長二間半より九尺くらいまで

土橋七か所 長九尺より六尺くらいまで

一四季打御拝借鉄砲

一丁ござ候

ただし玉目三匁五分

一火葬場

ござなく候

ただし墓場二か所 字向坂一か所、字だら久保一か所

御見捨て地

一 馬捨場

三ヶ所

但

馬目三ヶ所
白坂三ヶ所
東基三ヶ所

少支所地

一 市場

右は当村明細帳書面通り相違なく

以上

安政二卯年三月

上総市原郡勝間
組頭 仁右衛門

一 馬捨て場 三か所

ただし五反目一か所、向坂一か所、東台一か所
御見捨て地

一 市場 ござなく候

右は当村明細帳、書面のとおり相違ござなく候。以上

安政二卯年三月

上総市原郡勝間(村)
組頭 仁右衛門

修書

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

能満・森山家文書

上総國能満村年寄所左衛門申し上げ候

上総國能満村年寄所左衛門申し上げ候

私世倅(せがれ)兵助儀、妻持ちたき由申し候につき、神崎村

名主小右衛門娘留(とめ)と申す女、妻に貰い請(受)け、世
せがれ兵助に娶(めとり)申し候、しかるところ右とめ三年以
前戌の年三月七日病死仕り候、これにより後妻を持たせたく存
じ奉り候て、所々心掛け見申し候ところ、同国大坪村四郎兵衛
と申す者の娘まちと申す女貰い受け申すべきと存じ、世せがれ
兵助にその段申し聞かせ候ところ、右まちの儀は妻に望みこれ
なき由申し候、これにより同村奥右衛門と申す者の妹を妻に致
させ申すべしと伯父太左衛門申し聞け候えは、兵助申し候は、
奥右衛門儀、私身上合いと少々相違これあり候間、右四郎兵
衛娘まちを妻に仕るべしと申し候につき右のとおり仕り、いよ
いよ嫁に貰い受け申し候、しかるところ世せがれ兵助、右まち
を氣に入り申さずと申し、私申すことを一円用い申さず、法に
これなき金銀を遣(使い)捨て何とも末々身上のほど覚束(お
ぼつか)なく迷惑に存じ奉り候につき、久離をも仕るべくと存
じ奉り候て、先だつて御屋敷様へも右の段申し上げ御願ひ奉り
候ところ、御慈悲をもって異(意)見を加え候ように仰せ渡さ
れ畏(かしこみ)罷(まかり)あり候内、兵助申し候は

享保17年(一七三二) 森山家文書一
領主あて世せがれ久離の願書

恐れながら書付をもって願ひ奉り候

上総國能満村年寄所左衛門申し上げ候

私世倅(せがれ)兵助儀、妻持ちたき由申し候につき、神崎村
名主小右衛門娘留(とめ)と申す女、妻に貰い請(受)け、世
せがれ兵助に娶(めとり)申し候、しかるところ右とめ三年以
前戌の年三月七日病死仕り候、これにより後妻を持たせたく存
じ奉り候て、所々心掛け見申し候ところ、同国大坪村四郎兵衛
と申す者の娘まちと申す女貰い受け申すべきと存じ、世せがれ
兵助にその段申し聞かせ候ところ、右まちの儀は妻に望みこれ
なき由申し候、これにより同村奥右衛門と申す者の妹を妻に致
させ申すべしと伯父太左衛門申し聞け候えは、兵助申し候は、
奥右衛門儀、私身上合いと少々相違これあり候間、右四郎兵
衛娘まちを妻に仕るべしと申し候につき右のとおり仕り、いよ
いよ嫁に貰い受け申し候、しかるところ世せがれ兵助、右まち
を氣に入り申さずと申し、私申すことを一円用い申さず、法に
これなき金銀を遣(使い)捨て何とも末々身上のほど覚束(お
ぼつか)なく迷惑に存じ奉り候につき、久離をも仕るべくと存
じ奉り候て、先だつて御屋敷様へも右の段申し上げ御願ひ奉り
候ところ、御慈悲をもって異(意)見を加え候ように仰せ渡さ
れ畏(かしこみ)罷(まかり)あり候内、兵助申し候は

親角後妻より嫁不嫁は松平の御前へ金と
 女好如何親角奉公人給金三両は申すべしと申され候、文
 右衛門申され候はその儀は貴殿親子その方の世話焼き仲人市兵
 衛殿まちを同道にて参られべく候、その儀成りがたく候わば右
 の金子はもちろんのこと、手箱の内へ右外に手間切れ金一両入
 れ遣わし候わば、たとえ誰人に送らせ遣わし候ても四郎兵衛方
 の儀はわれら何分にも相済み申すべく候、もし手箱の裏これな
 く候わば、右申し談じ候とおりの方親子ならびに世話人市兵
 衛各々(おのおの)まちを送りわれら方へ参られべく候、左候
 わば金子の儀は入れ申さざる由申し渡し候、これにより私親子、
 市兵衛とも私身上合い見はこれを申し

兎角(とかく)後妻まち儀、不縁仕りたき由を私へ申し候、し
 からは私も是非なく存じ奉り、嫁まち親四郎兵衛方へまかり越
 しその段申し候ところ、もつとも由申されそれ以後、またま
 た兵助に意見を加え申し候えども、なかなか得心仕らず候、そ
 の上兵助申し候は、まぢ我等(われら)方へ妻に申し受け候節、
 親四郎兵衛申され候は、

(中略)

すなわち下女働き奉公人給金として三両受け取り申し候、もし
 まぢ不縁致し候わば右奉公人給金三両は申すに及ばず手間切り
 金一両相添え中(仲)人文右衛門へ相返すべしと申され候、文
 右衛門申され候はその儀は貴殿親子その方の世話焼き仲人市兵
 衛殿まちを同道にて参られべく候、その儀成りがたく候わば右
 の金子はもちろんのこと、手箱の内へ右外に手間切れ金一両入
 れ遣わし候わば、たとえ誰人に送らせ遣わし候ても四郎兵衛方
 の儀はわれら何分にも相済み申すべく候、もし手箱の裏これな
 く候わば、右申し談じ候とおりの方親子ならびに世話人市兵
 衛各々(おのおの)まちを送りわれら方へ参られべく候、左候
 わば金子の儀は入れ申さざる由申し渡し候、これにより私親子、
 市兵衛とも私身上合い見はこれを申し

本所相生町三町目長次郎店、大黒屋権兵衛申し上げ候、私儀、殿様御屋敷御近所に罷(まかり)あり数年御目下し置かれありがたく存じ奉り候、しかるところこの度私従弟、御知行所上総国能満村年寄所左衛門と申す者、私従弟にまぎれなくござ候、これにより先月下旬私方へまかり越し私を相頼み候は、所左衛門儀いかようの御咎(とがめ)これあり候や、御屋敷御門出入り親子とも堅くお留(止)め遊ばされ候由、国元名主十郎右衛門ならびに相組頭ども所左衛門を名主十郎左衛門方へ呼び寄せ、右の段御地頭様より仰せ渡され候間、右のとおり江戸御屋敷御門出入り堅く致すまじき旨申し渡し候、これにより所左衛門何様(よう)の御とがめ仕り候て御門出入り御止め遊ばされ候や、所左衛門親子、私ども心得がたく存じ奉り候、しかるところ所左衛門儀、殿様御目鏡(めがね)をもって能満村年寄役をも仰せ付けられ下しおかれありがたく存じ奉り候、すなわち仰せ付けられ候年寄役の儀、御大切相勤めまかりあり候ところ、先月上旬存じよらず御意受け奉り申し候の段驚き入り奉り候、これにより前書に申し上げ候とおり、先月下旬私方へまかり越し御屋敷へ御伺い御訴訟直々申し上げべき旨、私に相談仕り候ところ

享保17年(一七三二) 森山家文書2
御屋敷様御門出入りについて訴状

恐れながら書付をもって御訴訟申し上げ候

御屋敷御門出入りに係り候御近所御門出入り御止め遊ばされ候由、御屋敷御門出入り親子とも堅くお留(止)め遊ばされ候由、国元名主十郎右衛門ならびに相組頭ども所左衛門を名主十郎左衛門方へ呼び寄せ、右の段御地頭様より仰せ渡され候間、右のとおり江戸御屋敷御門出入り堅く致すまじき旨申し渡し候、これにより所左衛門何様(よう)の御とがめ仕り候て御門出入り御止め遊ばされ候や、所左衛門親子、私ども心得がたく存じ奉り候、すなわち仰せ付けられ候年寄役の儀、御大切相勤めまかりあり候ところ、先月上旬存じよらず御意受け奉り申し候の段驚き入り奉り候、これにより前書に申し上げ候とおり、先月下旬私方へまかり越し御屋敷へ御伺い御訴訟直々申し上げべき旨、私に相談仕り候ところ

私し御地頭様へ殿松前御出立の儀と云ふ御奉旨
御目下し置かれ候、殿様の御儀存じ奉り候えは何分にも殿様へ
私恐れながら参上仕り、その方御門出入りの儀御止め遊ばされ
御とがめの儀をも承り届け、その上御門出入りの儀御免成し下
され候お願いにも拙者申し上ぐべく候、御門出入り御止め遊ば
され候その方御意背き、御門前までも参られ候わばこの上何よ
うのおとがめにも仰せ付けなされ候てはわれらも難儀に存じ奉
り候間、この度の御訴訟は何分にもわれら仕るべく候間、その
方はわれら宅に足を留められしかるべく存じ候、その上われら
御願ひ申し上げ候儀、御聞き届け遊ばされ下されず候わば、是
非なきことと思わるべく候と申し聞け候えは、所左衛門得心仕
り私宅へ指(差し)控えまかりあり候。
一所左衛門在所名主十郎右衛門ならびに相組頭どもをもつて御
訴訟申し上ぐべく候ところ、私存じ奉り候は所左衛門儀、平
百姓の儀にてはござなく候、殿様御めがね蒙(こうむり)年
寄役仰せ付けなされ下し置かれ候、所左衛門儀ござ候えは所
左衛門相頼み申さず候ても名主は申すに及ばず、組頭ども取
り持ち御地頭様へ御申し訳致しくれ候て御門出入りの儀、御
免成し下され候、御訴訟申し上げ

此の書は、
 一向捨て置き候の段心得がたく
 存じ奉り候、右名主、組頭を相頼み申さず私方へまかり越し
 候、私従弟の儀にてこれあり候えば捨て置きがたく存じ奉り
 候、右の段前書に申し上げ候とおり恐れながら私御訴訟申し
 上げ候、何とぞ御慈悲をもって私御願ひ申し上げ候とおり聞
 こし召しなされる分、殿様へ所左衛門江戸御屋敷御門出入り御
 免成し下され候わばありがたく存じ奉るべく候。以上

享保十七年子丁月

本所相生町三丁目長次郎店
 訴訟人 大黒屋権兵衛

浅園外記様

御家老

加藤唯忠様

享保十七年子十月

本所相生町三丁目長次郎店

訴訟人 大黒屋権兵衛

浅(朝)岡外記様

御家老 加藤権右衛門様

有合賣渡田代証文之事

一 中田一畝十七步 入付一俵二斗納め

代金一兩三分と錢一貫二百五十三文

一 下田一畝九步 入付一俵納め

代金一兩一分と錢一貫二百三十一文

一 下田六畝十八步 入付一俵三斗納め

代金一兩二分と錢一貫百七十文

三 山口 代金一兩二分と錢一貫百七十文

右之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

之代金未渡以上令懸渡世事務中申上

安永五年申十二月

能満村

山木村

山木村源兵衛殿

安永5年(一七七六) 森山家文書4
売り渡す田地証文

有り合わせ売り渡す田地証文のこと

下夕田

一 中田一畝十七步 入付一俵二斗納め

代金一兩三分と錢一貫二百五十三文

龜井

一 下田一畝九步 入付一俵納め

代金一兩一分と錢一貫二百三十一文

龜井

一 下田六畝十八步 入付一俵三斗納め

代金一兩二分と錢一貫百七十文

三口ノ(締め)代金五兩と錢九百十五文

当申御年貢不足につき、書面の田地畝歩清帳引き合わせ、右の
代金売り渡したたいま髓(たしか)に請(受)け取り、御藏上
納申すところ実正なり、この田地につき脇より構いござなく候、
もし違乱申す者ござ候わば加判の者罷(まかり)出、貴殿へ少
しもご苦勞掛け申すまじく候。もちろん右の本金相立て候わば
証文お返し下されべく候、後日のためよってくだんのごとし。

能満村

安永五年申十二月

売主 所左衛門印
一家 市郎兵衛印 (印消去)
組頭 庄助印
名主 常七印

山木村源兵衛殿

宝曆十三年癸未極月日

中ノ貝
下田一反四畝二十二歩

二口ノ金子五分
下田一反八畝十八歩

未の御年貢に相詰まり右の田地売り渡し代金残らず懺(たしか)に請(受)け取り、御蔵上納申すところ実正なり、この田地につき横合いより少しも構いごさなく候、もし六ヶ鋪(むつかしく)申す者ござ候わば、加判の者何方(いずかた)までも罷(まかり)出、貴殿へ少しもご苦労かけ申すまじく候。右の金子でき次第にて貴殿指(差)し上げ候わば田地お返し成し下されべく候、後日のためよって証文くだんのごとし。

宝曆十三年癸未極月日

能満村
賣主
下田

江戸
大黒屋権兵衛殿
名目常七

宝曆十三年(一七六三) 森山家文書5
売り渡す田地証文

有り合わせ売り渡す田地証文のこと

中ノ貝

下田一反四畝二十二歩

同所

下田一反八畝十八歩

二口ノ(締め)五兩一分と五百七十九文

一未の御年貢に相詰まり右の田地売り渡し代金残らず懺(たしか)に請(受)け取り、御蔵上納申すところ実正なり、この田地につき横合いより少しも構いごさなく候、もし六ヶ鋪(むつかしく)申す者ござ候わば、加判の者何方(いずかた)までも罷(まかり)出、貴殿へ少しもご苦労かけ申すまじく候。右の金子でき次第にて貴殿指(差)し上げ候わば田地お返し成し下されべく候、後日のためよって証文くだんのごとし。

宝曆十三年癸未極月日

能満村
賣主 所左衛門印
組頭 治左衛門印 (印消去)
名主 常七印

江戸
大黒屋権兵衛殿

所高入私 仰身戸田近江守組入同奉

九月 所移居私 仰身戸田近江守組

仰身戸空曆六丙子年九月六日上田能登守組長

病死仕外歳三十六江戸麻布谷町湖雲寺

葬中

法名依白

一 直著妻 御小姓組仙石丹波守組 内殿十之丞成実女

直著後妻 山王社人 樹下氏成実女

直著養子 譜末にこれ有り候

直著女子 早世

直著女子 早世

一 四代目 生国武蔵

永井主税直著養子
御小姓組土屋豊前守組
永井久太郎直洗次男 始名鉄之丞
永井久五郎直定

年号不詳(享保(天明か) || 森山家文書6
旗本永井主税家先祖書(部分)

(表紙、前半欠落)

(三代目直著(あき)、延享二年)

御番入り仰せ付けられ戸田近江守組へ入り、同年九月お移り
替え仰せ出され候節、西の丸付き仰せつけられ候、宝曆六丙
子年九月五日上田能登守組の節、病死仕り候、歳三十六、江
戸麻布谷町湖雲寺へ葬り申し候。法名依白

一直著妻 御小姓組仙石丹波守組、内藤十之丞忠如女

直著後妻 山王社人、樹下民部成実女

直著養子 譜末にこれ有り候

直著女子 早世

直著女子 早世

永井主税直著養子

御小姓組土屋豊前守組

永井久太郎直洗次男、始名鉄之丞

永井久五郎直定

(以下欠落)

生国武蔵

借用証文

一 借入人 森山家

一 借入人 森山家

一 借入人 森山家

一 借入人 森山家

右者當是御年貢不足につき、右の田地二か所書き入れ貴殿方より金子借用仕り、御藏へ上納申すところ実正にごさ候、右の金子返済の儀は十二両一分の勘定をもつて来る寅十二月元利ともに返済仕るべく候、もし遅々仕り候わば質地相渡し申すべく候、この田地につき何方（いづかた）より違乱申す者これあり、間違ひより、もし六か敷（むつかしく）申す者ごさ候わば加印の者、いづ方までも罷り出、きつと埒（らち）明け申すべく候、後日のため借用証文よつてくだんのごとし。

天明元丑年

十二月日

借入人

借入人

借入人

天明元年（一七八一） 森山家文書 7
質地借用証文

借用仕る金子証文のこと

一中田八畝十七歩 入口三俵入り

一下田七畝二十歩 入口二俵入り

一金子三両は 南鍍金なり

右は当丑御年貢不足につき、右の田地二か所書き入れ貴殿方より金子借用仕り、御藏へ上納申すところ実正にごさ候、右の金子返済の儀は十二両一分の勘定をもつて来る寅十二月元利ともに返済仕るべく候、もし遅々仕り候わば質地相渡し申すべく候、この田地につき何方（いづかた）より違乱申す者これあり、間違ひより、もし六か敷（むつかしく）申す者ごさ候わば加印の者、いづ方までも罷り出、きつと埒（らち）明け申すべく候、後日のため借用証文よつてくだんのごとし。

天明元丑年

十二月日

能満村

借主 次助印

借入 乙次郎印

八幡村 定七殿

有金賣渡田地證文之事

本之紙

一 中田三畝步

入府之儀羽

一 下田三畝步

入府之儀羽

代金是南部分銀計五七分三厘

右の所賣渡田地は右の田地の清帳合算額
右の金多賣渡代金清帳所藏皆係は新
實定也高田地協稱所存渡り互遠死し者
有之と判り此賣渡は若くは内浦の右
金子相立の爲に證文所立す為に後證文は

天明五年己十二月

能満村

一家 所左衛門印

組頭 治左衛門印

名主 恒七印

恒七

八幡村字三傷

天明5年(一七八五) 森山家文書8
売り渡す田地証文

有り合わせ売り渡す田地証文のこと

木戸脇

一中田三畝步

入れ付け一俵納め (消去)

龜井

一下田二十八歩

入れ付け三斗納め

代金一両二分銀二匁七分三厘

当已御年貢不足につき、書面の田地畝歩清帳引き合わせ立ち合
いにて相改め、右の金子売り渡し代金残らず儲(たしか)に請
(受)け取り、御藏皆濟仕り候ところ実正なり、この田地につ
き脇より構いござなく候、万一違乱申す者これあらは加判罷り
出、貴殿へ御苦勞かけ申すまじく候。もちろん右の金子相立て
候えば証文お返しなされべく候、後証のためよってくだんのご
とし。

天明五年己十二月

能満村

賣主 所左衛門印

一家 武兵衛印 (印消去)

組頭 治左衛門印

名主 恒七印

八幡村字兵衛殿

手前村素との原と云ふ借取候

云々、稀成大飢饉と云ふ事候と云々

御奉行様御座り申上候事候

田方植元、御座候石神之食中、御座候

此方、田方御座候事候御座候

事候御座候事候御座候事候

事候御座候事候御座候事候

事候御座候事候御座候事候

事候御座候事候御座候事候

天保8年(一八三七) 森山家文書9
夫食米拝借嘆願書

恐れながら書付をもって御嘆願申し上げ奉り候

御知行所、能満村小前の内二十二人惣(総)代所左衛門、伊兵衛
衛申し上げ奉り候、当村小前のものども儀は素(もと)より極
窮にござ候ところ、去年来より稀れなる大飢饉にて弥増(いや
まし)貧窮に落ち入り、親、妻子扶助等はもちろん、日々夫食
(ふじき)に差し詰まり、□統いては、田方植元仕付けの時節
に相成り右躰(てい)夫食に尽き果て候ては、この上大切の御
田地相続も出来かね誠にもって難波仕り候間、恐れ入り奉り候
えども、小前貧窮の始末、巨細(こさい)申し立て先般総代を
もって夫食米七十俵御拝借願ひ上げ奉り候ところ、格別の御憐
愍(れんびん)をもって三十俵御聞き済み、御拝借仰せ付けら
れ、誠にもってありがたく仕合(幸)せに存じ奉り候、しかる
ところ難波の小前、大勢の

この頃御座り候方御座り候方御座り候方

この頃御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

御座り候方御座り候方御座り候方

内に如何様(いかよう)にも凌ぎ方、目も当てられず極々貧窮のもの二十二人これあり、右のものどもは去年来より別して難波罷(まかり)あり候につき、先般御拝借夫食米割り渡し候ても大勢のこと故(ゆえ)申し上げ候は恐れ入り奉り候えども右の者ども凌ぎ方の助成に恐れながら行き届きかね、あわせておりがたき御仁恵の御憐びんにつき難波の小前俱々(ともども)凌ぎ方談しおよび手段致させ候えども、先般申し上げ奉り候とおり他村諸親類いささかの知音(ちいん)までも取り緋(すがり)これまで取り続きまかりあり候ものどもゆえ、とても植え付けにも差し掛かり、右始末につきこの上は渴命(かつめい)におよび候外これなき旨、一同悲嘆まかりあり、さりながら老衰の親ども

又と書す小末食を以て運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 何れも

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

運船前職元わぬい等 運船前職元わぬい等

または妻子等夫食これなく候とて眼前餓死およばせ候も誠にも
つて嘆かわしく、よつてはこれまでも厚き御仁恵にすがり奉り
極々(ごくごく)貧窮の小前二十二二人へ夫食二十二俵御拝借願
い上げくれ候よう村役人方へ再応、百姓代をもつて願ひ出候え
ども取り計(はからい)かね候旨をもつて申し断じ左(さ)候
とて空しく致しおり候ては銘々渴命におよび候儀につき、再々
願ひ上げ候は御賢慮のほど願みず何とももつて恐れ入り奉り
候えども、私ども儀二十二人惣代として出府御嘆願申し上げ奉
り候、何とぞ格別御慈悲をもつて前書の始末、聞こし召しなさ
れわけて極貧窮の小前二十二二人へ夫食米二十二俵御拝借仰せ付
けられ成し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、右願ひの

通官... 御...

御... 御...

御... 御...

御... 御...

御... 御...

御...

御... 御...

御... 御...

御... 御...

御... 御...

とおり御聞き済み下し置かれ候わば親、妻子等助命の御高恩片時も忘却仕らず農業大切にこの上とも出精、寸暇のいとまも相励み御年貢、御上納、御日限通り遅引なく相納め御拝借米もその節早速御返納仕るべく候間、幾重にも御聞き済み御憐びん願

御知行所

上総国市原郡能満村

小前 所左衛門

- 伊兵衛 善右衛門 茂右衛門
- 伊左衛門 長重郎 利兵衛
- 重郎右衛門 文蔵 八平
- 惣重 八助 勘右衛門
- 与助 佐平治 喜三郎
- 清五郎 市兵衛 甚左衛門
- 亦重 松太郎
- 七五郎

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

御役人
御役人

(天保八酉年五月四日)

二十二
二人総代

右 所左衛門印

伊兵衛印

御地頭所様

御役人中様

前書のとおりたつて願ひ出たき旨申し出候間、奥印仕り候。以
上

百姓代 重助

庄七

右両人煩(わづらい)につき代兼

吉郎兵衛印

(張り紙脱落)

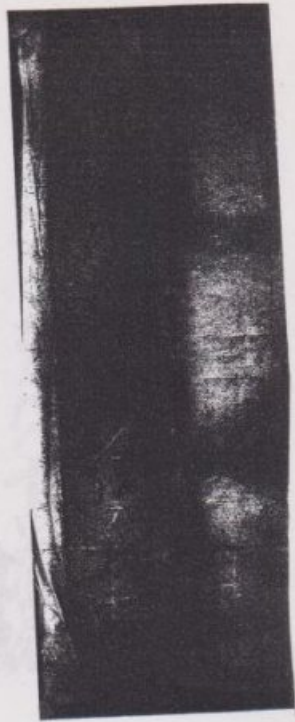
村役人方へ願ひ出候ところ

右難波見捨てがたく候につき

申し上げ奉り候、なにとぞ

(原文の一部を3段組としました)

(張り紙の脱落箇所は不明です)



房号事

授與 石松

右信、当山の法流固く深厚、掃依す
古来の軌（規）範に準じ、位を補与令（せしむ）ものなり。
今補與候也

上総市原郡能満村
森堂院大阿闍梨法印

羽黒山荒沢寺

後遺院大阿闍梨法印

亮明



天保13年（一八四二）森山家文書10
羽黒山荒沢寺補任房号認許状

上総国市原郡能満村
補任房号、石松こと法林坊

房号のこと
授与 石松

右信、当山の法流固く深厚、掃依す
古来の軌（規）範に準じ、位を補与令（せしむ）ものなり。

上総国市原郡中能満村
天保十三寅年八月 石松こと 法林坊

羽黒山荒沢寺
經堂院大阿闍梨法印
亮明印

森山家文書

張は信

上田六畝

中田九畝

代金合

入口五俵生し

入屋後生し

右の当午御年買に差し支え候に付き、右面の田地、清帳引き合

わせ畝歩相違なく相改め、貴殿へ譲り渡し代金ただいま残らず

樋（たしか）に請（受）け取り御蔵へ皆済申し候ところ実正に

ござ候、この田地につき脇合いの構い毛頭ござなく候、万一故

障申す者これあり候わば加印のわれら何方（いずかた）までも

罷（まかり）出、早速埒（らち）明け貴殿へ少しもご苦労相か

け申すまじく候、しかる上はこの証文をもって本苗地に所持成

安政五年十二月日

半重郎印

一家 長兵衛印

組頭 弥左衛門印

名主 吉兵衛印

折島殿

安政5年（一八五八）森山家文書11
譲り渡し申す田地証文

譲り売り渡し申す田地証文のこと

塔の辺田

一 上田五畝十一歩

同所

一 中田九畝二十四歩

代金合わせ三両二朱と銀四匁一分五厘五毛

右は当午御年買に差し支え候に付き、右面の田地、清帳引き合
わせ畝歩相違なく相改め、貴殿へ譲り渡し代金ただいま残らず
樋（たしか）に請（受）け取り御蔵へ皆済申し候ところ実正に
ござ候、この田地につき脇合いの構い毛頭ござなく候、万一故
障申す者これあり候わば加印のわれら何方（いずかた）までも
罷（まかり）出、早速埒（らち）明け貴殿へ少しもご苦労相か
け申すまじく候、しかる上はこの証文をもって本苗地に所持成
されべく候、後日のため売り渡し申す田地証文、よってくだん
のごとし。

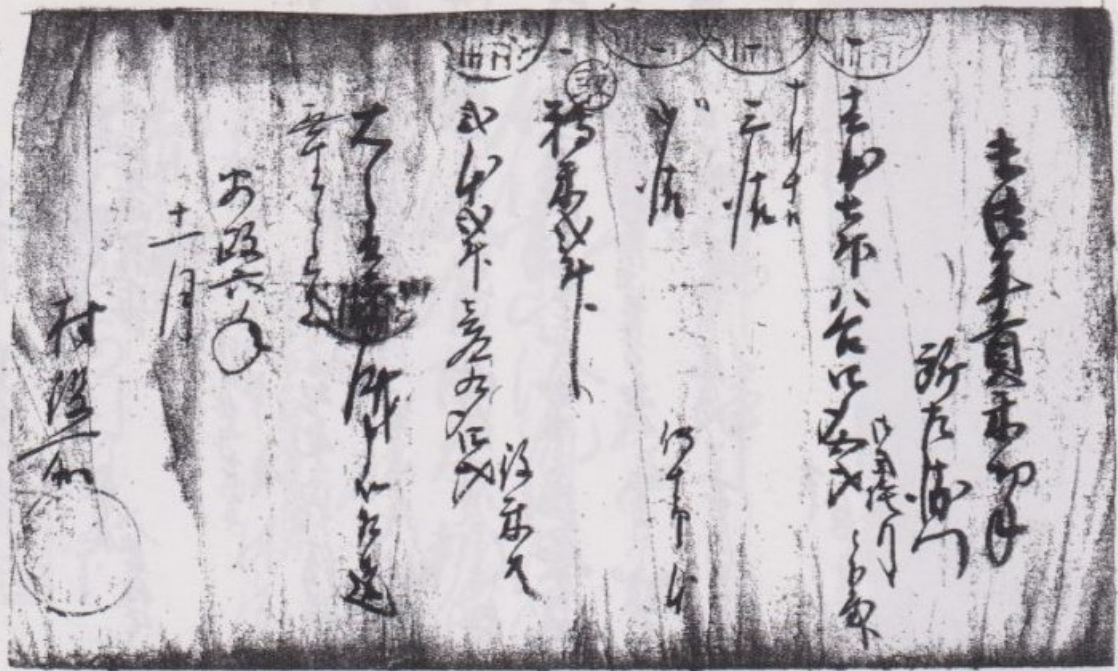
安政五年十二月日

半重郎印

一家 長兵衛印

組頭 弥左衛門印
名主 吉兵衛印

所左衛門殿



安政6年(一八五九) 森山家文書12
能満村未御年貢米切手

未御年貢米切手

所左衛門

一 一斗七升八合四勺五才

御用捨引き下し置かる分

十月十日

一 三俵

同

一 二俵 伝十郎分

一 糶(もち)米二升

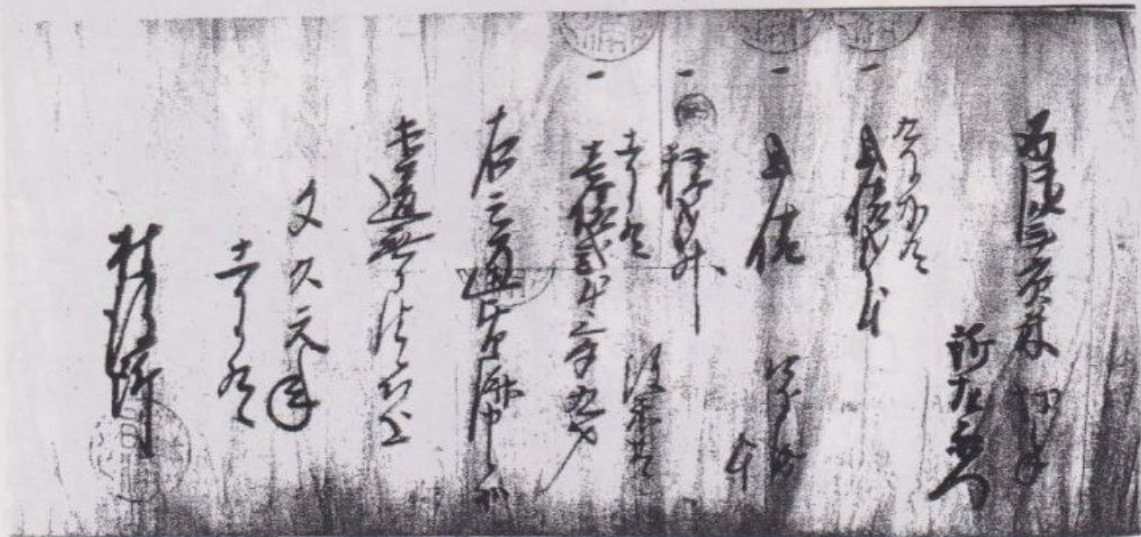
一 二斗二升一合九勺四才

役米とも

右のとおり皆済申し候ところ相違ござなく候。以上

安政六年十一月

村役所印



文久元年（一八六一） 森山家文書 13
 能満村西御年貢米切手

西御年貢米切手
 所左衛門

九月二十九日

- 一 二俵二斗
- 一 二俵 四郎兵衛分
- 一 糰（もち）二升
- 十一月九日
- 一 俵二斗三勺九才 役米とも

右のとおり皆済申し候ところ相違ござなく候。以上
 文久元年十一月九日

村役所印



文久3年(一八六三) 森山家文書14
 能満村亥御年貢米切手

亥御年貢米切手

所左衛門

十月九日

一 二俵

同月十三日

一 一俵一斗

十一月二日

一 二俵 伝重郎分

一 糰(もち) 二升

十一月九日

一 三斗四勺 役米とも

右のとおり皆済申し候ところ相違ござなく候。以上

文久三年十一月九日

村役所

文久三年

金一両なり

字志せん上

山一つ

文久三年十二月二十二日

府中積藏院様

御役僧中

能満村

所左衛門印

弥七印

文久三年

亥十二月二十二日

府中積藏院様

御役僧中

能満村

所左衛門印

弥七印

文久3年(一八六三) 森山家文書15
拝借金証文

拝借金証文のこと

- 一 金一両なり
- 一 字志せん上
- 一 十三歩 山一つ

右は当酉御年貢上納に差し詰まり書面金子御当院様お願い申し上げ候ところ、早速お聞き済み成し下され御本講金の内ご拝借仕り、御蔵へ上納仕り候ところ実正、明白なり。ただしご返金の儀は二十両一分利分を加え元利とも来る秋米でき次第勘定仕るべく候、万々一相滞り候わば替え地の地面、金高に致し、差し上げ申すべく、後日のため入れ置き申す証文よってくだんのごとし。

文久三年
亥十二月二十二日
能満村
府中積藏院様
御役僧中
能満村
所左衛門印
弥七印

善右衛門
 字かき田

右は所持山、貴殿方へ一同相談の上、慥（たしか）に売り渡し申し候ところ、実正なり、しかる上は右山につき協合の構い毛頭少しもござなく候、もし違乱申す者これあり候わば加印のわれら引き請（受）け貴殿方へ聊（いささか）もご苦勞相かけ申すまじく候、後日のため売り渡し申す山証文よってくだんのごとし。

元治二年 正月 紋四郎印

一家 組合 近所
 善右衛門印
 村 嘉右衛門 所左衛門

元治2年（一八六五） 森山家文書 16
 売り渡す山証文

売り渡し申す山証文のこと
 金五十両なり ただし杉真木（まき）山
 字かき田

右は所持山、貴殿方へ一同相談の上、慥（たしか）に売り渡し申し候ところ、実正なり、しかる上は右山につき協合の構い毛頭少しもござなく候、もし違乱申す者これあり候わば加印のわれら引き請（受）け貴殿方へ聊（いささか）もご苦勞相かけ申すまじく候、後日のため売り渡し申す山証文よってくだんのごとし。

元治二年 正月日
 山主 紋四郎印
 一家 組合 近所
 惣（総）代印 善右衛門印
 村 嘉右衛門 所左衛門

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

山代金請取証

元治元年（1864） 森山家文書17
山代金受取証

山代金請（受）取証のこと

- 一代金五十両本金なり
- 一内十五両受け取り
- 一残金三十五両なり

右は一同立ち会いの上、山代金残らず雫（たしか）に受け取り申し候ところ相違ござなく候、後日のため受け取り差し上げ申す、よってくだんのごとし。

山主 紋次郎印

一家

組合

一同代印

久兵衛印

元治二年二月五日

嘉右衛門殿
所左衛門殿

明治三年

取極議定

三月

取極中議定之事

先年辰巳二年法役錢の儀、村役所より触れ当て次第、差し
 支えなく相納むべく候ところ、村方一同申し合わせ仕り、出
 銀致しかね候趣、村役所へ答え上げ候、右議定につき私ども
 九人の者は調印致しおかず、諸役錢の儀差し支えなく出銀仕
 り候よう申し上げ候ところ、今もって熟談に相成らず、しか
 る上は村方より右九人の内へいかようの難
 事、先年辰巳二年法役錢の儀、村役所より触れ当て次第、
 差し支えなく相納むべく候ところ、村方一同申し合わせ仕り、
 出銀致しかね候趣、村役所へ答え上げ候、右議定につき私ども
 九人の者は調印致しおかず、諸役錢の儀差し支えなく出銀仕
 り候よう申し上げ候ところ、今もって熟談に相成らず、しか
 る上は村方より右九人の内へいかようの難

明治三年（一八七〇） 森山家文書18
 原地入用差しもつれ一件取り決め議定

明治三年

取り極（決め）議定

三月日

取り決め申す議定のこと

一先年辰巳二か年諸役錢の儀、村役所より触れ当て次第、差し
 支えなく相納むべく候ところ、村方一同申し合わせ仕り、出
 銀致しかね候趣、村役所へ答え上げ候、右議定につき私ども
 九人の者は調印致しおかず、諸役錢の儀差し支えなく出銀仕
 り候よう申し上げ候ところ、今もって熟談に相成らず、しか
 る上は村方より右九人の内へいかようの難

浪の儀、仰せ聞かされ候とも、右九人にてその筋の役場へ申
 し出べく候、かつは諸入用の儀、何ほど相掛かり候とも九人
 にて出銀仕り、その外、明(迷)惑に相成らざるよう相互に
 筋合い世話致すべく候こと。なおまた、この議定に相洩れ候
 者これあり候わば、右名前の者よりいかようの儀、仰せ聞か
 され候ともその節一言の申し訳ござなく候、これより議定調
 印仕り候ところ、よってくだんのごとし。

庄八印
 市五郎印
 小三郎印
 文吉印
 弥三郎印
 龜三郎印
 所七印
 喜惣治印
 彦作印

前書のとおり名前の者少しも相違ござなく候。以上

(一部を2段組にしました)

本書に通り名前と者少
 お通無由なはれしと

庄八印
 市五郎印
 小三郎印
 文吉印
 弥三郎印
 龜三郎印
 所七印
 喜惣治印
 彦作印

入札一札事

一今般彦作殿外八人の者より

百位江の長長路原の取も取替式市推

一各系取入用立廻右九人

和融取替事知海一併と有る事

別立書付と知海取替と知海取替は

主扱之入高と主扱行中事と高取替

知海と主扱と知海取替は

行と知海取替と知海取替は

右一各再発後行と知海取替は

不台取替事と知海取替は

明治三年八月

能備前

九人の者総代

彦作殿
所七殿
庄八殿

明治3年(一八七〇) 森山家文書19
原地入用差しもつれ一件一札

入れ置き申す一札のこと

一今般彦作殿外八人の者より同村百姓清吉殿、長次郎殿相手取り葬式相拒み候一条ならびに原地入用差しもつれ、右九人のもの和融の儀につき出訴奉り候一件につき、菊間割元衆中へ御呼び出しの上、御調べ中にごさ候ところ、私儀取り扱い立ち入り、廉々(かどかど)取り扱い仕り申し争いのかど貰い受け、向後争論これなきよう別紙議定取り替(交)わせの取り扱い仕り候ところ、格別の勘弁をもって相任せ下されかたじけなく存じ候、しかる上は右一条再発仕り候節はわれら罷(まかり)出、迷惑に相成らざるようきと申し訳仕るべく候、後日のため入れ置き申す一札よってくだんのごとし。

菊間 郷宿

徳太郎印

明治三庚午年八月

能満村

九人の者総代

彦作殿
所七殿
庄八殿

石巻市原郡能満村

三紀所
上総国市原郡能満村

新七

喜惣治

市三郎

文彦

小三郎

市三郎

石巻市

新七

喜惣治

同村

長治郎

清吉

石巻市原郡能満村

旧幕地頭所御勝

今世書一因必至と難渋仕

村役人 大小百姓一因必至と難渋仕

明治3年(一八七〇) 森山家文書 20
原地入用差しもつれ一件書付

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

御支配所

上総国市原郡能満村

百姓 彦作

所七

喜惣治

龜三郎

庄八

弥三郎

市五郎

小三郎

文吉

右九人の内

惣代 所七

訴訟人 庄八

彦作

同村 長治郎

清吉

右訴訟人一同申し上げ奉り候、五か年前寅年、旧幕地頭所御勝手向き不如意につき先納金相嵩(かさみ)、一同必至と難渋仕り、永続相成りがたく、これにより村役人ならびに大小百姓一同相談の上、御手詰り

江江行行 旅者双方 今運上江江又

八用 旅者代行 村役人 吉野生

下所 旅者代行 旅者 今運上江江又

安公 月五 旅者 石 旅者 今運上江江又

平 旅者 今運上江江又

山 旅者 今運上江江又

五 旅者 今運上江江又

割 旅者 今運上江江又

平 旅者 今運上江江又

洞 旅者 今運上江江又

君 旅者 今運上江江又

と 旅者 今運上江江又

前 旅者 今運上江江又

平 旅者 今運上江江又

運 旅者 今運上江江又

御仕法替え仕りたき旨、双方申し合わせ連印仕り、なおまた、願入用取り集め、総代として村役人相頼み、その御筋へ嘆願仕候ところ、願いのとおり御聞き済みに相成り一同安心まかりあり、しかるところ右雜費につき、外諸夫錢などまでも差し拒みことのほか差し纏（もつれ）すでに出願にも相成るべく候ところ、隣村山木村名主後見金左衛門、同村組頭重郎兵衛兩人取り扱い、熟談内済仕り、しかる上は諸夫錢の儀、村役人割合い次第遅滞なく出銀致すべき段、総代として、名前に、清吉、庄八、龜三郎、喜惣次、右四人の者ども調印いたし、山木村右兩人へ証書相預け置き候ところ、その後村役人より右割合い仕り出銀致すべき趣、相触れられ候ところ、村方一統、議定違変り、しかるところ、前書四人の内一人清吉と申す者村方同様変身仕り、四か年已（以）前旧幕御代官小川達太郎様御手代秦野鉄平様御廻村の砌（みぎり）

五地新開願い出候と云々

能満村と加入會村と川邊地と云々

加入用取集り村と小川邊と云々

河邊新開地行々仙名法と云々

香取と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

河邊仙名法と云々加入用取集り村と云々

原地新開願い出候ところ、願いのとおり仰せ付けられ候趣、よ
つては能満村の儀は外入會村々と引き違い、地元ゆえ願入用取
り集め一か村にて小川達太郎様御役所へ出願仕り候ところ、や
はり願いの通り御聞き済みに相成り、その節願入用残らず全払
いに相成り申し候由、しかるところ昨巳年十二月中、原地願入
用の内、金三十両余分預け金これあり候間、相下げくれ候よう
申し出、今般諸夫錢出銀足合(たしあい)にも仕りたく、左も
これなく候ては諸夫錢差し出しがたき段、名主吉重まで村方一
同より総代をもって談判におよび候間、捨ておきがたく名主吉
重より当御役所へ御願い立てに相成り候ところ西の谷村平七、
藤井村名主喜兵衛、右両人取り扱い熟談内済仕り候ところ、私
ども九人の儀、右山村両人へ村方総代として印書差し入れお
き候ほどの儀につきもとより諸夫錢差し

江戸第一 切手宿在村方一流 同言在江

喜相上長合村方宴合市建右有右田之册

和九人旧在能親父死まひり 訂時

手紙津仲間と唱へ市をとり端世話に著し

至節事猶流中一詞在能方は古事

江村方甚は序は吾五人をとり流し

津仲間一詞の目言及能江は候知在

津道多言行市平在を梅天候お遊は

苗四月市江能流は後村は也村と能

原地平在遊具又市井方推し遊し海又遊

五福村方一向在能流は市平流は平流一在

之人 名は市平流は五福三市平流は五福

名は市平流は五福三市平流は五福

張江親親流合能流は流は流は流は流は

滞り候儀一切ござなく、村方一統へ同意仕らずを意(遺)恨に
差し含み、村方突(付き)合いなどまで相省き、当三月中、私
ども九人内彦作親父(おやじ)死去致し、斯(この)時節は無
縁講仲間と唱え相互に万端世話しきたり候ところ、その節、無
抛(よんどころなく)講中の者一同彦作方へ相寄り候ところ、
村方長次郎、清吉兩人参り申し談じ、講中の者一同引き取らせ、
甚(はなはだ)難波仕り候段、心外に存じ候えども貧窮者のこ
とゆえ、よんどころなくそれなり打ち過ぎ罷在(まかりあり)
候ところ、当四月中、市在御取締御出役様御廻村の節、原地差
しもつれ、かつまた葬式差し拒み候趣の風聞、御聴に達し、村
方の内百姓孫三郎、嘉平次、弥平次、右三人、名主吉重宅へ御
呼び立てに相成り御調べの上、御咎めを蒙(こうむ)り村御預
け仰せ付けられ、右につき三人の者はなはだ難波仕(つかまつ
)り、村方総代をもって嘆願致しくれ候よう村役人へ

お新の御座り候。任職御行候。お新の御座り候。

後、百姓代三人、お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

お新の御座り候。お新の御座り候。お新の御座り候。

相頼み候につき嘆かわしくと存じ嘆願仕り候趣、御差免（さしゆるし）に相成り、これにより百姓代三人より申し聞かされ候儀は、これまで手違いのところ村方一統和融致し、向後手違いこれなきよう取り替わさせせ議定致すべき旨、御出役様より御沙汰もこれあり候間、その意に相任すべき段申し聞け、私ども九人の者聊（いささか）も違乱なく百姓代衆へ相任せ申し候ところ、村方にては御出役様御沙汰（さた）、かつは百姓代衆より申し聞け候儀違背仕り、取り替わさせせ議定一円、不承知の趣申し張り折り合い申さず、しかるところ、右彦作父、今般新盆にても無縁講中の者一人も立ち入り候者ござなく、左候えは小人数の儀につき、この上非常はもちろん、都而（すべて）何事にかかわらずいかに相成り候やと日夜心痛まかりあり、その段村役人へ願ひ出候えども取り用いくれ申さず、よんどころなく今般恐れ多きを顧み奉らず御訴訟申し上げ奉り候、なにとぞ格別の御慈悲をもって相手名前の者ども

在正百和正候御旨に依りて村より奉給に付

一月令之給に永続相成り候に付奉給に付

之由候に付御旨に依りて一月令之給に付

御旨に依りて奉給に付

御記所

上総国市原郡能満村

右九人の者総代

百姓

所七印

庄八印

彦作印

役人総代

明治三庚午年七月二十二日

河後新

菊間藩御役所

ども召し出され、御吟味成し下しおかれ村方平和に相治り、一同無難に永続相成り候よう願ひ上げ奉り候、右願ひのとおり御聞き済み成し下し置かれ候わば一同寛大の御仁恵とありがたき仕合(幸)せに存じ奉り候。以上

御支配所

上総国市原郡能満村

右九人の者総代

百姓 所七印

庄八印

彦作印

役人総代

明治三庚午年七月二十二日

菊間藩御役所

県文書館・君塚村関係文書

延享四年卯年六月

反別惣高森附高申之文

上総市原郡君塚村

名主 重郎兵衛

一 高百三石九斗四升六合

君塚村

一 上田一町一反二畝二十四步

森(盛) 十五

此懸(掛)米十六石九斗二升

一 中田一町二反六畝五步

盛十二

此掛米十五石一斗四升

延享4年(一七四七) 千葉県文書館 君塚村関係文書ア1
君塚村反別惣高石盛付き申高入れとも覚

延享四丁卯年六月

反別惣高森(盛) 付きならびに申高入れとも覚

上総市原郡君塚村

名主 重郎兵衛

一 高百三石九斗四升六合

君塚村

このわけ

一 上田一町一反二畝二十四步

森(盛) 十五

この懸(掛)米十六石九斗二升

一 中田一町二反六畝五步

盛十二

この掛米十五石一斗四升

一 石前反七畝下

盛八

此の掛米九石七斗七升二合

一 石合前反七畝下

此の掛米九石七斗七升二合

一 石九反七畝下

盛九

此の掛米八石七斗七升七合七勺

一 石七反四畝下

盛六

此の掛米四石四斗六升六合

一 石四反四畝下

盛四

此の掛米一石七斗五升

一 石三反七畝下

盛十

此の掛米一石七斗五升

石合前反七畝下

此の掛米九石七斗七升二合

一 石四畝下

一下田三町六反五畝十二歩

盛八

この掛米二十九石三升二合

三口合わせ 六町四畝十一歩

この掛米六十一石二斗九升二合

一 上畑九反七畝十六歩

盛九

この掛米八石七斗七升七合七勺

一 中畑七反四畝十三歩

盛六

この掛米四石四斗六升六合

一下畑三町四反七畝七歩

盛四

この掛米十三石八斗八升九合三勺

一 屋敷一反七畝五歩

盛十

この掛米一石七斗五升

四口合わせ 五町三反六畝二十一歩

この掛米合わせ二十八石八斗八升三合

一 上田崩れ九畝歩

はるばる三斗三升

一 田田崩七畝下

はるばる三斗三升

一 田田崩五畝下

はるばる三斗三升

三斗三升

はるばる三斗三升

田田崩五畝下拾何畝反畝下拾何畝下拾何畝

はるばる三斗三升

田田崩

一 田田崩三斗三升

はるばる三斗三升

市虎門

一 田田崩三斗三升

はるばる三斗三升

市虎門

この掛米一石三斗五升

一 中田田崩れ七畝十一歩

この掛米八斗八升四合

一 下田田崩れ五反七畝二歩

この掛米四石五斗六升五合

三口合わせ 七反三畝十三歩

この掛米六石七斗九升九合

田田崩敷総合わせ十二町一反四畝十五歩、総百姓総掛合わせ

九十六石九斗七升四合

外永引き分

一 上田二畝二十六歩

この掛米四斗三升

一 中田四反四畝二十二歩

この掛米五石三斗六升八合

前々堤敷引き

前々堤敷引き

一 田畑畝積下
田畑
田畑

田畑畝積下

一 田畑畝積下
田畑
田畑

田畑畝積下

田畑畝積下

田畑畝積下

田畑畝積下

田畑畝積下

田畑畝積下
田畑

田畑

田畑畝積下
田畑

田畑畝積下

田畑畝積下
田畑

田畑畝積下

一 中畑八畝二十七歩
間違い引き

この掛米五斗三升四合

一 中田一反六畝歩
間違い引き

この掛米六斗四升

田畑合わせ七反二畝十五歩

総掛合わせ六石九斗七升二合

この総掛米合わせ百三石九斗四升六合

一 高八石一斗八升二合 申の高入れ 同所新田

この訳

一 下田八畝十五歩 盛八

この掛米六斗八升

一 下の下田二反四畝九歩 盛七

この掛米一石七斗一升

豊後守合高松三升五合

豊後守合高松三升五合 八石一斗八升二合

一 高百五石一斗五升六合

内

九石一斗五升六合

八石一斗八升二合

総掛米合わせ八石一斗八升二合
総高合わせ百十二石一斗二升八合

本田、新田高とも

一高百五石一斗五升六合
内九十六石九斗七升四合

本田高
新田高

右は君塚村総反別高盛付き、書面のとおりに相違ござなく候。以上

延享四丁卯年五月

上総国市原郡君塚村

名主 重郎兵衛印

同 市左衛門

組頭 惣右衛門印

同 新五兵衛印

同 七郎左衛門印

迎 (向) 郷御役所様

右に君塚村惣反別高盛付き、書面に
相違ござなく候

延享四丁卯年五月

上総国市原郡君塚村

名主 重郎兵衛印

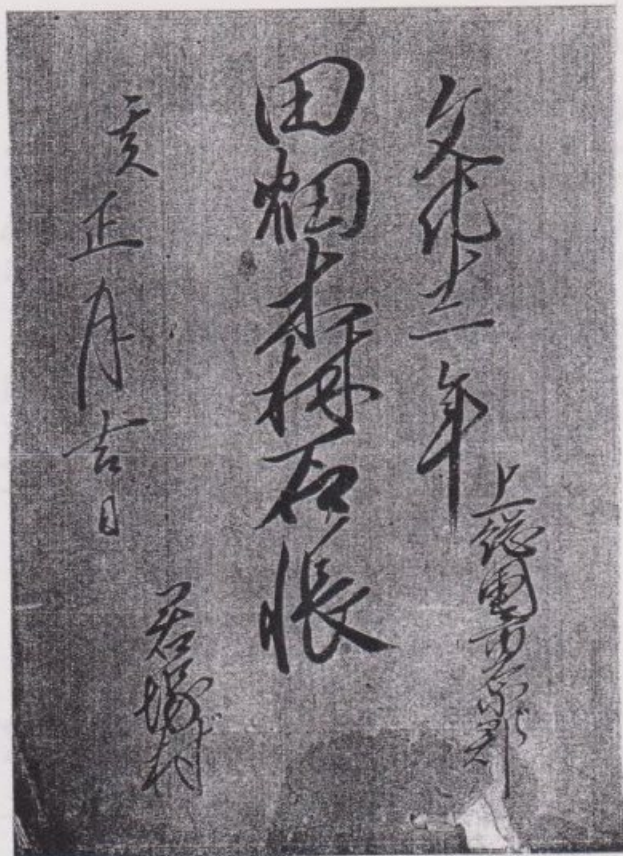
同 市左衛門

同 惣右衛門印

同 新五兵衛印

同 七郎左衛門印

延享四丁卯年五月



文化十二年
上総国市原郡

田畑盛石帳

亥正月吉日

君塚村

一 高百三石九斗四升六合

このわけ

一 上田一町一反二畝二十四歩

この分米十六石九斗二升

一 中田一町二反六畝五歩

この分米十五石一斗四升

森(盛) 十五

森(盛) 十二

文化十二年(一八一五) 千葉県文書館仮君塚村関係文書ア2
君塚村田畑盛石帳、当寅年貢米永割付帳

文化十二年 上総国市原郡

田畑盛石(石盛)帳

亥正月吉日

君塚村

一 高百三石九斗四升六合

このわけ

一 上田一町一反二畝二十四歩

この分米十六石九斗二升

一 中田一町二反六畝五歩

この分米十五石一斗四升

森(盛) 十五

森(盛) 十二

一 下田三町六反五畝十二歩

この分米二十九石二斗三升二合

盛八

二 上畑九反七畝十六歩

この分米六十一石二斗九升一合

盛九

三 中畑七反四畝十三歩

この分米四十四石四斗六升六合

盛六

四 下畑三町四反七畝七歩

この分米三十八斗八升九合三勺

盛四

五 一屋敷一反七畝十五歩

この分米一石一斗五升

盛十

六 四口ノ五町三反六畝二十一歩

この分米二十八石八斗八升三合

七 此庄ノ家ノ倉敷地ノ下

此庄ノ家ノ倉敷地ノ下

一 田田崩九畝

この分米一石三斗五升

一 中田田崩七畝十一歩

この分米八斗八升四合

一 下田田崩五反七畝二歩

この分米四石五斗六升五合

一 三口合

この分米六石七斗九升九合

田崩屋敷總合わせ十二町一反四畝十五歩
總百姓總分米合

外永引き分

一 上田二畝二十六歩

この分米四斗三升

一 中田四反四畝二十二歩

この分米五石三斗六升八合

一 中田八畝二十七歩

この分米五斗三升四合

一 下田一反六畝歩

この分米六斗四升

前々より堤敷引き

間違い引き

間違い引き

間違い引き

一 上田田崩九畝歩

この分米一石三斗五升

一 中田田崩七畝十一歩

この分米八斗八升四合

一 下田田崩五反七畝二歩

この分米四石五斗六升五合

三口合

この分米六石七斗九升九合

田崩屋敷總合わせ十二町一反四畝十五歩

總百姓總分米合

外永引き分

一 上田二畝二十六歩

この分米四斗三升

一 中田四反四畝二十二歩

この分米五石三斗六升八合

一 中田八畝二十七歩

この分米五斗三升四合

一 下田一反六畝歩

この分米六斗四升

前々より堤敷引き

前々より堤敷引き

間違い引き

間違い引き

田畑合七畝八歩

此の分米合百三十九斗四升六合

一高八石一斗八升二合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗一合

盛八

盛七

盛六

盛五

盛四

盛三

盛二

田分

畑分

田畑合七反二畝十五歩

総分米合百三十九斗四升六合

申の高入り同新田

一高八石一斗八升二合

このわけ

一下田八畝十五歩

この分米六斗八升

一下の下田二反四畝九歩

この分米一石七斗一合

一見付田二反九畝三步

この分米一石七斗四升六合

一中的下畑二反五畝十二歩

この分米一石二斗七升

一下畑二反九畝二十三歩

この分米一石一斗九升二合

一下の下畑三反八畝十五歩

この分米一石一斗五升五合

一見付畑二反一畝二十七歩

この分米四斗三升八合

三口田合わせ六反一畝二十七歩

この分米四石一斗二升七合

四口畑合わせ一町一反五畝十八歩

この分米四石五斗五升五合

盛八

盛七

盛六

盛五

盛四

盛三

盛二

田分

畑分

右別合上高七反七畝十五歩

右別合上高八反七畝十五歩

右別合上高百餘畝一斗五升八合

右別合上高百餘畝一斗五升八合

右別合上高百餘畝一斗五升八合

新田高

右別合上高百餘畝一斗五升八合

右別合上高百餘畝一斗五升八合

文化十二乙亥年正月改め写し

覚

一当寅御年貢米永納むべき割付のこと

一高百十二石一斗二升八合

一内七町一反三畝二十六歩

一高四十五石九斗一升一合

一七町五反十九歩

一上田一町一反二畝二十歩

高四斗三升

内二畝二十六歩

総反別合わせ一町七反七畝十五歩

総分米合わせ八石一斗八升二合

総高合わせ百十二石一斗二升八合

一高百五石一斗五升六合

内九十六石九斗七升四合

八石一升八斗二合

本田高

右は君塚村総反別高盛付き書面のとおりに相違ござなく候。以上

覚

一当寅御年貢米永納むべき割付のこと

一高百十二石一斗二升八合

一内七町一反三畝二十六歩

一高四十五石九斗一升一合

一七町五反十九歩

一上田一町一反二畝二十歩

高四斗三升

内二畝二十六歩

上総国市原郡君塚村

田方

畑方

十五

堤敷引き

高十六石四斗七升
残一町九畝十二步

田方へ入れ米取り

田方へ入れ米取り

十二

永取

永取

田方へ入れ米取り

八

永取

田方へ入れ米取り

九

六

間違い引き

高十六石四斗七升
残一町九畝十二步

高四斗五升

高十九石七斗八升八合

高五石三斗六升八合

高四石四斗二升

高八斗八升四合

高二十九石一升九合

高四石五斗六升五合

高二斗一升三合

高八石四升九合

高七斗二升九合

高四石一斗三升

高五斗三升四合

高三石五斗九升六合
残五反九畝二十八步

畑方へ入れ永取り

田方へ入れ米取り

十二

永取り

永取り

田方へ入れ米取り

八

永取り

田方へ入れ米取り

九

六

間違い引き

間違い引き

一 高八斗七升
 一 中畑屋敷成一反四畝十五歩
 一 高十三石七斗九升五合
 一 下畑三町四反四畝二十六歩
 一 高六斗四升
 一 内一反六畝
 一 高十三石一斗五升五合
 一 残三町二反八畝二十六歩
 一 高七斗三升四合
 一 下畑屋敷成一反八畝十一歩
 一 高一石七斗五升
 一 屋敷一反七畝十五歩
 一 高六斗八升
 一 下田八畝十五歩
 一 高一石七斗一合
 一 下の下田二反四畝九歩
 一 高一石七斗四升六合
 一 見付田二反九畝三歩
 一 高一石二斗七升二合
 一 中の下畑二反五畝十二歩
 一 高一石一斗九升二合
 一 下畑二反九畝二十四歩
 一 高一石一斗五升五合
 一 下の下畑三反八畝十五歩
 一 高四斗三升八合
 一 見付畑成二反一畝二十七歩
 一 反米二十石六斗五升五合
 一 永五貫三百十七文

二 三 四 五 六 七 八 十

記
明造

右同断
 卯の高入れ
 同所新田
 田方

右同断
 一 高八石七斗三升
 この反別一町二反六畝十六歩

卯の高入れ
 同所新田
 田方

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

高石八斗五升一合

田方

畑方

田畑敷

十五

溜井敷引き

十二

永取り

八

九

六

六

亥の年より卯まで五か年定免

一高三百十二石八斗五升一合

この反別三十九町一反十六歩

高百七十九石二斗八升二合

内十七町四反六畝十一歩

高百三十三石五斗六升九合

二十一町六反九畝五歩

高三十石三升二合

内二町五反八畝

この訳

高六十一石八斗三升五合

一上田四町一反二畝七歩

高三石三斗七升五合

内二反二畝十五歩

高五十八石四斗六升

残三町八反九畝二十二歩

高三十八石三斗九升三合

一中田三町一反九畝二十八歩

高三十石三升二合

一中田畑成二町五反八歩

高六十八石二斗一升六合

一下田八町五反二畝二十一歩

高二十五石九斗四升一合

一上畑二町八反八畝七歩

高七石四斗七合

一上畑屋敷成八反二畝九歩

高十四石九斗五合

一中畑二町四反八畝十三歩

高一石四斗一升

一中畑屋敷成二反三畝十五歩

田方

畑方

田畑成

十五

溜井敷引き

十二

永取り

九

六

高四十五石七斗八升五合

一 下畑十一町四反九畝十九步

高四石七斗三升

一 下畑屋敷成三反三畝二十一步

高四石七斗三升

一 一屋敷四反七畝九步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 下田三反一畝二十七步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

二 三 四 五 六 七 八 十 四

高四十五石七斗八升五合

一 下畑十一町四反九畝十九步

高四石七斗三升

一 下畑屋敷成三反三畝二十一步

高四石七斗三升

一 一屋敷四反七畝九步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 下田三反一畝二十七步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 下田三反一畝二十七步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 一屋敷四反七畝九步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

一 下田三反一畝二十七步

高四石七斗三升

一 下田三五斗五升二合

高四石七斗三升

左卯改出
見取

二 三 四 五 六 七 八 十 四

去る卯改め出し
見取り

一斗七升八合

此の米は...

御伝馬宿

一斗七升八合

小物成

一斗七升八合

同断

納合

永正八年...

一米一斗八升八合

これは当寅年より御免下さる

御伝馬宿入用

一高六斗二升六合

小物成

一永七百八十二文一分

同断

納合わせ 米五十四石二斗六升三合

永十八貫六百文四分

右は当寅御成箇(か)書面のとおり割り付け令(せしむ)の條、十一月十五日限り、滞りなく皆済たるべきものなり。

文化十二乙亥年正月改め写し

山田重郎兵衛印

戸張伴右衛門印

表書のとおり相違これなきものなり。

久助印

右者當寅御成箇書面と通り割り...

條上...

文化十二乙亥年正月...

山田重郎兵衛印
戸張伴右衛門印

表書と通り相違これなきものなり

久助印

永付書人

二百石分

一上畑

永九十二文九分二厘

一中畑

永八十文九分三厘

一田畑成

右同断

一屋敷

永六十九文八分

一上畑

永百三十一文六分

一中畑

永七十六文

一下畑

永三十七文

一屋敷一反につき

百石分

一上畑

永百三十一文五分

一中畑

永九十三文二分五厘

一下畑

永八十一文三分

一見付畑

永六十九文三分

一中の下畑

永三十文

一見付畑

永二十文

一田畑成

永七十六文

永付書同人

三百石分

一上畑一反につき

永九十二文九分二厘

一中畑

永八十文九分三厘

一田畑成

右同断

一屋敷

永六十九文八分

一下畑

永百三十一文六分

一上畑

永七十六文

一下畑

永三十七文

百石分

一屋敷一反につき

永百三十一文五分

一上畑

永九十三文二分五厘

一中畑

永八十一文三分

一下畑

永六十九文三分

一見付畑

永三十文

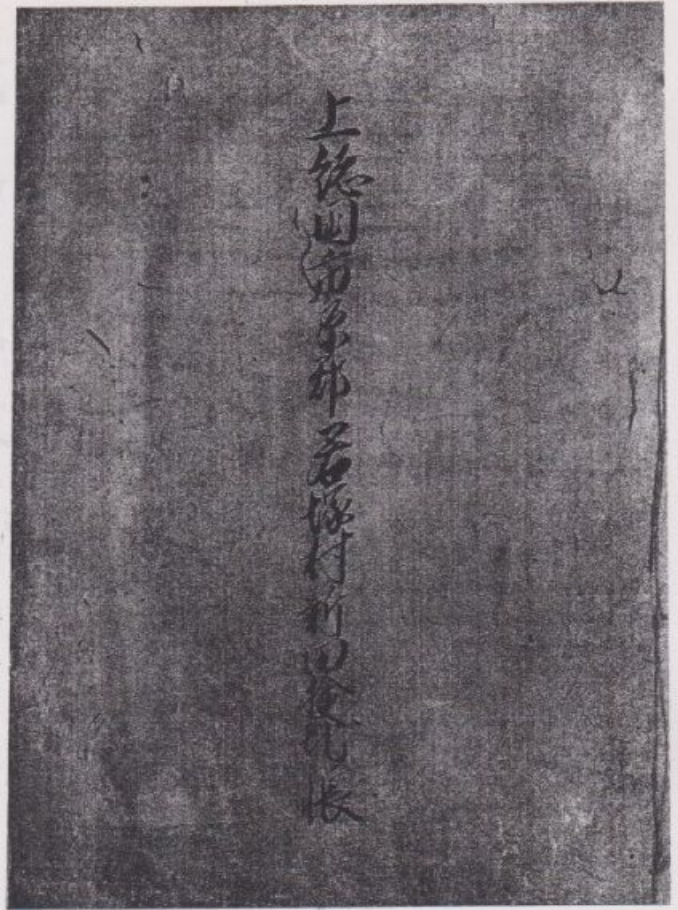
一中の下畑

永二十文

一田畑成

永七十六文

上総国市原郡君塚村新田檢地帳



天明7年(一七八七) 千葉県文書館 君塚村新田檢地帳

上総国市原郡君塚村新田檢地帳

字浜本

一見付畑二反二畝十二步

長三十六間六寸

彦右衛門

高四斗四升八合

横十八間三尺六寸

同所

一見付畑二反二十四步

長三十間一尺二寸

仁兵衛

高四斗一升六合

横二十間四尺二寸

同所

一見付畑三反七畝三步

長三十五間四尺八寸

次左衛門

高七斗四升二合

横三十一間六寸

字浜本

一見付畑二反七畝三步

長三十五間四尺八寸

次左衛門

高七斗四升二合

同所

一見付畑二反七畝三步

長三十五間四尺八寸

次左衛門

高七斗四升二合

同所

一見付畑二反七畝三步

長三十五間四尺八寸

次左衛門

高七斗四升二合

天明七年

一 見付畑三反三畝十八歩 長三十二間六寸
横三十一間二尺四寸 久兵衛

一 見付畑三反五畝二十一歩 長三十三間六寸
横三十二間二尺四寸 四郎左衛門

右へ歩

見付畑合一町四反九畝十八歩 石盛二斗代
高二石九斗九升二合

右者上総国市原郡君塚村新田檢地仰せ付けらるにより、六尺一分間竿をもって一反三百歩の積(つもり)相極(決)めるものなり。

天明七年十月

御代官

稲垣藤四郎

字浜本

一見付畑三反三畝十八歩

長三十二間六寸

久兵衛

高六斗七升二合

横三十一間二尺四寸

字浜本

一見付畑三反五畝二十一歩

長三十三間六寸

四郎左衛門

高七斗一升四合

横三十二間二尺四寸

右の寄せ

見付畑合わせ一町四反九畝十八歩 石盛二斗代

高二石九斗九升二合

右は上総国市原郡君塚村新田檢地仰せ付けらるにより、六尺一分間竿をもって一反三百歩の積(つもり)相極(決)めるものなり。

天明七年十月

御代官
稲垣藤四郎

文政三庚辰年正月吉日

中澤良助
字野元治

要助
市左衛門
五兵衛
与兵衛

文政三庚辰年正月吉日これを写す

手代 中沢良助
同 字野元治
案内 要助
同 市左衛門
同 五兵衛
同 与兵衛

字源如後

一 見付田一畝六歩

長七間五尺四寸
横四間三尺六寸

勘十郎

高七升二合

東申高入新田境小土手、
西惡水除土手

字源本統

一見付田一畝六歩

高七升二合

長七間五尺四寸
横四間三尺六寸

勘十郎

一 見付田一畝六歩

長七間五尺四寸
横四間三尺六寸

浅右衛門

同所

一見付田一畝六歩

高六升

長六間三尺
横四間一尺六寸

浅右衛門

一 見付田一畝六歩

長七間五尺四寸
横四間三尺六寸

久左衛門

同所

一見付田二十四歩

高四升八合

長五間二尺四寸
横四間四尺二寸

久左衛門

同所

一見付田二十七歩

高五升四合

長五間四尺八寸
横四間四尺八寸

六左衛門

一 見付田二十七歩

長五間四尺八寸
横四間四尺八寸

六左衛門

同所

一見付田二十七歩

高五升四合

長六間
横四間二尺四寸

次左衛門

一 見付田二十七歩

長五間四尺八寸
横四間四尺八寸

次左衛門

同所

一見付田二十四歩

高四升八合

長五間五尺四寸
横四間六寸

善右衛門

一 見付田一畝六歩

長七間五尺四寸
横四間三尺六寸

善右衛門

東申高入新田境小土手、
西惡水除土手

子源の鏡

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

新左衛門

字浜本統

一見付田一畝九歩

長六間三尺
横四間三寸

新左衛門

高六升

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝九歩

長六間三尺六寸
横四間三尺

四郎兵衛

高六升

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝九歩

長七間
横四間三尺六寸

吉兵衛

高六升六合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝九歩

長六間二尺四寸
横四間四尺八寸

四郎左衛門

高六升

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝九歩

長六間三尺六寸
横五間三尺

元
彦右衛門分
紋之助

高七升二合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝九歩

長七間一尺八寸
横五間一尺二寸

作左衛門分
久左衛門

高七升八合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝三步
長六間五尺四寸
横四間五尺四寸
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
七郎兵衛

一見付田一畝三步
長六間五尺四寸
横四間五尺四寸
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
甚左衛門分

一見付田二十七步
長六間
横四間二尺四寸
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
七平

一見付田二十四步
長五間一尺二寸
横四間三尺
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
長五郎

一見付田二十一歩
長四間五尺四寸
横四間六寸
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
勘兵衛

一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸
東申高入新田境小土手、西惡水除土手
西惡水除土手
与惣左衛門

浜本統

一見付田一畝三步
長六間五尺四寸
横四間五尺四寸

高六升六合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間
横四間四尺二寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十七歩
長六間
横四間二尺四寸

高五升四合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間一尺二寸
横四間三尺

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十一歩
長四間五尺四寸
横四間六寸

高四升二合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所
一見付田二十四歩
長五間五尺四寸
横三間五尺四寸

高四升八合
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長六間四尺二寸
 横四間六寸
 甚右衛門

長左衛門

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長五間二尺四寸
 横四間二尺四寸
 作兵衛分
 長左衛門

長左衛門

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長十四間四尺八寸
 横三間四尺八寸
 瀨兵衛

瀨兵衛

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長六間四尺八寸
 横三間五尺四寸
 庄右衛門

庄右衛門

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長六間二尺四寸
 横五間六寸
 甚右衛門

甚右衛門

一見付田一畝三歩
 東申高入新田境小土手、西惡水除土手
 長六間
 横五間
 三右衛門

三右衛門

字浜本続

一見付田一畝三歩
 長六間四尺二寸
 横四間六寸
 長左衛門

高五升四合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田二十四歩
 長五間二尺四寸
 横四間二尺四寸
 作兵衛分
 長左衛門

高四升八合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝二十四歩
 長十四間四尺八寸
 横三間四尺八寸
 瀨兵衛

高一斗一升四合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田二十七歩
 長六間四尺八寸
 横三間五尺四寸
 庄右衛門

高五升四合

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝三歩
 長六間二尺四寸
 横五間六寸
 甚右衛門

高六升六合

東申高入新田境小土手、西北折り回し惡水除土手

同所

一見付田一畝三歩
 長六間
 横五間
 三右衛門

高六升

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

字浜本統

一見付田一畝三歩
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

清右衛門分

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

孫左衛門

一見付田一畝三歩
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

長七間六寸
横四間三尺

傳左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝三歩

長六間四尺二寸
横四間三尺六寸

利右衛門分

伝左衛門

一見付田一畝三歩
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

長七間一尺二寸
横四間三尺

江原左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝三歩

長七間一尺二寸
横四間三尺

四郎右衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田二畝九歩

長十四間三尺
横四間四尺二寸

伝左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

傳左衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

同所

一見付田一畝三歩

長六間三尺六寸
横五間

八郎右衛門

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

元

同所

一見付田二十七歩

長六間二尺四寸
横四間一尺八寸

次左衛門分

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

次兵衛

次左衛門

一見付田一畝三歩
東申高入新田境小土手、西惡水除土手

長六間二尺四寸
横四間一尺八寸

東申高入新田境小土手、西惡水除土手

字浜本統

一 見付田一畝十五歩
高九升
東申高入新田境小土手、西惡水除土手、南道添芝地

長十間
横四間三尺
四郎左衛門

東申高入新田境小土手
西惡水除土手
南道添芝地

一 見付田三畝九歩
高一斗九升八合
東北折り廻し申高入新田境小土手、西金杉浜新田、南惡水除土手

長二十間
横五間
作左衛門

東申高入新田境小土手
西金杉浜新田
南惡水除土手

一 見付田一畝歩
高六升
東北折り廻し申高入新田境小土手、西惡水除土手

長六間四尺八寸
横四間二尺四寸
善次郎

東申高入新田境小土手
西惡水除土手

一 見付田二十四歩
高四升八合
東申高入新田、西惡水除土手

長六間一尺二寸
横四間
清左衛門

東申高入新田境小土手
西惡水除土手

一 見付田二十七歩
高五升四合
東申高入新田、西惡水除土手

長六間四尺八寸
横三間五尺四寸
次郎兵衛分
庄左衛門

東申高入新田境小土手
西惡水除土手

一 見付田二十七歩
高五升四合
東申高入新田、西惡水除土手

長六間二尺四寸
横四間六寸
庄左衛門

東申高入新田境小土手
西惡水除土手

一 見付田を敵水七歩
 長九間五尺四寸
 横四間
 与兵衛

東申高入新田、西悪水除土手

一 見付田を敵水七歩
 長十三間一尺八寸
 横四間一尺二寸
 庄兵衛

東申高入新田、西悪水除土手

一 見付田を敵水七歩
 長十四間一尺二寸
 横四間
 五兵衛

東申高入新田、西悪水除土手

一 見付田一畝九步
 長九間五尺四寸
 横四間
 与兵衛

東申高入新田、西悪水除土手

一 見付田一畝十八步
 長十三間一尺二寸
 横三間四尺二寸
 藤右衛門

東申高入新田、西悪水除土手

右寄

字浜本統

一見付田一畝二十七步 長十三間一尺八寸 庄兵衛

高一斗一升四合 横四間一尺二寸

東申高入新田、西悪水除土手

同所

一見付田二畝二十五步 長二十一間三尺六寸 利右衛門

高一斗五升 横三間三尺

東申高入新田、西悪水除土手

同所

一見付田一畝二十七步 長十四間一尺二寸 五兵衛

高一斗一升四合 横四間

東申高入新田、西悪水除土手

同所

一見付田一畝九步 長九間五尺四寸 与兵衛

高七升八合 横四間

東申高入新田、西悪水除土手

同所

一見付田一畝十八步 長十三間一尺二寸 藤右衛門

高九升六合 横三間四尺二寸

東申高入新田、西悪水除土手

右の寄せ

見付田反別合交五反三畝十八歩 石盛六斗代
 高三石二斗一升六合

外

一 長二十九間
 横七間四尺八寸

村持ち
 死馬捨場

見付田反別合交五反三畝十八歩 石盛六斗代
 高三石二斗一升六合

外
 一長二十九間
 横七間四尺八寸
 村持ち
 死馬捨場

右は上総国市原郡君塚村新田檢地仰せ付けらるにより、六尺一分の間竿をもつて一反三百歩の積(つもり)相極(決)めるものなり。

右は上総国市原郡君塚村新田檢地仰せ付けらるにより、六尺一分の間竿をもつて一反三百歩の積(つもり)相極(決)めるものなり。

文化三 庚辰年五月

瀧川小右衛門

御代官

文化三 庚辰年五月

御代官

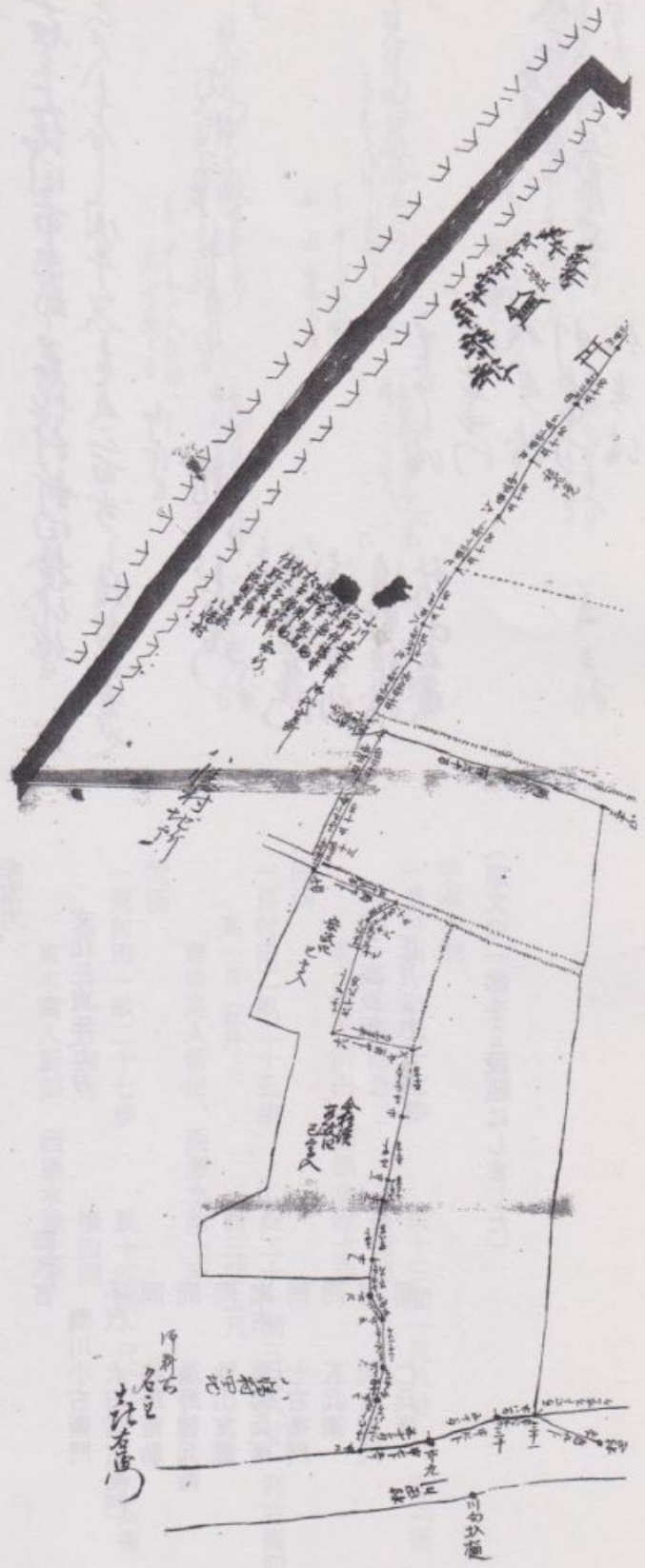
高浦右衛門
 浅野南助
 進野徳兵衛
 秋山友藏

文政三 庚辰年
 正月これを写す

瀧川小右衛門
 手代 太田浦右衛門
 同 浅野南助
 同 進野徳兵衛
 同 秋山友藏
 案内 重郎兵衛
 同 七右衛門
 同 五兵衛
 同 利右衛門
 同 仁兵衛

文政三 庚辰年
 正月
 利右衛門
 仁兵衛

(原文の一部を2段組にしました)



慶応年間 千葉県文書館 飯塚村関係文書ア5
八幡村 (海岸) 絵図

小川達太郎御代官所
河野伊予守
永井兼之助
岩本数馬
水野国之助知行
松本勝次郎
村上三十郎
佐野藤三郎
上総国市原郡八幡村

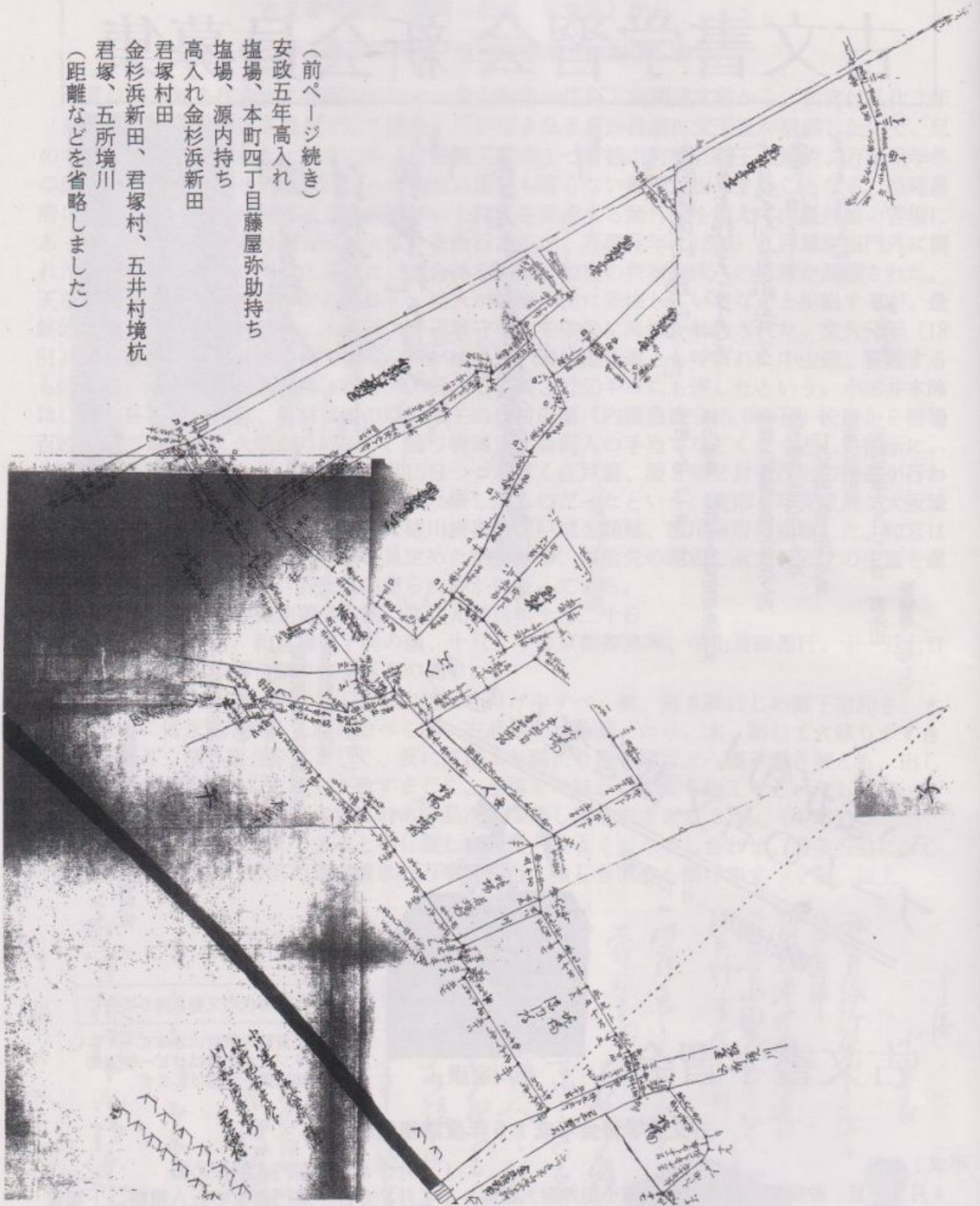
八幡社
社地境
金杉浜、安政四已高入れ
八幡村地所
八幡村田地
村田川
御料所名主喜右衛門
(距離などは省略しました)

慶応年間 千葉県文書館 飯塚村関係文書ア4
金杉浜塩田 絵図 (原文は次ページ)

君塚村塩場
一番塩場
二番塩場
三番塩場
荒塩場
塩場、入江、入堀
(次ページに続く)

小川達太郎代官所持添
水野肥前守領分
川口加工児郎知行所
君塚村
小川達太郎代官所
金杉浜新田

(前ページ続き)
 安政五年高入れ
 塩場、本町四丁目藤屋弥助持ち
 塩場、源内持ち
 高入れ金杉浜新田
 君塚村田
 金杉浜新田、君塚村、五井村境杭
 君塚、五所境川
 (距離などを省略しました)



ア4 金杉浜塩田絵図

古文書学習会 新会員募集

寺領徳園海保婦崎庄之内
 拾石事任去天正十九年
 十月先判之旨永不可有
 相違之状如件
 元和三年三月廿七日 御朱印
 妙経寺

元和3年(一六一七)
 徳川秀忠、妙経寺寺領安堵朱印状
 寺領上総国海保婦崎庄之内
 拾石事任去天正十九年
 十一月先判之旨永不可有
 相違之状如件
 元和三年三月廿七日 御朱印
 妙経寺(写し)

寄進
 上総国市原郡八幡宮
 百五拾石事
 右如先規令寄付之乾守此旨
 彌抽武運長久之精誠殊可
 專祭祀之状如件
 天正十九年 卯十一月 大納言源朝臣

天正19年(一五九一)
 徳川家康、飯香岡八幡宮社領寄進判物
 寄進 八幡宮
 上総国市原郡八幡郷内
 百五拾石事
 右如先規令寄付之乾守此旨
 彌抽武運長久之精誠殊可
 專祭祀之状如件
 天正十九年卯十一月 大納言源朝臣

いまが旬!
 ブームの古文書を楽しもう
 八幡公民館サークル活動



徳川家康

江戸時代の文書お持ちの方に

郷土資料を教材にさせていただきます
 オリジナル文書はコピー後返却
 解説結果をお届けします

古文書学習会

古文書学習会平成16年度講座内容

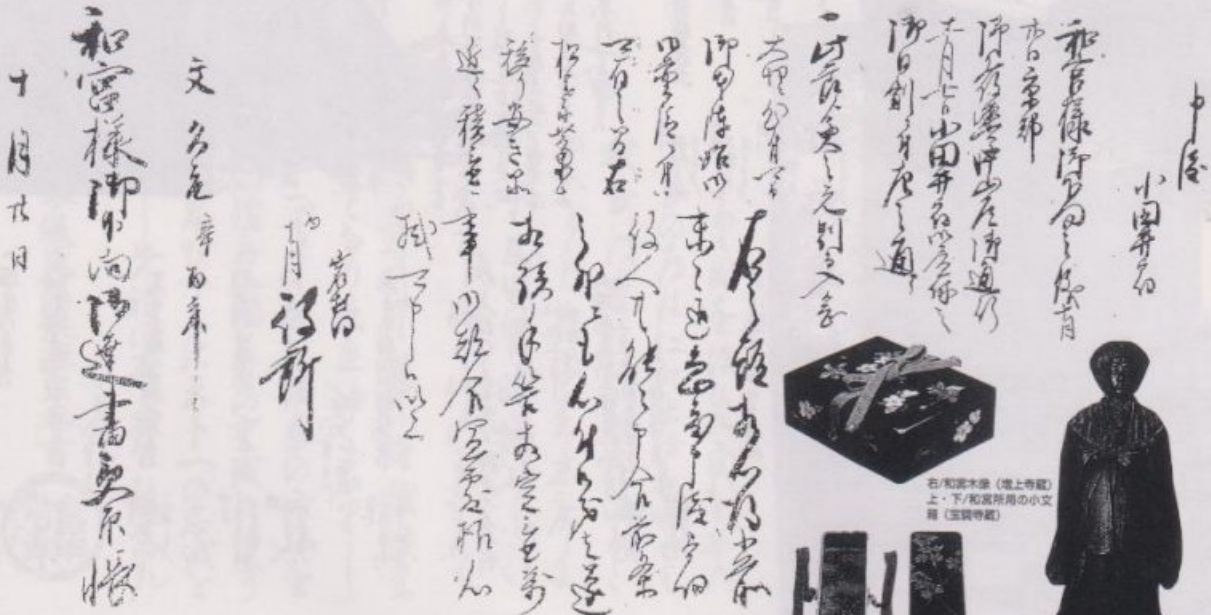
平成16年	10月24日	宗門人別改め帳
4月25日	11月28日	宗門御改め五人組帳、下知書
5月30日	12月28日	村法式
6月20日	平成17年	
7月25日	1月23日	徳川宗春温知政要
8月24日	2月27日	"
9月22日	3月20日	"

文久元年、中山道小田井宿「皇女和宮様下向御達し書き」

今月は幕末期を代表する悲劇のヒロイン皇女和宮の江戸下向関連文書から。和宮は弘化3年（1846）仁孝天皇の第3皇女として誕生、だが生まれる5か月前に父天皇が崩御したので、兄の孝明天皇に育てられた。6才の時、世襲親王家の1つ有栖川宮織仁親王と婚約、万延元年冬の輿入れを控え、幸せいっぱいだった和宮に思いも寄らない事態が出来ることなる。当時幕府は病弱であった13代将軍家定の後継争いと開国を要求する諸外国を抱えて内憂外患の苦境にあった。大老井伊直弼は「安政の大獄」を断行するが、万延元年（1860）江戸城桜田門外に倒れた。直弼を後継した久世広周らは公武合体を画策、和宮の将軍家茂への降嫁が請願された。天皇は和宮がすでに婚約中であること、当人が関東下向に恐怖しているなどと拒絶するが、最終的に攘夷決行と条約破棄、入輿後の身辺尊守などを条件に降嫁が勅許された。文久元年（1861）10月祇園社への首途の儀で下向の旅が始まる。道は姫街道とも呼ばれた中山道。警護するもの12藩、沿道警護29藩、輿、かご800挺、その長さは50キロにも達したという。小田井本陣は11月8日お昼食休息、教材はこの時、領主の岩村田藩（内藤豊後守15,000石）役所から宿場百姓に宛てた達書。火気取り締まり、鳴り物禁止、急病人の手当てなどくどくどしい指示に、一同承知、押印している。和宮は11月15日つつがなく江戸着、翌2年2月家茂との婚儀が行われたが新婚生活は朝幕政争の煽りを受けた厳しいものだったという。慶応2年夫家茂が大坂城で急逝、4年鳥羽伏見の戦いに敗れた徳川慶喜が江戸城を開城、徳川幕府は崩壊した。和宮は徳川家の存続を朝廷に嘆願、存続を見定めた明治10年、湯治先の箱根で逝去、32才の生涯を遂げる。港区の芝増上寺葬、夫家茂の傍らに静かに眠っている。

（表紙）和宮様御下向御達書受印帳、文久元年辛酉年十月二十日
 申し渡し、小田井宿。和宮様御下向の儀、十月二十日京都御発輿、中山道御通行、十一月七日小田井宿御昼休みの御日割りに付き左の通り。

一、この節より火の元、別して入念、大切に心付け申すべく候。御本陣はじめ御下宿向き、すべて御普請に付き施屑多くこれあるべく間、右品または松葉、わら、木、総じて火移りやすき品々、軒端近く積み置き申すまじく、仮に家際より隔たり候小屋などへ積み置き候とも、出し入れの節くわえきせるなど決して致すまじく、小屋そのほかにてわら細工などいたし候節、これまたくわえきせるは勿論、火気これある品決して差し置き申さざるよう。（中略）
 右の趣相心得、小前末々まできつと申し渡し、宿役人共よくよく申し合わせ、前条の他にも心得候儀は相談をとげ、手筈相定め置き、万事御都合よろしきよう心掛け申すべく候。以上



旧勝間村名主・深山甚蔵家（写真）文書から『宗門人別改帳』。宗門改めは江戸幕府がキリスト教を邪教として禁止し、キリシタンでないことを申告させた制度として歴史教科書にも登場する。寛永17年、「島原の乱」での宗徒らの激しい抵抗に懲りた幕府は、「宗門改役」をにおいて直轄天領と旗本領の宗門改めを制度化、のち諸大名に広げた。テキストは12代將軍家慶時代、勝間村のおよそ3分の1を知行した曾根内匠頭領。旦那（檀家）であることを証明する満光院と龍性院、組頭、百姓代の村役人が連印し、曾根家の出先機関である小糸役所代官根岸又左衛門に宛ている。文書から曾根領の百姓は19家、人口95名であったことがわかる。

（表紙）弘化三年午三月、宗門人別改め帳、上総国市原郡勝間村

一、一季居（いっきすえ）出替わりの時節たるの間、宗門の儀、念入りにこれ改め、耶蘇（やそ）宗門にてこれなき旨、請人を立て召し抱えらるべきこと。

一、やそ宗門、今もって密々これある間、所々捕らえ来る間、不審なるものこれあらざるよう面々領内をも油断なく念入りに申されべく候こと。（中略）

一、真言宗荻作村満光院旦那、家主新之丞48才、女房さん47才、伴慶治24才、女房とく21才、父新右衛門70才、母はる55才。ノ6人、内男3人、女3人

一、真言宗勝間村龍性院旦那、家主小兵衛51才、女房まつ44才、婿弥七25才、女房はる26才、孫こん6才、孫伝吉3才、母はる64才。ノ7人、内男3人、女4人（中略）

人数合わせ95人、内男45人、女50人（年齢、人数は洋数字とした）

右は当午宗門人別の儀、村中一人別に相改め候処、疑わしきもの一人もござなく候。これにより銘々印形差し上げ申す処、相違ござなく候。後日のためよってくだんのごとし。

弘化三年午三月 上総国市原郡勝間村 組頭甚之丞、組頭金右衛門、百姓代新左衛門 小糸表御役所 根岸又左衛門様

右の人数代々真言宗にて拙寺ども旦那に紛れござなく候。これにより印形仕り差し上げ申し候。以上。弘化三年午三月 山城国京都三宝院末寺、上総国市原郡荻作村本寺満光院、末寺龍性院



Handwritten text from the document, including a title '宗門人別改帳' and various entries and signatures in vertical columns.



Additional handwritten text and signatures, including names like '山崎國太郎' and '龍性院'.

8代将軍吉宗の「享保の改革」を批判、独自の政治哲学を貫いて隠居、謹慎処分となった御三家・尾張徳川家7代藩主宗春の『温知政要』から。宗春は元禄9年、3代尾張綱誠の19男として誕生、はじめ陸奥梁川で別家を立てて3万石を所領したが、享保15年兄継友の養子として尾張家を相続、従三位権中納言にすすんだ。その性格は自由奔放で、吉宗の緊縮政策をまっこうから批判、最初の国入りにあたって全藩士に配った施政方針が『温知政要』だった。

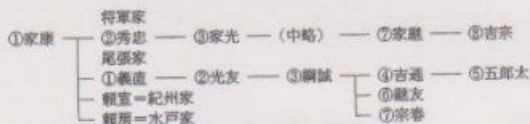
原文は44ページにわたる木版和本で、楷書に近く文字はきれいだが変体が多が多く難解。ここでは巻頭言のみを紹介する。省略した本文は箇条書きで、①法律は少ない方がよい。多いと民は守らなくなる。②人々は楽しみを求めている。盛り場は賑やかにすべきだ。③儉約ばかりでは思いやりの心が薄れる。④政治でもっとも大切なことは「慈」と「仁」だ、などとしている。トップの方針変更で名古屋城下は一気に華やかさを取り戻した。しかし、長くは続かない。悪所で墮落していく人間が増加し、藩財政は急激に悪化した。7年後の元文4年、吉宗は宗春の処分を決める。この日をもって藩主の座を解かれ江戸屋敷において謹慎、監禁生活は30年におよんだ。明和元年没、69歳。死後も許されず墓に金網をかぶせた。

温知政要（おんちせいよう＝温故知新の政治方針）

古（いにしえ）より国を治め民を安んずるの道は仁に止まることなりとぞ。わが武門、貴族の家にも生まるといへども、衆子の末席に列（連）なり、かつ生（性）質粗懶（そらん）にして文学に暗く、何のわきまえもなかりし中、幕府祇（伺）候の身となり恩恵握（あつ）く蒙（被）りし上は凶らずも嫡家の正統を受け継ぎ藩屏（べい）の重職に備われり、熟思惟（しすい）するに天下一の忠誠を尽くし、先祖の厚恩を報せんことは、国を治め安くし、臣民を撫（ぶ）育し、子孫をして不義なからしむるより外あるまじ、ゆえに日夜慈悲愛りんの心を失わず、万事広直（こうじき）にあらんがため思うるをそのままに和字に書き続け一巻の書となして諸臣に付与す。これわが本意を普（あまねく）人にも知らし永く遂げ行なうべき誓約の証本なる上、正に上下和熟一致に有らんことを欲するがためにいう。

享保十六辛亥年三月中浣（旬）

参議尾陽侯源宗春印



8代将軍吉宗



右の如く國を治め民を安んずるの道は仁に止まることなりとぞ。わが武門、貴族の家にも生まるといへども、衆子の末席に列（連）なり、かつ生（性）質粗懶（そらん）にして文学に暗く、何のわきまえもなかりし中、幕府祇（伺）候の身となり恩恵握（あつ）く蒙（被）りし上は凶らずも嫡家の正統を受け継ぎ藩屏（べい）の重職に備われり、熟思惟（しすい）するに天下一の忠誠を尽くし、先祖の厚恩を報せんことは、国を治め安くし、臣民を撫（ぶ）育し、子孫をして不義なからしむるより外あるまじ、ゆえに日夜慈悲愛りんの心を失わず、万事広直（こうじき）にあらんがため思うるをそのままに和字に書き続け一巻の書となして諸臣に付与す。これわが本意を普（あまねく）人にも知らし永く遂げ行なうべき誓約の証本なる上、正に上下和熟一致に有らんことを欲するがためにいう。

参議尾陽侯源宗春書

市原の古文書研究会メンバー紹介

講師

秋葉 平 市原市古都辺 165

*

板倉 満 市原市五井中央東 1-5-10

上田洋子 市原市青葉台 2-1-6

高澤恒子 市原市五井 2-1-7-3-1

佐野 彪 市原市勝間 380

事務局

山岸弘明 市原市八幡北町 2-12-12-501

本書制作にあたり左記の方々のご協力をいただきました。
謹んでお礼を申し上げます。

*

沢田賢吉様

茂手木洋様

森山正子様

千葉県文書館

飯香岡八幡宮

鈴木康夫様

宮吉五郎様

*

市原市教育委員会

市原市八幡公民館

市原市文化財研究会

古文書学習会

小出惣治様

皆川 清様

高澤 毅様

市原の古文書研究*第3集

勝間、能満、君塚、八幡村文書

*

勝間・沢田家文書

勝間・茂手木家文書

能満・森山家文書

県文書館・君塚村関係文書

飯香岡八幡宮文書①

八幡・鈴木家文書

*

発行 平成17年5月 日

非売品/謹呈、限定配付

*

市原の古文書研究会

市原市文化財研究会古文書学習会内

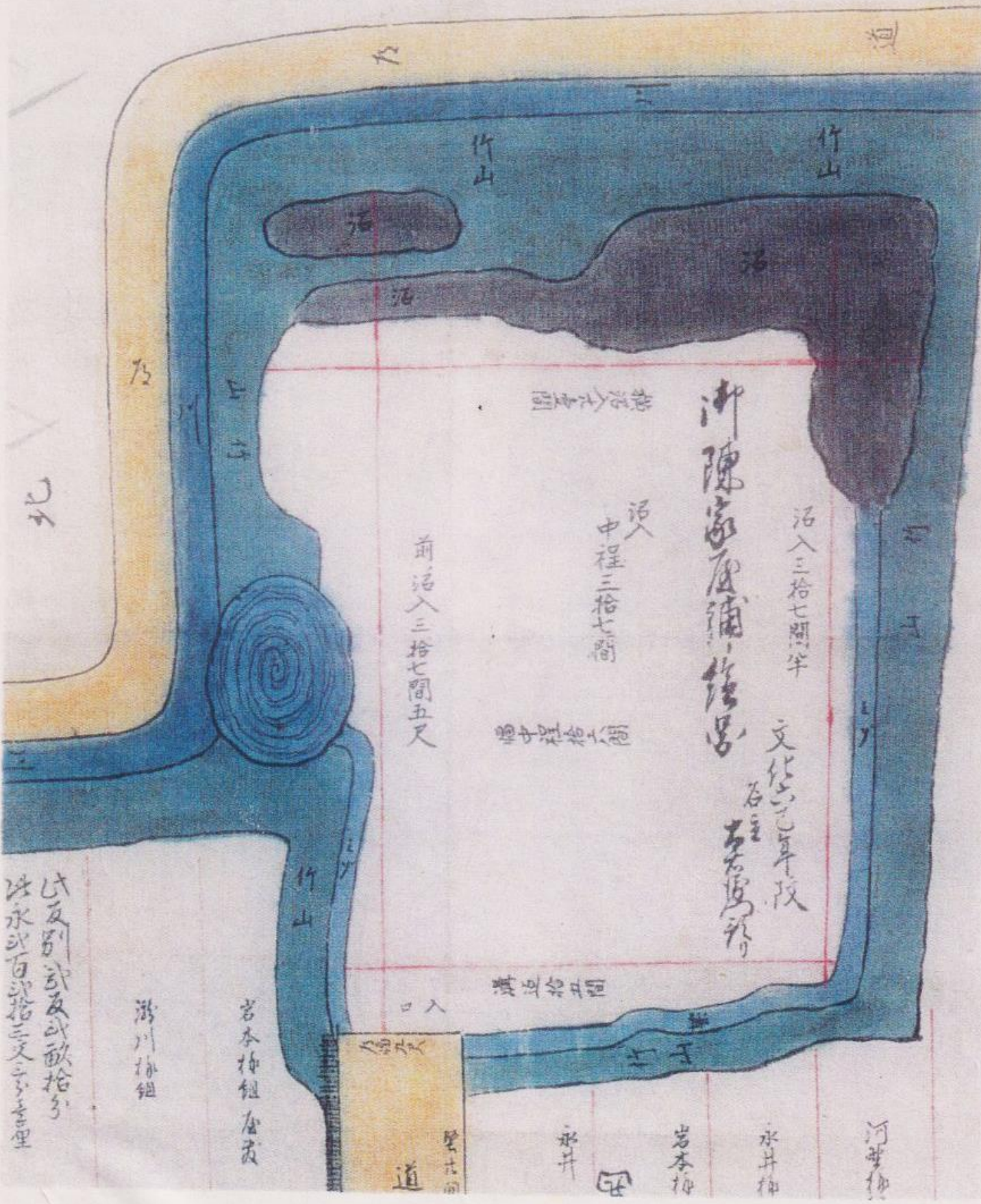
市原市八幡公民館サークル活動

講師 秋葉 平

代表(制作、発行) 山岸弘明

DVD BY 塚原 茂





御陳家（陣屋）屋敷の絵図（表紙は写図）